

入善町地域防災計画

入善町防災会議

目次

第1編 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 防災の基本方策	3
第3節 防災関係機関等の責務	5
第4節 町内の地形・気象と災害	13
第5節 町内の活断層と地震被害想定	18
第6節 津波の被害想定	27
第7節 一般災害の想定	31
第8節 町内の降積雪の状況と雪害	38
第9節 防災ビジョン（さらなる減災体制の強化に向けて）	39
第2編 風水害編	43
第1章 風水害予防対策	43
第1節 風水害に強いまちづくり	43
第2節 災害危険地域の予防措置	45
第3節 ライフライン施設等の安全性強化	48
第4節 防災活動体制の整備	55
第5節 救援・救護体制の整備	66
第6節 防災行動力の向上	81
第7節 文教・文化財施設等災害予防	91-2
第8節 防災営農・漁業体制の確立	91-3
第9節 竜巻・突風・雷対策	92
第10節 調査研究	93
第2章 風水害応急対策	94
第1節 予警報の伝達	94
第2節 災害未然防止活動の実施（水害・土砂災害対策）	99
第3節 応急活動体制	106
第4節 情報の収集・伝達	119
第5節 災害救助法の適用	126
第6節 広域応援要請・被災者受入計画	130
第7節 救助・救急活動	137
第8節 医療救護活動	139
第9節 避難活動	143
第10節 交通規制・輸送対策	153
第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給	156
第12節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策	160
第13節 警備活動	164
第14節 遺体の捜索、処理、埋葬及び火葬	165

第15節	ライフライン施設の応急復旧対策	168
第16節	公共施設等の応急復旧対策	170
第17節	農林水産業の応急対策	172
第18節	応急住宅対策	174
第19節	教育・文化財対策	177
第20節	応急公用負担	181
第21節	義援金品の受付・配布	182
第22節	火山応急対策	184
第3章	風水害復旧対策	186
第1節	住民生活安定のための緊急対策	186
第2節	激甚災害の指定	192
第3節	公共土木施設の災害復旧計画	193
第3編	火災編	195
第1章	火災予防対策	195
第1節	防災まちづくり	195
第2節	予防行政の充実強化	197
第3節	林野火災予防対策	197
第4節	大火危険気象に対する予防措置	198
第5節	防災活動体制の整備	199
第6節	救援・救護体制の整備	199
第7節	防災行動力の向上	199
第2章	火災応急対策	200
第1節	火災警報等の伝達	200
第2節	応急活動体制	201
第3節	情報の収集・伝達	202
第4節	消火活動	204
第5節	林野火災応急対策	206
第6節	災害救助法の適用	207
第7節	広域応援要請・被災者受入計画	207
第8節	救助・救急活動	207
第9節	医療救護活動	207
第10節	避難活動	207
第11節	交通規制・輸送対策	207
第12節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	207
第13節	廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策	207
第14節	警備活動	208
第15節	遺体の捜索、処理、埋葬及び火葬	208
第16節	ライフライン施設の応急復旧対策	208
第17節	公共施設等の応急復旧対策	208
第18節	応急住宅対策	208
第19節	教育・文化財対策	208

第3章 火災復旧対策.....	209
第1節 住民生活安定のための緊急対策.....	209
第2節 激甚災害の指定.....	209
第3節 公共土木施設の災害復旧計画.....	209
第4編 事故災害編.....	211
第1章 海上災害対策.....	211
第1節 海上災害予防対策.....	211
第2節 海上災害応急対策.....	213
第3節 海上災害復旧対策.....	215
第2章 航空災害対策.....	216
第1節 航空災害予防対策.....	216
第2節 航空災害応急対策.....	216
第3章 鉄道災害対策.....	218
第1節 鉄道災害予防対策.....	218
第2節 鉄道災害応急対策.....	219
第4章 道路災害対策.....	222
第1節 道路災害予防対策.....	222
第2節 道路災害応急対策.....	223
第3節 道路災害復旧対策.....	225
第5章 危険物等災害対策.....	226
第1節 危険物等災害予防対策.....	226
第2節 危険物等災害応急対策.....	230
第3節 危険物等災害復旧対策.....	233
第6章 原子力災害対策.....	234
第1節 総則.....	234
第2節 原子力災害事前対策.....	243
第3節 原子力災害応急対策.....	245
第4節 原子力災害中長期対策.....	249
第5編 地震・津波災害編.....	251
第1章 地震・津波災害予防対策.....	251
第1節 防災まちづくり.....	251
第2節 都市基盤等の安全性の強化.....	253
第3節 ライフライン施設等の安全性強化.....	255
第4節 津波に強いまちづくり.....	255
第5節 防災活動体制の整備.....	258
第6節 救援・救護体制の整備.....	258
第7節 防災行動力の向上.....	258
第8節 文教・文化財施設等災害予防.....	258
第9節 防災営農・漁業体制の確立.....	258
第10節 調査研究.....	258

第2章 地震・津波災害応急対策	259
第1節 応急活動体制	259
第2節 情報の収集・伝達	264
第3節 災害救助法の適用	270
第4節 広域応援要請・被災者受入計画	270
第5節 救助・救急活動	270
第6節 医療救護活動	270
第7節 消火活動	271
第8節 避難活動	271
第9節 交通規制・輸送対策	273
第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給	273
第11節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策	273
第12節 警備活動	274
第13節 遺体の捜索、処理、埋葬及び火葬	274
第14節 ライフライン施設の応急復旧対策	274
第15節 公共施設等の応急復旧対策	274
第16節 農林水産業の応急対策	274
第17節 応急住宅対策	274
第18節 教育・文化財対策	274
第19節 応急公用負担	274
第20節 義援金品の受付・配布	274
第3章 地震・津波災害復旧対策	275
第1節 住民生活安定のための緊急対策	275
第2節 激甚災害の指定	275
第3節 公共土木施設の災害復旧計画	275
第6編 雪害編	277
第1章 雪害予防対策	277
第1節 雪害に強いまちづくり	277
第2節 雪崩対策等の推進	277
第3節 都市基盤等の耐雪化	279
第4節 交通対策	285
第5節 防災活動体制の整備	288
第6節 救援・救護体制の整備	288
第7節 防災行動力の向上	288
第8節 農林水産業の雪害予防	289
第9節 商工業の雪害予防	290
第10節 文教・文化財施設等災害予防	291
第11節 調査研究	291
第2章 雪害応急対策	292
第1節 予警報の伝達	292
第2節 応急活動体制	292

第3節	情報の収集・伝達.....	294
第4節	交通の確保.....	295
第5節	自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪.....	297
第6節	災害救助法の適用.....	299
第7節	広域応援要請・被災者受入計画.....	299
第8節	救助・救急活動.....	299
第9節	医療救護活動.....	299
第10節	避難活動.....	299
第11節	交通規制・輸送対策.....	299
第12節	飲料水・食料・生活必需品等の供給.....	300
第13節	廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策.....	300
第14節	警備活動.....	300
第15節	遺体の捜索、処理、埋葬及び火葬.....	300
第16節	ライフライン施設の応急対策.....	300
第17節	公共施設等の応急復旧対策.....	300
第18節	農林業の被害拡大防止.....	300
第19節	商工業の被害拡大防止.....	301
第20節	応急住宅対策.....	302
第21節	教育・文化財対策.....	302
第3章	雪害復旧対策.....	303
第1節	住民生活安定のための緊急対策.....	303
第2節	激甚災害の指定.....	303
第3節	公共土木施設の災害復旧計画.....	303

修正 平成25年7月31日

修正 平成26年5月23日

修正 平成27年6月1日

修正 平成28年6月1日

修正 平成29年5月30日

修正 平成30年5月30日

修正 令和元年7月31日

修正 令和4年3月31日

第1編 総則

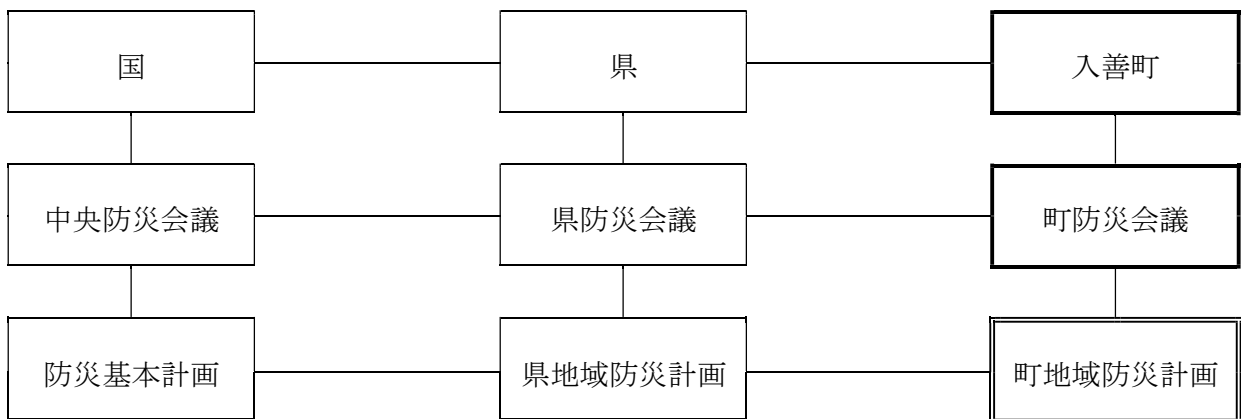
第1節 計画の目的

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、入善町防災会議が作成する計画であり、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、町域、そして住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいう。

【国、県及び入善町の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の構成

この計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第1編の「総則」に続いて、第2編「風水害編」、第3編「火災編」、第4編「事故災害編」、第5編「地震・津波災害編」、第6編「雪害編」とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに、「資料編」として、本計画に必要な関係資料を掲げる。

【計画の構成】

入善町地域防災計画	第1編 総則	
	第2編 風水害編	第1章 風水害予防対策
		第2章 風水害応急対策
		第3章 風水害復旧対策
	第3編 火災編	第1章 火災予防対策
		第2章 火災応急対策
		第3章 火災復旧対策
	第4編 事故災害編	第1章 海上災害対策
		第2章 航空災害対策
		第3章 鉄道災害対策
		第4章 道路災害対策
		第5章 危険物等災害対策
		第6章 原子力災害対策
	第5編 地震・津波災害編	第1章 地震・津波災害予防対策
		第2章 地震・津波災害応急対策
		第3章 地震・津波災害復旧対策
	第6編 雪害編	第1章 雪害予防対策
		第2章 雪害応急対策
		第3章 雪害復旧対策
	資料編	

3 計画の修正

この計画は、国及び県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正する。

4 計画の周知

この計画の内容は、町職員、防災関係機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、概要版を作成するなど、住民にも広く周知徹底するよう努める。

5 計画の運用・習熟

この計画については、日ごろから訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本方策

災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、安全な生活環境を確保することは、町の基本的責務であり、行政上最も重要な施策の一つである。

自然条件、社会条件の変化により、災害発生要因は複雑・多様化する傾向を見せており、災害の根絶には限界があることから、災害による人的被害・経済被害を最小化する「減災」のための備えをより一層充実する必要がある。

従って、住民、事業者及び行政が責任と役割を明確にして連携を図るとともに、周到かつ十分な災害予防に重点を置きながら、迅速かつ円滑な災害応急対策及び適切かつ速やかな災害復旧対策の充実強化を図る。

また、町、県その他の防災関係機関等は、相互に連携を取りながら、災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災関係機関等間、住民等の間、住民等と防災関係機関等の中で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

1 計画的な災害予防対策

- (1) 災害に強いまちづくりを実現するため、公共土木施設等の整備、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、密集市街地の整備等を推進するとともに、ライフライン施設・廃棄物処理施設等の安全性強化により都市基盤の安全性を確保する。
- (2) 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設、通信連絡体制、緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ、関係機関との連携強化、相互応援体制の充実により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所及び避難所・生活救援物資等の確保、ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。
- (3) 日ごろから災害に備えるために、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災意識の高揚、自主防災組織等の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等の災害時に特に配慮を要する者。以下同じ。）の把握、支援及び啓発等により地域の防災力を向上させるとともに、災害対策等の調査研究を推進する。
- (4) 事故災害防止のため、道路管理者、鉄道事業者、船舶の所有者等、航空事業者及び危険物等施設の管理者等は、関係法令を遵守し、施設・設備等の安全性を確保するとともに、安全な運行等に努める。また、これらに関する安全監督担当機関及び関係施設の管理者は、関係事業者に対して安全規程遵守のための検査・指導を徹底し、また、施設の安全管理に万全を期するなど、事故災害の発生予防に努める。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

- (1) 気象予報及び警報、火災警報等の情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民への周知徹底を図る。特に、土砂災害等の災害危険区域において、災害が発生するおそれがあるときは、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに高齢者等避難、避難指示を発令するなど、災害未然防止活動を実施する。

- (2) 災害の発生直後又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ的確な初動体制を取るために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発生直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の収集・伝達を行う。また、大規模な被災のときは、県に対し、速やかに災害救助法（昭和22年法律第118号）適用の申請を行うとともに、広域応援を要請する。
- (3) 人命救助を最優先とし、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、同時多発的な火災に対しては、住民、自主防災組織、事業所・企業及び消防機関が一致協力して消火活動を行うとともに、大規模災害時には、県に対し緊急消防援助隊等の応援を要請する。
- (4) 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導、避難所の適切な運営管理等の避難受け入れ活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動を行う。
- (5) 社会諸機能の応急復旧活動として、電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン施設や公共土木施設、社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、自宅が被災した避難者を救援するための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。
- (6) 海上、航空、鉄道、道路及び危険物等施設における大規模な事故災害時においても、自然災害のときと同様に、防災関係機関は速やかに初動体制を取り、災害応急対策を実施する。

3 速やかな災害復旧対策

- (1) 住民生活安定のための緊急対策として、生活相談実施、見舞金支給、被災者生活再建支援金制度の活用等、自立的生活再建を支援する。また、被災した中小企業者・農林漁業者への融資等を通じた支援を行い、早期の事業再建を図る。
- (2) 被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害の指定に関する措置を講ずるとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害発生時等の指導・助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。

第3節 防災関係機関等の責務

本節は、町及び県並びに町域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し、処理すべき事務又は業務を示す。

1 防災関係機関及び住民等の責務

町、県及び防災関係機関並びに住民及び事業所・企業は、本計画に基づき、次の防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

(1) 町

- ア 公園、道路等の防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、公民館等の公共施設及び公共土木施設の安全性、耐震性を強化する。
- イ 地域の防災拠点施設及びコミュニティー拠点施設や、住民への確かな情報を伝達するための防災行政無線を計画的に整備する。
- ウ 災害危険区域等での土砂災害等を未然に防止するため、住民への危険性の周知徹底、避難体制の整備を図る。
- エ 消防施設・設備の充実や消防団の活性化等により消防力を強化するとともに、消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等を活用するための場外離着陸場を確保する。
- オ 食料・飲料水・生活必需品等の備蓄、避難所となる施設・設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。
- カ 住民の自主防災意識の高揚を図るため、地域の防災拠点施設に消火・救助資機材を計画的に配備する等、自主防災組織の育成を積極的に推進し、地域の防災力を高めるとともに、住民に対して研修、広報、訓練等を実施し、防災活動の普及啓発に努める。
- キ 災害時においては、ボランティアにより行われる防災活動が重要な役割を果たすことから、その自主性を尊重しつつ、災害時においては、その拠点となるべき場所、物資、情報等を適宜提供するなど、ボランティアとの連携に努める。

(2) 県

- ア 災害から県土を守るため、山地保全事業、河川保全事業、海岸整備事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等、施設についても計画的に整備する。
- イ 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し、財政的支援を行う。
- ウ 市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。
- エ 市町村その他の防災関係機関等との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察、自衛隊、伏木海上保安部その他関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。
- オ 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織の育成を支援する。
- カ 事故災害防止のために、道路、空港等の施設設備の整備を推進する。また、危険物施設

等の安全性の確保のための検査・指導を徹底する。

(3) 防災関係機関

- ア 住民生活に密着する電力、ガス、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のための体制整備を図るとともに、施設の安全化について計画的に整備する。
- イ 消火、救助活動等を実施する消防、警察、自衛隊及び伏木海上保安部並びに公的医療関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動の総合力の向上に努める。
- ウ 報道機関は、気象予警報及び火災警報等を受信したときは、速やかに放送を行い、住民に対して周知するよう努めるとともに、災害に関する情報の提供に努める。
- エ 鉄道、バス、航空、船舶等の輸送事業者等は、施設等の安全性の強化、安全運行体制の確立及び防災資機材等の整備充実等の事故災害対策の推進に努める。

(4) 住民

- ア 「自分の身は自分で守る」という自助の観点から、家屋の耐震補強、最低3日分の非常食・飲料水等の備蓄、災害危険区域における自主避難等、自ら災害に備えるための対策を講ずる。
- イ 「みんなのまちはみんなで守る」という共助の観点から、自主防災組織の結成、育成に努める。
- ウ 地域の防災拠点施設に配備された消火・救助等資機材を活用した防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、町及び県が実施する防災訓練に積極的に協力参加し、地域防災力の向上に努める。

(5) 事業所・企業

- ア 町、県の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の耐震・不燃化等に努める。
- イ 消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や、自衛消防隊の設置・訓練等を通じて事業所・企業の防災力を向上させるとともに、町及び県が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進する。また、町、県とともに、防災訓練への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、こうした取り組みに資する情報提供等を進めるものとする。
- ウ 危険物施設等の管理者等は、施設・設備の安全性強化等に努め、事故災害の防止を図るものとする。
- エ 町及び県は、事業所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰等により、事業所・企業の協力による地域の防災力向上を図る。

2 防災関係機関等の業務大綱

町、県並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ防災に寄与するものとする。

また、災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけでなく、自ら身を守る「自助」をはじめ、防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民、ボランティア、企業等の連携も含めた「共助」が必要である。

このためにも、住民及び事業所・企業が日ごろから自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ、防災関係機関が行う防災活動と連携・協力できるよう促進するものとする。特に、事

業所・企業においては、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅が困難な従業員の保護のために、非常食の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策を推進するよう図るものとする。

なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 町

事務又は業務の大綱	
1	入善町防災会議に関する事。
2	災害対策の組織の整備に関する事。
3	気象予警報等の情報伝達に関する事。
4	防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事。
5	避難指示等に関する事。
6	被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事。
7	被災者の救助、救護に関する事。
8	災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事。
9	消防活動及び水防対策に関する事。
10	水道事業の災害対策に関する事。
11	児童、生徒に対する応急教育に関する事。
12	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事。
13	浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事。
14	食料、飲料水、医療品、生活必需品の備蓄に関する事。
15	災害救援ボランティアの受入調整等に関する事。
16	自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事。
17	要配慮者の支援に関する事。
18	事業所・企業などの民間団体の協力を確保に関する協定の締結に関する事。
19	被災者の心身の健康の確保に関する事。
20	被災者に対する適切な情報の提供及び被災者からの相談に関する事。

(2) 県

事務又は業務の大綱	
1	県防災会議に関する事。
2	災害対策の組織の整備に関する事。
3	気象予警報等の情報伝達に関する事。
4	災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事。
5	被災者の救援、救護に関する事。
6	自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事。
7	災害時における交通規制及び輸送確保に関する事。
8	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事。
9	浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事。
10	非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事。

11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事。
12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事。
13 災害時における犯罪の予防、取り締まりなど社会の秩序維持に関する事。
14 被災産業に対する融資等に関する事。
15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事。

(3) 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北陸総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報通信の確保に関する事。 2 災害時における非常通信の運用監督に関する事。 3 非常通信協議会の育成指導に関する事。
北陸財務局 富山財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資に関する事。 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事。 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の上合いに関する事。 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付に関する事。 5 避難場所として利用可能な国有財産（未利用、庁舎、宿舎）の情報収集及び情報提供に関する事。
富山労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における工場、事業場の労働災害の防止に関する事。 2 災害時における雇用対策に関する事。
北陸農政局富山県拠点	<ol style="list-style-type: none"> 1 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事。 2 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関する事。 3 農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関する事。 4 災害時における応急用食料の緊急引き渡しに関する事。 5 政府所有米穀の売却及び災害時における応急供給に関する事。 6 応急用食料・物資の支援に関する事。
中部森林管理局 富山森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による災害予防に関する事。 2 保安林、保安施設、地滑り防止施設等の整備及び防災管理に関する事。 3 国有林野の火災防止等保安全管理に関する事。
中部経済産業局 電力・ガス事業 北陸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業の被害情報に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害時における物資の安定的供給確保に関する情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関する事。
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関する事。
北陸地方整備局 黒部河川事務所及び 富山河川国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 黒部川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報等の水防情報に関する事。 2 黒部川流域の砂防工事に関する事。

機関等の名称	事務又は業務の大綱
黒部国道維持出張所	3 富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関すること。 4 一般国道8号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること。 5 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 6 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 7 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること。
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関すること。 3 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関すること。
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	1 海上災害時における救助及び救難に関すること。 2 海上交通の安全確保及び治安の維持に関すること。 3 海上災害の防止対策及び応急措置に関すること。 4 船舶等への気象警報の伝達等に関すること。 5 災害時における援助に関すること。
北陸地方測量部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
中部地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 災害時における廃棄物に関すること

(4) 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 入善町内各郵便局	1 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策に関すること。
日本銀行富山事務所	1 通貨の円滑な供給確保に関すること。 2 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社 (JR西日本)金沢支社	1 鉄道輸送の安全確保に関すること。 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。
中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道（黒部IC～朝日IC）の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関すること。
西日本電信電話株式会社 (NTT西日本)富山支店 株式会社NTTドコモ	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 2 災害時における緊急通話の確保に関すること。

機関等の名称	事務又は業務の大綱
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	
日本赤十字社 県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護に関すること。 2 災害時の血液製剤の供給に関すること。 3 義援金の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること。 4 その他、奉仕団が行う炊き出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関すること。
日本放送協会（NHK） 富山放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。 3 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関すること。
北陸電力株式会社 新川支店及び 関西電力株式会社 北陸支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。
北陸電力送配電株式会社富山支社新川配電部及び 関西電力送配電株式会社北陸電力本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。
日本通運株式会社 富山支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急輸送の確保に関すること。

(5) 指定地方公共機関、その他公共的団体

機関等の名称	事務又は業務の大綱
あいの風とやま鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道輸送の安全確保に関すること。 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。
入善町管内土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。
新川地域消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する施設・組織の整備と訓練の協力に関すること。 2 災害による被害の調査及び情報の収集に関すること。 3 災害の防除及び拡大防止に関すること。 4 救助・救急及び被災者の保護に関すること。 5 避難誘導に関すること。 6 県防災ヘリコプター、ドクターヘリ等の要請に関すること。 7 緊急消防援助隊及び富山県市町村消防総合応援協定に基づく応援要請に関すること。 8 その他災害対策に関すること。
新川広域圏事務組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物（不燃物）処理、し尿処理及び汚泥処理に関するこ

機関等の名称	事務又は業務の大綱
	と。
下新川郡医師会及び 入善町医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること。
みらーれTV (新川広域圏事務組合)	1 住民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。
入善町社会福祉協議会	1 義援金品の募集、被災者の救援その他町が実施する応急対策についての協力に関すること。 2 ボランティアとの連携に関すること。 3 災害時におけるボランティアの受け入れ及び派遣に関すること。
みな穂農業協同組合	1 町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農産物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 4 農業生産資材機材及び農家生活資材の確保とあっせんに関すること。
新川森林組合及び 舟見生産森林組合	1 町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 被災組合員に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 3 防災に関する情報の提供に関すること。
入善漁業協同組合	1 町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 被災組合員に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 3 防災に関する情報の提供に関すること。
入善町商工会	1 町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 被災商工業者に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 3 物価安定についての協力に関すること。 4 救助用物資及び復旧資材の確保、協力及びあっせんに関すること。
入善建設業協会	1 災害時における応急対策及び災害復旧の協力に関すること。
町内会等の自治組織	1 自主防災組織の育成及び災害時における応急対策の協力に関すること。
入善町連合婦人会 入善町赤十字奉仕団 等団体	1 災害時における応急対策の協力に関すること。

(6) 防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務の大綱
防災対象物の管理者	1 避難施設の整備及び避難等の訓練の実施に関すること。 2 災害時における応急対策及び被災施設の災害復旧の実施に関すること。

危険物等施設の管理者	1 施設の整備等災害予防対策の実施に関すること。
	2 災害時における危険物等の保安措置の実施に関すること。

(7) 自衛隊

機関等の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関する こと。 2 災害時における応急復旧活動に関すること。

3 住民及び事業所・企業の取るべき措置

(1) 住民

取るべき措置
1 災害時の被害を最小化するため、地域住民と相互に協力するとともに、町及び県が行う防災事業に協力し、自身の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。 2 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や最低3日分の非常食、飲料水等の備蓄をするなど、自ら災害に備えるための対策を講ずるとともに、町及び県が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。 3 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努めるものとする。

(2) 事業所・企業

取るべき措置
1 自衛消防隊を組織し消防防災体制を整備するとともに、町及び県が実施する防災事業に協力するものとする。 2 事業活動に当たっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害時の被害を最小化するため最大の努力を払うものとする。 3 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画の策定に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、非常食の備蓄、施設の耐震化、想定被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第4節 町内の地形・気象と災害

1 町内の地形、気象、その他状況

入善町の地形、気象、人口及び経済の状況を防災対策の観点から捉え、災害の想定、各種対策の基本的な前提とする。

(1) 地形

入善町は富山県の東部に位置し、東は小川を隔てて朝日町に、西は黒部川を境として黒部市に隣接している。南方は北アルプスの連山、負釣山から北方は日本海に至る。

黒部川は、北アルプスの中央にある鷲羽岳に源を発し、延長約85kmのわが国屈指の急流河川である。流域は、薬師沢出会から上流の渓谷と、その下流の峡谷部及び愛本地先から下流の扇状地に区分される。流域平均年降水量としては日本最大で、梅雨期の雨と冬期の降雪で形成され、多雨雪流域の上に、夏まで続く融雪水のため、年間を通じて豊富な水量を流出する。

小川は、黒部川とほぼ平行し、流域は一般に勾配が急で、水源地から8.5km下流において黒部川扇状地に流入し、舟川と合流して日本海に注いでいる。

海岸線は、11.5kmに及ぶ弧状を描いており、冬期や台風期に日本海を北上する低気圧による波浪、さらには、河川から供給する流出土砂量の減少による越波や海岸浸食が著しく、数多くの家屋が移転を余儀なくされてきた。

町の土地の多くを占める黒部川扇状地は、黒部川の河口部に展開する典型的な臨海扇状地である。扇状地の勾配は1/80～1/120で、砂礫土が多い。黒部四十八ヶ瀬とのいわれを物語るように、旧河道には、かつて多発した洪水と急流を表徴する最大1mを越える巨礫も認められる。その一方、舟見野台地は、礫層の上に約1mの赤土が覆っている。

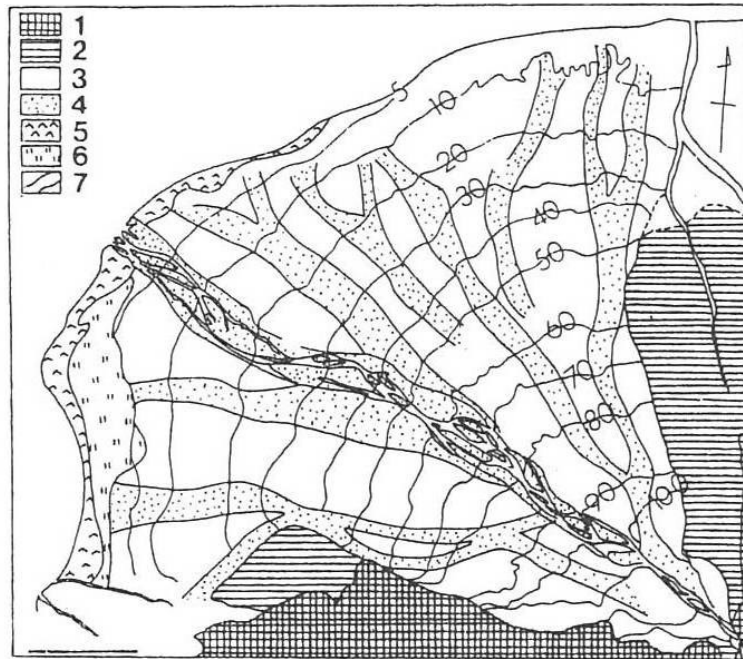
本町の中心市街地域には、断層が見られないが、町南東部には、朝日町から上市町に至る魚津断層帯※が走っている。

※本町を含む富山平野東縁については、活断層研究会編「日本の活断層」（1991年）によって、親不知断層、不動堂断層、黒菱山断層、石垣平断層、大浦断層などの主に南東側隆起の活断層が示されていた。その後、大縮尺空中写真を用いた詳細な判読に基づいた研究により、従来知られている位置よりも北西側（平野側）に断層を認定し、これらの長さ約32kmの断層帯が魚津断層帯として命名されている。（文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）「魚津断層帯の長期評価について」より）

役場の位置	東経 137° 30' 08" 北緯 36° 56' 01" 海拔 26.5m
最高の標高	負釣山 959.3m

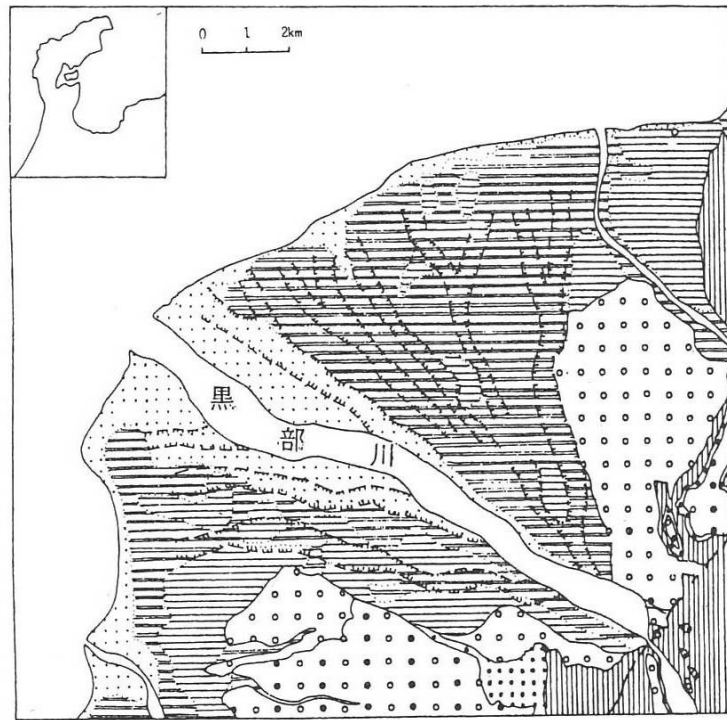
東経 137° 25' 33" ～ 137° 36' 39"	面積 71.25km ²	広ぼう	東西 12.2 km
黒部川河口 舟見奥山東端			南北 16.5 km
北緯 36° 51' 06" ～ 36° 57' 40"			周 囲 42.5 km
舟見奥山南端 小川河口			海岸線 11.5 km

【地形分類図】



- | | |
|--------------|---------|
| 1. 旧期開析扇状地 | 5. 砂州 |
| 2. 新时期開析扇状地 | 6. 後背湿地 |
| 3. 現扇状地面 | 7. 等高線 |
| 4. 現河道および旧河原 | |

【表層地質図】



- | | | | | | | | | |
|--------|--------|------|--------|------|---------|---------|----------|--------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 1. 現河床 | 2. 旧河床 | 3. 砂 | 4. 砂、泥 | 5. 泥 | 6. 低位礫層 | 7. 高位礫層 | 8. 具羽山礫層 | 9. 基盤岩 |

(2) 気象

冬の気象は、北西の季節風によって代表される。強い風、大量の雪、寒さなど、いずれも災害をもたらす要素である。

春になると、日本付近を発達した低気圧が頻繁に通るようになる。時には台風並みに、急激に発達して漁船に大きな被害を与えることがある。

春から夏に移り変わる境目の頃には、梅雨という雨期がある。

夏から秋にかけては、台風が襲来する。風水害を起こす最たるものは何と言ってもこの台風である。(北日本新聞社出版部発行、富山地方気象台編集「とやまのお天気」)

※資料1-1 気象

※資料1-2 既往最大波高

(3) 人口・経済

ア 人口

国勢調査によると、本町の人口は、平成2年の29,625人をピークに減少傾向にあり、平成22年には27,182人となっている。

平成22年の年齢別3階層人口は、年少人口(0~14歳)が3,279人、生産年齢人口(15~64歳)が16,164人、老年人口(65歳以上)が7,727人となっている。65歳以上の人口の割合は年々増加しており、平成22年では28.4%(全国23.0%、県26.1%)と、人口減少に加え、少子高齢化の進行は看過できない状況である。

世帯数は、昭和50年の6,943世帯から平成22年には8,658世帯となっている。1世帯当たりの平均人員は、昭和50年の4.1人から平成22年には3.1人となっており、核家族化が進行している。このように人口減少、少子高齢化の進行、核家族化など防災面での対応が求められるところである。

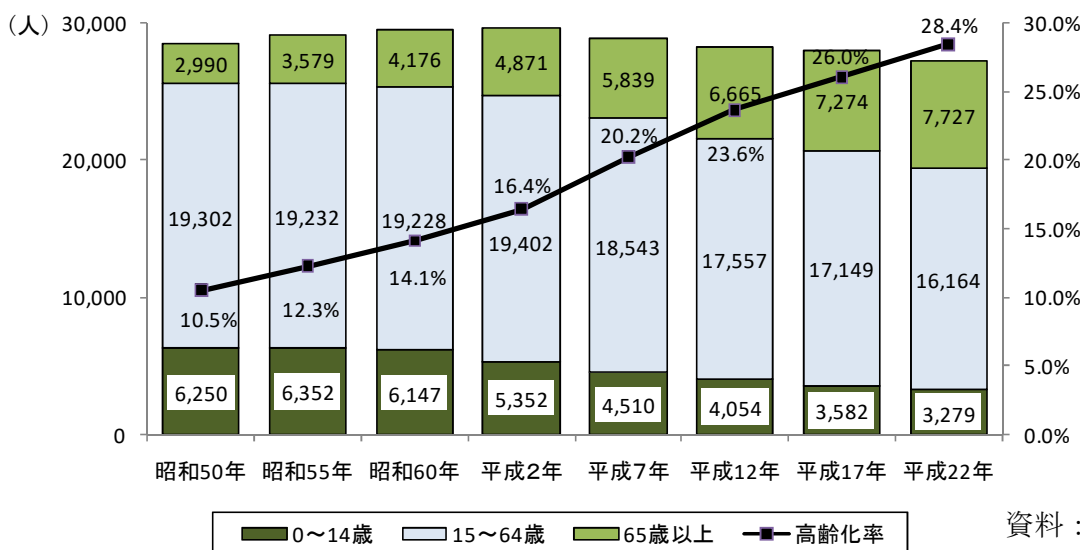
※資料1-3 世帯数及び人口

※資料1-4 5歳階級別人口

※資料1-5 産業別就業人口の推移

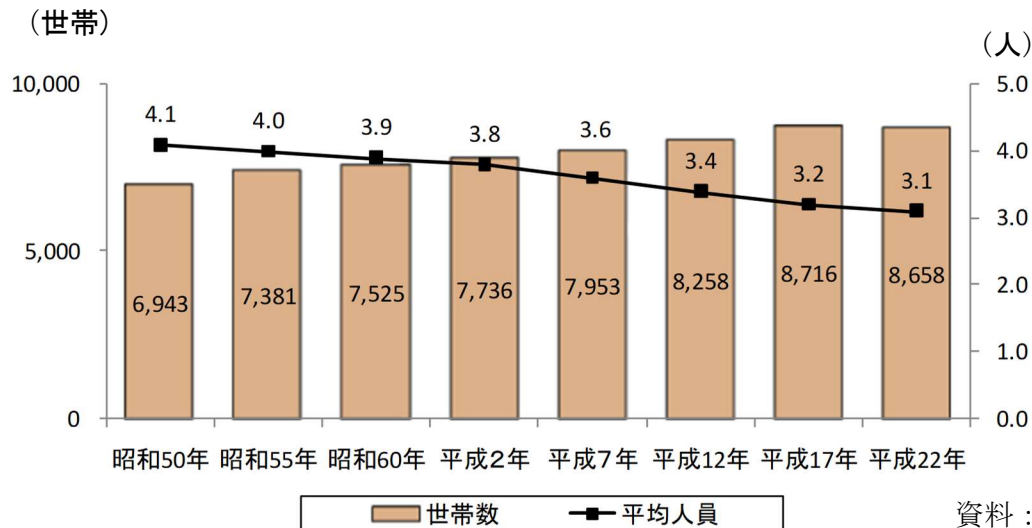
※資料1-6 通勤通学の状況

【人口の推移】



資料：国勢調査

【世帯数と1世帯当たり平均人員の推移】



イ 経済

集落の形態は家々が散在する、いわゆる「散居村」であるが、農地の圃場整備事業の完了によって農家の余剰労働力を吸収するための企業誘致や、分譲宅地の造成、都市計画事業等の推進で、近年は市街地周辺区域に住宅が集中する傾向がある。また、都市化の進行や農業離れが進み、第2次、第3次産業の就業者の増加等で、町外に通勤、通学する人が多くなったことから、昼夜間人口の差が大きい点についても防災面での対応が求められるところである。

(4) 交通機関の発達

大量輸送機関である鉄道の発展、北陸自動車道といった高速交通網の整備により、利便性は向上したが、自然災害や事故災害による多数の被害者等の発生の危険性をはらんでいる。また、多数の自動車によって引き起こされる交通混乱によって、被害が拡大されることが懸念される。

(5) 生活環境の変化

ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られるが、災害による、これら施設への被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(6) コミュニティー活動の停滞

都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティー活動の停滞が見られる。地域において被害を少しでも軽減するためには、「みんなのまちはみんなで守る」という、住民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力を向上させることが必要である。

(7) 要配慮者の増加

高齢化率の上昇に伴い要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ

細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

(8) 男女共同参画の視点を取り入れた防災

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定の過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(9) 感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

2 災害記録

入善町の地域内で発生した過去の災害を知るとともに、防災対策の重要性を確認し、各災害に対する予防及び応急対策を検討するものとする。

(1) 黒部川の災害記録

※資料 2-1 黒部川護岸の災害記録（右岸）

※資料 2-2 昭和44年黒部川水害被害状況

(2) 小川の災害記録

※資料（2-3）

(3) 舟川の災害記録

※資料（2-4）

(4) 火災記録

※資料（2-5）

(5) 浪害記録

※資料（2-6）

(6) 過去の主な雪害

※資料（2-7）

(7) 過去の地震

※資料（2-8）

第5節 町内の活断層と地震被害想定

今後、本町で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく地震災害対策を推進する上での前提となるものである。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が推進する地震災害対策に資するだけでなく、防災関係機関や住民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。

なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件によって大きく変化することに留意し、本町近郊及び県内の活断層、過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要がある。

1 地震の適切な設定と対策の基本的な考え方

地震災害対策の検討に当たり、県が実施した地震シミュレーション調査の結果及び地震調査研究推進本部の長期評価を踏まえ、最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性に基づき対策を推進するものとする。

2 活断層等の状況

(1) 活断層

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）が見られる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第四紀（約258万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では、地震予知の観点からその存在は特に重要視されており、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が進められつつある。

全国の主要な活断層については、地震調査研究推進本部により、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）が評価され、随時公表されている。

現在公表されている県内の活断層のうち、本町に最も影響を及ぼすと思われる活断層は、魚津断層帯である。

(2) 魚津断層帯（地震調査研究推進本部による長期評価より）

地震調査研究推進本部は、全国の主要な113の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等の評価している。

魚津断層帯は、全国の主要な110の内陸型活断層の一つであり、朝日町から入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、上市町に至る断層帯である。全体の長さは約32kmで、おおむね北北東—南南西方向に延びる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴う。

平均的な上下方向ずれの速度は、約0.3m／千年以上の可能性があり、また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づく、平均活動間隔は8,000年程度以下の可能性がある。

一方、先史時代、歴史時代の活動からは、魚津断層帯の活動を直接示すような被害地震は

知られていない。このため、最新活動時期の特定ができなく、地震が発生する長期確率は、更新過程(地震の発生確率が時間と共に変動するモデル)を用いて評価することができない。従って、地震の発生確率については、信頼度の低い平均活動間隔を用いた計算であることに十分留意する必要がある。

また、過去の活動に関する資料がほとんど得られていないため、将来における地震発生の可能性について十分な検討ができない段階にあり、過去の活動履歴を明らかにするための基礎的なデータを集積する必要がある。

【県内の活断層の分布図】



出典：地震調査研究推進本部

【魚津断層帯の概要】

断層	項目	内容
魚津断層帯	方向	北北東—南南西方向
	延長、位置	約32km
	最新活動時期	不明
	平均変位速度	約0.3m／千年程度（上下成分）
	1回のずれの量	2～3m程度（上下成分）
	平均的な活動間隔	8,000年程度以下

断層	項目	内容
	断層諸元	南東傾斜 南東側隆起の逆断層 マグニチュード7.3
	地震発生確率	今後 30年以内の発生確率 0.4%以上 今後 50年以内の発生確率 0.6%以上 今後100年以内の発生確率 1%以上 今後300年以内の発生確率 4%以上

出典：地震調査研究推進本部

(3) 富山県にかかわる活断層との比較（地震調査研究推進本部による長期評価より）

富山県に関わる活断層の地震評価については、平成14年12月（平成20年5月一部改訂）の「砺波平野断層帯」「呉羽山断層帯」、平成16年9月の「跡津川断層帯」「庄川断層帯」、平成17年3月の「牛首断層帯」、平成19年5月の「魚津断層帯」、平成13年12月（平成25年11月に一部改正）に森本・富樫断層帯、平成17年3月に邑知潟断層帯の長期評価結果が、それぞれ公表されている。

地震発生確率では、砺波平野断層帯東部、呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は「高いグループ」、砺波平野断層帯西部、魚津断層帯及び邑知潟断層帯は「やや高いグループ」に属する。

※30年以内の地震発生確率が、3%以上は「高いグループ」に、また、0.1%以上～3%未満は「やや高いグループ」としている。

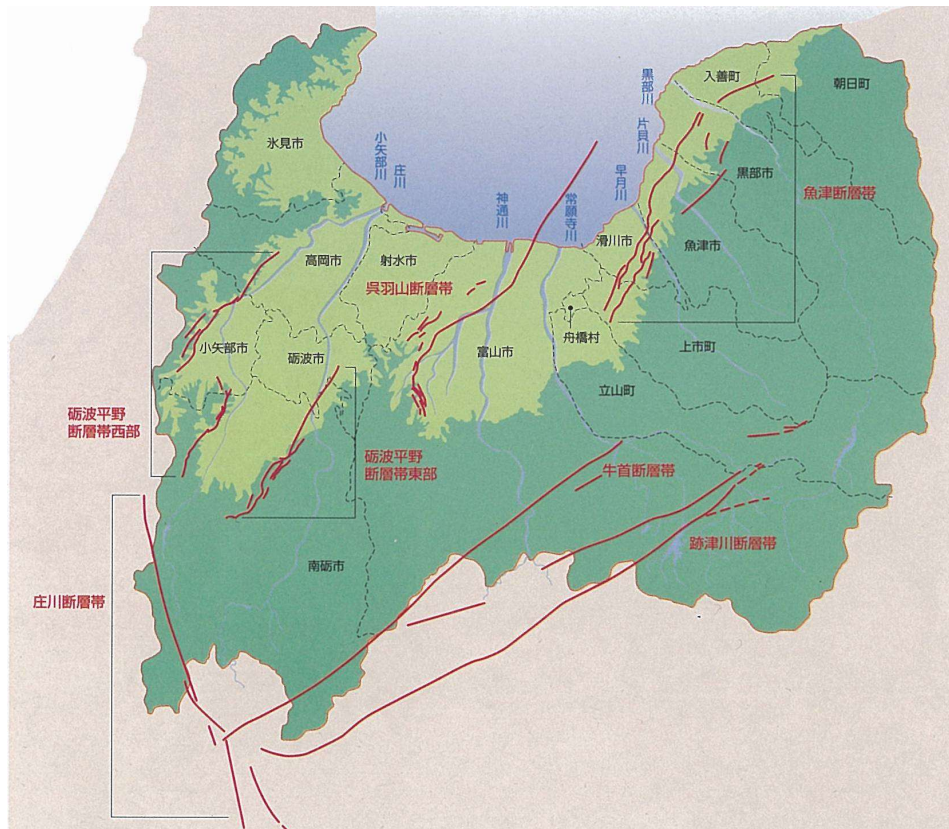
【長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）】

活断層名	地震規模	30年以内の地震発生確率	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	ほぼ0～2%若しくはそれ以上	約6,000～12,000年 若しくはそれ以下	約6,900年前～1世紀
砺波平野断層帯東部 (高清水断層)	M7.0	0.04～6%	3,000～7,000年程度	約4,300～3,600年前
呉羽山断層帯	M7.2	ほぼ0～5%	3,000～5,000年程度	約3,500年前～7世紀
跡津川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約2,300～2,700年	1,858年飛越地震
庄川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約3,600～6,900年	11～16世紀
牛首断層帯	M7.7	ほぼ0%	約5,000～7,100年	11～12世紀
魚津断層帯	M7.3	0.4%以上	8,000年程度以下	不明

【その他本県に影響を及ぼす活断層】

活断層名	地震規模	30年以内の地震発生確率	平均活動間隔	最新活動時期
森本・富樫断層帯	M7.2	2～8%	1,700～2,200年程度	約2,000年前～4世紀
邑知瀉断層帯	M7.6	2%	1,200～1,900年程度	約3,200年前～9世紀

【富山県内の断層の位置】



出典：富山県地域防災計画

【参考 1995年兵庫県南部地震発生直前における確率】

活断層名	地震規模	30年以内の地震発生確率	平均活動間隔	最新活動時期
六甲・淡路島断層帯主部淡路島西岸区間 (野島断層を含む区間)	M7.3	0.02～8%	約1,700年～3,500年	

【参考 2011年東北地方太平洋沖地震発生直前における確率】

地震名	地震規模	30年以内の地震発生確率	平均活動間隔	最新活動時期
東北地方太平洋沖地震	M9.0	10～20%	600年程度	約500～600年前

【参考 2016年熊本地震発生直前における確率】

活断層名	地震規模	30年以内の地震発生確率	平均活動間隔	最新活動時期
布田川断層帯	M7.3	ほぼ0～0.9%	8,100年～26,000年程度	約6,900年前以後～約2,200年前以前

出典：富山県地域防災計画

3 過去の地震

過去の地震については、1586年（天正13年）の天正の大地震と、1858年（安政5年）の安政大地震により、住家等の倒壊、地割れ、噴水、噴泥等の大きな被害を受けたことが古文書等で確認されている。

4 地震被害想定

（1）地震の想定

地震には、海溝型地震と内陸型地震があるが、過去の記録から見ると、本町に影響を及ぼすおそれのある地震は、活断層による内陸型地震が考えられる。

中でも本町に最も影響を及ぼす活断層であると思われる「魚津断層帯」を、主たる震源発生源として、地震の被害想定を行うものとする。

魚津断層帯を震源とする地震については、地震調査研究推進本部による長期評価より、震度予測のみが公表されている。

また、参考として、県が実施した地震調査研究事業の結果を踏まえ、跡津川断層帯、呉羽山断層帯を震源とする地震が発生した場合の想定についても比較するものとする。

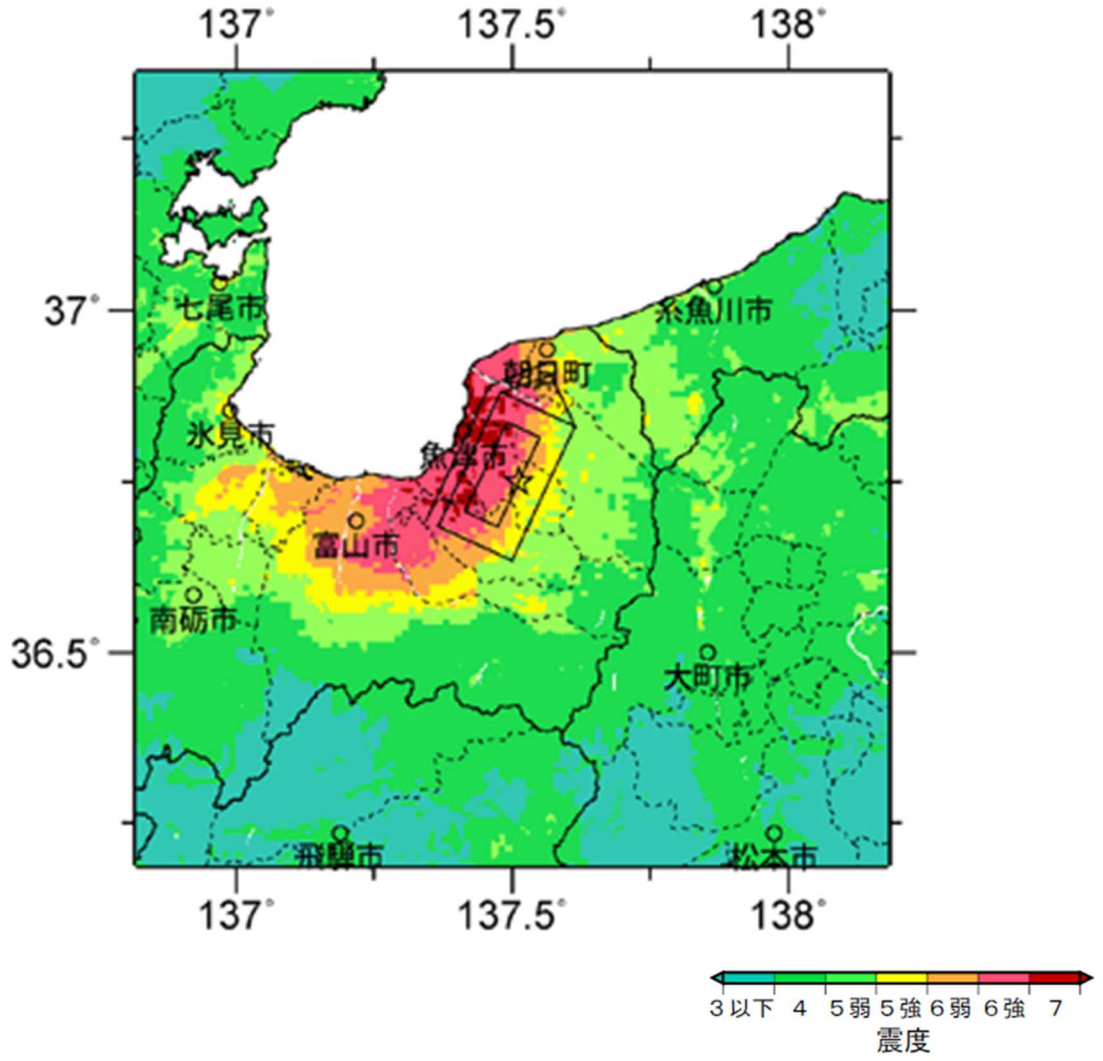
（2）被害の想定

ア 予測震度分布

魚津断層帯等による地震の予測震度は、次の地震予想震度分布図のとおりである。本町では、魚津断層帯による地震の場合、最大で震度6強が想定されている。

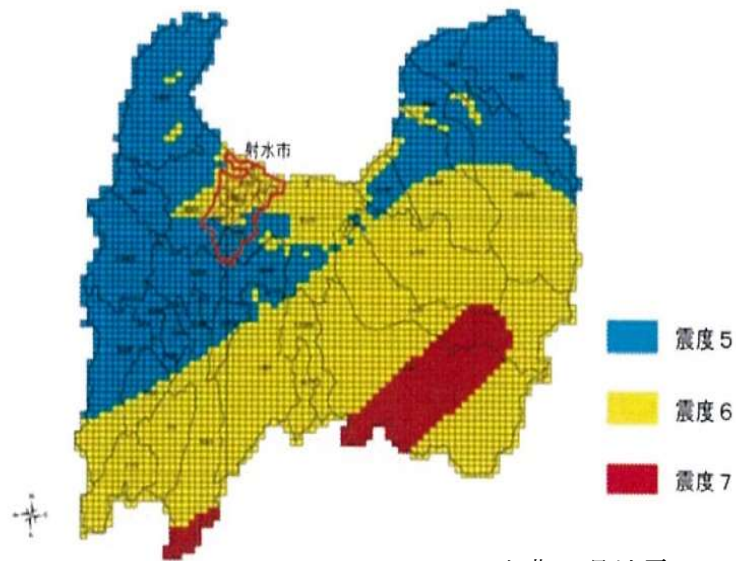
また、跡津川断層帯の地震では震度5程度が、また、呉羽山断層帯の地震では震度6弱が想定されている。

【魚津断層帯地震予想震度分布図】



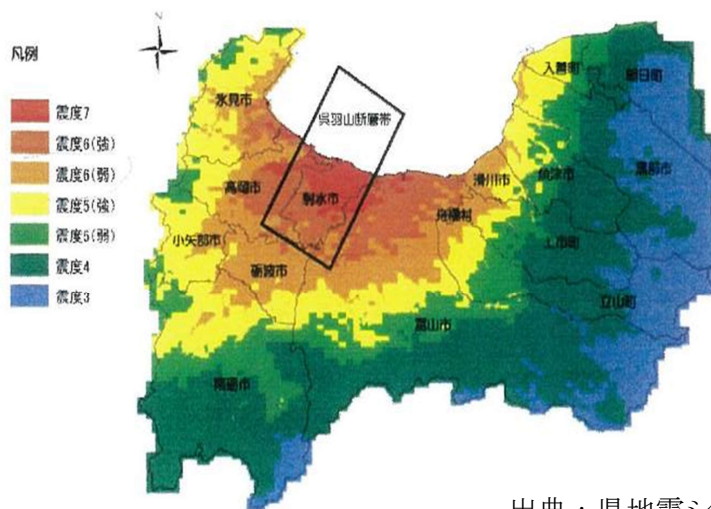
出典：地震調査研究推進本部

【跡津川断層地震予想震度分布図】



出典：県地震シミュレーション調査

【呉羽山断層帯地震予想震度分布図】



出典：県地震シミュレーション調査

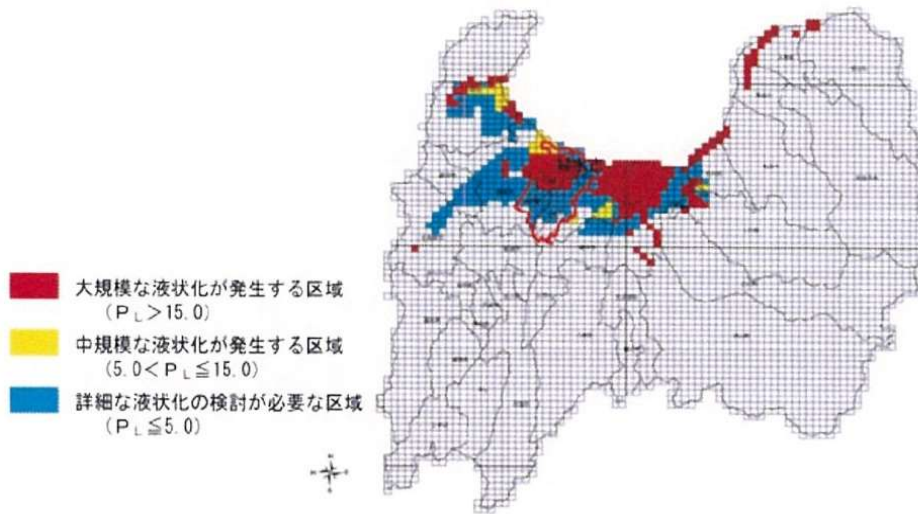
イ 地盤の液状化

魚津断層帯の地震による地盤の液状化の想定については、長期評価では示されていないことから、跡津川断層帯及び呉羽山断層帯に関する県の被害想定を、以下に記載する。

県内では、海岸付近において、液状化の可能性が極めて高いと想定されている。また、内陸部で液状化が発生すると考えられる地域は、旧河道及び谷底低地である。

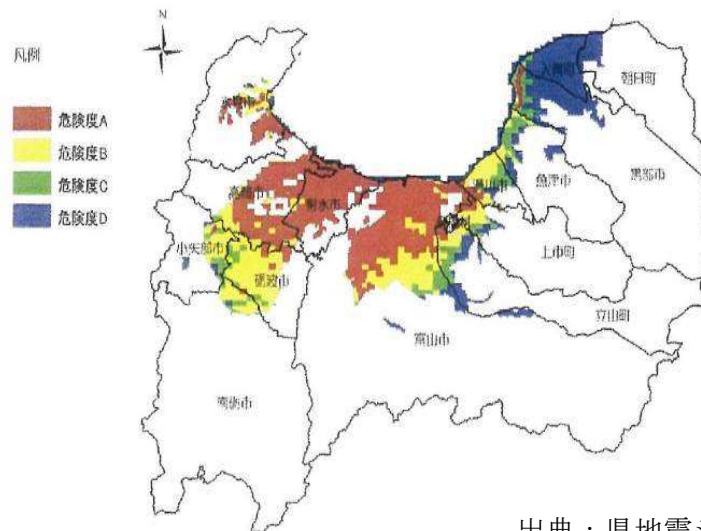
こうした地域を持つ市町村は、液状化のおそれのある地域面積の多い順から、富山市、射水市、高岡市となっており、本町においては、跡津川断層帯による地震で、一部が「大規模な液状化が発生する区域」として想定されている。（P24に液状化判定結果図）

【跡津川断層地震液状化判定結果図】



出典：県地震シミュレーション調査

【呉羽山断層帯地震液状化判定結果図】



出典：県地震シミュレーション調査

ランク	PL値	適用
A	$P_L > 15.0$	液状化発生の可能性が高い
B	$5.0 < P_L \leq 15.0$	液状化発生のある可能性がある
C	$0.0 < P_L \leq 5.0$	液状化発生の可能性が低い
D	$P_L = 0.0$	液状化発生の可能性はない
E	—	対象外（砂層がない等）

(3) 表層地盤のゆれやすさ (内閣府政策統括官 (防災担当))

中央防災会議の「東海地震に関する専門調査会」、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」、「首都直下地震対策専門調査会」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」では、防災対策の検討のため、震度分布の推計等が行われている。

平成17年10月には、その一連の調査結果を整理し、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」として取りまとめられ、公表された。

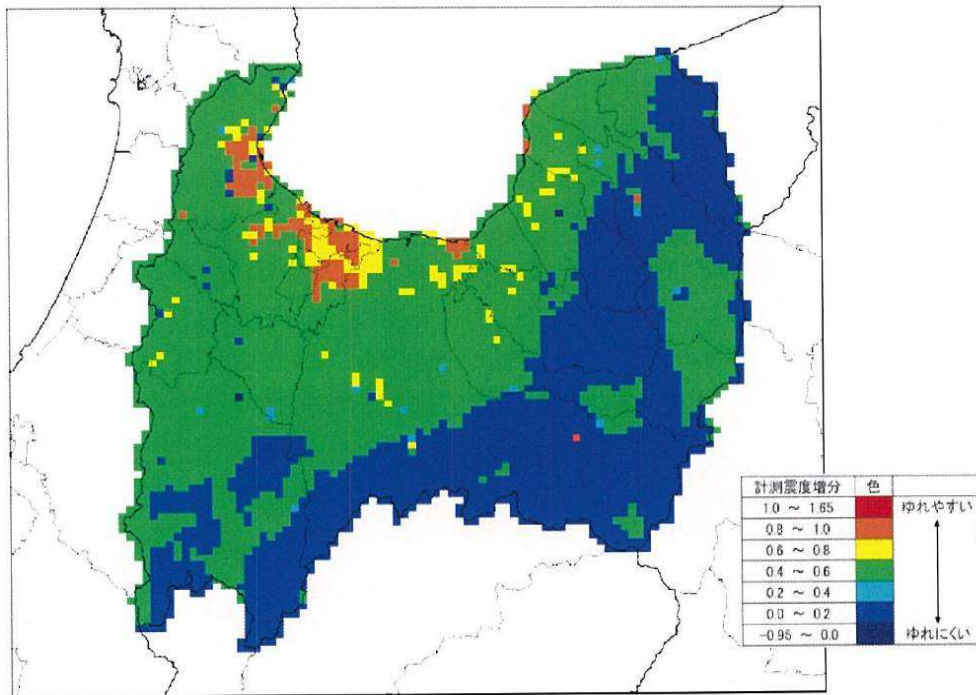
地震による地表での揺れの強さは、主に「地震の規模 (マグニチュード)」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なる。

一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど、地震による揺れは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによって揺れの強さは大きく異なり、表層地盤が軟らかな場所では、硬い場所に比べて揺れは大きくなる。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」は、全国の表層地盤のゆれやすさを地図として表現したものである。

なお、本町では、「入善町ゆれやすさマップ」を平成22年3月に作成し、住民に周知している。

※資料3-24 入善町ゆれやすさマップ

【富山県における表層地盤のゆれやすさ】



出典：内閣府防災担当ホームページ

第6節 津波の被害想定

津波災害対策の検討に当たっては、最大クラスの津波を想定することが重要であり、起こり得る大規模な津波を予測して被害を想定することは、本計画に基づく津波災害対策を推進する上での前提となるものである。

また、津波による被害を想定することは、予防、応急及び復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が推進する津波災害対策に資するだけでなく、防災関係機関や住民の津波に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。

こうしたことから、過去の津波を把握するとともに、津波被害の想定に基づく津波災害対策を推進する必要がある。

1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的な考え方

(1) 最大クラスの津波の想定

津波災害対策の検討に当たり、県が実施した津波シミュレーション調査の結果を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定して、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

※被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

(2) 津波対策のための基本的な考え方

国の防災基本計画においては、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定（主に太平洋側の海溝型地震を想定）することを基本としている。

ア 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

※住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずるものとする。

イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

※比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保護施設等の整備を進めるものとする。

(3) 海溝型地震と断層型地震による津波の違い

太平洋側の海溝型地震による津波は、一般的に、地震により隆起する地盤の高さ、広さも大きいことから、広範囲にわたり津波が発生し、しかも、津波高が高く、継続時間が長くなる傾向にある。

一方、本町で想定される断層型地震による津波は、一般的に、海溝型地震と比べて、地震

により隆起する地盤の高さ、広さが小さいことから、津波の発生範囲が狭くなり、津波高も低く、継続時間も短くなる傾向にある。

	地震規模	活動間隔	地震により隆起する地盤		発生する津波		
			高さ (すべり量)	広さ (長さ、幅)	津波高 (最大)	継続時間	その他の特徴
海溝型地震の例 (東日本大震災)	M9.0	6百年程度	30m (最大)	長さ：450km 幅：150km	岩手県 大船渡市 綾里湾 40.1m	大きい津波が12時間以上続いた地域もあり	到着するまで若干時間あり(岩手県大船渡市綾里湾32分、最短で22分の地域あり)
断層型地震の例 (呉羽山断層帯の地震想定)	M7.4	3千～ 5千年程度	2.9m	長さ：35km (うち海域部13km) 幅：22km	滑川市 2.3～ 7.1m	大きな津波は第1波のみ (約3分程度)	到着時間が短い(滑川市で約2分、1分の市町もあり)

※すべり量：地震により断層面が滑り動いた距離

出典：富山県津波調査研究事業報告書

2 富山県津波シミュレーション調査

津波シミュレーション調査については、富山県において調査が実施され、平成29年2月14日に調査結果が発表されたところである。

この調査は、東日本大震災の教訓を踏まえ、県民の一層の安全・安心の確保に資するため、富山県に影響を及ぼすおそれのある津波についてシミュレーションし、津波高、津波の到達時間、津波による人的被害等を予測したものである。

また、想定される浸水域全てについて、10mメッシュで浸水想定図を作成している。

(1) 調査に当たり想定した津波

太平洋側の海溝型地震を前提とした2つのレベルの津波を想定。

ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(L2)

イ アより発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波(L1)

本町では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、上記アについては、文献調査において、600～1,000年に一度と推定される東日本大震災のような海溝型の甚大な被害をもたらす津波は確認されていない。

また、上記イの「比較的発生頻度の高い津波」についても、文献調査において被害をもたらすような津波は確認されていない。

しかしながら、本町では、想定外ということがないようあらゆる可能性を考慮して住民の一層の安全・安心の確保に資するため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波として、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖(F41)及び富山湾西側(F45)の断層並びに平成24年3月に富山県が公表した「富山県津波シミュレーション調査」の対象断層のうち、呉羽山断層帯による津波を想定することとする。

【対象断層の位置】

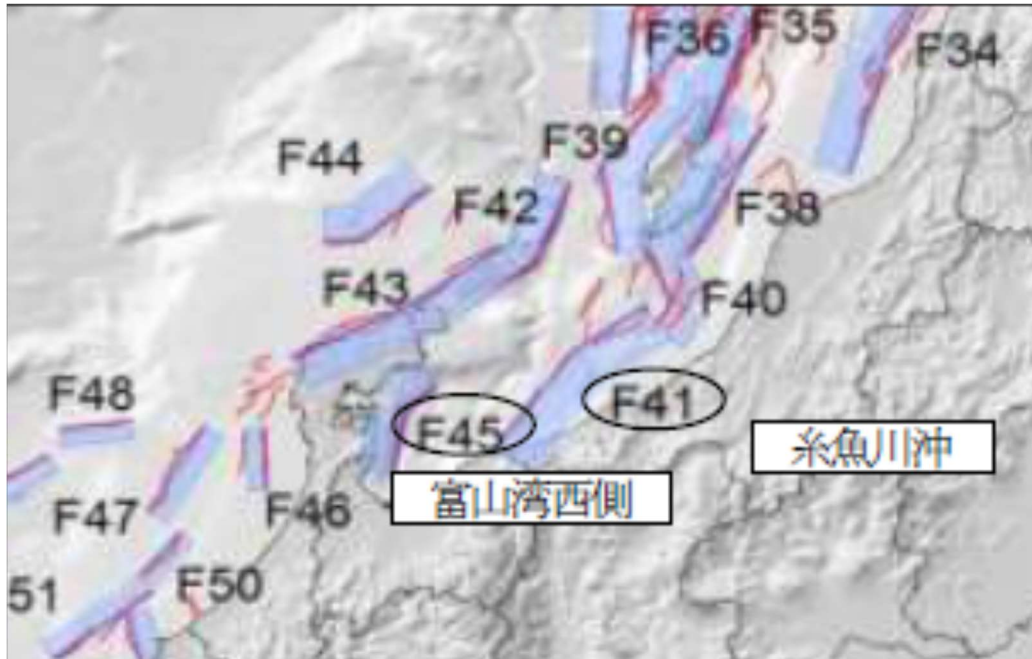


図1：日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書
 (平成26年8月公表) 断層位置図 (抜粋)

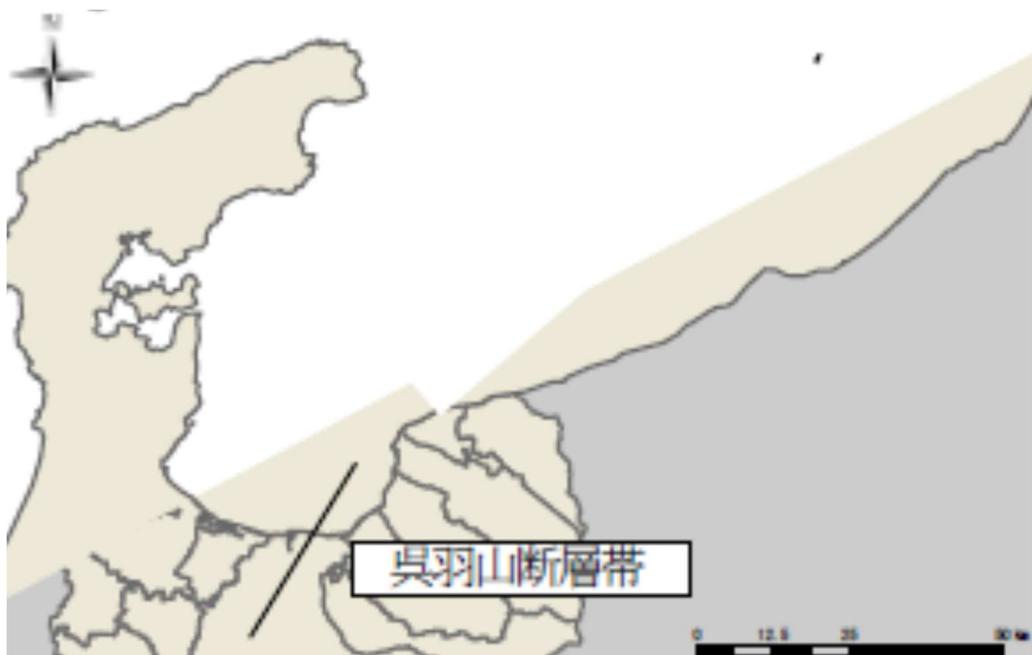


図2：富山県津波シミュレーション調査 (平成24年3月公表)
 対象断層位置図

また、東京大学地震研究所が公表した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の研究成果については、今後、さらに国の地震調査研究推進本部において、地震の規模や発生確率等の長期評価が検討されるが、防災上の観点から、長期評価の公表を待つことなく、参考として、①富山湾西側の断層 (TB 1、TB 2の連動) ②能登半島南東沖の断層 (TB 3) ③魚津沖の断層 (TB 4) ④糸魚川沖の断層 (TB 5) ⑤糸魚川沖の断層 (TB 6) ⑥糸魚川沖の断層 (JO 1、JO 2の連動) について、調査を行う。

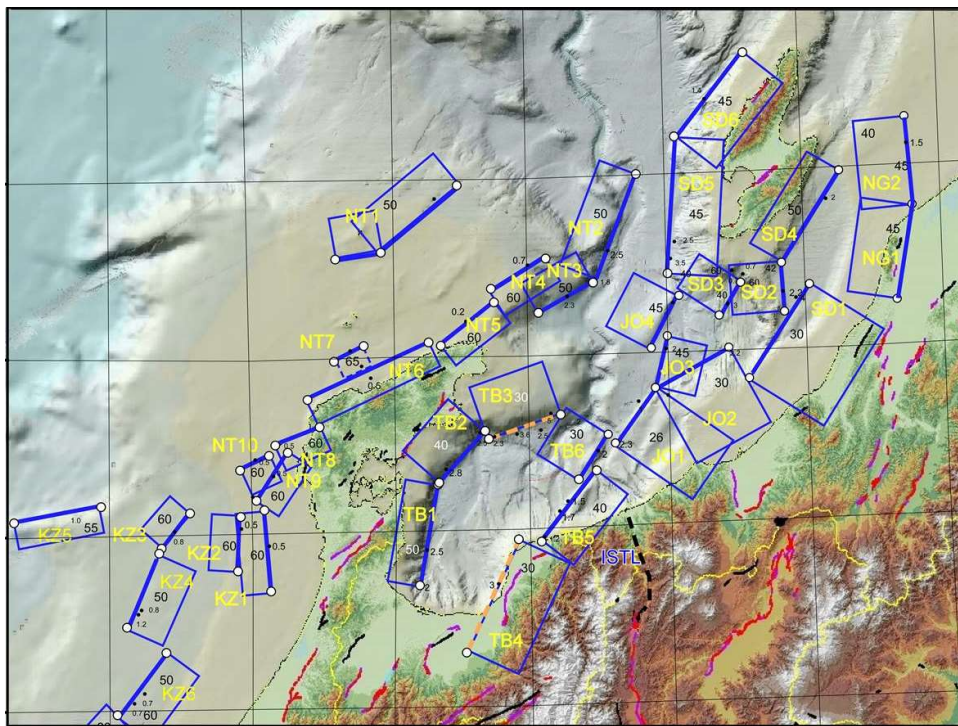


図3：日本海地震・津波調査プロジェクト成果報告書
 (平成27年10月公表) 断層位置図 (抜粋)

出典：富山県地域防災計画

【富山県における津波の記録】

西暦 (和暦)	地震の名称	地震規模	富山県での記録
1833年12月7日 (天保4年)	山形県沖地震	M7.8	氷見で1～2mの高さ
1964年6月16日 (昭和39年)	新潟地震	M7.5	検潮記録による高さで、 魚津0.38m (推算潮位上)、 富山0.48m (TP上)、伏木0.61m (TP上)
1983年5月26日 (昭和58年)	日本海中部地震	M7.7	現地調査による高さで、 滑川市0.43m、新湊市0.34m、高岡0.65m、 氷見市0.72m、氷見市中安0.15m
1993年7月12日 (平成5年)	北海道南西沖地震	M7.8	最大全振幅で、 富山0.17m、萩浦橋 (富山) 0.13m、 富山新港0.22m、伏木港0.17m

出典：渡辺偉夫，1998，日本被害津波総覧[第2版]，東京大学出版会

(2) 調査内容

- ア 富山県沿岸域で想定される最大クラスの津波による浸水想定面積、市町ごとの最高津波水位、最高津波到達時間津波高、到達時間及び浸水想定図
- イ 津波による人的被害及び建物被害の予測

(3) 調査に当たっての前提条件

- ア すべり量の設定

(ア) 断層調査により、すべり量の実測値が確認されている場合

当該「実測値」＝呉羽山断層帯の地震

(イ) 断層調査が未実施で、すべり量の実測値が確認されていない場合

「最大クラスの津波を推定する式による値」(日本海における大規模地震に関する調査検討会で採用)＝呉羽山断層帯以外のすべて

イ 対象断層

対象地震	地震規模	地震による隆起する地盤	
		すべり量	長さ、幅
糸魚川沖 (F 4 1) ※3つの断層の連動を想定	M7.6	4.66m (最大クラス推定式)	長さ：86km、幅：23km
富山湾西側 (F 4 5) ※3つの断層の連動を想定	M7.2	2.77m (最大クラス推定式)	長さ：43km、幅：18km
呉羽山断層帯	M7.4	2.90m	長さ：35km、幅：22km

<参考として調査した、「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層>

対象地震	地震規模	地震による隆起する地盤	
		すべり量	長さ、幅
T B 1、2の連動 ※T B 1 & 2 (連動)	M7.3	3.03m	長さ：54km、幅：17km
T B 3	M7.0	2.40m	長さ：24km、幅：17km
T B 4	M7.3	3.05m	長さ：40km、幅：24km
T B 5	M7.1	2.47m	長さ：29km、幅：21km
T B 6	M6.8	1.98m	長さ：17km、幅：18km
J O 1、2の連動 ※J O 1 & 2 (連動)	M7.5	4.16m	長さ：48km、幅：34km

出典：富山県地域防災計画

(4) 調査結果の概要

本町における、津波高、津波の到着時間、浸水予想図、被害想定についての予測調査の結果は、以下のとおりである。

ア 津波高及び最大津波高の到着時間の予測 (入善町)

(ア) 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

①糸魚川沖 (F 4 1)			②富山湾西側 (F 4 5)			③呉羽山断層帯		
(想定地震規模 M7.6 想定長さ 86km 想定平均すべり量 4.66m)			(想定地震規模 M7.2 想定長さ 43km 想定平均すべり量 2.77m)			(想定地震規模 M7.4 想定長さ 35km 想定平均すべり量 2.90m)		
津波高	最大津波高の到着時間	海面変動影響開始時間	津波高	最大津波高の到着時間	海面変動影響開始時間	津波高	最大津波高の到着時間	海面変動影響開始時間

5.3m	27分	3分	10.2m	7分	2分	2.7m	10分	2分
------	-----	----	-------	----	----	------	-----	----

(イ) 参考として調査した断層（日本海地震・津波調査プロジェクト）による津波

①TB1&2（連動）			②TB3			③TB4		
想定地震規模 M7.3 想定長さ 54km 想定平均すべり量 3.03m			想定地震規模 M7.0 想定長さ 24km 想定平均すべり量 2.40m			想定地震規模 M7.3 想定長さ 40km 想定平均すべり量 3.05m		
津波高	最大津波高の到着時間	海面変動影響開始時間	津波高	最大津波高の到着時間	海面変動影響開始時間	津波高	最大津波高の到着時間	海面変動影響開始時間
11.5m	7分	1分	3.6m	9分	7分	4.5m	6分	1分未満
④TB5			⑤TB6			⑥JO1&2（連動）		
想定地震規模 M7.1 想定長さ 29km 想定平均すべり量 2.47m			想定地震規模 M6.8 想定長さ 17km 想定平均すべり量 1.98m			想定地震規模 M7.5 想定長さ 48km 想定平均すべり量 4.16m		
津波高	最大津波高の到着時間	海面変動影響開始時間	津波高	最大津波高の到着時間	海面変動影響開始時間	津波高	最大津波高の到着時間	海面変動影響開始時間
3.8m	5分	1分	1.9m	42分	7分	3.5m	36分	8分

イ 浸水想定区域（入善町）

中央防災会議の被害想定手法（「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」（平成20年12月））において、1～2mの地域は半壊、2m以上の地域は全壊と想定した。

(ア) 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

単位(k m²)

断層別浸水面積			最大浸水面積 (重ね合わせ)
糸魚川沖 (F41)	富山湾西側 (F45)	呉羽山断層帯	
0.5	2.8	0.1	2.8

(イ) 参考として調査した断層（日本海地震・津波調査プロジェクト）による津波

断層別浸水面積						最大浸水面積 (重ね合わせ)
TB1&2 (連動)	TB3	TB4	TB5	TB6	JO1&2	
4.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	4.1

ウ 被害想定予測（入善町）

(ア) 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

①糸魚川沖（F41）			②富山県西側（F45）			③呉羽山断層帯		
・想定地震規模 M7.6			・想定地震規模 M7.2			・想定地震規模 M7.4		
・想定長さ 86km			・想定長さ 43km			・想定長さ 35km		
・想定平均すべり量 4.66m			・想定平均すべり量 2.77m			・想定平均すべり量 2.90m		
木造建築（棟）		死者 （人）	木造建築（棟）		死者 （人）	木造建築（棟）		死者 （人）
全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
0	0	0	7	62	11	0	0	0

(イ) 参考として調査した断層（日本海地震・津波調査プロジェクト）による津波

①TB1&2（連動）			②TB3			③TB4		
・想定地震規模 M7.3			・想定地震規模 M7.0			・想定地震規模 M7.3		
・想定長さ 54km			・想定長さ 24km			・想定長さ 40km		
・想定平均すべり量 3.03m			・想定平均すべり量 2.40m			・想定平均すべり量 3.05m		
木造建築（棟）		死者 （人）	木造建築（棟）		死者 （人）	木造建築（棟）		死者 （人）
全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
40	237	31	0	0	0	0	0	0
④TB5			⑤TB6			⑥JO1&2（連動）		
・想定地震規模 M7.1			・想定地震規模 M6.8			・想定地震規模 M7.5		
・想定長さ 29km			・想定長さ 17km			・想定長さ 48km		
・想定平均すべり量 2.47m			・想定平均すべり量 1.98m			・想定平均すべり量 4.16m		
木造建築（棟）		死者 （人）	木造建築（棟）		死者 （人）	木造建築（棟）		死者 （人）
全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 人的被害の軽減効果の予測

(ア) 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

(人)

想定地震	早期避難率 低	早期避難率 高	全員迅速避難
		早期避難20% 用事後避難50% 切迫避難・避難無30%	早期避難70% 用事後避難30%
①糸魚川沖（F41）	92 (+57)	35	17 (▲18)
②富山湾西側（F45）	118 (+13)	105	98 (▲7)
③呉羽山断層帯	119 (+20)	99	93 (▲6)

(イ) 参考として調査した断層（日本海地震・津波調査プロジェクト）による津波

T B 1 & 2（連動）	396 (+22)	374	361 (▲13)
T B 3	5 (+2)	3	1 (▲2)
T B 4	79 (+10)	69	64 (▲5)
T B 5	7 (+4)	3	1 (▲2)
T B 6	5 (+2)	3	1 (▲2)
J O 1 & 2（連動）	16 (+12)	4	1 (▲3)

第7節 一般災害の想定

町の地域で発生が予想される災害を想定し、各災害に対する予防及び応急対策を検討するものとする。

1 集中豪雨

入善町においては水害の発生が最も予想され、かつ、被害が大きい災害であろう。

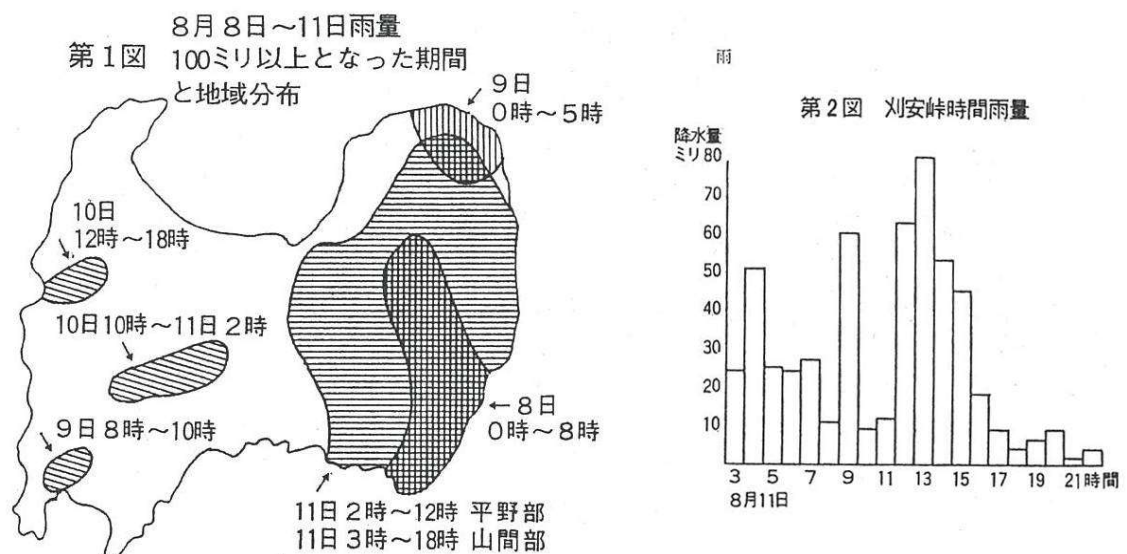
それは、黒部川、小川等の河川の堤防決壊による洪水であり、集中豪雨が原因で発生する。

町の歴史は水との戦いであったといわれ、現在は克服されたかに見える。しかし、河川管理施設が改良され、計画高水流量が大きくなったことから、もし堤防が決壊したときは、より大きな災害の発生が当然視されている。

水害の発生は集中豪雨に起因するところから、昭和44年8月の黒部川決壊時の気象状況等を、「とやまのお天気」(北日本新聞出版部発行、富山地方気象台編集)から集中豪雨について引用する。

6月から7月にかけての梅雨前線による大雨の被害、台風による暴風雨、そして8月、9月における夏の雷を伴う大雨がある。集中豪雨とは、文字どおり時間的にも空間的にも集中して降る大雨のことである。

昭和44年8月7日から12日の大雨は、時には雷の発生はあるものの、気象の安定した時期であった。このような時に、梅雨の末期のような大雨が降ったことはかなり異例というべきであろう。当時の天気図をみると、低気圧に伴う前線が南下、北上を繰り返し、この前線活動によって数日にわたり、かなりの雨が断続し、あたかも梅雨末期を呈していた。このため第1図が示すように、富山県の各地域に相当量の雨を降らせている。この7日から12日にわたる一連の降雨のうち、最多雨量を観測したのは、県南東部の刈安峠で、実に1,010ミリを記録している。そして、ここで注目すべきことは、第2図に示すように、この雨の最終段階である11日の未明から午後にかけて、全降雨量の半分に当たる500ミリ以上の雨が降っていることである。4時、9時、13時をピークとして3つの降雨群が形成されている。このように降雨群が現れることは、集中性の大雨の大きな特徴の一つである。そして、このような集中豪雨は、最も予報が難しいものの一つといわれる。



2 高波

(1) 富山湾の高波の特徴

富山湾は、東北の方が開いた扇形をした地形と、庄川及び神通川沖合には700mにも達する深い「あいがめ」（海谷又は溺谷のこと）のある複雑な海底地形であり、この影響によって湾内に起こる波もまた複雑である。

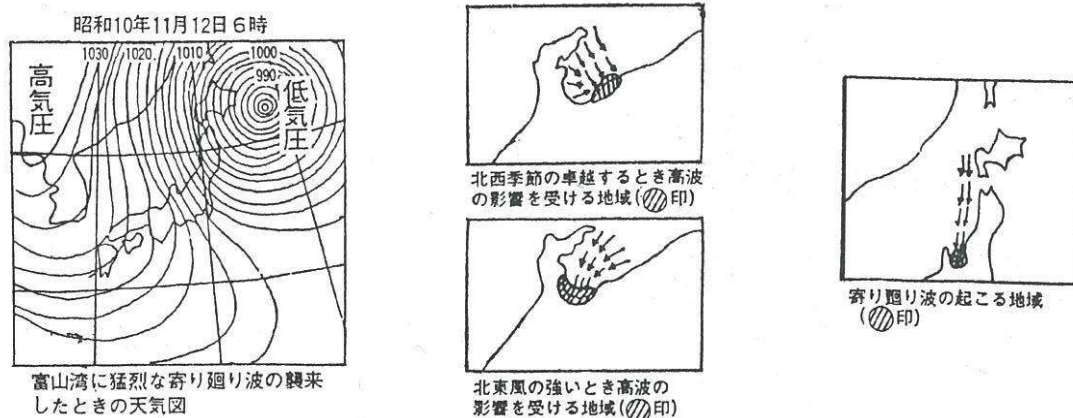
富山湾沿岸に被害を及ぼす大波の発生は、秋から冬にかけてがほとんどである。

湾内に発生する波には、三つの形態がある。その一つは、台風及び発達した低気圧が太平洋沿岸を通過するとき、富山湾では北東の風が強くなり、これによって起こる風浪である。

その二つは、冬の季節風によって起こる風浪である。

その三つは、富山湾特有のうねり性の大波「寄り回り波」、方言では「よるまわし波」と呼ばれるものである。このメカニクについて、今のところ十分究明されていないが、冬季に発達した低気圧が日本海を通過し、北海道東方海上で更に発達を続け、典型的な西高東底の冬型気圧配置になった場合に起こる。このパターンによって北海道西方海上では北よりの暴風となり、この海上に高い風浪が発生する。やがて、これが「うねり」となって南へ伝わり、富山湾へ侵入するものと考えられる。この波は、富山湾の地形と複雑な海底地形の影響を受け、更に大波となって沿岸に打ち寄せる。この波は低気圧が去って半日から二日ぐらいたった後の、湾内の風が静まり、波も収まった頃、突如として来襲するのが特徴である。

（北日本新聞社出版部発行、富山地方気象台編集「とやまのお天気」）



(2) 平成20年2月24日・入善海岸高波被害

ア 災害等の概要

平成20年2月22日21時ごろに日本海で発生した低気圧は、23日には日本海中部を急速に発達（22日21時から23日21時までの24時間で28hPa低下）しながら東北東に進み、24日に三陸沖に抜け、日本付近は冬型の気圧配置が強まった。

この発達した低気圧の影響で、23日から24日にかけて風が強くなり、田中観測所においては23日17時50分から18時0分の10分間最大平均風速15.8m/sを記録した。

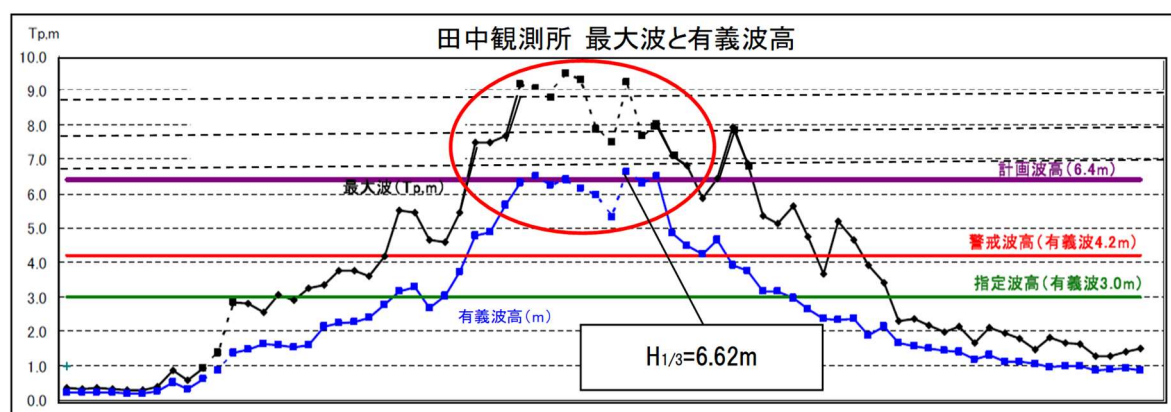
また、低気圧が通過した後、北海道西方から日本海にかけてうねりを伴い発達した「寄り回り波」が富山湾に来襲し、富山湾特有のあいがめ等の海底地形の影響により到達した波が、減衰せず局地的に収束し、高波となった。田中観測所においては、24日14時0分に波高6.6m（既往最大）を記録した。

この「寄り回り波」により、本町では死者1人、重軽傷者15人、住宅128棟、非住宅230棟、その他車両等の一般被害のほか、公共土木施設においても多大な被害が生じた。

イ 本町の全般的被害状況

人的被害			住家の被害					漂着ごみ被害	備考
死者	行方不明	負傷者	全壊	流出	半壊	床上浸水	床下浸水		
1人	0人	15人	4戸	0戸	7戸	47戸	70戸	0m ³	57台 (車両等)

ウ 高波などの状況



(注) 最大波と有義波高 (周期)

最大波 : ある地点で一定時間に観測される波のうち、最大のもの。

有義波高 (周期) : ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の3分の1の個数の波を選び、これらの波高と周期を平均したものを有義波高、有義周期という。

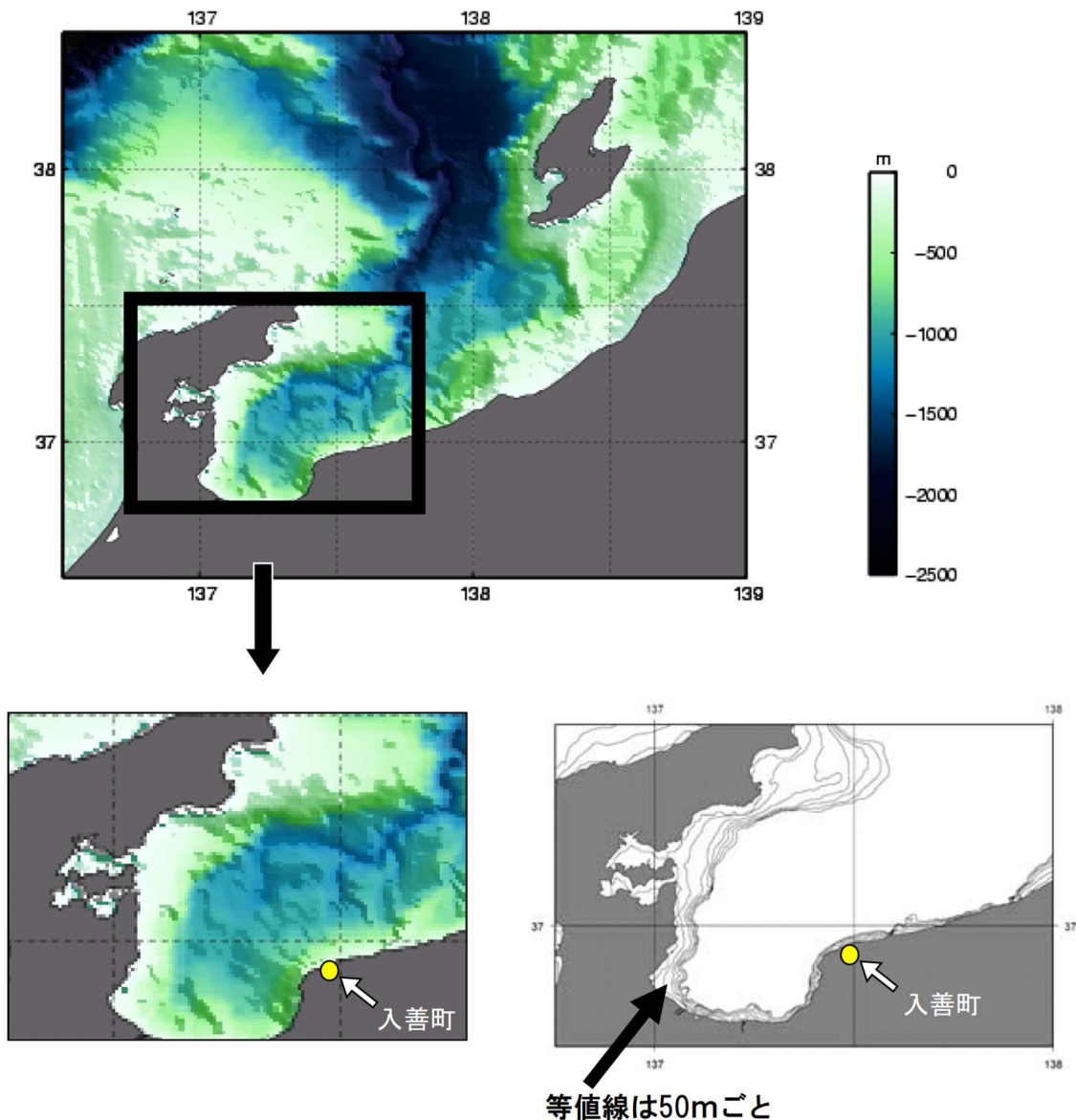
エ 地形的な要因

富山湾は、北東に大きく開いた形をしており、水深が沿岸付近まで非常に深く、海底勾配が4分の1程度と非常に急傾斜である。また、急流河川により「あいがめ」と呼ばれる複雑な海底谷が発達しており、このような特徴的な地形も、大規模な高波となった一因であると思われる。

(ア) 沿岸付近まで水深が深いことにより、波の勢いが衰えずに沿岸まで到達することがあり、今回の高波も勢力を保ったまま南下し、入善海岸に到達したものと考えられる。

(イ) 海底谷の影響で部分的に高波が集中したことや、北東に開いた湾形による波の共振によって海面変動の増幅があったと考えられる。

【富山湾海底地形】



3 火災

火災の発生及び拡大は、気温、湿度、風速等の気象条件と密接に関係しており、一般に大火や林野火災では、日本海側においては春季に多い。特に、気温の上昇と強い風をもたらすフェーン現象の起こった場合に大火となる例がある。また、低温で火気使用率が高い、冬季から春季にかけて多数発生する。

出火原因についてみると、火災の多くは火気取り扱いの不注意や不始末からの出火によるものであり、90%以上は人間の過失又は故意によるもので、火気の手扱いに注意を払う必要がある。

一般火災は、住宅の市街地周辺集中化の傾向、都市化による建築物の大規模化及び高層化、雑居ビルの増加、特に、化学合成建材の普及とともに、火災が発生すると火の回りが早い点や有毒ガスの発生など、思わぬ惨事の危険性をはらんできた。

また、国道8号及び主要地方道沿いにガソリンスタンド等の危険物施設が集中しており、交通災害との関連からも十分配慮が必要である。液化石油ガス施設は、生活の近代化とともに益々増えてくることから管理が重要となる。

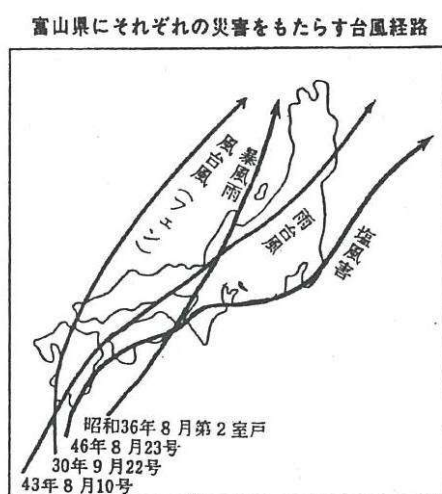
4 台風

西太平洋の熱帯地方に発生した低気圧で、中心付近の最大風速が17m以上のものを台風と呼び、その影響は、大別すると次の二種類になる。

雨量はそれほどでもないが、強風によって高波、高潮を起こすものを「風台風」といい、風は強くないが、大雨を降らせて洪水を起こすものを「雨台風」という。

西日本から日本海へ抜けるときは南風が強く、山を越えた気流によってフェーン現象を誘発するので、空気は乾燥して火災が起こりやすくなる。また、四国、近畿、東海地方と小回りコースを通ると、長時間強い北風が海上を吹きまくって塩を含んだ「波しぶき」が、この強風にあおられて陸地の奥まで運ばれ、農作物や樹木、そして送電線に大きな塩害を及ぼす。

(北日本新聞社出版部発行、富山地方気象台編集「とやまのお天気」)



5 地滑り、山崩れ

地滑りは、特別な地質状態の地域にある土地の一部が、含水量の増大などに起因して均衡を失って移動する現象で、地質が原因で起りやすい。また、地下水増加に伴う内部摩擦角の減少によって均衡を失うほか、流水の浸食による河床低下、人為的な切土、人工貯水池の水位の変動、溜池、水田の漏水、震動等によっても地滑りは発生する。

6 農林災害

(1) 風害

暴風、竜巻、突風などでは、稲の倒伏など多くの農作物、施設に被害を与える。乾風害（フェーン現象）は、異常乾燥により稲の白穂発生等農業管理に影響を与える。

塩風害は、風が強く吹いて風浪が（海岸）消波ブロックで砕けると、そのしぶきが遠く陸地の奥まで飛んできて農作物に大害を与える。

(2) 凍霜害

春又は秋に気温が急降下して起こる農作物の被害で、凍霜害は一般に、ひと朝、ふた朝に限られ、その後は温暖となるのが普通である。しかし、冷害と重なると被害の度合は一層大きくなる。

(3) 雹（ひょう）害

雹害をよく受ける農作物は、春から初夏にかけて煙草、そ菜類、麦、稲で、雹の落下によ

り直接機械的な損傷を受けるほか、その傷害が原因となった生理的傷害や病害の間接的被害を受ける。

(4) 冷害

夏期に異常な低温が起こり、農作物の作柄が極度に悪くなる災害。冷害は、オホーツク海高気圧や大陸高気圧が異常に強い年に起こり、また、梅雨明けが遅れると、気温が上がらずやはり冷害を起こす原因となる。

(5) 干害

干ばつになると農作物に与える影響は大きいですが、水さえ供給すれば被害は全く受けなくて済む。一般に冬なら1カ月以上、夏なら20日以上引き続いて雨が降らないと干害が出始めるといわれている。

(6) 長雨

6月、7月の梅雨時期はもとより、9月中旬から10月中旬にかけて、しばしば前線が停滞して長雨をもたらす。これらの時期に集中豪雨があったり、台風が襲来したりすると、甚大な被害を受けることがある。農作物に腐敗、穂発芽、開花授精傷害、赤カビ病などの病害等湿潤による生育障害、生理障害を生じる。

(7) 冷水害

稲の活着、分けつ期に水が冷たいと発育が阻害される。特に、天候が悪く日照が少ないとき、用水の水温が上がらず被害が多くなる。

(8) 水質汚濁

集中豪雨等で上流での山崩れ、崖崩れにより、土砂が大量に用水に流れたとき、稲の被害を受ける。また、最近では油類の流出、工場排水、生活排水による汚濁が原因での農作物被害が増えつつある。

7 都市型災害

かつて、災害の多くは自然現象によってもたらされたものであった。しかし、今日の災害は自然災害だけでなく、人為的環境、つまり無秩序な都市化が引き起こす人為災害、あるいは技術的災害など災害の多様化が進んでいる。

入善町における災害では、風災害や地震による二次災害は火災のほか、都市災害が考えられる。中でも、いわゆるライフラインの破壊による生活まひが、これらの災害として可能性が増えている。ライフラインとは、文字通り、近代生活において生命線ともいえる、電力、水道、電話、道路、鉄道網等のシステムである。この施設が破壊されると、住民の生活まひが長く続き、そのことによる住民の不安、不満状況を発生させることになる。

また、市街地周辺への人口集中は、防災面において連帯性の欠如が問題視される。また、第2次、第3次産業の従事が多数を占めてくるため昼夜間の人口移動を高め、災害時には、こうした人の動きは、きわめて不安な要因として作用するだけでなく、地域によっては防災力の乏しい人口空洞地帯が出現することになる。

8 交通災害

黒部川扇状地のほとんどは、圃場整備が完了し、散居村の中を規則正しく縦横に道路が走り、

その道路延長はますます伸び続けている。舗装率は年々上昇しているものの、交通安全施設の整備はまだまだ十分とはいえず、また、豪雪により毎年のように補修を余儀なくされている。

一方、生活の近代化によるモータリゼーションの進展、とりわけ通勤や消費生活の広域化で、自動車保有台数、交通量とも増え続けている。

このような状況の中、国道8号をはじめとする町内の主要路線は、極めて交通量が増えており、それに伴う交通事故の多発も危惧される。そのほか、高速道路の周辺関連道、特に、高架橋及び盛土による視界の悪化などが懸念される。

第8節 町内の降積雪の状況と雪害

冬期になると、シベリアの沿海州は、上空5,000mで氷点下約40℃、地上でも氷点下25℃から30℃となる。この冷たい空気が西高東低の冬型の気圧配置により、大陸から北西の季節風となって日本海を通過し、北陸地方に吹き付け、雪を降らせる。

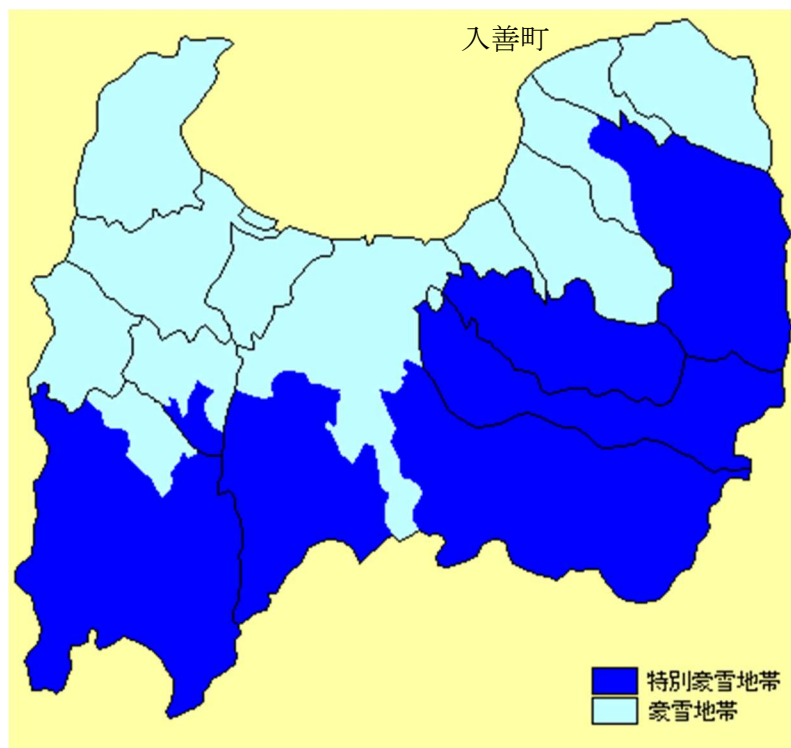
北陸地方での雪の降り方には「山雪」と「里雪」の二つのタイプがあり、山雪は主として山間部に多量に降るが、里雪では平野部にも多量の雪が降る。

里雪のときの気圧配置は、全体として西高東低であるが、日本海西部に小低気圧のあることが多く、ここでは等圧線の間隔が広く気圧傾向が緩やかになっており、南に湾曲して袋状の形をしている。

本町は、豪雪地帯に指定され、西高東低の冬型の気圧配置や強い寒気の南下等の条件によっては、大雪に見舞われる。雪質は湿り気が多いのが特徴である。

人口が密集し、交通網の発達している平野部に降る多量の里雪は、交通障害を起こし、住民生活及び産業活動に大きな影響を与えるなど、その被害は大きい。

【豪雪地帯及び特別豪雪地帯指定図】



出典：全国積雪寒冷地帯振興協議会ホームページ

第9節 防災ビジョン（さらなる減災体制の強化に向けて）

本町においては、国及び県の対応を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害時における被害の最小化及び被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本に、人命の確保を最重視する取り組みを進める必要があるため、町、県、国、防災関係機関、住民、自主防災組織、事業所、各種団体等は、相互の連携を図り、総力を挙げて防災対策に取り組むものとする。

1 自助、共助、公助による取り組みの強化

実効性のある防災対策を進めるためには、町をはじめ、県、国、防災関係機関、地域住民、自主防災組織、事業所及び各種団体等のさまざまな主体が、それぞれの役割を明確にしつつ、相互が連携して地域力を強化させ、災害に強いまちづくりを進めることが求められている。

また、行政による「公助」はもとより、住民一人ひとりが自主的に行う防災活動である「自助」や、地域の防災力向上のための「共助」なくしては、大規模災害に対処することが困難であるため、町は、「自分の命は自分で守る」「みんなの地域はみんなで守る」ための自主的な防災活動を支援し、自助、共助、公助による取り組みを一層強化していく。

2 被害の最小化に向けた防災体制の充実

災害時における被害の最小化を図るため、町は、防災活動及び消防活動の拠点となる消防防災センターを平成27年4月に整備した。この施設を中心に、災害時の応急対策体制の充実、強化を図るほか、平常時の防災教育、災害教訓の伝承等に活用することで、住民の防災意識向上や地域防災力の強化を図っていく。また今後は、職員が災害発生直後から、迅速かつ的確に応急対策に当たることができるよう、老朽化し耐震化もなされていない役場庁舎の建て替え等を検討するとともに、職員の災害初動マニュアルの見直しを行うものとする。

地域の防災拠点施設、都市計画公園、学校大規模改修、老朽化した公共施設の建替え、漁業集落道などを計画的に整備することで、災害時の住民の避難場所、避難所、避難道路及び自主防災組織の活動拠点等を確保するほか、万一のときの災害備蓄の整備・運搬の充実を図る。

さらに、住民への速やかな情報伝達、災害情報等の確実な収集体制を確保するため、防災行政無線及び消防救急無線をはじめ、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）等を有効に活用するなど、情報伝達体制のさらなる高度化、多様化を図る。

消防・救急体制の強化については、消防ポンプ車、高規格救急車及び耐震性防火水槽等を整備し、火災の延焼拡大防止、救急救命率の向上を図る。

3 地震・津波災害対策の推進

いつ起こるか分からない地震災害をはじめ、東日本大震災のような大規模、広域的な災害に対する対策の充実、強化を図ることが、全国的に喫緊の課題となっている。

町は、役場庁舎をはじめとする防災拠点施設、避難場所、避難所施設その他の公共施設の耐震性を高めるとともに、防災関係機関と連携し、電気、電話等のライフラインの災害対策事業を推進するなど、社会基盤施設の一層の強化を図る。

また、災害発生時の被害情報等の受伝達体制、要配慮者の支援を含めた避難体制、避難所の

運営体制、救急救助、医療救護等の災害応急対策を迅速かつ的確に行うことができる体制の確保に努めるほか、国及び県並びに応援協定締結自治体等に対しても、速やかな応援要請ができるよう、平常時から連携を強化するとともに、その受入体制の整備、充実を図っていく。

住民に対しては、自宅を被災させないことが一番の被害軽減につながることから、住宅の耐震化をはじめ、家具の固定、看板等の転倒・落下防止対策を適切に行うよう周知するとともに、自動消火装置付き器具、防災品等の使用を推進するなど、家庭の耐震化及び防火対策の向上を図っていく。また、地震・津波発生時取るべき行動について周知を図るとともに、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄など、自ら災害に備えるための手段を講ずるほか、町や地区等が行う防災訓練等への参加、あるいは、自らの経験等に基づく災害教訓の伝承等に協力を促すなど、地域防災力の一層の向上に協力を求めていく。

4 総合的な風水害・土砂災害対策の推進

近年の異常気象と相まって、全国的に集中豪雨や台風等による風水害、土砂災害が頻発している。これらの災害から、住民の生命又は身体を守り、被害を軽減するためには、ハード、ソフト一体となった総合的な取り組みを進めることが必要となる。

ハード対策については、引き続き、国及び県と連携して、河川及び海岸施設等の改修を促進するほか、ソフト対策については、災害の危険が及ぶ前に住民の避難行動を終えることが重要であり、避難指示等の発令、情報の伝達、避難行動等が、それぞれ確実に行われる体制を構築することが求められる。

このため、町は、国及び県との連携を強化しながら、正確な情報収集及び状況把握に努めるとともに、判断基準に基づき、適切なタイミングで避難指示等を発令できる体制を構築する。

また、緊急情報を確実に住民に伝達するため、防災行政無線や広報車による広報体制の一層の充実を図るほか、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）の活用、消防団及び自主防災組織による伝達等、あらゆる方法を用いた情報伝達手段の多様化を図る。

さらに、地域の災害特性をはじめ、避難場所、避難経路、情報の伝達経路、入手方法等について周知を図り、住民の迅速かつ円滑な避難行動を促すほか、要配慮者の避難支援体制の強化を図る。

5 自主防災組織の育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな事態の発生に備え、日ごろから十分な対策を講じておく必要がある。しかし、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。特に災害発生初期には、公的な支援が届くまで時間がかかることから、日ごろから顔を合わせている地域の人たちが、お互いに協力し合いながら防災活動を組織的に取り組むことが大切となる。

本町においては、地域住民が一体となって自主的な防災活動に取り組む組織として、全地区に自主防災組織が結成されており、それぞれの地域の特性に応じた自主防災訓練の実施や、防災に関する研修会等の開催、防災資機材の整備等が行われている。しかしながら、各地域における防災活動への指導者や中心となる人材の不足等の課題があるため、町は、県自主防災アドバイザー制度の活用、防災士の養成等により、地域の防災リーダーの育成に努めるなど、自主防災組織の育成への支援を強化していく。また、災害時における女性の果たす役割が大きいことから、女性の視点を生かした対策を進めることができるよう、平常時から、自主防災組織等

への女性の積極的な参画を促進するとともに、女性リーダーの育成を図る。

さらに、きめ細やかな防災活動が期待できる、町内会、集落単位等による自主防災組織の結成及び防災訓練の実施等を促進するとともに、住民にも、平常時からの自主的な防災活動の大切さを啓発していく。

6 事業所、団体等の力の取り込み

東日本大震災における災害応急対策及び災害復旧には、多くの民間事業者からの協力があつたところであり、今後、発生が懸念される大規模、広域的な災害においても、これら事業者からの協力が必要となることが想定されるため、日ごろから連携を強化しておく必要がある。

このため、町は、平常時から、救援物資、復旧資機材及び燃料等の提供又は輸送、二次災害の防止対策、災害廃棄物の処理並びに災害情報の放送等の災害応急対策等について、事業者からの協力を得るための連携を強化するとともに、必要な協定の締結を促進する。

また、これら災害応急対策等に関する事業者は、災害時における自らの事業活動の継続的实施、早期の事業再開を図るため、事業継続計画の作成に努めるものとするほか、町が行う防災訓練等に積極的に参加するよう働き掛けていく。

さらに、近年の災害時においては、多くのボランティアが被災地の内外で重要な役割を果たしていることから、町は、その自主性を尊重しつつ、円滑な活動ができるよう、ボランティアとの連携に努めていく。

7 避難行動要支援者対策の推進

東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の犠牲割合も、障がいのない人に比べて2倍程度に上つたと推計されている。こうした被災の傾向は、過去の大規模災害でも共通しており、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に対する避難支援体制等の強化が急務となっている。

町は、「災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、ひとり暮らし高齢者や要介護認定者、障がい者などを対象に、避難行動要支援者名簿及びマップを整備し、避難行動要支援者の事前把握と、地域住民による迅速な避難支援体制の構築を図っている。

今後も、民生委員等の地域支援者と連携しながら、名簿情報を適切に更新するとともに、個別の避難支援計画の作成等に努めるなど、より実効性のある避難支援体制を構築していく。また、素早い避難行動が困難な場合が想定されるため、ある程度の時間的余裕を持った避難を開始できるよう配慮することが必要であり、町は、高齢者等避難の提供等により円滑な避難支援ができるよう確実な運用を図る。

8 その他の災害対策の推進

本町で想定される災害は、気候的、地形的、社会的条件等から、地震・津波、風水害及び土砂災害のほか、大規模な火災、原子力施設の事故、雪害等が挙げられる。

これらの災害に対しても、迅速かつ確かな災害応急対策を取ることができるよう、国、県及び防災関係機関との連携を図り、情報収集及び連絡体制を強化するとともに、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の構築、風評被害対策等の取り組みを、

他の災害対策と併せて進めていく。

第2編 風水害編

第1章 風水害予防対策

大雨、台風等による大規模な風水害は、わが国では至る所で繰り返し起きている。

しかしながら、風水害については、事前にその予測が可能であり、絶えず効果的な災害予防対策を推進することで、被害の防止及び軽減を図ることが可能である。

本町の災害予防対策として、防災基盤の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進めること、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護体制の整備を促進し、防災体制を強化すること、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による地域防災力の強化を図ることなど、風水害に対する備えを一層促進することで、本町における災害防止対策の効果的な推進に努める。

第1節 風水害に強いまちづくり

災害から町域を保全するため、地域の特性や環境、景観に配慮しながら、県及び防災関係機関と連携して各種防災事業を計画的に実施し、風水害に強いまちづくりを推進する。

1 山地保全事業

山地の崩壊や土砂の流出、地滑り等による災害の防止及び被害の軽減を図るため、治山・砂防事業の計画的な推進を国及び県に要請していく。

(1) 山地保全施設の整備

ア 砂防事業

治水上、土砂の生産、流出を防止又は制御し、安全な河川環境を維持するとともに、土石流等有害な土砂の流出により発生する土砂災害を未然に防止するため、砂防事業の推進を国及び県に要請していく。

イ 地滑り防止対策事業

地滑りによる住宅、公共施設等の被害を未然に防止するため、地滑り防止対策事業の推進を国及び県に要請していく。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

崩壊の危険性のある急傾斜地に近接する住宅、公共施設等を、崩壊による土砂災害から保護するため、急傾斜地崩壊対策事業の推進を国及び県に要請していく。

エ 治山事業

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成を図り、安全で住みよいまちづくりを行うため、治山事業の推進を国及び県に要請していく。

(2) 土砂災害の防止

土砂災害は、事前の発生予測が困難なこと、また、発生した場合は多数の死傷者を伴うことなどが特徴であるため、災害の発生が予想される危険箇所（土石流危険渓流、地滑り危険

箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、国及び県と連携して、砂防、地滑り防止、急傾斜地崩壊防止等の防災施設の整備に努める。

2 河川保全事業

洪水及び異常潮位による河川災害を防止するため、国及び県と連携しながら、堤防、護岸等の整備を推進する。また、気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」に努める。

3 海岸保全事業

「寄り回り波」や冬期風浪等による高波災害などから背後地域の生命と財産を守るため、国及び県と連携して堤防や護岸、沖合施設等の海岸保全施設の整備に努める。

4 漁港整備事業

航路及び泊地の確保並びに防波堤等の漁港施設の整備を、国及び県と連携して推進する。

5 道路等整備事業

道路改良事業、道路災害防除事業等により、道路管理者等と連携して、道路網等の整備を推進する。

6 農地防災事業

農地や農業用施設を災害から守るため、県等と連携して、防災ダム事業、ため池等整備事業、地滑り対策事業及び農業用河川工作物応急対策事業を推進する。

7 鉄道施設等整備事業

(1) JR西日本・あいの風とやま鉄道

ア 切取り、盛土、トンネル、橋りょう等の建造物及び軌道を災害から防護して輸送の安全を図るため、必要により線路防護設備を設置するものとする。

イ 既設線路の防災強度を確保するため、線路防護設備の新設及び改良に努めるものとする。

ウ 列車の運転に常用される線路は、少なくとも2日に1回は、徒歩、列車又は軌道モーターカー等により巡視を行うものとする。

エ 降雨及び強風により、線路又はパンタグラフに災害発生が予想される場合は、列車運転速度を制限するか、若しくは列車の運転を一時中止して輸送の安全を確保するものとする。

(2) 入善町営バス

災害に強い施設、設備、資機材の整備充実に努めるとともに、緊急時における情報連絡体制を確立しておく。

第2節 災害危険地域の予防措置

山崩れや崖崩れ、水害の未然防止や、災害時の被害軽減を図るため、県及び防災関係機関と連携し、災害危険地域の調査、研究を実施するなど、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等災害の予防措置を推進する。また、危険箇所にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設等の主として要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）に対する防災情報の周知徹底を図るとともに、その情報連絡、警戒避難体制の整備等に努める。

1 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地滑り危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所）

（1）土砂災害危険箇所の予防措置

土砂災害危険箇所における砂防設備、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備促進等に加え、土砂災害危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域（以下「土砂災害危険箇所等」）の周知徹底及び適切な土地利用の誘導等、土砂災害の予防措置に努める。

ア 土砂災害危険箇所等について、住民に周知徹底を図るとともに、危険防止に努める。

イ 土砂災害危険箇所等の巡視を行い、崖崩れ災害等による危険の早期発見に努める。また、関係機関と協力し、崖崩れ災害等に対する総合的な防災訓練を実施する。

ウ 関係機関と協力し、崖崩れ、地滑り及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用して、住民に周知徹底を図る。

エ 崖崩れ等により被害が予想される住民を対象に、防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業等による移転を検討する。

オ 土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示の判断等を行える体制を整備する。

（2）警戒避難体制の確立

土砂災害は、突発的に発生することが多いため、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

土砂災害危険箇所等における警戒避難体制の整備を図るため、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物の配布等の措置を講ずるなど、住民への周知に努める。

また、土砂災害危険箇所等の区域の住民については、避難指示が出されなくても、高齢者等避難の段階から自主的に避難を開始するように努めるものとする。

土砂災害（特別）警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達体制の整備に努める。

ア 地域特性を考慮した警戒又は避難を行うべき客観的数値に基づく基準（降雨量等）（警戒避難基準）

イ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法並びに予報、警報及び避難指示等の伝達方法

ウ 適切な避難方法、避難場所

エ 崖崩れ等による危険が増大した場合の避難実施責任者、避難方法、避難場所、伝達方法等

- ※資料3-14 土砂災害危険箇所区域図
- ※資料3-15 土石流危険渓流
- ※資料3-16 急傾斜地崩壊危険箇所
- ※資料3-19 地滑り危険箇所（農地）
- ※資料3-21 土砂災害警戒区域等

【土砂災害（特別）警戒区域】

指定名称	災害の種類	指定権限	指定の条件	対象の概要
土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流 ・地滑り ・急傾斜地の崩壊 	県知事	土砂災害のおそれのある区域	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、警戒避難体制の整備 ・要配慮者利用施設への情報伝達及び警戒避難体制の整備及び周知 ・警戒避難に関する事項の住民への周知
土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)			建築物に損壊が生じ、住民に危害が生じるおそれのある区域	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の開発行為に対する許可制 ・建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 ・勧告による移転者への融資、資金の確保

2 山地災害危険箇所

- (1) 危険箇所に関する情報の提供、降雨時の対応方法等について、広報誌、パンフレット等を積極的に活用して、住民に周知徹底を図る。
- (2) 警戒避難体制について整備するよう努める。
 ※資料3-17 山地災害危険地区

3 防災重点ため池

- (1) 防災重点ため池について、県と連携して調査を実施し、その実態把握に努める。
- (2) ため池の管理者は、日ごろからため池の点検を行い、異常な徴候の早期発見に努める。また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに、貯水制限等の措置を講ずる。
- (3) 防災重点ため池について、地域防災計画に位置づけるとともに、ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。
 ※資料3-18 防火重点ため池

4 重要水防箇所及び浸水想定区域

(1) 重要水防箇所

- ア 町水防計画に基づき、重要水防箇所、堤防等を巡視し、必要な措置を講ずる。
- イ 重要水防箇所として指定された工作物の管理者は、常に点検整備し、応急水防工法を定めておくものとする。

(2) 浸水想定区域

指定された浸水想定区域について、次の事項を定めた洪水・内水・高潮ハザードマップを作成、配布する等により、住民及び滞在者その他の者への周知に努める。

- ア 洪水予報及び水位情報周知河川における水位等の情報の伝達方法
- イ 避難場所その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、内水氾濫又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水氾濫時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - (イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - (ウ) 大規模な工場その他の施設（（ア）又は（イ）に掲げるものを除く）で条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）
- オ その他洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ※資料3-1 重要水防箇所
 - ※資料3-2 水防警報河川及びその区域
 - ※資料3-4 黒部川重要水防箇所

5 海岸危険区域等

- (1) 海岸の危険区域を把握し、高波、津波等の被害を最小限にとどめるとともに、水防体制の充実に努める。また、海岸危険区域、水防警報海岸、海岸保全区域等について広報誌、パンフレット等を積極的に活用して、住民に周知徹底を図る。
- (2) 護岸、副堤等工作物については、管理者がそれぞれ点検を行い、災害の予防措置を講じるものとする。
- (3) 警戒避難体制の整備に努める。
 - ※資料3-3 水防警報海岸及びその地域
 - ※資料3-6 海岸保全区域
 - ※資料3-7 海岸保全区域位置図

6 災害危険区域等

(1) 土地利用に関する規制、誘導

町は、県と連携し、被害の拡大を防ぎ、安全な都市環境の形成を誘導するため、土地の合理的な利用を図る。

(2) 災害危険区域

町は、県が災害危険区域を指定したことにより、制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による移転等を検討する。

7 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下により、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）の作成等を行うものとする。

(1) 水防法第15条の規定により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の避難確保計画を作成するとともに、当該計画に基づく訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定により、土砂災害のおそれがある区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

(3) 避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを町長へ報告する。これを変更したときも同様とする。

※資料8-6 要配慮者利用施設一覧表

第3節 ライフライン施設等の安全性強化

風水害による被害軽減を図るためには、風水害に強いまちづくりや災害危険地域の予防対策を進めるとともに、電力、上下水道、通信等のライフライン施設の災害予防に万全を期すことが必要となる。このため、県及び防災関係機関等と連携して、これらの予防対策を積極的に推進する。

また、予防対策として、風水害のみならず、地震・津波災害及び雪害時の予防対策についても、この節において記載する。

1 ライフライン施設の安全性強化

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン関連施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであるため、災害時においてもその機能を発揮できるよう各機関において防災計画を作成し、被害防止策を実施するほか、系統多重化等による代替性の確保を進めるものとする。

また、都市計画に併せ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関

相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化するものとする。

(1) 上水道施設における災害予防対策

町は、災害時における給水機能を可能な限り維持し、住民の生活用水を確保するため、水道施設の防災性の強化を図る。このため、平常時においても、災害対策上の各種図面を整備しておき、施設の耐震性向上に留意した改良、整備に努める。

※資料9-2 町営簡易水道及び専用水道等一覧表

ア 施設の防災性の強化

災害による被害を防止するため、日常的に行う定期点検、整備を確実に実施し、施設の不良箇所を補強しておくとともに、応急給水及び応急復旧の行動指針の作成、応急対策に活用しやすい水道管路図面等の整備に努める。

また、応急給水を円滑に実施するため、日ごろから地区と意見交換を行い、共同訓練等の実施に努める。

イ 応急給水用資機材の整備拡充

応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の整備拡充を図るとともに、民間所有の資機材の借り上げについて、事前に文書による取り決めを行うよう努める。

※資料9-3 町有給水機器材

ウ 災害時における協力体制の確立

災害時には、町だけでは対処することが困難な場合も想定されるため、管工事業組合、近隣市町及び日本水道協会富山県支部等の関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

エ 施設の整備、耐震化【地震・津波災害編用】

- (ア) 貯水・取水・浄水施設などの水道施設の重要構造物は、建設年次、施設構造を調査の上、耐震診断を実施し、耐震性の低い施設については補強・増強等を行うよう努める。
- (イ) 送水・配水管は、被害を最も多く受ける施設であり、施設の新設、更新に際しては、耐震性の高い管路を採用する。また、石綿セメント管、铸铁管（ダクタイル铸铁管は含まない）、硬質塩化ビニル管（TS継手）等、耐震性の低い管路について、耐震性の高い管路に取り換える。
- (ウ) 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。
- (エ) 12時間分の給水量を貯留できるよう、配水池容量の拡大に努める。
- (オ) 緊急用貯水槽、大口径配水管を整備し、貯水機能の強化に努める。

オ 予備水源としての井戸、消融雪用井戸の活用

- (ア) 一般家庭用井戸、営業用井戸については、井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平時から把握しておく。
- (イ) 水道等の予備水源の整備に努めるとともに、休止水源については、緊急時に使用できるよう定期的な維持管理に努める。
- (ウ) 町が管理する道路の消融雪用井戸については、取水可能量、飲用の適否を調査するとともに、取水のために可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓等の整備に努める。

カ 情報連絡体制

町は、緊急時の通信手段を確保するため、主要伝送路のループ構成などバックアップシステムの整備を推進するとともに、管路等の重要な施設の情報のデータベース化及びオンライン化に努める。

(2) 下水道施設における災害予防対策

既設下水道施設のうち、重要構造物については、建設年次、施設構造等を調査し、耐震診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。

新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。

ア 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場及び管路施設の強化、改善等を行うとともに、適正な施設管理を行う。

- (ア) 処理場・ポンプ場の主要構造物は、風水害等に耐えられる構造とするとともに、外部からの浸水、敷地内の排水に対し、十分な対策を講ずる。
- (イ) 被災時においても、排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努める。
- (ウ) 停電、断水対策として自家発電設備の整備や受電設備の多回線化及び燃料・冷却水等の確保に努める。
- (エ) 土木施設は、想定される地震により機能を損なう程の破損に至らないよう、液状化対策を含めた耐震構造とする。
- (オ) 汚水送水管等の配管類は、可とう性伸縮継手を設置し、管の破損、切断を予防するとともに、重要な配管についてはバイパス化、複数化によるバックアップ機能を検討する。
- (カ) 機械設備は、移動、転倒及び破損が生じないよう固定するなど、耐震対策を実施する。

イ 管路施設

- (ア) 管路施設を風水害等による閉塞、陥没等の被害から守り、排水機能を確保するため、施設の清掃、浚渫（しゅんせつ）、補修、改良等に努める。
- (イ) 管路施設のうち、重要幹線については、河川及び軌道横断等の重要箇所、軟弱地盤、地盤急変箇所等において、必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性の管や伸縮継手等を設置し、地震による破断や抜け落ちが生じないような構造とする。
また、特に重要な幹線については、施設のバイパス化、複数化や雨水管きよの活用等によるバックアップ機能を検討する。
- (ウ) 重要幹線のマンホール及び取付管は、液状化のおそれのある箇所において地盤改良を検討するとともに、可とう性伸縮取付管を設置する。
- (エ) 橋りょう（水管等）は、想定される地震に耐え得る構造とするとともに、管路には可とう性伸縮継手を設置する。

ウ 施設の点検等

- (ア) 平常時の点検は、下水道維持管理指針に基づいて実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。
- (イ) 下水道台帳は、災害時に、迅速かつ確実にデータの提供が可能となるようにシステム化を図る。また、代替性の確保のため、下水道台帳の分散保管を図る。
- (ウ) 応急復旧マニュアルの整備に努める。

エ 応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、円滑に遂行するため、平常時から体制を整備しておく。

(ア) 配備体制の整備

下水道施設の応急復旧活動が円滑に実施できるよう、防災訓練等を通して配備体制を点検し、実情に応じた体制の整備に努める。

(イ) 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者、コンサルタント・測量業者、リース・レンタル業者等、民間業者との協力体制の整備を図る。

(ウ) 他地方公共団体との相互援助体制

災害時の役務及び機材等の提供について、下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールに基づき、他の地方公共団体との相互援助体制を整備する。

(エ) 応急対策用機器及び資機材

災害時の応急復旧活動が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材の整備に努める。

(オ) 防災訓練

災害時の応急復旧対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に訓練を実施する。

オ ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化

災害時におけるライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡の混乱を防止し、的確な状況把握や指示ができるよう、情報連絡体制の強化に努める。

(3) 電力施設における災害予防対策（北陸電力等）

ア 設備面の対策

電力供給設備においては、災害時における電力供給を確保するため、被害防止のための

施策を推進するものとする。各電気設備の保全については、各種指針に基づく巡視、点検を行い、機能の維持に努めるものとし、設備の改修に当たっては、現行の各基準に基づき設計するものとする。

イ 体制面の対策

災害時においては、迅速かつ的確な復旧が不可欠であるため、日ごろから、組織及び情報連絡体制の強化並びに資機材、車両等の確保体制の充実を図るとともに、防災関連マニュアルを整備するよう努めるものとする。

(4) LPガス施設における災害予防対策（LPガス販売店等）

一般家庭におけるLPガス設備の安全性を強化するため、販売店等は、ボンベの転倒防止措置を施すとともに、安全機器の普及促進に努めるものとする。また、消費者に対して、災害時に取るべき初期行動の啓発に努めるものとする。

(5) ガスパイプライン施設の災害予防対策

ア 設備面の対策

ガスパイプライン施設においては、地震時における安全体制を確保するため、被害防止のための施策を推進するものとする。設備の保全については、各種指針に基づく巡視、点検を行い、機能の維持に努めるものとし、設備の改修に当たっては、現行の各基準に基づき設計するものとする。

イ 体制面の対策

災害時においては、迅速かつ的確な復旧が不可欠であるため、日ごろから、組織及び情報連絡体制の強化並びに資機材、車両等の確保体制の充実に努めるものとする。

(6) 通信施設の災害予防対策（NTT西日本等）

災害時における通信機能の確保は、社会的混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の観点からも極めて重要であることから、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努めるものとする。

ア 公衆通信

災害時においても通信が確保できるよう、設備の安全化及び伝送路の多ルート化等の対策を推進し、被害の未然防止措置を講ずるものとする。

イ 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として極めて有効な方法であり、災害時においては、特に重要な役割を果たすことが期待されている。このため、各機関は災害時に支障がないよう対策を推進するものとする。

2 廃棄物処理施設の安全性強化

災害時には、大量の廃棄物が発生することが想定されるため、町は、新川広域圏事務組合等と連携を図り、廃棄物処理施設の被害を最小限にとどめるとともに、応急復旧作業を円滑に実施するための体制整備及び廃棄物処理計画の整備等に努める。

※資料11-6 一般廃棄物処理施設

(1) 処理施設の災害予測対策【地震・津波災害編用】

ア 一般廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設の管理者は、既設の処理施設の耐震性調査を実施するとともに、必

要に応じて、耐震化、不燃化、堅ろう化等に努めるものとする。

また、今後建設する施設については、ごみ処理施設構造指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、耐震化、不燃化、堅ろう化等に努めるものとする。

イ 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、中間処理施設、最終処分場、保管施設の耐震性を調査し、必要に応じて、施設の耐震化、不燃化、堅ろう化等に努めるものとする。

(2) し尿、災害廃棄物等の処理体制の整備

ア 処理施設の応急復旧資機材等の整備

し尿、ごみ等の処理施設の損壊等に対して、速やかな応急復旧作業を進めるため、あらかじめ必要な資機材の整備に努めるほか、応急復旧マニュアルの整備や訓練の実施に努めるものとする。

イ 災害廃棄物等の一時保管場所の確保

災害時は、災害廃棄物等が一度に大量発生するとともに、処理施設自体の被災も予想される。このため、あらかじめ運搬経路、住居地域を考慮した災害廃棄物等の一時保管場所を確保しておくとともに、新川広域圏事務組合との連携体制や、他市町村との広域協力体制を整備しておく。

ウ 仮設（簡易）トイレの確保

家屋の倒壊、断水等により、トイレが使用できなくなることが想定されることから、避難所等における仮設（簡易）トイレを確保するため、レンタル業者との協定締結に努める。

(3) 近隣市町との協力体制の整備

災害時において、新川広域圏事務組合の処理能力を超えるし尿、ごみ、災害廃棄物等が発生することが想定されることから、町は、県内市町村及び一部事務組合との廃棄物処理に関する協力体制の整備に努める。

3 危険物施設等の安全性強化

(1) 危険物施設

災害により、危険物施設からの火災又は危険物の流出が発生した場合には、周辺地域への延焼等により、多大な被害が生ずるおそれがある。このため、町及び消防は、立入検査による危険物施設の維持管理、危険物の貯蔵、取扱基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、危険物流出等の防止に努めるものとする。

※資料3-9 類別危険物製造所

ア 保安確保の検査及び指導

町及び消防は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱方法が消防関係法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を行い、必要に応じて危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

イ 危険物輸送の安全化

町、県及び警察は、危険物積載走行車両の転倒・転落、危険物の落下・流出等の未然防止を図り、また、標識の表示、消火器の設置状況等を確認するため、常設設置場所における立入検査や路上取り締まりを実施し、構造設備等の保安管理の徹底、危険物取扱者等の

保安意識の徹底に努めるものとする。

ウ 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防関係法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて、定期点検を実施する。基準に適合しない場合は速やかに補修、取り換えを指導するなど、施設の安全確保を図る。特に、屋外タンク貯蔵所にあつては、耐震性の強化を図るよう指導するものとする。

エ 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程の内容を常に見直し、事業の実態に応じたものとするとともに、従業員に対する保安教育及び防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。また、隣接する事業所間で相互応援協定の締結に努め、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保に努めるものとする。

オ 防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化に努めるものとする。

(2) 高圧ガス製造事業所等

高圧ガスを大量に製造又は消費している事業所等は、施設が災害の原因になるような損傷を受けないよう施設の耐震化を推進するとともに、損傷を受けた場合でも被害拡大防止のための措置を講じ、周辺住民に被害を与えないよう努めるものとする。

※資料3-10 液化石油ガス製造事業所

※資料3-11 液化石油ガス特定供給施設等及び工業用消費施設

※資料3-12 液化石油ガス販売所

※資料3-13 一般高圧ガス製造事業所

ア 高圧ガス設備の耐震性の強化【地震・津波災害編用】

大規模な災害の発生時には、高圧ガス施設も損傷を受けるおそれがあるため、災害の大きさや被害等を考慮して、施設主要設備の経年劣化に伴う、耐震性能の低下の有無や、附属する配管の伸縮可とう性を再点検するなど、耐震性強化に努めるものとする。

イ 計装設備の耐震対策【地震・津波災害編用】

計装設備の転倒防止措置を講じるとともに、計装配管の立ち上り、立ち下り部は伸縮可とう性を持たせる。また、コントロールバルブはフェイルセーフ機構^{*}にするなど、耐震性強化に努めるものとする。

※万一の時に二重三重の備えをしておき重大事故を防ぐための備え

ウ 消火設備の耐震対策【地震・津波災害編用】

防火水槽は、耐震性を持たせ、分散を図る。またポンプ周りの配管及び埋設配管の取付部は、伸縮可とう性を持たせるとともに、配管のループ^{*}、ブロック化を図り、災害時の機能確保に努める。

※配管のループ：防消火用の配管を環状（ループ状）に連絡し、災害時にその一部が破損した場合、他方から水を供給するなどして散水できるよう相互に供給を確保する方法で、特に地震時に火災が発生しやすい区域には有効。

エ 通信設備の確保

緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法で緊急連絡が取れるような体制を整備し、伝達手段を確保する。

オ 運転の緊急停止【地震・津波災害編用】

化学工場等の製造事業所においては、感震器と連動して危険度に応じて関係機器等を自動遮断するシステムの導入に努めるものとする。

カ 防災活動

災害時、特に地震又は津波による二次災害防止のため、事業所内では、緊急操作、行動のシステム化を進めるとともに、これを周知させるための定期的な操作訓練の実施により、被害の拡大防止に努めるものとする。

(3) 毒物劇物取扱施設

ア 毒物劇物取扱施設における予防対策

災害時、特に地震又は津波により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、予防対策を講じなければならない。

毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法令により予防対策が指導されている。また、前二法により規制を受けない施設については、次の事項を重点として立入指導を強化するものとする。

- (ア) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置措置を推進するものとする。
- (イ) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止規程を制定させる等の自主災害防止対策を推進するものとする。

イ 学校における予防対策

学校においては、理科実験等に使用する化学薬品などの毒劇物を所有しており、これらの化学薬品類の漏えいにより、火災や有毒ガスが発生して被害が拡大されるおそれがあるため、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるものとする。

- (ア) 化学薬品類の容器及び収納棚等の転倒落下の防止
- (イ) 容器の破損等による化学薬品類の飛散の防止
- (ウ) 混合混触発火性物品の近接貯蔵の禁止
- (エ) 化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底
- (オ) 初期消火用資機材の整備

4 地盤の液状化対策の推進【地震・津波災害編用】

近年、地震動による液状化被害も見過ごせないものとなっており、町は、県と連携して、地盤の液状化による影響調査を進めるとともに、耐震基準の適用や各種対策工法の普及に努める。

(1) 浅部の地盤データの収集とデータベース化

町、県及び公共施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努めるものとする。

(2) 液状化に関する知識の普及啓発

地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、町は、県と連携し、住民に対して、地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域など、液状化に関する知識の普及啓発に努めるものとする。

(3) 地盤改良、液状化対策工法の推進

町、県及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施するものとする。また、民間の建築物については、液状化被害を最小限にとどめる対策を実施するよう、建築主、設計者、施工者に指導・助言を行うものとする。

第4節 防災活動体制の整備

災害に迅速かつ的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、速やかに初動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。このため、町は、災害対策活動の拠点となる施設の整備を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が早急に行える体制を確立することが必要である。

本町の防災活動の体制づくりとして、防災拠点施設、防災資機材、通信連絡体制等の整備、相互応援体制の充実など、防災活動体制の整備に努める。

また、予防対策として、風水害のみならず、火災、地震・津波災害及び雪害時の予防対策についても、この節において記載する。

1 防災拠点施設の整備

町は、大規模な災害時における防災活動及び消防活動の拠点、平常時における住民、自主防災組織等への防災教育機能を有する防災拠点施設として、消防防災センターを整備した。また、住民の避難場所、避難所となる地域の防災拠点施設として、飯野、横山両地区の防災コミュニティセンター及び野中地区交流センターを順次整備してきたところであるが、引き続き下上野公園、中央公園改修、にゅうぜん保育所整備、屋外学校水泳プール（浄水型）等の整備を進めるとともに、老朽化した役場庁舎の建て替え等を検討する。

(1) 防災拠点施設（消防防災センター、役場庁舎）

ア 防災拠点施設の役割

(ア) 災害時

- a 町の災害対策拠点
- b 応援部隊の活動拠点
- c 消防活動の拠点

(イ) 平常時

- a 役場庁舎
- b 住民、自主防災組織等に対する防災教育の場
- c 消防団員の訓練場
- d 消防署の庁舎

イ 防災拠点施設の施設設備

防災拠点施設には研修室、備蓄倉庫、広場等の整備に努める。

(2) 地域防災拠点施設（飯野、横山両地区の防災コミュニティセンター、野中地区交流センター、下上野公園、中央公園、にゅうぜん保育所、屋外学校水泳プール（浄水型）など）

ア 地域防災拠点施設の役割

(ア) 災害時

- a 自主防災活動の現地活動拠点
- b 住民の避難場所、避難所

(イ) 平常時

- a 自主防災組織等の研修・訓練等
- b 住民の憩いの場

イ 地域防災拠点施設の施設設備

地域防災拠点施設には、通信機器等の整備に努める。

2 気象観測施設等の整備等

風水害による被害を未然に防止するためには、気象等の状況を的確に把握し、迅速かつ的確な応急対策活動を行うことが必要である。このため、町は、県及び防災関係機関と連携して、気象観測施設等の整備に努めるとともに、災害の防止に必要な情報収集に努める。

(1) 気象観測施設の整備

気象等の実態を把握するため、県及び防災関係機関と連携して、気象観測施設の整備に努める。

(2) 水防用観測施設の整備

水位、流量等の実態を把握するため、県及び防災関係機関と連携して、水位観測所、流量観測所及び波高、潮位観測所等の整備・充実に努める。

(3) 災害防止のための情報

町域にかかる災害の防止に必要な情報の収集に努め、住民及防災関係機関に対し、適時適切に伝達する。また、住民から破堤、越水、土砂災害の前兆等の目視情報を収集する仕組みづくりに努める。

3 資機材の整備

風水害による被害の未然防止及び被害の軽減を図るためには、気象、水位・流量等の状況を的確に把握し、これらの情報に基づく災害未然防止対策や、災害時における災害応急対策を速やかに実施することが必要である。このため、町は、県及び防災関係機関と連携して、災害の未然防止及び被害の軽減のために必要な資機材の整備充実に努める。

(1) 水防用施設、資機材の整備

町は、洪水等の非常時に備え、累年の洪水により危険にさらされる河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を常に整備する。

※資料10-1 水防倉庫の所在地及び備蓄資器材

(2) 救出救助用資機材の整備

町は、災害の発生に備え、ロープ、空気素呼吸器、エンジンカッター、発電機、投光器、応急給水機材、水難救助用ボート等の救出救助用資機材の整備・充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておく。

なお、救助活動が円滑に実施できるよう、他の機関、民間団体、業者等が所有する救出救助用資機材等を借り上げられるよう協力体制を確立しておく。

※資料 8-3 救急、救助機械器具一覧表

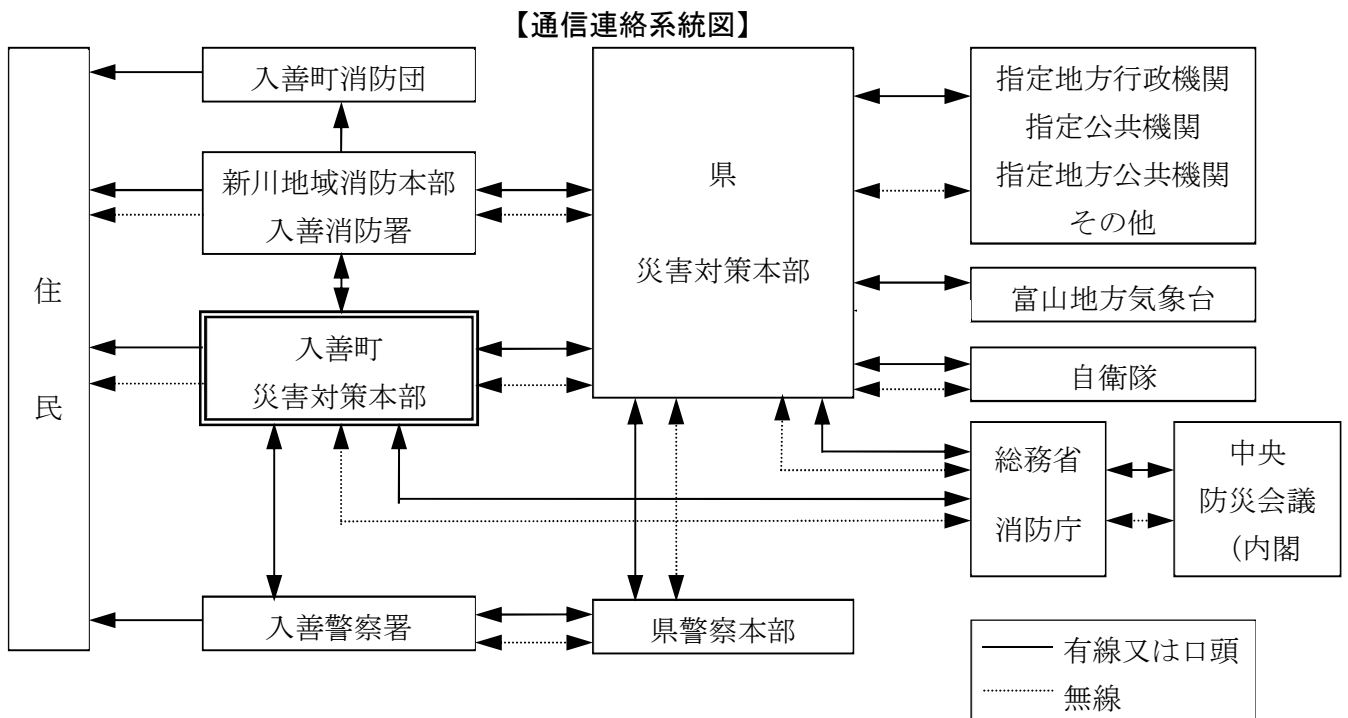
4 通信連絡体制の整備

災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性強化、非常用電源設備等の停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等、通信路の多ルート化の推進に努める。緊急時に避難場所となる公共施設等においては、Wi-Fi環境を整備し、災害時の通信インフラの確保を図る。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークの強化、さらには、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図る。

(1) 通信連絡系統

災害についての通信連絡系統は、次のとおり。



※資料 4-3 災害対策関係機関一覧表

(2) 通信連絡手段

通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話の整備に努める。

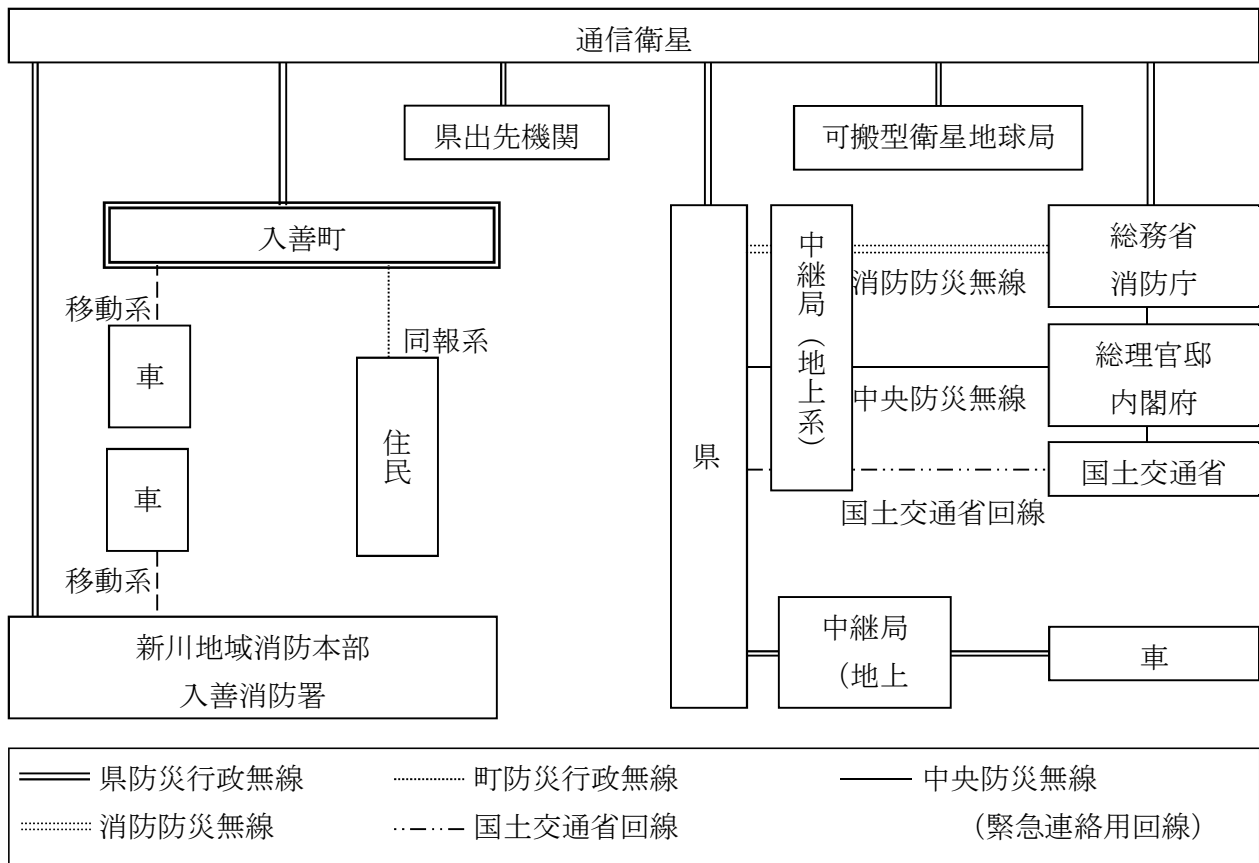
ア 有線電話

- (ア) 加入電話
- (イ) 専用線電話
- (ウ) 富山県防災行政無線（光回線電話）

イ 無線電話

- (ア) 富山県防災行政無線（衛星携帯電話）
- (イ) 防災行政無線
- (ウ) MCA移動系無線
- (エ) 携帯電話

【無線通信ネットワーク図】



(3) 通信連絡体制の整備充実

ア 防災行政無線・MCA移動系無線

町は、緊急情報等を住民に迅速かつ一斉に伝達するため、同報系のデジタル防災行政無線を整備する。また、家庭用には、戸別受信機、防災行政ラジオの普及を促進する。さらに、町庁舎と災害現場との間の通信を確保するため、MCA移動系無線の整備に努める。

イ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

町は、全国瞬時警報システムを活用し、気象警報や地震・津波情報等の緊急情報を、いつでも受信できる体制を整備する。また、これら緊急情報を受信したときは、防災行政無線を自動起動させるなど、住民に直ちにその内容を伝達できる体制の充実に努める。

ウ 消防救急無線

町は、新川地域消防組合及び県と連携し、消防救急無線を整備し、消防機関相互の情報収集、伝達体制の充実、強化に努める。

エ 緊急地震速報受信システム【地震・津波災害編用】

緊急地震速報は、地震の揺れが起こる数秒から数十秒前に事前に入手することができ、この間に身の安全を守るための行動を取ることができる情報である。町は、児童生徒や施設利用者の安全の確保を図るため、県と連携し、学校等への緊急地震速報受信システムの整備に努める。

オ 県総合防災情報システム

気象情報、震度情報等の収集及び被害状況の報告のため、町は、県と連携し、総合防災情報システムの維持管理に努める。職員に対しては、操作方法の習熟に努める。

また、Lアラート（災害情報共有システム）との連携により、避難指示等の情報を速

やかに伝達する。

カ 震度情報ネットワークシステム【地震・津波災害編用】

地震による被害情報を早期に把握し、迅速な初動対応を実施するため、町は、県と連携して、役場庁舎内に計測震度計を設置し、県の震度情報ネットワークシステムにより、震度情報等を円滑に提供する体制を整備する。また、町は、当該システム及び県総合防災情報システムにより、県内全体の震度情報等の提供を受ける。

キ 非常通信体制の整備

町は、通信途絶時に備え、災害時優先電話、携帯電話、衛星電話等の無線を活用した多様な通信手段の確保に努める。また、災害時に通信の確保が困難となったときの人命救助、救援等に対応できるよう、非常通信協議会との連携を強化し、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信体制の確保に努める。

(4) テレビ視聴手段の複数化

本町のテレビ回線は、ケーブルテレビによるところが大きいため、災害によるケーブルの断線に備えて、新川広域圏事務組合と連携して、ケーブル回線の多重回線化及びその他視聴方法の保有等の検討を行う。

(5) 運用対策

ア 災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練の実施に努める。

イ 通信設備は確実に使用できるよう、適切な保守、維持管理に努める。また、非常用発電設備については、商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

5 業務継続体制の確保

町は、災害時の災害応急対策等の実施及び優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画の策定に努め、業務継続性の確保を検討する。

業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも町長不在の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要なデータのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時に優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

6 緊急輸送ネットワークの整備

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について、把握・点検するものとする。

また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

(1) 町内の輸送拠点施設

町内には、県が指定する陸上輸送拠点施設が1カ所ある。

災害時には、県及び輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受け入れ、搬出が行えるよう体制の整備に努める。

【町内の輸送拠点施設】

区分	名称	所在地
陸上輸送拠点施設	第一倉庫（株）（富山第1号倉庫）	入善町上飯野343

(2) 緊急道路ネットワークの確保

ア 緊急輸送道路の整備

災害時において、道路は、救援物資の輸送等の重要な役割を担っている。町は、国及び県と連携し、幹線道路ネットワークの形成等、主要な幹線道路の整備を促進するなど、より効果的な道路網の構築に努める。この際、陸上、海上、ヘリポート等の輸送拠点施設にも配慮する。

災害時の緊急交通路の候補となる緊急通行確保路線は、緊急輸送道路（避難路）のうちから次により定める。なお、県が定める緊急通行確保路線とネットワークが図られるよう調整を行うものとする。

【緊急通行確保路線】

第1次緊急通行確保路線	救急活動、緊急物資及び応急資材の搬入を最優先に確保する路線
第2次緊急通行確保路線	第1次緊急通行確保路線を補完し、救急活動、緊急物資及び応急資材の搬入を優先する路線
第3次緊急通行確保路線	第1次・第2次緊急通行確保路線を補完し、救急活動、緊急物資及び応急資材の搬入並びに復旧事業の推進を図る路線

イ 連携体制の強化

緊急通行確保路線の各管理者は、日ごろから情報交換を行い、相互の連携体制を整えておくものとする。

※資料10-5 輸送道路（避難路）一覧表

※資料10-6 緊急輸送道路位置図

(3) 緊急海上輸送路の確保

災害時に、船舶等による人員、物資の輸送等を迅速に行うため、入善漁港について輸送拠点としての施設整備を検討する。

(4) 緊急航空路等の確保

災害時の救急活動、被害状況把握、人員・物資の輸送等に、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておき、ヘリを活用した応援の受入体制を迅速に整えるため、町内に場外離着陸場（ヘリポート）を確保する。

※資料10-7 ヘリポート

(5) 緊急輸送用車両等の確保

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者団体等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

※資料10-2 輸送車両一覧（町有車両）

※資料10-3 漁業協同組合所属船

(6) 緊急通行車両等の取り扱い

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急通行車両を優先して通行させるため、一般車両の通行が禁止又は規制されることがある。

町は、緊急通行車両の事前届出制度を活用するなど、災害発生直後に緊急通行車両の円滑な確認を済ませるなど、緊急通行車両の確保に努める。

ア 確認実施機関

緊急通行車両の確認は、県知事又は県公安委員会が行う。

イ 確認対象車両

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に使用されるもの
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に使用されるもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に使用されるもの
- (ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの
- (コ) 規制除外車両の一部
 - a 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - b 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
 - c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

ウ 確認手続

災害時には、確認のための事務手続に対する処理能力が十分確保されないことが予想されることから、緊急通行車両の事前届出制度の効果的な活用を努める。

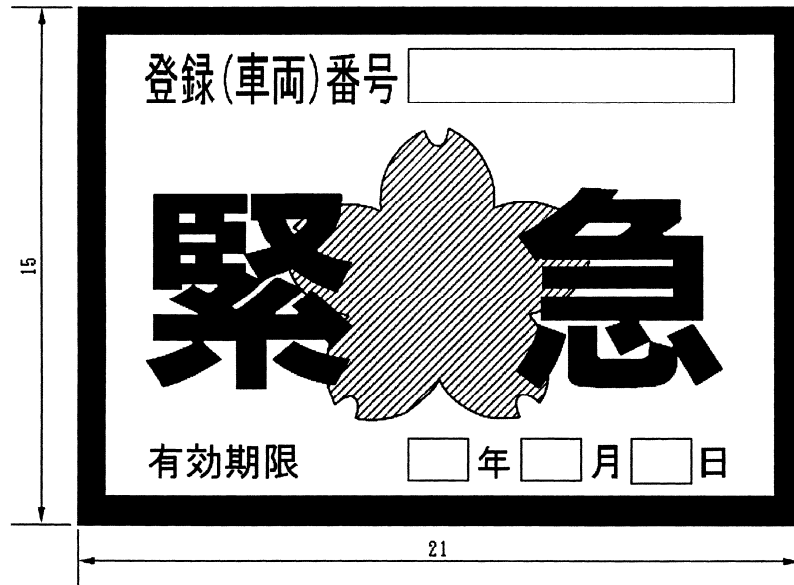
エ 自動車運転者の取るべき措置

自動車運転者に対し、災害時の取るべき措置について、警察と協力して次の事項を周知徹底する。

- (ア) 走行中のとき
 - a 落石やその徴候、道路の冠水等を覚知した際は、直ちに警察又は町に通報するとともに、危険箇所には近づかず停車すること。
 - b 停車する際は、安全な方法により車両を道路左側に寄せること。ただし、山道などでは地盤が緩んでいることがあるので、路肩に寄り過ぎないように注意すること。
 - c 停車後はカーラジオ等により気象情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - d 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。
- (イ) 避難するとき
 - 避難するときは、原則として車両を使用しないこと。
- (ウ) 災害対策基本法による交通規制が行われたとき
 - a 道路区間を指定した交通規制が行われたときはその区間以外の場所へ、区域を指

- 定した交通規制が行われたときは道路外の場所へ、速やかに車両を移動させること。
- b 速やかに移動することが困難なときは、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- c 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

【緊急通行車両の標章】



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

7 航空防災体制の強化

災害時にヘリコプターを活用した、上空からの消火や救助、救急患者の搬送、物資の輸送等の応援の受入体制を円滑に整えるため、臨時ヘリポート(場外離着陸場)の整備に努めるとともに、迅速にヘリコプター運航要請ができるような体制の整備に努める。

(1) 臨時ヘリポートの整備

災害時においてヘリコプターを活用するため、臨時ヘリポートの確保に努めるとともに、ヘリポートとして活用する際の危険予防措置を迅速に講ずることができるよう備えておく。

ア 離着陸場の確保・整備

ヘリコプターの活用には、臨時的に離発着する飛行場以外の離着陸場(場外離着陸場)が必要であることから、活動に適した場所を確保し、又は整備に努める。

※資料10-7 ヘリポート

イ 場外離着陸場の危険予防措置

(ア) 場外離着陸地点及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(イ) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、ヘリコプターの進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

併せて、離着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くには、上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚するものとする。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にするよう努める。

※資料10-8 ヘリポートの準備

ウ 建物識別番号の表示

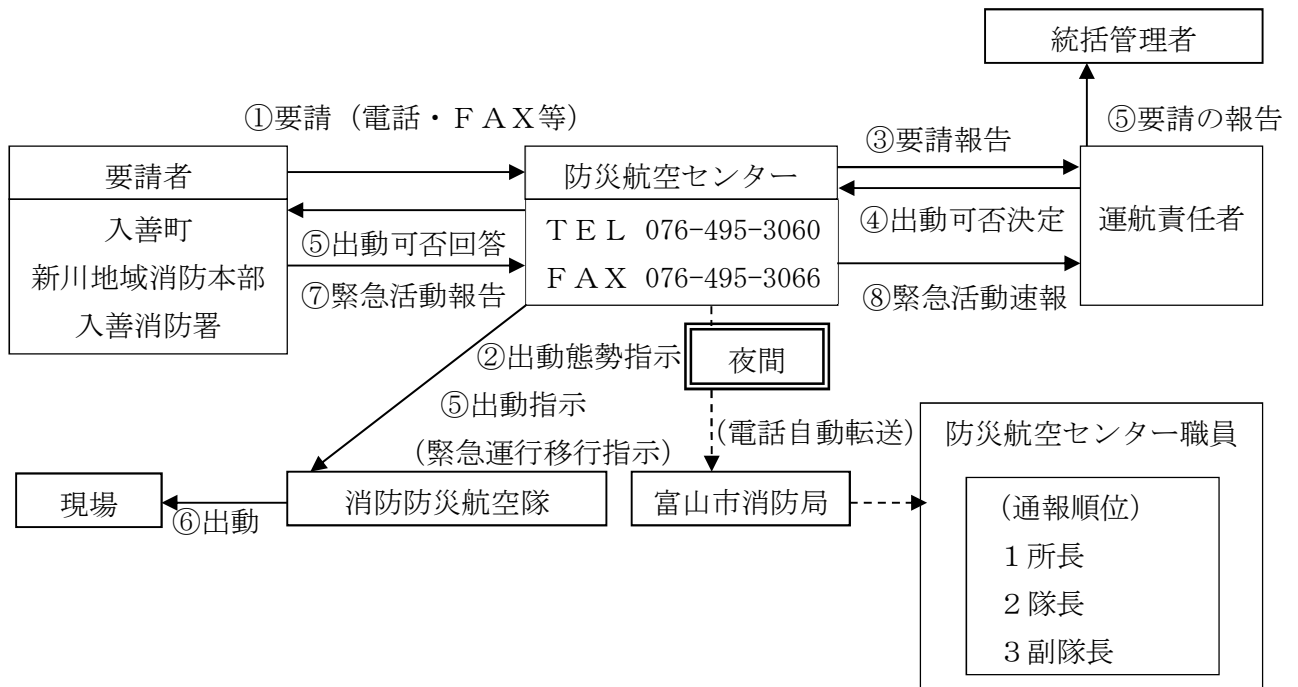
災害時において、応急対策の活動拠点となる庁舎、避難場所・避難所となる学校等の建物の屋上に特定の番号を表示し、上空からの建物の識別を容易にすることにより、迅速かつ的確な活動を展開するものとする。

(2) 県消防防災ヘリコプター「とやま」への緊急運航要請

ア 緊急運航要請

県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請を必要とするときは、富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領により、県防災航空センターに要請する。

【県消防防災ヘリコプター緊急運航要請手続きの流れ】



イ 受入体制

県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請したときは、県防災航空センターと密接な連携を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- (ア) 離着陸場所及び安全対策の確保
- (イ) 傷病者等の病院等への搬送手配
- (ウ) 空中消火用水利、空中消火基地の確保
- (エ) その他必要な事項

8 相互応援体制の充実

町の対応能力を超える災害の発生に備えて、近隣地方公共団体や公共的団体等との間において、災害時における相互応援協定を締結し、広域的な防災活動体制の充実に努める。

そして、町は、国及び県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて

情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

※資料15-1 災害応援協定等一覧

(1) 他の地方公共団体等との相互応援

町は、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、他の行政機関との相互応援協定の締結に努めており、今後も協定の充実化を推進していく。また、消防や防災関係機関、事業所・企業との応援協定についても充実化を図っていく。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。

町は、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとする。また、町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 公共的団体等の協力

町内における公共的団体及び自主防災組織に対し、平常時から次に掲げる協力が得られるよう努める。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- イ 災害に関する予警報その他情報を住民に伝達すること。
- ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- エ 災害時における出火の防止及び初期消火に協力すること。
- オ 避難誘導、避難場所、避難所内被災者の救助に協力すること。
- カ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。
- ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ 罹災証明書交付事務に協力すること。
- コ その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日本赤十字社の奉仕団、下新川郡医師会及び下新川郡歯科医師会、県薬剤師会、みな穂農業協同組合、入善漁業協同組合、新川森林組合、入善町商工会、入善町連合婦人会、入善町工場協会、ボランティア団体等をいい、自主防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいう。

(3) 民間の協力

災害時に積極的な協力が得られるよう、建設機械の借り上げや流通備蓄等の提供に関する応援協定の締結を推進する。

また、町は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

さらに、町は、災害応急対策への協力が期待される建設業の担い手の確保・育成に関する取り組みを支援するものとする。

また、消防団活動に対する事業所・企業の協力を得るため、消防団協力事業所制度を促進していく。

9 積雪時の地震対策【地震・津波災害編用】

冬期に地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所及び避難経路の確保等に支障が生じることが懸念される。このため、町は、積雪・寒冷対策を推進することにより、冬期における地震被害の軽減に努める。

(1) 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。このため、町、県及び防災関係機関は、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

(2) 交通の確保

地震発生時には、防災関係機関が行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、各道路管理者は、除排雪体制の充実を図り、安全な道路交通の確保に努める。

ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、国道、県道、町道及び高速自動車国道の整合の取れた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定するものとする。また、道路管理者は、除雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除雪機械の確保に努めるものとする。

(イ) 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通障害を予防するための消融雪施設の整備等を推進するものとする。

(3) 雪に強いまちづくりの推進

ア 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

イ 地域相互救助体制の確立

町は、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、自主防災組織やボランティアの協力を求めることができるよう、地域の相互援助体制の確立に努める。

ウ 積雪・寒冷期における避難場所、避難所及び避難経路の確保

町及び県は、除雪機械の設置、消融雪施設の整備等によって除雪を促進するとともに、除雪施設の整備を行うことにより、避難場所、避難所及び避難経路の確保を図るものとする。また、毛布の備蓄等、避難所での寒冷対策に留意するものとする。

10 災害復旧・復興への備え

(1) 災害廃棄物の発生の抑制【地震・津波災害編用】

町、県及び国等は、地震及び津波による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震

化及び耐浪化等に努めるものとする。

町は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用指針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

国、県及び町等は大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び町等は十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

国、県及び町等は災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(2) 各種データの整備保全

町、県及び国等は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備するよう努めるものとする。

ア 各種データの総合的な整備保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備。

イ 不動産登記の保全等公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(3) 復興対策の研究

町、県及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担の在り方等の災害復興対策についての研究を行うものとする。

(4) 男女共同参画の視点

町は、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と連携し明確化しておくよう努める。

第5節 救援・救護体制の整備

町は、災害発生直後からの人命の安全確保を最優先に置き、消防力の強化、医療救護体制の整備をはじめ、避難場所、避難所及び生活救援物資の確保、災害救援ボランティア活動支援などの救援・救護体制の整備を推進し、被害の軽減に努める。また、予防対策として、風水害のみならず、火災、地震・津波災害及び雪害時の予防対策についても、この節において記載する。

1 消防力の強化

火災の発生予防、被害の拡大防止のためには、まず、住民一人ひとりが、日ごろから出火防止に努めるとともに、火災時に取るべき行動を常に心がけておくことが大切である。

また、町は新川地域消防組合と連携し、出火防止、初期消火体制の確保、火災の拡大防止、救助・救急体制の整備に努める。

さらに、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建物による通行障害等により消防活動が困難になることが想定されることから、自主防災組織に対する可搬式消防ポンプの配備等により、初期消火が効果的にできるよう消防力の一層の充実に努める。

※資料8-4 消防組織・消防力一覧表

(1) 出火の防止

町及び消防は、火災の発生を未然に防ぐため、住民に次の指導を行い、出火の防止に努めるものとする。

ア 一般家庭に対する指導

出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- (ア) 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス漏れ警報機等の安全な機器の普及
- (イ) 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- (ウ) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓
- (エ) カーテン等防災製品の普及
- (オ) 消火器具、風呂水のくみ置き等の消火準備の徹底
- (カ) 住宅用火災報知器の設置促進

イ 事業所に対する指導

町及び消防は、多数の者が利用する学校、ショッピングセンター等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、防災対策等も含んだ消防計画を作成するよう指導するものとする。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火訓練、避難訓練等の実施、火気の使用又は取り扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、対象物に対する防火体制を推進するものとする。

(2) 消火体制等の整備

ア 初期消防力の強化

町及び消防は、火災による被害を最小限にとどめるため、出火の防止、家庭における初期消火並びに地域及び事業所における初期消火体制の確立などの普及啓発に努めるものとする。

- (ア) 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技能の向上、事業所相互の協力体制を推進するとともに、地域の一構成員として、地域の防災訓練への積極的参加及び保有する資機材を活用した消火活動等により、地域との連携体制を強化するよう努めるものとする。
- (イ) 自主防災組織は、日ごろから訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。
- (ウ) 消防団は、高度かつ専門的な知識・技術の習熟と併せ、実践的な訓練を通じた消火技術の向上に努めるとともに、地域の防災リーダーとして、自主防災組織をはじめとする住民に対する防災指導を通じて、地域の防災力向上に努めるものとする。
- (エ) 町は、自主防災組織に対して可搬式動力ポンプ等の防災資機材の整備を促進するとともに、住民参加の防災訓練に支援する。

イ 消防設備等の強化

(ア) 町及び新川地域消防組合は、消防組織の充実・強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層の消防団への積極的参加等、消防団の活性化を推進するものとする。

(イ) 町及び新川地域消防組合は、構成市町と連携し、小型動力ポンプ、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利その他の消防施設・設備等の整備及びこれら施設等の計画的配置に努めるものとする。

特に、危険物施設、中高層建物等の特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図るものとする。

ウ 消防水利の整備

町は、大規模な火災に備え、消防水利の多様化を図るため、次の施設の整備に努める。

(ア) 消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生する危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。

(イ) 河川などの自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利の確保について検討し、効率的な利用を進める。

(3) 救助・救急体制の整備

町及び新川地域消防組合は、災害発生後、被災者に対し、迅速な救助、救護活動を行うための体制整備を行うものとする。また、住民に対して、救急、救助に関する知識、技能の修得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努めるものとする。

ア 救助体制の整備

(ア) 自治会、自主防災組織等は、町内の要配慮者の把握に努めるものとする。

(イ) 消防は、救助工作車の整備、油圧救助器具、エンジンカッターなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、崖崩れ等の被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努めるものとする。

(ウ) 町は、自治会、自主防災組織等による地域レベルでの防災活動のため、救助活動に必要な資機材の整備に努める。

(エ) 災害の状況によっては、保有する資機材だけでは不足することも想定されるため、民間事業者の協力を得ながら、重機等の資機材保有状況の把握に努める。

(オ) 多数の要救助者を迅速かつ的確に救助するため、消防は、警察、海上保安部、自衛隊等の合同訓練に参加するなど、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(カ) 消防救急無線については、災害時における消防救助・救急活動上の重要な情報伝達手段であるため、操作方法の習熟、機器の点検整備に努めるものとする。

イ 救急体制の整備

(ア) 町及び消防は、出前講座等を通じて、住民に対し、AED^{*1}の使用を含む心肺蘇生法^{*2}や止血法^{*3}などの応急手当に関する知識、技能の普及に努めるものとする。

(イ) 町及び消防は、救急能力を高めるため、救急救命士^{*4}の技術向上に向けた研修体制を整備するものとする。さらに、救急隊員にトリアージ^{*5}などの応急救護研修の実施に努めるものとする。

ウ 医療機関との連携体制

町及び消防は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努めるものとする。

*1 AED Automated External Defibrillators (自動体外式除細動器) : 心室細動又は無脈性心室頻拍という不整脈が生じて、心臓の全身への血流を流す働きが停止している状態において、強い電流を瞬時に

- 流すことにより心拍を正常化させる治療法を行う器機。
- ※2 心肺蘇生法：心肺停止した傷病者に対して、脳・心臓・肺の蘇生を目的として、胸骨圧迫と人工呼吸を実施する方法。
 - ※3 止血法：外傷などによる出血を止める方法。
 - ※4 救急救命士：救急車などに同乗し、患者を病院まで運ぶ際、医師の指導の下で特定医療行為を行える資格者のこと。
 - ※5 トリアージ：多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を決める技術。

(4) 消防体制等の整備【雪害編用】

ア 冬期活動体制の整備

(ア) 消防は、降積雪期の消防活動に備え、出動人員の配備計画の作成、消防車両の特殊擬装、付属品の整備、除雪用資機材の増強を図るものとする。

(イ) 消防は、消防水利の所在を明示する標識を設置するとともに、積雪量に応じた消防水利確保計画を作成するものとする。

イ 消防職団員の消防組織の拡充強化・教育訓練

町及び新川地域消防組合は、降積雪期における迅速かつ的確な消防活動に必要な知識と技能の錬磨を目的として、消防職団員の教育訓練に努めるものとする。

ウ 関係機関との連絡体制

冬期の緊急路を確保するため、道路管理者及び住民に対し、除雪等についての協力を要請するとともに、道路情報の収集伝達体制を整備しておく。

エ 各種調査の実施

消防は、降積雪による状況の変化を考慮の上、通行障害及び消防水利の調査を実施し、消防力の配備等警防戦術の検討研究を行うものとする。また、消防危険区域の指定に際しては、区域の特殊性に応じ、適切な火災防御計画を作成しておくものとする。

2 医療救護体制の整備

災害時に発生する多数の負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動が行える体制を平常時から整備する。

※資料11-1 医療機関等一覧表

※資料11-2 災害時医療救護用物品の備蓄状況

(1) 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

町は、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）※の派遣要請方法について、整理しておく。

※災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team. 略称「DMAT（ディーマット）」）：

災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受け、機動性を持つ医療チーム

(2) 医療救護班の編成

被災者に対する医療救護活動は、下新川郡医師会、入善町医師会等の協力を得て、医療救護班を編成して行う。

医療救護班の編成は、災害時医療救護体制確認書（下新川郡医師会、入善町医師会及び町）

による。

(3) 医療救護体制の整備

災害時に、町における医師のボランティア拠点として、下新川郡医師会災害対策本部、入善町医療救護本部及び救護所を設置するときは、健康交流プラザ・サンウェル内に設置するものとする。町は、医療救護の設備の充実、物品の備蓄に努める。

(4) 医薬品等の供給体制

ア 医薬品等の確保

(ア) 医薬品の確保

医療機関においては、適宜、緊急医薬品等の備蓄に努めるものとする。また、町は、薬業関係団体（県薬剤師会、県薬業連合会等）との協力体制の確立に努める。

※資料11-4 医薬品及び防疫用薬品業者一覧表

(イ) 家庭常備薬の備蓄

被災者が容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ備蓄しておくとともに、各家庭に対しても、日常からの常備薬の個人備蓄を推奨していく。

(ウ) 医薬品等の搬送手段と人員の確保

a 自動車、バイク、自転車等の搬送手段の確保に努める。

b 集積所、避難所における医薬品等の仕分け・管理、服薬指導及び搬送等に当たる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ組織化を図るものとする。

イ 災害医療情報ネットワークの整備

町、県、薬業関係団体、医療機関、医薬品等集積所など関係者間で設置した「新川地域災害医療連絡会議」において、連絡体制を整備し、必要な情報を迅速かつ正確に収集、提供できるように努めるものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所・生活救援物資等の確保

災害時に住民の生命や身体の安全を図り、被害の拡大を最小限にとどめるためには、災害の種類や状況に応じた避難行動を円滑かつ迅速に行うことが重要である。

そのため、町は、災害時における切迫した危険から逃れるための場所として、災害の種別に応じて安全性等の一定の基準を満たす場所又は施設を指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）としてあらかじめ指定し、適切な方法で災害に適した避難先を選択することの周知に努めるとともに、その確保及び整備に努める。

しかしながら、避難時の周囲の状況等により、避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は日頃から住民への周知徹底に努める。

また、避難者が新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた一定の生活環境を維持しながら避難生活を送るために必要十分な場所として、公共施設やその他の施設を指定避難所（以下「避難所」という。）としてあらかじめ指定するほか、指定避難所の場所、収容人数等に加えて、指定した避難所の中には、避難場所と相互に兼ねる場合もあり、特定の災害においては、避難先として不適當である場合があることも日頃から住民への周知徹底に努める。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況を周知することも想定し、インターネット等の多様な手段の整備に努めるものとする。

加えて、町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した

場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、町は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努めるものとする。

町は、避難指示発令時に避難所の開設が完了していないという事態を極力さけるため、高齢者等避難の発令段階から避難場所を開設し始め、避難指示発令までに開設し終えるように努めるものとする。

また、避難施設の維持管理や避難所の確保・整備に努めるとともに、被災生活が長期化した場合等に備え、生活必需物資の備蓄を行う。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(1) 避難場所・避難所・避難道路の確保

ア 避難場所の確保

(ア) 避難場所の指定

町は、場所又は施設の管理者の同意を得た上で、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により避難場所を指定する。

なお、避難場所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直しを行う。

<避難場所の指定基準>

町は、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、国の定める基準に適合する場所又は施設を避難場所として、災害の種類ごとに指定する。

(イ) 避難場所の設置

a 避難場所としては、公園、公民館、学校、体育館等を指定する。

b 大規模な土砂崩れや浸水などの危険性のないところで、付近に多量の危険物が蓄積されていない場所とする。(なお、公園等のオープンスペースは、地震による火災の輻射熱に対して安全を確保することや、津波の浸水深以上の高さを有することなどに配慮する。)

c 海岸付近の避難場所は、高波、高潮、津波に備えて高台を選定するか、適地がない場合は、緊急時に避難するビル等の最上階を、管理者との協議により、避難場所として使用できるよう努める。特に、休日、夜間の使用に留意し、住民にその徹底を図る。

イ 避難所の確保

(ア) 避難所の指定

町は、施設の管理者の同意を得た上で、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により避難所を指定する。

なお、避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直しをする。

<避難所の指定基準>

町は、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、国の定める基準に適合する公共施設又はその他の施設を避難所として指定する。

(イ) 避難所の設置

町は、避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、必要な機能を整理し、次に掲げるような施設を設置し、又は施設、設備の整備に努める。

- a 避難所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- b 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する）を受け入れできるよう配置する。
- c 避難所又はその近くで、水、食料、非常用電源、常備薬、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布、暖房用具等、避難生活に最低限必要な物資、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

また、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- d 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、通信機器等、避難生活に必要な施設及び設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等の災害情報の入手に資する機器を整備する。また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設及び設備の整備に努める。
- e 小型除雪機の配備、消融雪施設の整備に努める。【雪害編用】

(ウ) 避難所の運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は、避難所運営のための組織を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

なお、町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

ウ 避難道路の確保

町は、避難場所への距離が長い地域等について、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう避難道路の確保に努める。また、避難者が避難場所に安全に到達できるよう、避難誘導標識等を設置する。

エ 市街地、観光地における避難場所等の確保

避難指示の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、町は、多数の人が集まる市街地、観光地において、これらの者も避難人口に含んだ避難場所、避難所及び避難道路を確保するとともに、分かりやすい避難標識の設置に努める。

オ 被災者用の住居の確保

町は、県と連携して、災害時における被災者用の住居として利用可能な町営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努める。

カ 地震・津波発生後に緊急に避難する避難場所、避難所の確保【地震・津波災害編用】

町は、地震・津波発生後に「緊急的に避難する場所」の指定に努める。

また、住民に対しては、「緊急に避難する場所」と「避難生活を送るために避難する場所」の違い等の内容について周知徹底する。

なお、地震・津波対策における避難場所、避難所の指定にあたっては、国が定める基準に適合する場所又は施設を指定する。

キ 積雪期における避難場所等の確保【雪害編用】

町は、県と連携して、除雪機械の設置、消融雪施設の整備等により除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うことにより、避難場所及び避難道路の確保を図る。また、避難場所に小型除雪機械やテントを整備するとともに、施設の耐雪構造化に努める。

(2) 町の避難計画

町及び防災上重要な施設の管理者等は、安全かつ迅速に避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を策定しておくものとする。また、防災マップの整備、防災教育・防災訓練、避難場所や避難道路の整備・確保など、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

要配慮者の円滑な避難誘導、安否確認を行うため、民生児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報の把握、関係者との情報共有に努めるとともに、円滑な避難支援体制の整備を図る。また、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

なお、津波による危険が想定される地区においては、県の津波シミュレーション調査や訓練の実施を通して、富山県の津波の特徴等を踏まえた、具体的かつ実践的な避難計画の策定等に努めるとともに、その内容について住民への周知徹底を図るものとする。津波時の避難誘導にあたっては、消防団員、警察官など、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での行動ルールの設定に努める。

<富山県の津波の特徴>

- a 津波の到達時間が早いところで1～2分と非常に短いこと。
- b 津波高は海溝型地震による津波に比べて低いこと。
- c 大きな津波は第1波のみで、継続時間は約3分と短いこと。
- d 5mを超える浸水は、海岸からおおむね10m以内であること。

ア 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動を取ることができるよう、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや、広報誌等を活用して避難に関する広報活動を実施する。

(ア) 避難場所の広報

町は、次の事項につき、住民に周知徹底を図る。

- a 避難場所の名称
- b 避難場所の所在位置
- c 避難場所への経路
- d その他必要な事項

(イ) 避難のための知識の普及

町は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障を来すおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

- a 平常時における避難のための知識

- b 避難時における知識
- c 避難所生活における心得

イ 避難計画

町は、次の事項に留意して、避難計画の作成に努める。

- (ア) 避難指示等を行う客観的数値に基づく具体的な基準（降雨量、河川の水位等）及び伝達方法
- (イ) 避難指示等の実施責任者及び責任者が不在の場合の代理者
- (ウ) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者を含む）
- (エ) 避難場所への経路及び誘導方法
- (オ) 避難所の開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - a 給水
 - b 給食
 - c 毛布、寝具の支給
 - d 衣料品、日用品等必需品の支給
 - e 負傷者に対する応急救護
 - f 避難者に同行した家庭動物の収容
- (カ) 避難所の管理に関する事項
 - a 避難所生活における秩序保持
 - b 避難者に対する災害情報の伝達
 - c 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - d 避難者に対する各種相談業務
- (キ) 災害時における広報
 - a 広報車による周知
 - b 避難誘導員による現地広報
 - c 町内会、自治会、自主防災組織等を通じた広報
 - d 防災行政無線による広報
 - e インターネット、緊急速報メール、ケーブルテレビ、コミュニティーFM、Lアラート（災害情報共有システム）等による広報

ウ 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することで、避難に万全を期するものとする。

- (ア) 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定めるものとする。
 - (イ) 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校においては、災害の状況に応じた避難場所の選定、保護者等に対する周知方法、受入施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
 - (ウ) 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、受入施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。
- #### エ 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項
- ショッピングセンター、駅、観光施設その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、必要に応じて、多

数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするものとする。

オ 福祉避難所としての使用協定

町は、要配慮者の避難を受け入れるための「福祉避難所」として、町内社会福祉法人等が所有・管理する施設を利用するための協定を結び、連携を推進していく。

【福祉避難所として使用する施設】

所有者	施設名	所在地
社会福祉法人 おあしす新川	特別養護老人ホーム おあしす新川 デイサービスセンター おあしす新川	入善町上野2803番地
社会福祉法人 新川むつみ園	新川むつみ園	入善町浦山新2208番地
社会福祉法人 にいかわ苑	富山型共生グループホーム 双葉	入善町入膳7936番地 1
特定非営利活動法人 工房あおの丘	ラヴォーロあおの丘New	入善町道古34番地の 1
社会福祉法人 舟見寿楽苑	地域密着型特別養護老人ホーム 喜楽苑	入善町舟見1108番地
医療法人社団 藤聖会	入善老人保健施設 こぶしの庭	入善町小杉64番地

(3) 飲料水、食料及び生活必需品等の確保

大規模な災害時、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的にまひ状態になることが想定される。県と連携して被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。

そして、町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点等を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、災害時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本」という認識により、県と連携して、日ごろから、個人備蓄の啓発を行う。

ア 飲料水の確保

町は、水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え、貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間分(推奨1週間分)の世帯人数分を確保するよう努める。飲料水の備蓄には、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器を用いる。

- (ア) 水道施設の破損等により飲料水の供給ができなくなった場合は、次の方法により飲料水を確保するよう努めるものとする。
 - a 直接水源から給水し、給水タンク等を用いて搬水する。
 - b 各地区のプール貯水や消融雪用井戸水等を浄水機により浄化し、あるいは化学処理を加える。
 - c 非常食の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。
- (イ) 非常時に利用予定の一般井戸、消融雪用井戸、湧水の水質検査を定期的実施し、実際の利用における適否を常時把握しておく。
- (ウ) 自治会等の自主防災組織は、次により飲料水を確保するものとする。
 - a 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備
 - b ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要とされる資機材の整備

イ 食料の確保

- (ア) 非常食の備蓄、調達体制
 - a 非常食の備蓄を推進するとともに、隣接市町と連携を図る。また、被災時に⁷⁴⁻²迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。
 - b 住民の家族構成に応じた非常食最低3日間分（推奨1週間分）の備蓄を啓発する。
 - c 避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。
 - d 病院や社会福祉施設等に対し、県と連携して、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励する。
 - e 非常食の公共備蓄を補完するため、県と連携して、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。
- (イ) 炊き出し計画
 - a 被災時の炊き出しを速やかにできるよう、責任者（町）、現場の責任者（避難所）、献立、炊き出し方法等の炊き出し計画をあらかじめ定めておく。
 - b 炊き出しは、米飯、弁当、パン、即席メン等とする。

※資料9-1 炊飯調理施設一覧表

- (ウ) 救援要請
 - a 町は、県を通じて隣接市町や他の市町村に救援を要請することができる。
 - b さらに不足する場合には、県に救援を要請するとともに、県を通じて北陸農政局富山支局に救援を要請する。
- (エ) 輸送
 - a 被災時には大量の救援物資の受け入れに混乱が予想されることから、県と連携し、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておくなど、受入体制の整備に努めるものとする。
 また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局富山支局に連絡しておくものとする。
 - b 物資の輸送手段を確保するため、また、物資の保管をするため、県と連携して、運送・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ関係業界に協力を依頼しておく。

ウ 生活必需品の確保

町は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生

活必需品（以下「生活必需品」という。）を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努める。

(ア) 生活必需品の備蓄、調達

- a 生活必需品を備蓄するとともに、隣接市町と連携を図る。
特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を検討する。
- b 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。
- c 住民の家族構成に応じた最低3日分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発する。
- d 病院や社会福祉施設に対し、県と連携して、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励する。
- e 生活必需品の公共備蓄を補完するため、県と連携して、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。

(イ) 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

- a 炊き出しは、避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して炊き出しをすることとするが、被災時に使用不可能な場合又は備えがない避難所のために、町は炊事道具の調達先を確保しておく。
- b 炊き出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておく。また、災害対応用バルク貯槽（※）の設置により炊き出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用等も有効である。

※ LPガスの小型の貯槽（バルク貯槽）と、燃焼機器（コンロ、発電機等）及びこれらを接続する
た
めのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のLPガスの供給設備としても使用
できる。

(ウ) 救援要請及び輸送

「イ 食料の確保」と同様の体制を取る。

エ 越冬用食料の備蓄

町及び県は、一般家庭に対し、広報誌やその他の広報媒体を通じ、比較的価格の安定している降雪期前に、長期貯蔵可能な野菜類の備蓄普及についての啓発に努める。

(4) 帰宅困難者対策

公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動

ア 被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の戸別受信機やIP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、

要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

イ 町及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めるものとする。

ウ 電力会社は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

エ 町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備に努める。

オ 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

カ 町及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

4 災害救援ボランティア活動の支援

災害時において、町、県及び防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っている。また、住民は、自主防災という面で各自の行動が期待されている。

しかし、行政や自主防災組織（住民）の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者とをつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、富山県民ボランティア総合支援センター、社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、大学コンソーシアム富山やボランティア関係機関・団体等の連携により、災害時において、ボランティアの受け入れが円滑に行われるような環境の整備を県と連携して行う。

(1) ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、①行政、企業、民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は関係機関の要請に基づき活動する「専門的なボランティア活動」と、②被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する「一般的なボランティア活動」とがある。

ア 専門的なボランティア活動

- (ア) 消防、救助
- (イ) 医療救護
- (ウ) 通信の確保
- (エ) 行方不明者の捜索
- (オ) 特殊車両等の運転

イ 一般的なボランティア活動

- (ア) 高齢者、障がい者等の介助、誘導
- (イ) 手話、外国語の通訳
- (ウ) 救援物資の仕分け、搬送、配布
- (エ) 炊き出し、水くみ

(オ) 家財の搬出、家屋の片付け、がれきの処理

(2) ボランティアの普及、養成

ア ボランティア活動の普及・啓発

町及び町社会福祉協議会は、県、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体でボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるものとする。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請するものとする。

イ ボランティアの養成

町及び町社会福祉協議会は、県、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、災害時に適切に行動できる知識、技術を身に付けてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施するものとする。

なお、日ごろから、高齢者等の介護や通訳等として活動しているボランティアは、災害時でもその活動が期待されるため、一層の協力が得られるよう努めるものとする。

(3) ボランティアの受入体制の整備

ア 災害救援ボランティアコーディネーターの養成

町及び町社会福祉協議会は、県、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

イ 災害救援ボランティア本部運営マニュアルの作成

災害時における救援ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等については、富山県災害救援ボランティア活動指針が作成されている。町社会福祉協議会は、この指針と一体的な運用が図られるよう地域の実情に応じた災害救援ボランティア本部運営マニュアルを作成し、活用するものとする。

ウ 防災訓練への参加

防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を、県と連携し、呼びかけるものとする。

5 応急危険度判定体制の確立【地震・津波災害編用】

(1) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

地震による災害時においては、被災建築物等による二次災害を防止するため、被害状況及び被災建築物の余震に対する耐力の把握を行うなど、被災建築物に対し速やかに対処する必要がある。このため、町は、県及び建築関係団体との協力体制の下、応急危険度判定体制やその後の復旧対策の体制等を確立する必要があるため、次の事項を推進する。

ア 被災建築物等の応急危険度判定（居住継続の可否等の判断）を行う判定実施本部の組織の確立及び判定活動を指揮する応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの養成

イ 県及び建築関係団体との協力体制の確立

ウ 応急危険度判定に必要な資機材の備蓄

(2) 被災宅地の危険度判定体制の確立

地震による宅地被害が広範囲に発生した場合には、町職員だけでは、被害状況調査の実施が困難であることから、市町村の枠組みを超えた調査体制の整備が必要である。

このため、災害時に備えて次の事項を推進する。

- ア 災害時に備えて、被災宅地の応急危険度判定を行う判定実施本部組織の確立、被災宅地危険度判定士及び被災宅地危険度判定調査員の養成
- イ 県、関係団体との協力体制の強化を推進する。

6 孤立集落の予防

町は、災害に伴う土砂災害や雪崩等による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための事前措置の実施に努める。

(1) 実態の調査等

町は、孤立のおそれのある集落について、事前に実情調査を行うとともに、万一に備えた救助計画の策定に努める。

(2) 孤立集落の機能維持

町は、孤立のおそれがある集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画の策定に努める。

- ア 土木作業機械及び管理棟
- イ 危険箇所照明施設
- ウ 通信施設設備
- エ 負傷者搬送用資材

(3) 通信連絡体制の整備

ア 集落と役場等との連絡体制の整備

町は、孤立のおそれがある集落との通信を確保するための連絡体制の整備に努める。

- (ア) 町防災行政無線の整備
- (イ) 加入電話による住民との情報連絡網の確立
- (ウ) 非常通信の確保
- (エ) 他の機関の通信手段の活用
- (オ) 衛星通信の配備

※資料7-1 入善町防災行政無線局一覧表

イ 交番等への携帯無線の配置

警察は、孤立のおそれのある集落については、有線施設の障害に備え、交番等へ携帯無線機の配置に努めるほか、防災無線等を最大に活用できる体制を確保するものとする。

(4) 事前措置

ア 食料等生活必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地に当たる地域では、災害に伴う土砂災害の発生等により孤立し、生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、町は、県と連携して、各家庭での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を奨励する。

イ 救急、救助実施計画

- (ア) 出前講座等を通じての普及・啓発

消防、警察等は、災害で孤立した集落でのけが人等の発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

(イ) ヘリコプターによる救助体制の整備

孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの活用が有効である。町は、県と連携して、孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、ヘリコプターの受入体制の整備に努める。

第6節 防災行動力の向上

大規模な災害は広い地域にわたり、交通の混乱、被災者の発生等のさまざまな被害をもたらすことから、行政の対応に呼応した住民、事業所等の迅速かつ的確な防災活動が不可欠となる。

しかも、大規模な災害時には、行政自体の被災等が想定され、防災対応にも限界があることから、まず、住民は「自分の身は自分で守る」「みんなのまちはみんなで守る」ことを認識するとともに、町をはじめ防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、被害の未然防止と軽減を図ることが必要となる。

このため、住民への防災広報、防災教育等による防災意識の高揚、自主防災組織等の育成強化、防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保対策等を通じて、地域防災力の向上に努める。

また、予防対策として、風水害のみならず、火災、地震・津波災害及び雪害時の予防対策についても、この節において記載する。

1 防災意識の高揚

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民をはじめ防災関係機関が、災害に関する知識と各自の防災対応について、日ごろから習熟しておくことが大切である。

このため、町をはじめ防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭、職場、学校等における地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努めるものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等にも十分配慮するものとする。

また、東日本大震災を契機に高まった防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発に努めるものとする。とりわけ、東日本大震災では、日ごろから津波等の防災教育を受けていた児童・生徒が、自らの判断で率先して避難することで、全員の無事が確保されたという「釜石の奇跡」の事例もあり、幼い頃からの防災教育が重要といえる。

(1) 住民への防災知識の普及

町は、県と連携し、住民に対して、風水害、地震・津波、雪害等に対する知識をはじめ、家屋の耐震化や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等、家庭における備えと災害時に取るべき行動などの普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

なお、町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

ア 普及の方法

(ア) 出前講座等を通じての普及・啓発

町は、県自主防災アドバイザーや防災士等と連携し、町内会、自治会、自主防災組織等の各種団体を対象とした出前講座等を通じて、被害の防止に関する知識を啓発し、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高めていく。また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

(イ) 広報媒体による普及

町は、多様な広報媒体により、防災知識の普及を図る。

- a 町のホームページによる普及
- b 出前講座を活用した普及
- c 広報誌による普及
- d ラジオ、ケーブルテレビ等による普及
- e 図画等の募集による普及
- f その他の印刷物による普及

(ウ) 県広域消防防災センター等の利用促進

町は、住民に対し、県広域消防防災センターの利用を促進し、地震、流水、豪雨災害等の体験学習などを通じて、防災意識の高揚に努める。

(エ) 防災センター的機能を有する施設の整備促進

防災に関するPR、教育訓練を通じて、防災知識の普及と技術の向上を図るため、展示室、防災ライブラリー及び研修室を有する防災拠点施設等の整備に努める。

(オ) 防災訓練を通じての防災意識の啓発

町は、防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実際的な体験による知識の普及、意識の啓発に努める。

イ 普及の内容

(ア) 町の防災体制

(イ) 台風、集中豪雨、土砂災害等の風水害及び雪害等に対する一般的知識

(ウ) 地震・津波に対する一般的知識【地震・津波災害編用】

※ 津波想定の数値等の正確な意味を含む。

a 地震

- (a) 地震の発生メカニズム（海溝型地震と断層型地震の違い）
- (b) 県の主要活断層の位置
- (c) 地震規模（マグニチュード）
- (d) 震度分布
- (e) 地震の発生確率

b 津波

(a) 避難行動に関する知識

- ・ 本町にも津波が襲来する可能性があること。
- ・ 強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、できるだけ高い場所に避難すること。
- ・ 避難に当たっては、徒歩によることを原則とすること。

- ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の住民の避難を促すこと。

(b) 津波の特性に関する情報

- ・ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること。
- ・ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性があること。
- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感をしないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性 等

(c) 津波に関する想定の不確実性

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- ・ 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- ・ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

(エ) 過去の主な被害事例

(オ) 普段からの心がけ

- a 住宅の点検、b 屋内の整理点検、c 火災の防止、d 応急救護
- e 最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄
- f 避難場所、避難経路の確認
- g 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- h 自動車へのこまめな満タン給油
- i 家具の固定、ブロック塀等の転倒防止対策
- j 基本的な防災用資機材の操作方法の習熟
- k 保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え

(カ) 災害時の心得

- a 場所別、状況別の心得
- b 出火防止及び初期消火
- c 健康管理
- d 避難の心得
- e 家族間の連絡方法（災害伝言ダイヤル171等）

ウ 防災マップ

町は、県の津波シミュレーション調査に基づく津波浸水想定や、洪水、土砂災害等の想定を踏まえて、避難場所、避難所及び避難経路等を示す防災マップを整備し、住民に対し周知を図る。また、防災マップが住民の避難に有効活用されるよう、その内容を十分検討する。

エ 円滑な津波避難のための海拔表示【地震・津波災害編用】

町は、津波による避難場所の名称、方向、距離及び海拔表示などを町内の至る所に表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波の危険性を認識し、円滑な避難を促すような取り組みを進める。なお、「高さ」を表示する場合には、数値が海拔なのか、浸水高なのか等について、住民に分かりやすく示すよう留意する。

(2) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等に対する防災教育については、県教育委員会が示す指針に基づき実施する。

ア 防災教育の充実

(ア) 学校教育における防災教育

- a 学校長は、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現を図るため、火災、地震・津波、風水害等の緊急時に起こり得る様々な危険と、その際の安全な行動について理解させるとともに、状況に応じた適切な行動ができるようにすることを狙いとして、防災教育を教育活動の中で計画的かつ組織的に行うものとする。
- b 防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造等の環境に対応させるとともに、消防署等と連絡を密にし、火災、地震・津波等の種別に応じて適切に設定するものとする。
- c 学校には防火管理者を置き、法令に定める防災知識の普及業務を行うものとする。
- d 防災に関する安全教育は、総合的な学習の時間等の活用により、災害に対応する能力を高める学習とともに、PTAや住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努めるものとする。
- e 住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について、継続的な防災教育に努めるものとする。
- f 災害時におけるボランティアの重要性に関する事例教育を取り入れるなど、その理解を深めさせるものとする。

(イ) 登下校時の安全指導

学校長は、台風、フェーン現象時などの天候を踏まえ、気象情報や防災機関が発する警報等に注意し、及び道路、河川、橋りょう等の状況を的確に把握し、登下校の方法や時間について事前に十分指導するものとする。また、防災関係機関及び町教育委員会等との連絡を密にしておくものとする。

(ウ) 教職員・保護者に対する防災教育

a 講習会・講演会

各学校は、学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として招き、災害の原因、対策等の科学的・専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱い、応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行うものとする。

b 研修会

各学校は、校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等の情報管理能力を向上させるための研修を計画的に実施するものとする。

(3) 町職員に対する教育

町は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日ごろの計画行政の中に、防災の観点を取り入れるよう努める。

ア 教育の方法

- (ア) ロールプレイング方式による図上訓練の実施
- (イ) 講習会、研修会の実施
- (ウ) 見学、現地調査の実施
- (エ) 防災活動マニュアル等印刷物の配布

イ 教育内容

- (ア) 各機関の防災体制と各自の任務分担
 - (イ) 非常参集の方法
 - (ウ) 風水害・地震・津波等の特性
 - (エ) 防災知識と技術
 - (オ) 防災関係法令の運用
 - (カ) その他必要な事項
- (4) 火災予防思想の普及
- 町及び消防は、春季及び秋季の全国火災予防運動期間等、あらゆる機会を捉え、ポスター、新聞、テレビ、広報誌、町ホームページなどを利用し、火災予防の普及を図るものとする。
- また、避難訓練や初期消火訓練、応急処置に関する講習の実施等により、住民の防火意識の高揚に努めるものとする。
- (5) 女性防火クラブ等の育成
- 建物火災の約半数が住宅火災という現状に鑑み、町及び消防は、家庭や地域における火災予防活動の担い手である主婦等を対象に、女性防火クラブの育成を図る。
- また、幼少年期から火災予防の重要性を学ぶため、幼年消防クラブ及び少年消防クラブの結成、育成を図る。
- (6) 相談窓口
- 町は、県と連携し、所管する事項について、住民の防災対策の相談に応ずる。
- (7) 災害教訓の伝承
- 町は、過去に発生した大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝承するため、国及び県と連携しながら、大災害に関する調査の分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めていく。

2 住民等の自発的な防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、行政をはじめとする防災関係機関の防災対策だけでなく、住民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」「みんなのまちはみんなで守る」と認識して行動することが重要である。また、防災活動に当たり、各自がばらばらに行動しては、その効果はあまり期待できないことから、住民が団結し、組織的に行動することが大切であるといえる。

町は、県と連携し、地域における防災活動の中心として、自主防災組織の組織化を促進するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備等を進めるほか、自発的な防災活動を地区の特性を踏まえた身近なものとするため、「地区防災計画」の作成を促進するなど地域における防災行動力の一層の向上に努める。

なお、住民等から地区防災計画の提案があった場合には、町防災会議は、提案内容を踏まえて、必要に応じて本計画に位置づけるものとする。

なお、自主防災組織等の結成及び運営並びに地区防災計画の作成の際には、町及び自主防災組織等は、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所単位等の防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していく

ことが必要である。

(1) 地域における自主防災組織の充実

ア 自主防災組織の結成

町は、町内会、自治会等を単位とする自主防災組織の組織化を促進するとともに、その活動の活性化を図る。

(ア) 自主防災組織の編成基準

a 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分発揮できるよう、あらかじめ組織の編成基準を示す。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

(a) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとする。

(b) 昼夜間の活動に支障がないように組織を編成する。また、災害時の安否確認のためにも、日ごろから、昼、夜それぞれにおける町内に居る住民の把握、名簿作成に努めるものとする。

b 自主防災組織の規約

自主防災組織は、当該組織を運営していく上で基本的な事項については、規約を設けて明確にしておくものとする。

(イ) 自主防災組織の活動基準

a 平常時の活動

(a) 防災知識の普及活動

(b) 各種訓練の実施

① 情報収集伝達訓練

② 初期消火訓練

③ 避難訓練

④ 救出救護訓練

⑤ 給食給水訓練

⑥ 緊急地震速報対応訓練

(c) 防災点検の実施（地域内の危険箇所の点検等）

(d) 防災用資機材等の整備点検

b 災害時の活動

(a) 情報の収集伝達

(b) 出火防止及び初期消火

(c) 救出、救護活動

(d) 避難及び避難誘導の実施

(e) 給食、救護物資の配布及びその協力

イ 自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、町は、県自主防災アドバイザーを活用するなど、きめ細やかな指導・助言ができる体制を整備するとともに、地域において、防災リーダーとなる防災士の養成に努める。また、県と連携し、防災活動に必要な各種マニュアルの整備や、リーダー養成講習会、防災講習会等への参加により、教育・訓練を受ける機会の充実に努める。

ウ 自主防災組織への資機材整備

町は、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう、可搬式動力ポンプ、発電機、タンカ、リヤカー等の防災資機材の整備を支援する。

エ 自主防災組織の訓練の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身に付けるためには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織は、日ごろから初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加するものとする。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導等の支援に努めていく。

オ 町全体の連絡協議会の活用

自主防災組織相互の交流を深めることが、組織活動の活性化につながることから、町は、町全体の連絡協議会を活用する。

カ 自主防災組織と地域団体等との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、さらなる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の各種団体との連携を深めるものとする。

町は、自主防災組織と地域の各種団体が連携する取り組みに対して支援する。

キ 地区防災計画の策定

県及び町は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努めるものとする。

(2) 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

また、企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

このため、町、県及び国は、企業への情報提供等に努めるとともに、優良企業表彰等により、企業の防災力の向上を図るものとする。さらに、企業を地域コミュニティーの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや、防災に関するアドバイスを行うものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

ア 事業所防災計画の作成

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭に比べ規模が大きく、それだけ、災害時における発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。このため、各事業所は被害の防止及び被害の拡大防止を図るため防災計画を策定し、自主防災体制の確立を図

るものとする。

イ 自衛消防組織

(ア) 自衛消防組織の設置

ホテル、ショッピングセンター、観光施設等の多数の収容人員を有する事業所をはじめとして、各事業所は、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防組織を設置し、講習及び訓練を通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。

(イ) 危険物施設の防災組織

危険物施設は災害時、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制を強化するため、自衛消防組織の結成が不可欠であり、その結成に努めるものとする。

ウ 事業所防災訓練の実施

災害時に、事業所の自衛防災組織が迅速かつ確かな防災活動を行うためには、日ごろから防災訓練を繰り返し、組織の構成員一人ひとりが必要な知識、技能を身に付けておくことが必要である。事業所は、住民と一体となった防災訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加するものとする。

また、町及び消防は、事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練への指導や消防技術の講習の実施に協力するものとする。

3 防災訓練の充実

災害時には、各防災関係機関等は、法令又は本計画の定めるところにより、応急対策活動を実施することとなるため、これらの活動が円滑に行われるよう、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えることが必要である。

このため、町をはじめとする各防災関係機関は、自主防災組織、事業所、ボランティア団体及び住民と緊密に連携し、防災訓練の実施に努めるものとする。

また、訓練の実施に当たっては、訓練目的を具体的に設定した上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、昼間人口・夜間人口の違いなど、住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者、実施時間、使用する機材等について具体的に設定し、加えて、参加者自身の判断を求める内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫するものとする。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練後には評価を行って課題を明らかにし、必要に応じた改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(1) 総合防災訓練

町は、県と連携を図りながら、風水害、地震及び津波の発生、あるいは夜間の発生など、様々な条件を想定し、住民と一体となった実践的かつ実効性のある総合的な防災訓練の実施に努める。これにより、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、本計画の内容の理解と住民の防災意識の高揚を図る。

ア 訓練項目

- (ア) 職員参集訓練
- (イ) 情報収集・伝達訓練
- (ウ) 災害対策本部設置・運営訓練

(エ) 実地訓練

(オ) 緊急地震速報対応訓練

イ 訓練への参加

総合防災訓練には、住民や多くの機関が参加して実施することが効果的であることから、住民や防災関係機関は、積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めるものとする。

(2) 個別防災訓練

ア 職員参集訓練

町は、災害時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備し、動員基準に基づく職員参集訓練の実施に努める。

イ 災害対策本部の設置・運営訓練

町は、災害時における災害対策本部の円滑な立ち上げ、初動対応に関する的確な情報収集・伝達及び判断力等の養成並びに応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式等による図上訓練の実施に努める。

ウ 消防訓練

町及び消防は、大規模災害を想定し、さらに住民と一体となった消防訓練を実施するものとする。

エ 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、避難訓練計画を策定し、定期又は随時に実践的な避難訓練を実施するものとし、児童生徒、患者等に行動要領を習熟させるものとする。

町は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

オ 水防訓練

町は、水防思想の普及を図るため、各種水防工法等の実地訓練の実施に努める。

水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施に当たっては特に住民の協力を得て、水防思想の高揚に努める。

(ア) 観測（水位、潮位、雨量、風速、波高等）

(イ) 通報（電話、無線、伝達）

(ウ) 動員（消防団、水防協力団体の応援、住民の協力）

(エ) 輸送（資材、機材、人員）

(オ) 工法（各水防工法）

(カ) 樋門、角落しの操作

(キ) 避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）

カ 非常通信訓練

災害時は、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備も大きな被害を受けることがあり、通信が途絶する事態が想定される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、各機関は、通信途絶時における情報収集・伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等について、訓練を繰り返して実施するものとする。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の機関が設備する通信施設の相互において実施するよう努めるものとする。

キ 観光施設等における防災訓練の実施

観光施設等の管理者は、日ごろから風水害等についての認識を深めるとともに、災害時に迅速、的確に行動するため、町等と連携しながら、観光客等の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練等を実施するものとする。

ク その他の訓練

町及び防災関係機関は、それぞれが定める応急対策に基づき、図上訓練を含めた各種訓練を実施するものとする。

(3) 地域住民や団体等が主体となった訓練の実施促進

町は、地域住民や事業所、学校等が主体となった防災訓練が実施されるよう働きかける。その際、夜間等の様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図るよう努める。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

(4) 防災訓練における要配慮者への配慮

町及び地域住民等が防災訓練を実施する際は、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が充実されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の視点にも十分配慮するよう努めるものとする。

(5) 防災訓練における通行禁止等の措置

町は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要な場合は、県公安委員会に対し、訓練の実施に必要な範囲で、道路における車両の通行禁止又は制限の申請を行うものとする。

4 避難行動要支援者の安全確保

自力で避難することが困難な避難行動要支援者を災害から守るため、避難支援策などの安全の確保対策を講ずるものとする。また、町は、福祉避難所を指定するなど、避難行動要支援者の避難に関する受入体制の整備に努める。

(1) 在宅の避難行動要支援者

ア 避難行動要支援者名簿の整備

町は、避難行動要支援者の把握に努め、発災時に迅速な対応が取れるよう備え、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整備し、管理する。

また、要配慮者利用施設に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握する。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりとする。

高齢者	単身の世帯に属する 65 歳以上の者又は 65 歳以上のみの者で構成される世帯に属する者	
要介護認定者	要介護認定区分 3、4 又は 5 に該当する者	
障がい者	視覚障害	1 級又は 2 級
	聴覚障害	2 級

	体肢機能障害	1級又は2級
	精神障害	1級
	知的障害	A
支援希望者	上記に掲げる者のほか、特別の事情を有する者	

ウ 避難行動要支援者名簿の作成方法等

避難行動要支援者名簿の情報は、町が保有又は収集した情報及び富山県から取得する情報を基にまとめ、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、年1回更新するものとし、特別の事情を有する者で支援を希望する者については、随時登録を受け付ける。庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、避難行動要支援者名簿の作成方法等について、要配慮者対策についての基本事項等を記した「避難行動要支援者支援マニュアル」により、対応する。

エ 避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿に記載する事項は、以下のとおりである。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

オ 避難行動要支援者名簿の情報提供等

(ア) 名簿情報の提供

町は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から拒否の意思表示がない限り、避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、「災害対策基本法」及び「入善町個人情報保護条例」を根拠として、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他に名簿情報を提供する。

カ 避難支援等関係者

あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりとする。

- (ア) 新川地域消防組合 入善消防署
- (イ) 富山県警
- (ウ) 民生委員
- (エ) 入善町社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織
- (カ) その他避難支援等関係者

なお、名簿情報の提供に際しては、名簿情報を避難行動要支援者の避難支援活外には使用しない旨の「個人情報の保護に関する確約書」を取り交わすものとする。

また、情報漏えい防止について断続的に注意喚起を行い、情報の保護に努めるものとする。

キ 提供名簿の更新

避難支援等関係者に提供する名簿情報については、年1回更新を行うものとする。

ク 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体を守ることが大前提である。

避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、町は、避難行動要支援者の理解が得られるよう努める。

ケ 情報伝達、避難支援体制等の整備

町は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への避難指示等の伝達に特に配慮し、避難行動要支援者支援マニュアルなどにより、避難支援等関係者と連携しながら、迅速に、安否確認、情報伝達、避難誘導體制の確立ができるよう努める。

また、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。

(2) 避難行動要支援者担当の設置

町は、保険福祉課を中心として避難行動要支援者担当を設け、避難行動要支援者の避難支援業務を実施する。平常時においては、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の作成等に努め、災害時においては、高齢者等避難等の伝達、避難誘導の指揮、避難所との連携等を行う。

ア 避難行動要支援者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等について理解と関心を高めるため、町は、「避難行動要支援者支援マニュアル」の内容を周知するなど、防災上必要な知識の普及啓発に努める。

イ 防災関係部局、福祉関係部局、福祉関係者等が相互に連携し、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を整備する。また、避難場所や避難経路の指定に当たっては、避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全に十分配慮し、一人ひとりに対して複数の避難支援者を定めた具体的な個別避難計画を整備するよう努めていく。

(3) 自主防災組織の連携・協力体制の整備

ア 自主防災組織は、民生児童委員等の福祉関係者と連携し、個人情報の保護に配慮しつつ、避難行動要支援者名簿の活用など、避難行動要支援者の避難支援方法について検討しておく。

イ 災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援できるのは、家族や近隣の住民であるため、身近な地域において、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

ウ 自主防災組織は、町と連携し、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動に十分配慮した防災訓練を実施するものとする。

(4) 社会福祉施設への緊急入所

町は、災害により居宅で生活することが困難な寝たきり等の高齢者や障がい者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等に必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

(5) 社会福祉施設等における要配慮者対策

ア 防災応急計画の策定

社会福祉施設等の管理者は、災害予防対策として、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(ア) 現行の防災計画中に風水害対策上必要な事項を盛り込むなど、防災応急計画の策定に努める。

(イ) この応急計画の策定に当たっては、特に次の事項に留意する。

- a 入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること。
- b 施設の立地条件及び耐久性等に適応した安全性の確保に関すること。
- c 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること（避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等）。
- d 施設の被災状況等に関する町、関係機関への情報伝達に関すること。
- e 施設と入所者の保護者の情報連絡に関すること。
- f 防災教育・訓練の実施に関すること。

イ 施設間の応援協力体制の確立

町は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

※資料12-3 福祉施設一覧表

(6) 外国人の安全確保対策

ア 防災知識の普及・啓発

町は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日ごろからの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

イ 案内表示板等の整備

町は、避難場所や避難道路の表示等、災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

5 地域ぐるみ除排雪【雪害編用】

降積雪時においては、一人ひとりが力を出し合い、地域の総力を挙げて除排雪活動を展開することが望まれる。このため、町は、降積雪時における地域ぐるみの除排雪が円滑に実施され

るよう、日ごろから広報による啓発活動や、住民の自主的なコミュニティ活動の育成に努める。

(1) 地域ぐるみ除排雪実践地区の設定

行政と住民が総力を結集し、地域ぐるみで除排雪を展開するため、地域の実情に応じた単位（自治会等）をもって「地域ぐるみ除排雪実践地区」を設定する。

(2) 地域ぐるみ除排雪体制の整備

町は、地域ぐるみ除排雪実践地区において、行政と住民との間や、住民間の協力体制づくりのための連絡調整等に関する企画調査を行い、地域ぐるみ除排雪を実施するに当たっての情報伝達及び協力体制の整備を図るとともに、共同除排雪対象施設、一斉除排雪の方法、要援護世帯への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定し、地域住民に計画内容の普及啓発を行う。

(3) 地域ぐるみ除排雪活動への支援

町は、地域ぐるみ除排雪体制に基づき、実践的な活動を推進するため、小型機械等（小型除雪機械、除雪装置、小型除雪機械等の格納庫）の整備を行う。

小型除排雪機械については、県の助成制度等を有効に活用しながら導入を図る。機械の効率的な運用を図るため、運転及び取扱方法等について講習会を開催し、活用の推進に努める。

また、住民による積極的な除排雪活動が促進されるよう、交差点部の歩道やバス停等にスコップを配置する。

第7節 文教・文化財施設等災害予防

不特定かつ多数の者が利用し、かつ、災害時には避難場所及び避難所の拠点ともなる文教、文化財施設の災害による被害を未然に防止し、また、被害の拡大防止を図るため、校舎等の建物の不燃堅ろう構造化を促進するとともに、消防、避難及び救助のための施設、設備等の整備に努める。

1 文教施設

文教施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図る。

※資料12-1 住民避難施設（学校）

(1) 建物の不燃堅ろう構造化の促進

不燃材の使用促進に努め、所管する文教施設の不燃堅ろう構造化に努める。

(2) 安全点検の励行

学校等文教施設における消火、避難及び救助のための施設、設備並びに児童、生徒の通学路の日常点検、定期点検を確認責任者の下に実施する。

(3) 消防設備等の整備

消防関係機関等との連携を密にし、消火設備等消防、避難及び救助設備の整備を行う。

(4) 校地の選定及び造成

文教施設は、多数の児童、生徒等の学習施設であると同時に、災害時には避難施設として

も利用されることから、校地の選定及び造成に当たっては、風水害等の影響を十分考慮して行うものとする。

また、住宅密集地等においては、防風林の設置等、敷地、環境に適した措置を講ずるものとする。

2 文化財施設

町及び文化財の所有者又は管理者は、文化財施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図るものとする。

※資料12-4 文化財一覧表

(1) 防災体制の整備

ア 防災計画の作成

文化財の所有者又は管理者は、防火管理者を置くものとし、当該防火管理者は、防災関係機関の指導の下に防災計画を作成し、その維持管理に万全を期するものとする。

イ 火気等の使用制限区域の設定

文化財は、貴重な国民的財産であり、その保全に万全の配慮が必要なことから、町及び消防は、所有者又は管理者に対し、火気等の使用制限区域、禁煙区域の設定について助言指導を行うものとする。

ウ 保存施設等の整備の促進

町は、文化財を災害による被害から守るため、文化財の所有者又は管理者が収蔵庫、保存庫等の文化財保存施設の整備及び消火設備器具、各種警報装置、排水設備等の整備を行うことを促進するものとする。

エ 安全点検の励行

町及び消防は、文化財及び消防等の施設、設備の点検が、明確な基準と責任体制の下で行われるよう所有者又は管理者に対し、助言指導するものとする。

オ 自衛消防組織の確立

文化財所の所有者又は管理者は、地域住民の理解と協力の下に自衛消防組織の育成を図るとともに、防災に関する知識及び技術等の習得に努めるものとする。

(2) 防災思想の普及

町及び消防並びに文化財の所有者又は管理者は、住民に対し、文化財保護強調週間、文化財防火デー等のあらゆる機会を通じ、文化財の防災思想の普及に努めるものとする。

第8節 防災営農・漁業体制の確立

災害による農林水産業の被害を最小限にとどめるため、地域ぐるみ、集落ぐるみの営農体制を整え、組織的に防災活動を展開する必要がある。このため、町は、県と連携し、みな穂農業協同組合、入善漁業協同組合等を通じて、防災営農・漁業体制の促進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

1 稲及び畑作物

- (1) 集落営農等組織的な生産体制を強化し、適期作業の確実な実施を推進する。
- (2) 倒伏に耐え得る健全な栽培技術の普及を図る。
- (3) 災害に対応するため、農作物の適正配分による作付け等を推進する。
- (4) 気象に応じた栽培管理の徹底を図る。
- (5) 災害に備えた種子の備蓄の徹底を図る。
- (6) 農作物の塩害防止のため、海岸防災林の整備を図る。

2 育苗施設及び乾燥調整施設

- (1) 消火器具、防火水槽等の施設、設備の整備充実を図る。
- (2) 電気配線の定期点検、乾燥機の火炉等の始業前点検の徹底を図る。

3 園芸作物及び果樹

産地ぐるみの被害防止を促進するため、組織的な防災施設の導入や防止対策を確実に実施できる体制づくりを推進する。

4 家畜及び畜産施設

畜舎及び家畜の安全を図るため、土砂崩れ等のおそれのある畜産施設等を点検しておくとともに、家畜避難場所を選定し、畜産農家への周知徹底に努める。

5 林産物

- (1) 火災の延焼、拡大を防止するため、防火道、防火林の造成と保護樹帯を設ける。
- (2) 深根性樹種の導入を図るなど風水害に強い樹種、品種を選定する。
- (3) 過度の枝打ちを避け、林縁木には枝打ちを行わない。
- (4) 除、間伐に当たっては、立木密度に大きな疎密を生じさせない。
- (5) 林地に空地をつくらないため、災害、病虫害等でできた空地には造林する。
- (6) 造林地内に、耐風力がより大きい樹種を帯状又は団地状に植栽して混交林に仕立てる。
- (7) 大面積皆伐を避け、小面積皆伐、伐区の分散を図り、水害の発生を未然に防止する。

6 漁業の安全対策

- (1) 無謀な操業を防止するなど、漁業の安全操業に関する意識の啓発を図るものとする。
- (2) 漁船乗組員等に対し、気象、海況等の知識の修得等を目的とした船員災害、海難防止講習会等を通じて、事故防止対策を講ずるものとする。

7 共済制度の推進

各協同組合等の共済への加入促進と共済制度の充実を図り、災害に強い農林漁業経営の育成に努めるものとする。

第9節 竜巻・突風・雷対策

積乱雲（入道雲）の下では強い雨のほか、竜巻、突風、雷が発生し、大きな被害につながることもある。また、被害が発生する強風には、台風、冬期の季節風その他フェーンや降ひょうに伴う局地的な強風などがある。強風は、農作物等に被害を与え、土壌を乾燥し、風による土壌侵食、すなわち風食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没したりして被害を与えることがある。また、竜巻及び雷は、建築物や工作物に被害を与えるのみならず、時として人命を奪うこともある。

このため、恒久的な被害防止対策を講ずることで、風及び雷による人的被害並びに公共施設、農耕地、農作物被害の防止に努めるものとする。

1 竜巻・突風・雷に関する知識の普及啓発

竜巻、突風、雷による被害を最小限にとどめるため、住民に対して次の内容について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報、注意報及び気象情報等の防災気象情報については、平時からテレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

(2) 身を守るための知識

竜巻、突風、雷から身を守るためには、事前に気象情報等を収集し、早めに安全な場所に避難することが必要である。特に、避難する時間が少ない竜巻や雷については、次のことに注意すること。

竜巻	<ul style="list-style-type: none"> ・頑丈な建物の中に避難し、窓や壁から離れる。 ・避難できない場合は、物陰やくぼみに身を伏せる。 ・車庫や物置、プレハブ（仮設建築物）への避難は危険のため避ける。
雷	<ul style="list-style-type: none"> ・雷鳴が聞こえたら、すぐに安全な場所（建物の中や自動車）に避難する。 ・雨宿りで木の下に入るのは、危険のため避ける。 ・やむを得ない場合でも、木や電柱からは4 m以上離れる。

2 公共施設における被害防止対策

(1) 学校及び保育所など、応急対策上重要な施設の安全性に配慮する。

(2) 家屋その他の建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものとし、町は、施設管理者に対して、看板やアンテナ等を固定するなど、強風による落下物防止対策の徹底を図るほか、避雷針の設置や雷サージ対策等の適切な落雷対策を取るよう徹底を図る。

3 農作物等の被害防止対策

突風による農作物等の被害防止のため、農業施設の管理者や農作物等の生産者に対して、被害防止のための管理方法の周知徹底を図る。

4 通信施設の被害防止対策

通信事業者は、通信を確保するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 強風等により切断のおそれのある老朽通信線路の取り換え及び補強を行う。
- (2) 市街地では通信ケーブルの地下化に努める。
- (3) 通信線路周辺の樹木の伐採を行い、接触事故を防ぐ。
- (4) その他必要な点検、整備を定期的に行う。

第10節 調査研究

風水害の態様は複雑多様である。人命、財産に直接被害を与える洪水、高潮をはじめ、土石流、崖崩れ、地滑り、暴風、豪雪など、今日においてもその社会的影響は計り知れないものがある。

町、県及び防災関係機関は、相互に連携して、各種被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、町は、これら調査の成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメント*の実施に努める。

※主として、災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害要因（急傾斜地、軟弱地盤、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷等を考慮して、総合的かつ科学的に地域の危険性を把握する作業をいう。

1 災害危険地域の調査研究の推進

(1) 洪水危険地域の調査把握

浸水実績、浸水想定区域等に基づき、溢水、湛水（たんすい）等による災害発生のおそれのある土地の区域については、都市的土地利用を誘導しないものとするほか、災害時における危険区域の調査の実施を促進するよう働きかける。

(2) 地域危険度調査研究の促進

町は、地域の災害危険性を総合的に把握し、防災対策に役立てるため、「防災アセスメントマニュアル」（消防庁防災課監修）等に基づく防災アセスメントの実施に努め、行政区単位でのきめ細かな地区別防災カルテ*等の作成に努める。

防災カルテ等に記載すべき事項を例示すれば、災害危険箇所、避難場所、避難所、避難経路、防災関係施設、土地利用の変遷及び災害履歴等が考えられる。

※地区ごとに、河川や危険箇所等の災害危険度要因や、人口構成、避難場所、避難所、避難行動要支援者、消防団等の状況を整理し、災害対策に役立てるためのもの

第2章 風水害応急対策

風水害等による大規模な災害時又は発生するおそれがある場合、町、県及び防災関係機関は、法令及び本計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところにより、その組織及び機能の総力を挙げて、災害応急対策に当たるものとする。

第1節 予警報の伝達

気象、地象、水象等による被害を最小限にとどめるため、これらの情報を一刻も早く関係機関、地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な災害応急対策活動を実施するため、町は、関係機関との緊密な連携の下、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

また、町、県及び国は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

1 風水害に関する情報の収集

総務課、建設課、入善消防署をはじめ、関係各課は、次の情報収集に努める。

- (1) 気象に関する予報、警報及び特別警報
- (2) 河川水位に関する情報
- (3) 雨量情報（上流部を含む）
- (4) 土砂災害に関する情報
- (5) ダム流量に関する情報
- (6) 波高、風向、潮位に関する情報

2 気象に関する予報、警報及び特別警報の種類並びに発表基準

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて富山地方気象台が発表する予報、警報及び特別警報は、次の基準による。

- (1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供（富山地方気象台）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報が ある場合 (下段：国管理河川の 洪水の危険度分布※1)	水位情報が ない場合 (下段：洪水警報 の危険度分布)	内水氾濫に 関する情報	(下段：土砂災害の 危険度分布)	高潮に 関する情報
5	災害発生又は 切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)	氾濫発生情報 (危険度分布：黒) (注意している可能性)	大雨特別警報 (浸水害)※2	大雨特別警報 (土砂災害)		高潮氾濫発生情報※3
<警戒レベル4までに必ず避難!>								
4	災害のおそれ 高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災対法改正 以前の避難勧告の タイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布：紫) (氾濫危険水位超過時※4)	危険度分布：うす紫 (※4)	内水氾濫 危険情報 (水位周知下水道 において発令される 情報)	土砂災害警戒情報 (危険度分布：うす紫 (※4))	高潮特別警報※5 高潮警報※3
3	災害のおそれ あり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤) (避難判断水位超過時※4)	洪水警報 (危険度分布：赤 (警戒))		大雨警報(土砂災害) (危険度分布：赤 (警戒))	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2	気象 状況 悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布：黄) (注意)	危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)	
1	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報					

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。
 ※2) 水位情報が無いような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
 ※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
 ※4) 「大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
 ※5) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めると屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
 注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

(2) 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台）

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

イ 警報・注意報の種類及び発表基準

(令和2年8月6日現在)
発表官署 富山地方気象台

入善町	府県予報区		富山県			
	一次細分区域		東部			
	市町村等をまとめた地域		東部北			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	104		
	洪水		流域雨量指数基準	入川流域=4.7、舟川流域=7.6		
			複合基準*	—		
			指定河川洪水予報による基準	黒部川 [愛本 (下流)]		
	暴風	風	平均風速	陸上	20m/s	
				海上	20m/s	
	暴風雪	雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
				海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ25cm	
				山間部	12時間降雪の深さ50cm	
	波高	浪	有義波高	4.5m		
		潮	潮位	1.0m		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9		
			土壌雨量指数基準	85		
	洪水		流域雨量指数基準	入川流域=3.7、舟川流域=6		
			複合基準*	—		
			指定河川洪水予報による基準	黒部川 [愛本 (下流)]		
	強風	風	平均風速	陸上	12m/s	
				海上	15m/s	
	風雪	雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
				海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ15cm	
				山間部	12時間降雪の深さ35cm	
	波高	浪	有義波高	2.0m		
		潮	潮位	0.7m		
		雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	雪	1 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ 日平均風速5m/s以上かつ日降水量20mm以上			
	濃霧	霧	視程	陸上	100m	
				海上	500m	
乾燥	燥	最小湿度40%で実効湿度65%				
なだれ		1 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合				
		2 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合				
低温	温	夏期：最低気温17℃以下の日が継続				
		冬期：最低気温-6℃以下				
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下				
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm			

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

〔警報・注意報基準一覧表の解説〕

- ア 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- イ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ウ 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- エ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- オ 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_h.html)を参照。
- カ 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- キ 土壌雨量指数基準値は1 km四方毎に設定しているが、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1 km四方毎の基準値については、別添資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- ク 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- ケ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- コ 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（T P）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMS L（平均潮位）等を用いる。
- （参考）流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなる。）

【注意報・警報・特別警報の細分区域】

一次細分区域名	二次細分区域名	市町村
東部	東部北	朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市
	東部南	富山市、立山町、上市町、舟橋村
西部	西部北	射水市、高岡市、氷見市、小矢部市
	西部南	砺波市、南砺市

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等（富山地方気象台）

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情</p>

<p>報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）（富山地方气象台）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 富山県気象情報（富山地方气象台）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(6) 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方气象台）

大雨警報（土砂災害）の発表中、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる発表地域を特定して警戒を呼びかける情報で、県と富山地方气象台が共同で発表する。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(7) 記録的短時間大雨情報（気象庁）

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(8) 竜巻注意情報（気象庁）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を一次細分区域単位で発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(9) 指定河川洪水予報（富山地方气象台、北陸地方整備局）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注

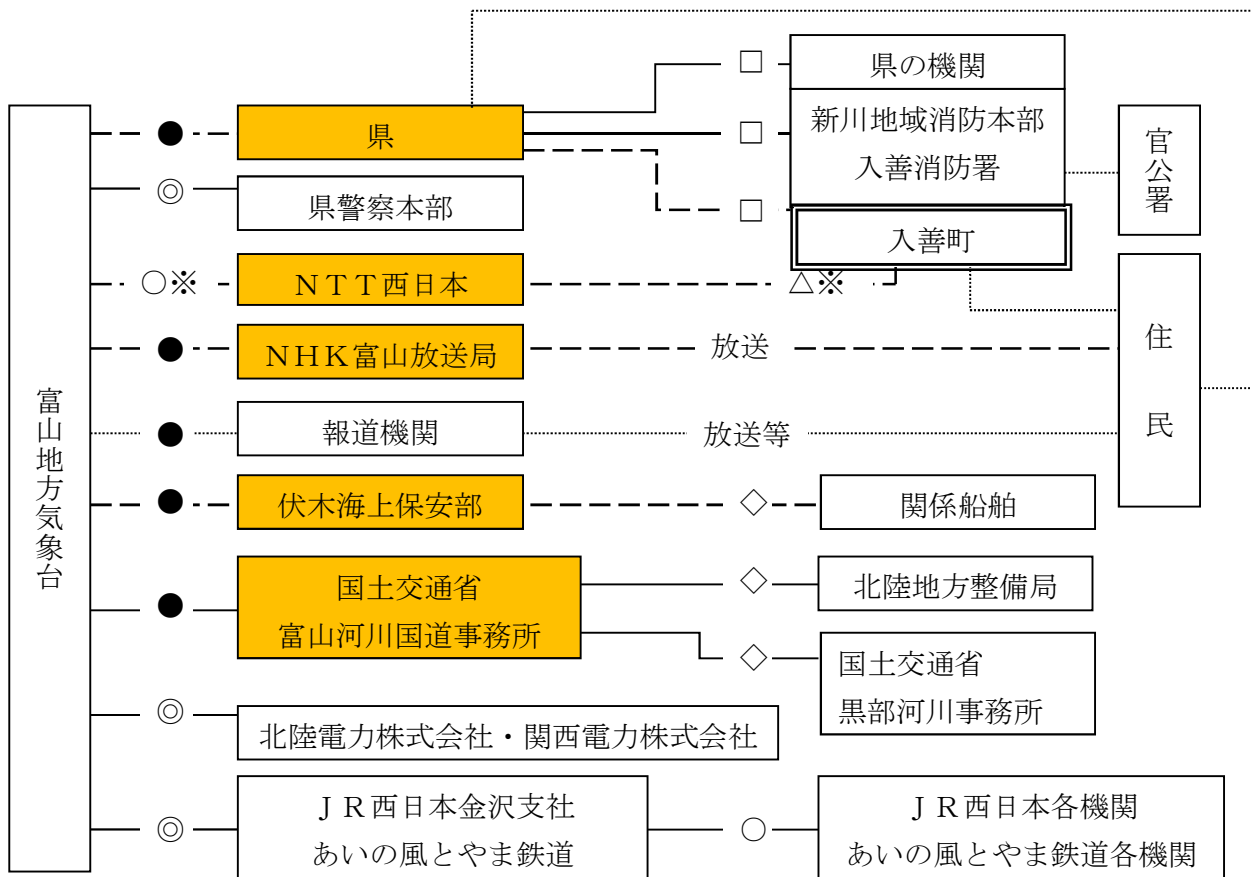
意報であり、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で、黒部川洪水予報については、黒部河川事務所と富山地方気象台が共同で発表する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

3 伝達体制

(1) 気象警報等の伝達系統

【気象警報等伝達系統図】



凡例	-----	法令（気象業務法等）による通知系統
	法令（気象業務法等）による住民への周知依頼及び周知系統
	————	地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統
◎		防災情報提供装置（Fネット含む）
○		専用電話（専用線）
△		加入電話・FAX
◇		無線電話・FAX
□		富山県総合防災システム
●		防災情報提供装置
		法令により、富山気象地方台から警報事項を受領する機関
	※	警報の略号のみ伝達

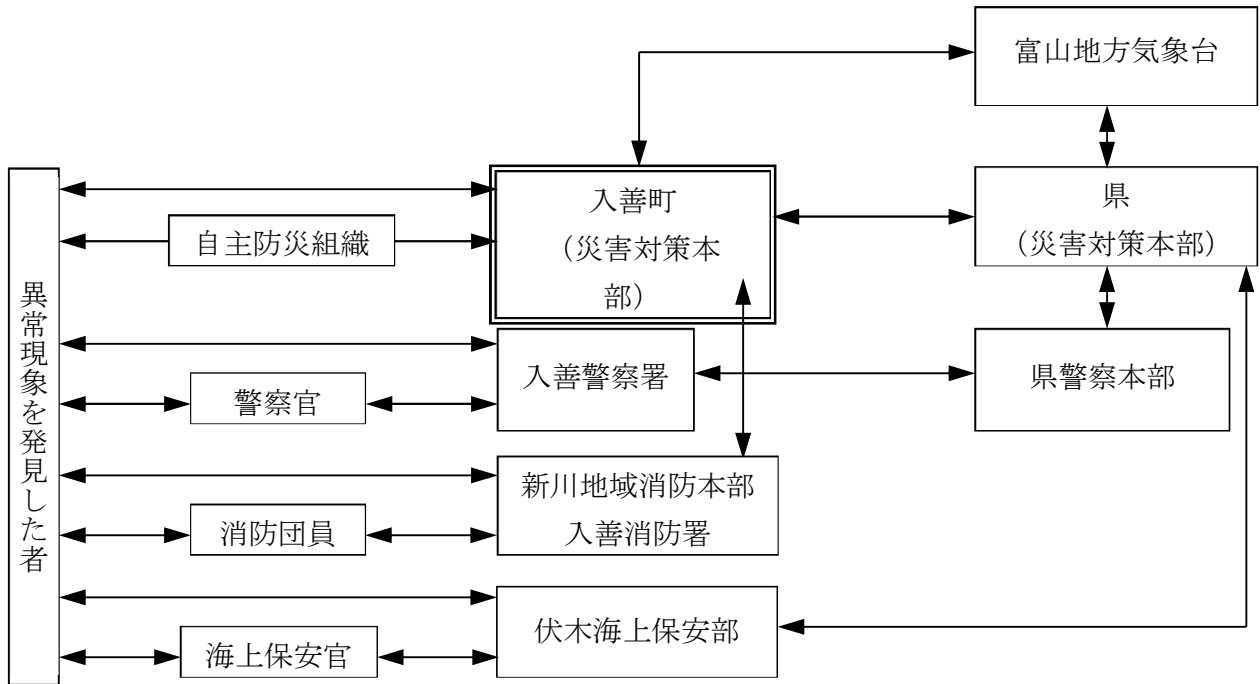
(2) 異常現象等発見時の通報

- ア 災害が発生するおそれがある異常な現象等を発見した者は、その状況を直ちに、町、消防又は警察等に通報する。
- イ 町は、通報を受けた場合、次の事項について富山地方気象台及び県に連絡する。
 - (ア) 気象に関する事項
 - 竜巻など著しく異常な現象
 - (イ) 地象に関する事項
 - 数日間以上にわたり頻繁に感じるような頻発地震

(ウ) 災害の前兆に関する事項

堤防の決壊、越水、土砂災害の前兆等の目視情報

【異常現象等発見時の通報】



第2節 災害未然防止活動の実施（水害・土砂災害対策）

水害及び土砂災害の被害を未然に防止し被害を最小限にするため、町及び防災関係機関は、迅速かつ的確な活動を行うものとする。

1 水害・高波・高潮対策

洪水、内水氾濫、高波、高潮等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、水防管理者である町長が、消防及び警察との連携を図り、町水防計画に定めるところにより、水防活動を行う。

また、現場の秩序維持のため必要があるときは、入善警察署長に対して警察官の出動を、その他緊急の必要があるときは、消防団の出動、他の水防管理者の応援、自衛隊の派遣要請等を行うものとする。

(1) 監視及び警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始する。また、入善土木事務所、県水防本部及び黒部河川事務所に対して、その状況及び見通し等を連絡するものとする。

(2) 水防作業

水防管理者は、水防作業を必要とする異常状態に対し、町水防計画の定めるところにより、

その状態に適した水防工法を、迅速かつ的確に実施するものとする。

(3) 決壊後の通報

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、水防管理者は、直ちにその旨を、黒部河川事務所、入善土木事務所及び氾濫が予想される方面の隣接水防管理団体等にその旨を通報する。

(4) 町長が行う避難指示等

避難指示等の発令については、以下の判断基準を参考に、気象状況等も含め、総合的に判断して行うものとする。また、避難指示等を発令したときは、防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車、サイレン、インターネット、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる情報伝達手段を活用し、あるいは報道機関等を通じて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう周知する。

ア 河川の氾濫による水位の把握

【洪水予報指定河川（国指定）の氾濫注意等の流量】

河川名	観測地先名	位置	水防団 待機流量	氾濫 注意流量	避難判断 流 量	氾濫 危険流量
黒部川	愛本えん堤	旧合口用水 取水付近	550 m ³ /s	700 m ³ /s	3,100 m ³ /s	3,800 m ³ /s
	浦山新	浦山新水量計 設置場所				
	小摺戸	権蔵橋橋詰				
	福島	福島地先				
	上飯野	黒部大橋橋詰				
	五郎八	五郎八地先				
	高島	下黒部橋 右岸橋詰				

【水位周知河川（県指定）の基準地点と基準水位一覧表】

河川名	観測地先名 (位置)	平水位	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
小川	桜町 (小川橋)	0.45m	1.00m	1.45m	2.80m	3.10m
舟川	金山 (学校橋)	0.15m	0.40m	0.70m	1.20m	1.60m

イ 河川の氾濫の場合の避難指示等判断基準

【避難指示等判断基準（対象河川：黒部川、小川、舟川）】

発令内容	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部川、小川又は舟川の水位（流量）が「避難判断水位（流量）」に到達し、かつ、上流の水位が上昇している場合 ・※「黒部川氾濫警戒情報」、小川・舟川「水防警報」等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 ・漏水等が発見された場合 ・降雨を伴う台風の接近等で、深夜・早朝の避難が必要と想定される場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部川、小川又は舟川の水位（流量）が「氾濫危険水位（流量）」に到達した場合 ・「黒部川氾濫危険情報」、小川・舟川「水防警報」等により、水位（流量）が堤防高を超えることが予想される場合（急激な水位の上昇） ・異常な漏水等が発見された場合 ・「氾濫注意水位（流量）」を超えた状態で、降雨を伴う台風が、夜間から明け方にかけて接近・通過し、多量の降雨が予想される場合

※河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、気象庁は国土交通省又は都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っている。

【上記以外の河川及び用水路等の判断基準】

発令内容	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・本町及び河川上流域に大雨又は洪水警報が発表され、近隣での浸水などにより浸水の危険が高いと判断されたとき。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難の基準を満たし、かつ、近隣での浸水が拡大しているとき。

ウ 高波災害時の避難指示等判断基準

【高波災害時の避難指示等判断基準】

発令内容	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・本町にうねり（寄り回り波）の情報を含む波浪警報が発表されたとき。 ・暫定予測式により、田中観測所では有義波高が4.5mを超えると予測され、水防警報「出動」が発令されたとき。 ・護岸堤堤防において、越波の危険性が高いと判断されたとき。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・田中観測所において、1時間後に4.5mを超えると予測され、又は有義波高が4.0mを超え、水防警報「距離確保準備」が発令されたとき。 ・高齢者等避難発令基準を満たし、かつ、集落近辺の護岸堤堤防において越波の危険性が高いと判断されたとき。

エ 高潮災害時の避難指示等判断基準

【高潮災害時の避難指示等判断基準】

発令内容	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山検潮所における潮位が、標高 1.0mを越える危険性が高いと判断されたとき。（標高＝東京湾平均海面上の高さを基準とするもの。） ・ 風向、風速などから、越波、越流の危険性が高いと判断される時。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高潮警報が発表されたとき。 ・ 護岸堤防等の防災施設からの越波、越流の危険性がさらに高くなると判断される時。 ・ 護岸堤防等の微小な損壊を確認したとき。（漏水等）

2 土砂災害対策

町長は、大雨に関する注意報又は警報が発表されたときは、関係機関等より雨量情報を随時収集し、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の巡視及び警戒に万全を期すものとする。また、急傾斜地崩壊危険箇所等が崩壊し、又は崩壊のおそれが生じたときは、警戒員の配置や避難誘導員の派遣など必要な措置を講ずる。

(1) 情報の収集及び伝達

集中豪雨、融雪等により、土砂災害の発生が予想される場合及び土砂災害が発生した場合においては、町及び防災関係機関は次のことに留意しつつ、迅速かつ的確な情報収集及び伝達を行うものとする。

ア 土砂災害警戒区域においては、富山県総合防災情報システム等を活用し、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努めるものとする。

イ 土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域周辺の住民に対しては、極力戸別伝達に努めるものとする。

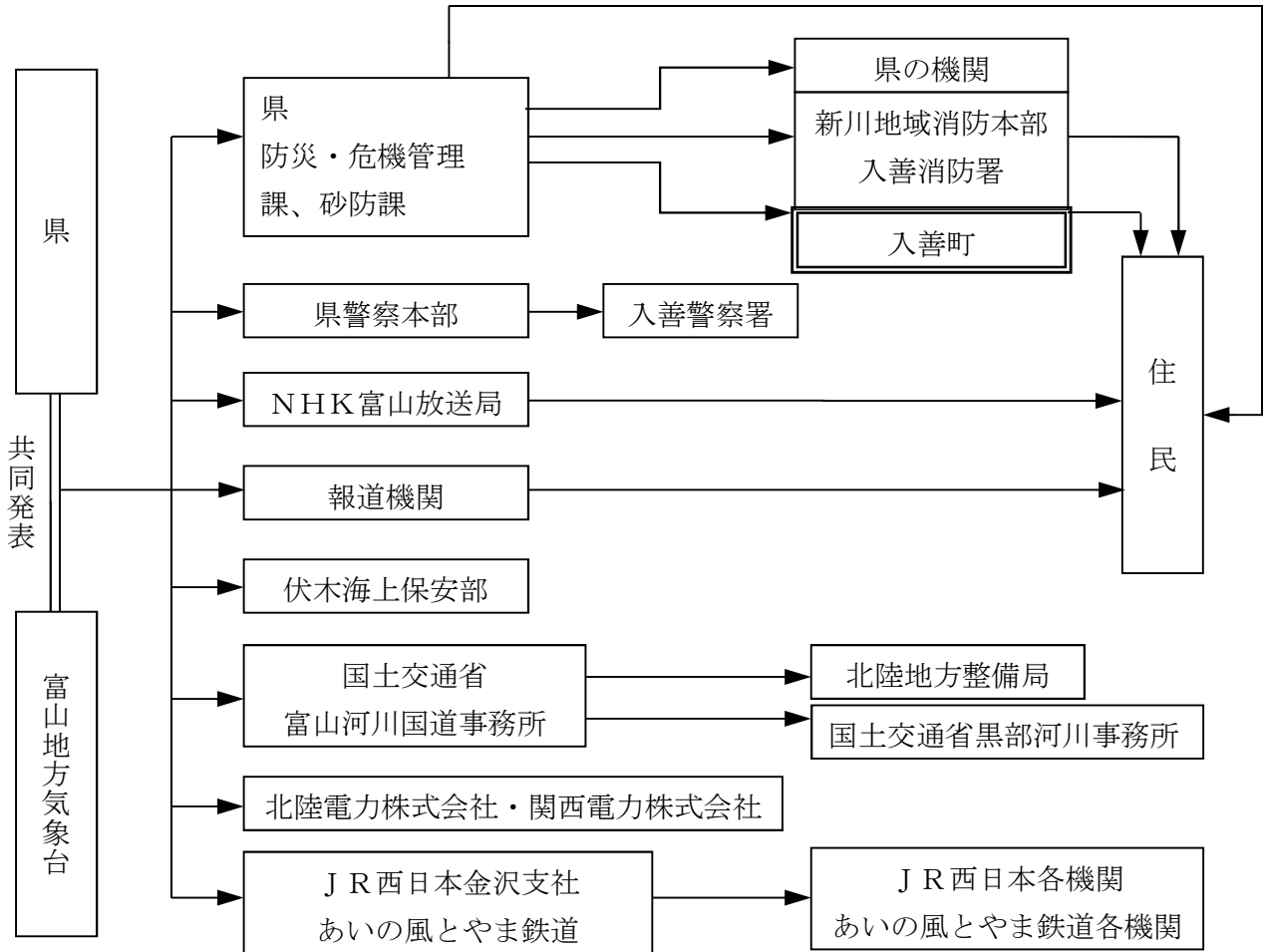
(ア) 収集すべき情報の内容

収集すべき情報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- a 警戒区域等及びその付近の降水量
- b 急傾斜地の地表水、湧水の状況
- c 警戒区域等及びその付近の亀裂の有無
- d 森林（立木）等の傾倒状況
- e 住宅（建築物）等の倒壊状況
- f 住民及び滞在者の数
- g その他災害に関する状況

(イ) 情報の伝達系統図

【土砂災害警戒情報の伝達系統図】



※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第2項
(警戒避難体制の整備等)

市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第1号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

(2) 危険箇所の警戒及び避難

町は、豪雨等によって災害が発生するおそれがある箇所や、治山・砂防施設、ため池等かんがい施設等による二次災害の危険性のある箇所に対し、県及び関係防災機関と協力して警戒に当たる。

町長は、富山県総合防災情報システム等から得られる情報及び溪流・斜面の状況や気象情報等も含めて総合的に判断し、住民避難の要否、時期を決定する。

ア 避難を確保する必要が認められる施設

土砂災害警戒区域内に、防災上の配慮を要する者が利用する施設で、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められる施設は、次のとおりである。

【避難を確保する必要が認められる施設（土砂災害）】

施設名	所在地	電話番号	備考
特別養護老人ホーム 舟見寿楽苑	入善町舟見1664番地	78 - 1935	収容人員 80人
入善里山観光開発株式会社 バーデン明日	入善町舟見1677番地 1	78 - 2525	収容人員 150人

イ 避難経路として適さない区間

土砂災害の危険性があり、避難経路に適さない区間は、次のとおりである。

【避難経路に適さない区間（土砂災害）】

路線名	区間	距離	備考
主要地方道 入善宇奈月線	墓ノ木～黒部市宇奈月町 愛本新までの区間	約400m	

(3) 二次災害防止対策

土砂災害は、地形、地質、降雨状況等により、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、又は崩壊により堆積した土砂が移動する等により、二次災害を引き起こすおそれがある。このため、土砂災害発生時においては、町及び防災関係機関は、以下の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

ア 引き続き、降雨等の気象状況に十分な注意、監視を行うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意しつつ監視を行うものとする。

イ 安全が確認されるまで、崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等の必要な措置を行うものとする。

ウ 行方不明者等の搜索活動、応急工事等に当たっては、特に十分な注意、監視を行うものとする。

エ 降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により、再崩壊等の防止に努める。

オ 安全が確認されれば、直ちに二次災害防止のため、堆積土砂等の除去、土留工事等の工事を実施する。

カ 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁の飛散のおそれのある部分や、緊急措置の支障となる空家等の全部または一部の除去等の措置を行うものとする。

(4) 専門技術者の協力

ア 災害協定の活用

町は、二次災害発生の可能性の判断、適切な応急対策工事の実施等について、協定を結

んでいる斜面防災対策技術協会富山県支部及び富山県地質調査業協会へ協力を要請する。
イ その他の機関との連携及び制度の活用

町は、必要に応じて富山県砂防ボランティア協会^(注1)、地元在住のコンサルタント、斜面判定士^(注2)、全国的な砂防関係ボランティア団体等へ協力を要請するほか、国の災害復旧技術専門家派遣制度^(注3)を活用し、早期の対応に努める。

(注1)：富山県砂防ボランティア協会

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、土砂災害防止に係わるボランティア活動を行い、もって県民の福祉に寄与することを目的とする団体。

(注2)：斜面判定士

砂防ボランティア全国連絡協議会により認定され、災害時に土砂災害が起きそうな斜面を緊急的に判断する。

(注3)：災害復旧技術専門家派遣制度

(社)全国防災協会が、災害復旧精度を熟知した者を災害復旧技術専門家として認定、登録し、災害発生時等に地方公共団体等の求めに応じて派遣し、災害復旧活動の支援、助言をボランティア活動として行う制度。

※資料3-16 急傾斜地崩壊危険箇所

※資料3-17 山地災害危険地区

ウ 土砂災害時の避難指示等判断基準

【避難指示等の判断基準（土砂災害の場合）】

区分	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「富山県土砂災害警戒情報支援システム」の危険度状況図において、スネークラインの実況が「レベル2：警戒」に達した場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「富山県土砂災害警戒情報支援システム」の危険度状況図において、スネークラインの1時間後又は2時間後予測値が土砂災害発生危険基準線（CL）を超え、「レベル3：厳重警戒」に達し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

避難指示等の解除に当たっては、必要に応じ、国・県に助言を求めて判断するものとする。
 また、そのための連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第3節 応急活動体制

風水害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあるときに、町は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、必要な職員の動員、配備を行う。

1 職員の動員体制

(1) 動員基準

職員の動員基準は、原則、次のとおりとする。

動員段階	動員の時期	動員の内容
待機体制	<ol style="list-style-type: none"> 町内で、大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、竜巻等の注意報が発表され、危険な状態が予想されるとき。 町内で、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮等の警報が発表されたとき。 総務課長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 通常の組織をもって警戒に当たる体制で、限られた少数の担当職員により、気象注意報、警報等の情報収集及び伝達を行うとともに、連絡系統の確認及び通信機器類の点検を行う体制とする。 第1動員体制に移行できる体制とする。 <p>【参集職員の範囲】 総務課、建設課、入善消防署</p>
第1動員体制 (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 町内で、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮等の警報が発表され、危険性が高まったとき。 町内で、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 町長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 第2動員体制に移行できる体制とする。 <p>【参集職員の範囲】 災害対策本部員（特別職、全課長、入善消防署長）、総務課、保険福祉課、元氣わくわく健康課、がんばる農政課、キラキラ商工観光課、建設課、住まい・まちづくり課、教育委員会事務局、入善消防署</p>
第2動員体制 (警戒体制)	<ol style="list-style-type: none"> 町内で、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮等の警報が発表され、一部の地域で被害が発生したとき。 町内で、土砂災害警戒情報が発表され、一部の地域で被害が発生したとき。 町長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 情報収集、連絡活動及び災害応急対策を実施する。 状況によって、第3動員体制に直ちに移行できる体制とする。 <p>【参集職員の範囲】 災害対策本部員（特別職、全課長、入善消防署長）、本庁職員全員、入善消防署</p>
第3動員体制 (非常体制) 災害対策本部 の設置	<ol style="list-style-type: none"> 町全域にわたり災害が発生するおそれがあるとき、又は被害が甚大と予想され、あるいは、これらの災害が発生したとき。 町内で、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮等の特別警報が発表されたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 災害応急対策に万全を期すため、全職員が参集し、事態に即応した業務に従事する。 <p>【参集職員の範囲】 全職員、入善消防署</p>

動員段階	動員の時期	動員の内容
	3 町長が必要と認めたとき。	

(2) 動員体制の確立

- ア 各課長は、各部における動員の順位、連絡方法等を定めた動員計画を事前に作成し、課内の職員に周知する。
- イ 各課長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定するとともに、夜間、休日等勤務時間外の発生に備えて、連絡体制を整備する。
- ウ 町は、激甚災害が発生した場合において、災害発生直後から、職員が迅速かつ的確に、災害応急対策に従事できるよう、職員初動マニュアルを整備する。

(3) 参集場所等

職員の参集場所は、原則として、所属する部署とする。ただし、別に指示があるときは、当該指示された場所に参集する。また、災害対策本部が設置されたときにおける災害対策本部室要員は本部に参集する。

(4) 参集時の留意事項

- ア 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を課長へ連絡するとともに、家族の避難、病院等への受け入れなどの必要な措置を取った後に登庁する。
- イ 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、その旨を課長に連絡し、その後の指示を受ける。
- ウ 職員は、参集途上において、被害状況の把握に努め、課長へ報告する。
- エ 参集職員は、その職務について権限を有する者が不在のときには、臨機の判断又は職員初動マニュアルにより、迅速かつ確かな応急対策を実施する。このとき、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容について、権限を有する者に報告する。

(5) 動員の伝達

ア 勤務時間内における動員

総務課長は、大雨、洪水、大雪、暴風等の警報、特別警報が発表されたとき、又は、災害が発生したときは、各課へ庁内放送等により動員を伝達する。

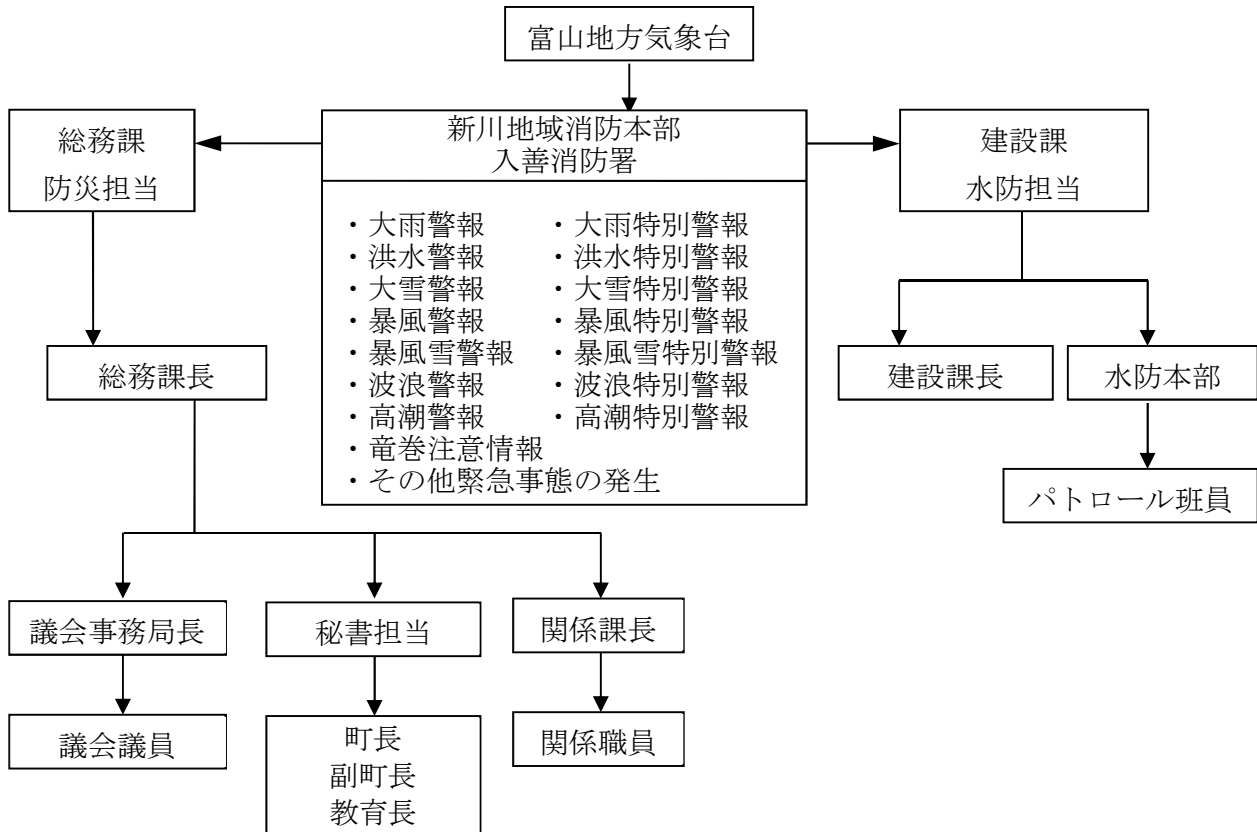
関係課長は、動員基準に基づき、あらかじめ指定した職員を配備し、災害対策に従事させる。

イ 勤務時間外における動員

職員は、大雨、洪水、大雪、暴風等の警報、特別警報が発表されたとき、又は、災害に関する情報を覚知したときは、動員基準により自主参集する。

総務課長は、必要に応じ、職員緊急連絡メール等で職員に一斉連絡するほか、次の緊急連絡系統により、伝達する。

【勤務時間外における緊急連絡系統】



(6) 動員配備の調整

ア 各部の動員配備の調整

各部長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内のその他の班に応援を指示する。なおかつ人員が不足するときは、総務部総務班に動員配備の調整を求める。総務部総務班は、動員配備の調整を求められた場合、各部各班と調整を行う。

イ 応援要請等

災害応急対策活動に必要な人員が不足するときは、他市町村等へ応援を要請する。

2 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、次の基準により、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置する。

組織	設置基準
災害対策本部	1 気象業務法に基づく大雨、洪水、高潮、暴風等の警報、特別警報の一つ以上が発表され、応急対策の必要が認められるとき。 2 国土交通大臣又は知事が水防警報を発表し、応急対策の必要があると町長が認めたとき。 3 災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。 4 激甚な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 設置場所

災害対策本部を設置する場所は、次の順位による。

- ア 町庁舎
- イ 入善町消防防災センター
- ウ 被災を免れた最寄りの公共施設

(3) 組織

災害対策本部の組織及び分掌事務は、入善町災害対策本部の組織及び運営に関する規程による。

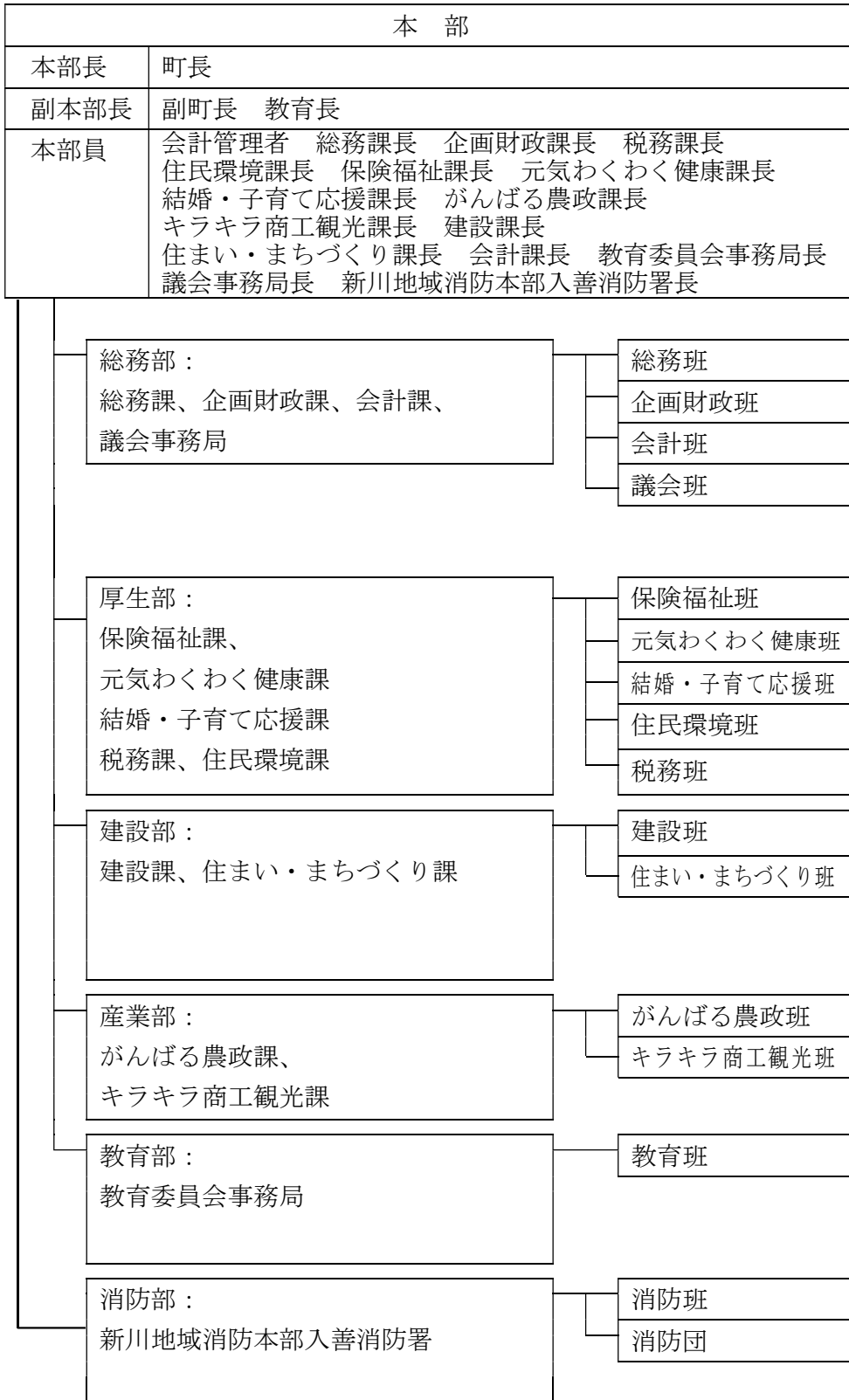
ア 災害対策本部の組織

災害対策本部は、本部長、副本部長及び本部員並びにその他の職員をもって組織する。なお、各部における組織及び班の編成及び分掌事務は、次のとおりとする。

※資料4-1 入善町災害対策本部条例

※資料4-2 入善町災害対策本部の組織及び運営に関する規程

【災害対策本部組織図】



【災害対策本部分掌事務】

部名 部長等	班名 班長等	分掌事務
各部各班共通事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係情報の収集に関する事。 2 被害状況調査に関する事。 3 関係各機関への被害状況等の報告、通報に関する事。 4 災害応急対策の応援に関する事。 5 その他本部長の命じた事項に関する事。
総務部 部長： 総務課長 副部長： 会計管理者 企画財政課長 会計課長 議会事務局長	【総務班】 班長： 消防防災係 副班長： 総務課の全係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の運営に関する事。 2 本部長の秘書に関する事。 3 災害対策活動の総括に関する事。 4 災害対策活動の総合調整に関する事。 5 職員の非常召集及び解除に関する事。 6 避難指示に関する事。 7 富山県防災行政無線に関する事。 8 報道機関に対する災害情報の発表に関する事。 9 本部長の命令及び指示の伝達に関する事。 10 災害時における県及び他市町村への応援依頼に関する事。 11 気象情報の授受及び通報に関する事。 12 臨時電話・放送設備の調整に関する事。 13 関係機関及び自衛隊等との連絡調整に関する事。 14 住民への災害予報、災害救助状況等の周知に関する事。 15 自主防災組織との連絡調整に関する事。 16 各部及び各班との連絡調整に関する事。 17 物資調達に関する事。 18 災害把握、復旧調整に関する事。 19 庁舎の安全に関する事。 20 応急対策及び災害救助に係る労務供給に関する事。 21 派遣された職員の身分の取り扱いに関する事。 22 職員の被災給付・公務災害補償及び福利厚生に関する事。 23 交通情報の収集把握、交通規制及び緊急輸送の確保に関する事。 24 災害記録（写真、録画、録音等）に関する事。 25 部内の災害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事。 26 その他他班に属さないこと及び防災業務の全般に関する事。
	【企画財政班】 班長： 財政係長 副班長： 企画財政課の全係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に係る予算措置に関する事。 2 応急復旧資金の調達に関する事。 3 被害状況の情報収集及び連絡・伝達に関する事。 4 インターネット、ケーブルテレビ等による警報の伝達及び災害広報に関する事。 5 通信の確保に関する事。 6 各種情報の収集、整理及び伝達に関する事。 7 各種機関（政府、国会、その他機関）に対する要望事項の取りまとめに関する事。 8 町有財産の被害調査の取りまとめに関する事。

部名 部長等	班名 班長等	分掌事務
		9 町有車両の配車に関する事 10 緊急輸送車両等の調達に関する事 11 緊急輸送（通行）車両の確認証明に関する事
	【会計班】 班長： 会計係長	1 災害救助物資及び資材の調達の応援に関する事 2 災害救助資金の出納に関する事
	【議会班】 班長：議事係長 副班長：議会事務局 の全係長	1 災害視察者、見舞者に関する事 2 町議会との連絡に関する事 3 緊急議会に関する事
厚生部 部長： 保険福祉課長 副部長： 元気わくわく 健康課長 結婚・子育て 応援課長 税務課長 住民環境課長	【保険福祉班】 班長： 地域福祉係長 副班長： 保険福祉課の 全係長	1 災害救助活動の総括に関する事 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく 救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事 3 人材（ボランティア等）の確保に関する事 4 日赤活動との連絡調整に関する事 5 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 6 被災者に対する生活保護及び法外援助に關 すること 7 義援金品の受付、保管及び配分に関する事 8 避難行動要支援者の避難支援に関する事 9 福祉施設の援護に関する事 10 被災者に対する国民健康保険税の減免及び 給付等に係る特別措置に関する事 11 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整 に関する事
	【元気わくわく健康班】 班長： 保健福祉推進係長	1 医療救護班の編成及び救護所の設置に関する事 2 医療機関との連絡調整に関する事 3 医薬品及び保健資材の調達配分に関する事
	【結婚・子育て応援班】 班長： 保育所係長	1 被災児童の援護に関する事 2 被災者に対する炊き出しの応援に関する事
	【住民環境班】 班長： 生活環境係長 副班長： 住民環境課の 全係長	1 被災地の廃棄物の応急措置に関する事 2 被災地のし尿処理に関する事 3 災害時の公害防止に関する事 4 防疫対策に関する事 5 災害による遺体に関する事 （身元確認・安置・埋葬・火葬等） 6 死亡獣畜の処理に関する事 7 応急食料の確保に関する事 8 食料等輸送の応援に関する事 9 炊き出しの計画に関する事 10 衣料、生活必需品の供給に関する事 11 被災者に対する拠出年金の保険料免除等特 別措置に関する事

部名 部長等	班名 班長等	分掌事務
	【税務班】 班長： 住民税係長 副班長： 税務課の全係長	1 災害に伴う町税の減免等に関する事 2 家屋等の被災状況調査に関する事 3 人的被害状況の調査に関する事 4 被災者台帳の作成に関する事（作成後、総務部と共有） 5 罹災証明書の交付に関する事 6 災害救助の応援に関する事 7 避難所の開設及び管理に関する事
建設部 部長： 建設課長 副部長： 住まい・まちづくり課長	【建設班】 班長： 業務用地係長 副班長： 建設課の全係長	1 土木関係の災害対策の総括に関する事 2 パトロールの実施に関する事 3 砂防施設の災害対策に関する事 4 道路除雪計画及び実施に関する事 5 水防計画及び実施に関する事 6 水防関係機関との連絡及び調整に関する事 7 道路、橋りょう等の災害対策に関する事 8 河川、海岸等の災害対策に関する事 9 農林土木関係の災害対策に関する事 10 治山及び林道施設の災害対策に関する事 11 緊急道路、幹線道路の確保に関する事 12 土木関連業者との連絡調整に関する事 13 応急復旧資材、機械器具の確保に関する事 14 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事
	【住まい・まちづくり班】 班長： 定住促進係長 副班長： 住まい・まちづくり課の全係長	1 上・下水道施設の災害対策に関する事 2 給水の確保及び施設の災害対策に関する事 3 被災建物、被災宅地の応急危険度判定に関する事 4 建築関連業者との連絡調整に関する事 5 宅地建物の相談に関する事 6 町有建築物の緊急措置に関する事 7 応急仮設住宅の用地確保及び建設に関する事 8 仮設住宅の入居者選定に関する事 9 都市計画施設の災害対策に関する事
産業部 部長： がんばる農政課長 副部長： キラキラ商工観光課長	【がんばる農政班】 班長： 農政係長 副班長： がんばる農政課の全係長	1 農業関係団体との連絡に関する事 2 林産物の災害対策に関する事 3 農作物及び農業用施設の災害対策に関する事 4 家畜、家きん、畜産施設及び畜産物の災害対策に関する事 5 農産物、種苗及び生産資材の緊急あっせんに関する事 6 病虫害発生の防止に関する事 7 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事
	【キラキラ商工観光班】 班長： 商工観光係長 副班長： キラキラ商工観光課の全係長	1 商工業団体との連絡に関する事 2 工場、事務所、その他商工業関係の災害対策及び災害資金融資に関する事 3 観光施設及び観光客の災害対策に関する事 4 労働者災害状況調査に関する事 5 生活必需品等応急物資のあっせんに関する事 6 水産関係団体との連絡に関する事 7 水産関係施設の緊急措置に関する事

部名 部長等	班名 班長等	分掌事務
		8 漁港及び海岸施設の災害対策に関すること。 9 緊急海上輸送に関すること。 10 公共交通機関等に関すること。
教育部 部長： 教育委員会 事務局長	【教育班】 班長： 学校教育係長 副班長： 教育委員会事務局 の全係長	1 教育委員会内の連絡調整に関すること。 2 被災児童生徒の安全確保に関すること。 3 被災児童生徒の育英及び奨学に関すること。 4 被災児童生徒の学用品等の給与に関するこ と。 5 教育関係施設の災害対策に関すること。 6 避難所の開設及び運営の協力に関すること。 7 教職員の確保に関すること。 8 炊き出しの応援に関すること。 9 給食及び資材の調達に関すること。 10 社会教育施設の災害対策に関すること。 11 応急対策に協力する各種団体等の連絡調整 に関すること。 12 文化財の災害対策に関すること。 13 外国人の災害対策に関すること。 14 災害記録の収集・保存に関すること。 15 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整 に関すること。

(新川地域消防本部 入善消防署)

部名 部長等	班名 班長等	分掌事務
消防部 部長： 消防署長	【消防班】 班長： 総務係長 副班長： 入善消防署の 係長全員	1 消防団との連絡調整に関すること。 2 消防団員の動員及び配備に関すること。 3 水防、火災等の災害防御及び地域の整備に関 すること。 4 消防計画の総括に関すること。 5 被害状況及び気象情報の収集伝達に関する こと。 6 新川地域消防本部及びその他消防機関等と の連絡調整に関すること。 7 危険物及び高圧ガスの管理指導に関するこ と。 8 危険箇所の警戒に関すること。 9 現地における防災活動に関すること。 10 現地における災害復旧活動に関すること。 11 被災報告の取りまとめ及び連絡調整に関す ること。 12 水防、火災等の予防計画に関すること。 13 避難指示等の伝達及び避難誘導、立ち退き指 示に関すること。 14 救急救助業務に関すること。 15 負傷者の搬送に関すること。
	【消防団】	1 消防・水防活動に関すること。 2 危険箇所の巡視及び警戒に関すること。 3 予防措置及び応急措置の工作活動に関する こと。 4 被災者の救出・救護に関すること。 5 被災地の警備に関すること。 6 行方不明者の捜索及び遺体の搬送等に関す ること。

イ 本部長及び副本部長

- (ア) 町長を本部長とし、副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- (イ) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (ウ) 本部長の職務を代理する順序は、副町長、教育長の順とする。

ウ 本部員

本部員は、会計管理者、各課（室、局）長及び新川地域消防本部入善消防署長をもって充てる。

エ 本部員会議

- (ア) 重要な災害対策について協議するため、本部員会議を設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。また、政府現地本部などの関係機関との連絡会議等を通じた情報の共有や状況認識の統一を図る。
- (イ) 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及びその他本部長が指名する者をもって組織し、必要の都度本部長が召集する。

オ 災害対策本部室

本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として災害対策本部室を設ける。

カ 連絡員

本部が設置されたときは、各部長は、所属職員の中から必要な連絡員を災害対策本部室に常駐させる。

キ 現地災害対策本部

(ア) 現地災害対策本部の設置

本部長は、必要があると認めたときは、災害現場に現地災害対策本部を置く。

(イ) 現地災害対策本部の活動

現地災害対策本部は、本部任務のうち、緊急を要する対策について、本部からの連絡、状況報告、要請等に基づいて活動する。

(ウ) 現地災害対策本部の職員

a 現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名し、現地災害対策本部の事務を掌理する。

b 現地災害対策本部員、職員

現地災害対策本部員は災害対策本部の班長の中から、現地災害対策本部職員は災害対策本部職員の中から現地災害対策本部長が指名する。

ク 現地合同調整所等の設置

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、町、事業者、県、警察、消防、自衛隊、DMATその他防災関係機関と必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同調整所等を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など各防災関係機関との調整を行う。

現地合同調整所等の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とし、各防災関係機関は本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

ケ 災害情報連絡員

地域の被害情報の収集及び災害対策本部からの情報伝達を行うため、災害情報連絡員を地区等に派遣する。

(4) 災害対策本部の廃止基準

町長は、次の基準により、災害対策本部を廃止する。

- ア 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。
- イ 災害発生後における応急対策活動が完了したと認められたとき。
- ウ その他災害対策本部の設置を不要と認めたとき。

(5) 設置・廃止の通知等

町長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに庁内放送、防災行政無線、ケーブルテレビ等を通じて、庁内、住民等に公表する。また、次に掲げる者に通知する。

- ア 県（防災・危機管理課）。ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）
- イ 警察署、消防署及び防災関係機関
- ウ 報道機関

3 災害救援ボランティアとの連携

大規模な災害が発生し、被災地が復興に向かうためには、行政機関及び防災関係機関、事業所・企業、住民の応急活動だけでは十分に対応できないことが想定されることから、災害救援ボランティアにかかる期待はますます大きくなっている。このため、ボランティアが被災現場で円滑に支援、救援等の活動を行うことができるような体制の整備を図る。

災害救援ボランティアの受け入れに際しては、その知識、技能等が活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動拠点を提供するなど、災害救援ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

(1) 町災害救援ボランティア本部

町社会福祉協議会は、災害対策本部が設置されたときは、町と連携し、速やかに町災害救援ボランティア本部を設置するものとする。

また、設置後、速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティア本部にコーディネーター等の運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

ア 設置場所

町災害救援ボランティア本部は、町社会福祉協議会に設置するものとする。なお、当該施設に設置できない場合は、町と協議の上、設置すべき施設を決定するものとする。

イ 役割（機能・業務）

- (ア) 被災者ニーズの把握
- (イ) 災害対策本部、県災害救援ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- (ウ) 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- (エ) 現地事務所間の災害救援ボランティア、コーディネーター、ボランティア等の配置、連絡調整
- (オ) 地域内への広報
- (カ) ボランティアコーディネート機能（ニーズ受付、ボランティアの受け入れ、登録、保険加入、マッチング、送り出し）
- (キ) 活動用資機材の調達（災害対策本部と連携）
- (ク) 活動資金の確保
- (ケ) 各種相談対応

(2) 災害救援ボランティア現地事務所

町災害救援ボランティア本部は、被災地の被害状況に応じてボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は町災害救援ボランティア本部が担うものとする。

ア 設置場所

現地事務所を設置する場合、町は、ボランティア活動が円滑に行える場所（公民館、避難場所等の施設）の確保に協力する。

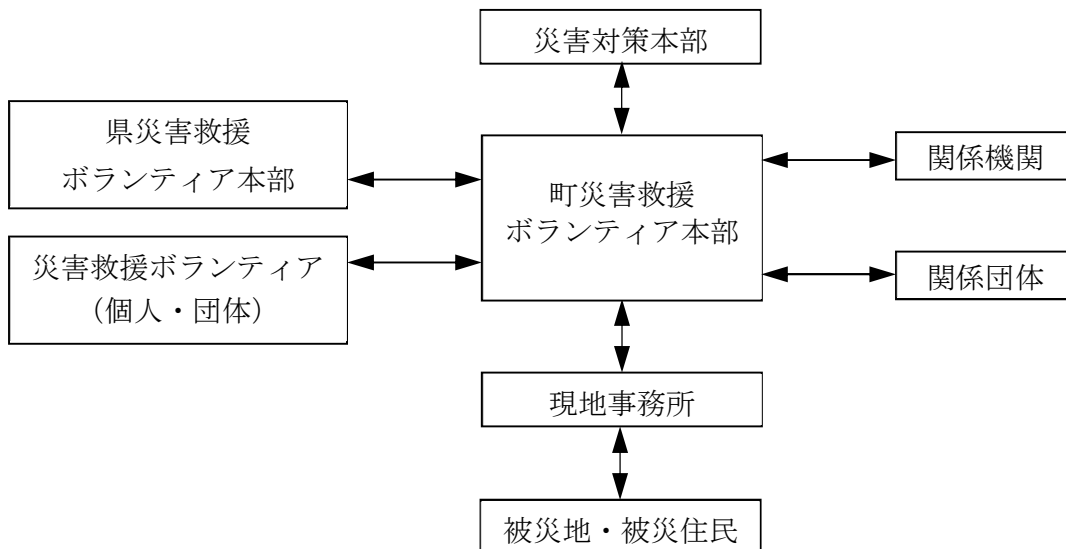
イ 役割（機能・業務）

- (ア) 町災害救援ボランティア本部との連絡調整
- (イ) 被災者ニーズ受付及び被災状況の把握
- (ウ) ボランティアの受け入れ、登録、保険加入
- (エ) ボランティアと被災者ニーズとのマッチング（コーディネート）
- (オ) 救援物資の整理、配布
- (カ) 活動用資機材の配布
- (キ) ボランティアの健康管理（活動中の被災対応を含む。）
- (ク) 被災者の相談対応

(3) ボランティアとの連携体制

災害対策本部とボランティア（応急危険度判定士、医療ボランティア等の専門ボランティアを除く。以下同じ。）との有機的な連携を図るため、次のような体制を取るものとする。

【ボランティアとの連携体制】



ア 災害救援ボランティアとの連絡窓口は町災害救援ボランティア本部とし、関係機関と連絡調整を行うものとする。また、必要に応じ、現地事務所を設けるものとする。

イ 町災害救援ボランティア本部は、災害救援ボランティア（個人、団体）からの申し出を受け付け、協力依頼事項を紹介するものとする。

ウ 町災害救援ボランティア本部は、災害対策本部、関係機関及び関係団体から災害救援ボランティアの協力を希望する事項を受け付けるものとする。なお、希望する事項は次の内容を明らかにするものとする。

(ア) 活動内容

- (イ) 活動期間
- (ウ) 必要な人数、技能等
- (エ) 必要な資機材
- (オ) 集合先
- (カ) 連絡先

エ 町災害救援ボランティア本部は、ボランティア活動の運営に必要な資機材等の支援及び行政情報の提供に関し、町と協議するものとする。

オ 町災害救援ボランティア本部は、ボランティアの活動状況に関し、富山県災害救援ボランティア本部と適時情報交換を行い、情報の共有を図るとともに、必要な場合は災害救援ボランティアコーディネーターの派遣を求めるものとする。

(4) 応急対策に係る町災害救援ボランティア本部への協力依頼事項

災害救援ボランティアへの協力依頼事項として、以下のような例が挙げられる。

- ア 町災害救援ボランティア本部運営に関する事項（発災早期に被災地入りしたボランティア団体への依頼）
- イ 広報活動に関する事項（張り紙、チラシの配布、通訳、要配慮者への伝達等）
- ウ 避難者名簿の整理に関する事項
- エ 給水、食料給付に関する事項（食料、飲料水の配給、炊き出し補助等）
- オ 避難所の運営補助に関する事項
- カ 社会福祉施設等の運営補助に関する事項
- キ 町に届けられた救援物資の仕分、運搬、配布に関する事項
- ク 保育、子どもの遊び相手、高齢者や障がい者等の援護に関する事項
- ケ 被災者ニーズ及び被災状況の把握に関する事項

(5) 災害救援ボランティア本部への支援

ア 情報提供

町は、町災害救援ボランティア本部からボランティア活動に必要な行政情報等の提供を求められた場合、的確に提供する。

イ 資機材等物品、車両の貸与

町は、町災害救援ボランティア本部及び現地事務所から、ボランティア活動に必要な各種資機材等のあっせん、提供を求められた場合、積極的に支援する。

ウ 活動拠点の支援

町は、町災害救援ボランティア本部が活動を行う災害救援ボランティアの活動拠点（現地事務所等）の確保に努める。

エ ボランティア活動保険加入への支援

町は、町災害救援ボランティア本部を通して活動を行うボランティアに対し、ボランティア活動保険への加入を支援する。

(6) 他ボランティア団体等への協力要請等

町災害救援ボランティア本部だけでは対応が困難であると認められるときは、被災地域外からのボランティアの受け入れ、活動調整等について、県災害救援ボランティア本部、日本赤十字社富山県支部、県社会福祉協議会、県民ボランティア総合支援センターへ協力を要請するものとする。また、必要に応じ、不足しているボランティアの職種等の情報を報道機関に提供するものとする。

第4節 情報の収集・伝達

1 被害情報等の収集・伝達活動及び系統

災害が発生したとき、関係機関は直ちに被害状況調査態勢を敷き、あらかじめ定められた分担、様式、連絡ルート等に基づき、迅速かつ的確な被害状況の調査を行い、関係機関へ報告するものとする。

(1) 被害状況の通報

被害が発生し、又は発生のおそれのある状況を発見した者は、直ちに町、入善消防署、警察署又は伏木海上保安部に通報する。

この場合において、通報を受けた入善消防署、警察署又は伏木海上保安部は、速やかに町に通報するものとする。また、町は、必要な関係機関に通報する。

(2) 被害情報等の収集・伝達活動及び系統

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

町は、災害の発生に際して、速やかに町の区域内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

ア 被害情報等の収集及び伝達

(ア) 災害即報

被害が発生したときは、町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努めるとともに、概括的な被害情報を県（災害対策本部）に報告する。

県への第1報は、少なくとも30分以内を目処とし、第1報の報告後は、具体的な被害状況の把握に努め、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況等について、随時、県に報告する。

a 県への報告は、被害状況等の情報を集約する総務課が、また、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部室が行う。

b 県に報告できない場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知）に基づき、国（消防庁）に直接報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は住民登録の有無に関わらず、町内（海上を含む。）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握したものが、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館）に連絡するものとする。

c 住民等から119番通報が殺到している状況下にあつては、直ちに国及び県に報告する。

d 災害即報の報告事項

- ・ 災害の原因
- ・ 災害が発生した日時
- ・ 災害が発生した場所又は地域

- ・ 被害状況（人的被害、住宅被害に重点を置く）
- ・ 災害応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難指示の状況、避難所の開設、交通規制、広域応援要請等）
- ・ その他必要な事項

（イ）災害確定報告

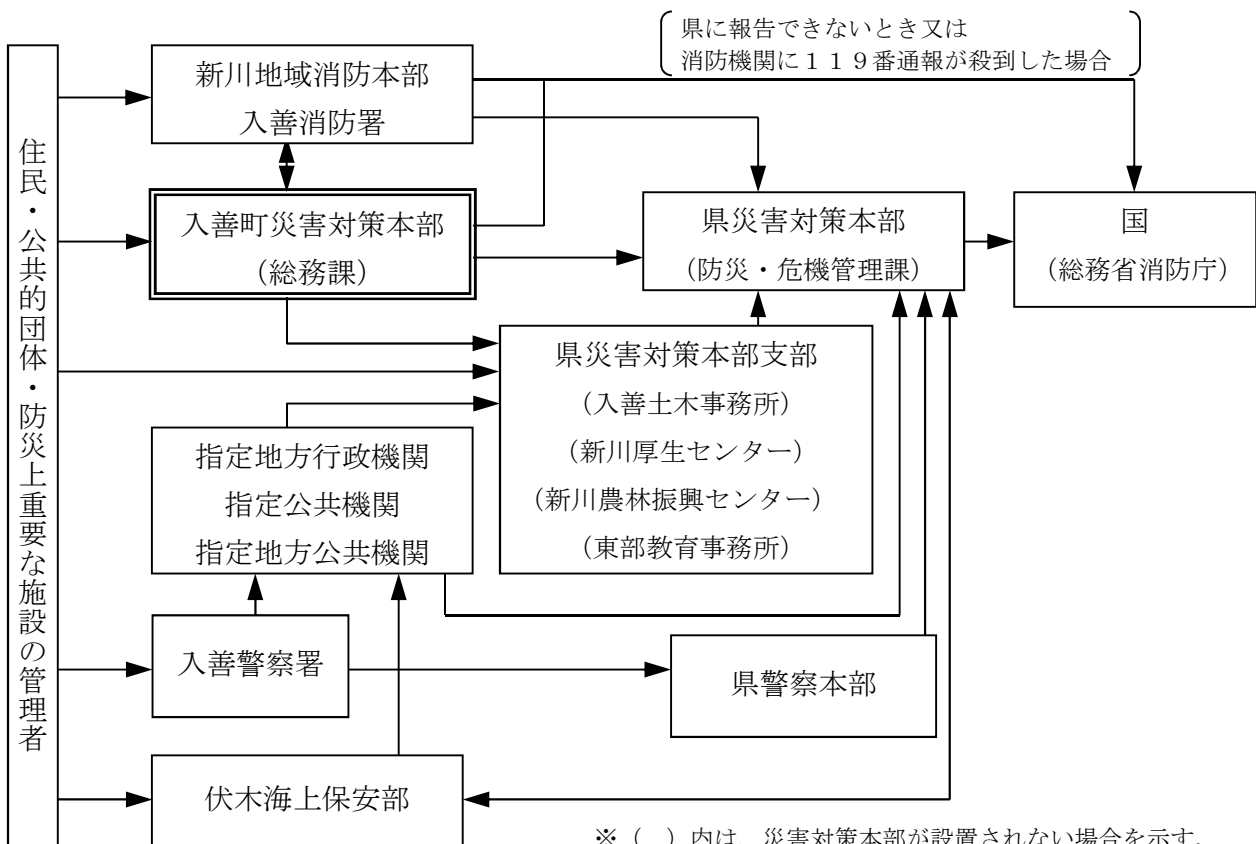
応急措置が完了した場合は、10日以内に県に報告する。

※資料5-1 災害即報、災害確定報告

イ 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は、次のとおりである。

【被害情報等の収集・伝達系統】



※資料7-1 入善町防災行政無線局一覧表

※資料7-2 消防救急無線関係資料

ウ 被害情報等の共有

町は、収集した被害情報について各部連絡員を介して情報の共有を図る。

エ 被害情報等の伝達手段

町及び防災関係機関は、次の手段により被害情報等を伝達する。

- （ア）有線が途絶したときは、富山県防災行政無線、消防無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- （イ）全ての通信施設が不通のときは、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(ウ) アマチュア無線、インターネット等についても有効に活用する。

オ 被害情報の収集活動

概括的な情報も含め、多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠であり、次の方法のほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

(ア) 県総合防災情報システムや新川地域消防本部から情報収集する。

- (イ) 参集職員から自宅周辺及び参集途上で得た被害状況を収集する。
- (ウ) 避難場所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し、情報を収集する。
- (エ) ライフライン、公共交通関係機関、報道機関等から情報を収集する。

カ 被害情報等の報告内容

被害状況に関する内容は次のとおりである。

- (ア) 被害が発生した日時
- (イ) 被害が発生した場所又は地域
- (ウ) 被害状況
- (エ) 応急措置状況
- (オ) その他必要な事項

(3) 安否情報の提供等

町は、災害時に、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づいて回答する。

この場合、安否情報の適切な提供のために必要なときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。

また、回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないよう配慮するとともに、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように、個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(4) 通信連絡体制

町は、災害応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、加入電話や専用電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、富山県防災行政無線、インターネット、衛星電話等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、応急活動を円滑に実施する。

ア 有線電話

(ア) 災害時優先電話

災害時優先電話は、電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTTが行う発信規制や輻輳している地域への通話規制の対象とならない加入電話である。あらかじめNTT西日本の指定を受けるとともに、着信防止対策を取り、災害対策上支障がないよう措置しておく。

(イ) 非常・緊急電話

電話交換手扱いで優先的に行う非常・緊急電話のときは、災害時優先指定電話のうち、直通回線の電話から市外局番なしの「102」をダイヤルし、NTTのオペレーターを呼び出して、次のことを告げ通話を申し込む。

- a 非常扱い通信又は緊急扱い通話の申し込みであること。
- b 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称
- c 相手の電話番号及び通話内容

(ウ) 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安

電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話等があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

イ 無線電話

(ア) 富山県防災行政無線

富山県防災行政無線が有する電話、FAXの一斉通報機能、データ・画像伝送機能を活用する。また、必要に応じ県との間に直通回線（ホットライン）を設定する。

(イ) 携帯電話

町が所有する携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、積極的に活用する。

(ウ) 衛星通信

衛星通信の順次配備に努める。

(エ) 無線通信による通信

町内に有するアマチュア無線局、非常通信の協力を要請する。

(オ) MCA無線による通信

災害現場と災害対策本部間の通信は、MCA無線を活用する。

2 広報・広聴

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図る。また、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。なお、活動に際しては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

(1) 広報活動

町は、県、放送局及び関係機関と相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を可能な限り多くの媒体を活用して適切に提供する。

また、災害時には情報の混乱、デマ等も予想され、的確な情報の伝達や効果的な応急活動の実施のためには、報道機関への適切な対応も重要である。

ア 活動体制

町は、関係機関の協力を得て、住民等への広報活動及び報道機関への取材対応を実施する。

イ 広報活動

(ア) 被害発生前

災害の規模、動向、今後の見通し等を検討し、被害防止に必要な事項を分かりやすくまとめ、住民に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM、チラシ等により広報活動を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため公共情報コモンズの活用を検討する。

(イ) 被害発生後

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、防災行政無線、広報誌、広報車、ホームページ、掲示板、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、コミュニティFM等を活用して、広報活動を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため公共情報コモンズの活用を検討する。

ウ 広報事項

災害の規模に応じ、次の情報を提供する。なお、広報事項については、事前に本部長の承認を得て行う。

(ア) 風水害時の広報事項

風水害時の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の状況に関する情報、応急対策に関する情報 ・ 二次災害の防止に関する情報 ・ 避難場所、避難経路、避難方法等に関する情報 ・ 生活関連情報 ・ ライフライン、公共交通機関及び公共土木施設等の情報 ・ 交通規制等の状況に関する情報 ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報 ・ 住民の安否情報 ・ 健康、医療、衛生、福祉に関する情報 ・ 義援金、救援物資、ボランティアに関する情報 ・ 相談窓口の開設状況 ・ 産業、労働、観光に関する情報 ・ その他必要と認められる情報
---------	---

(イ) 地震時の広報事項【地震・津波災害編用】

地震発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震、津波に関する情報
災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生状況（家屋の倒壊、火災等の災害発生状況） ・ 災害応急対策の状況（地域別の取組状況等） ・ 交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、運行状況、復旧見通し等） ・ 住民の取るべき措置（火災防止、デマの防止、近隣での助け合いの呼びかけ等） ・ 避難指示（避難地域の状況、避難所の開設状況等） ・ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況 ・ 電力復旧時における火災発生の防止や感電等の事故防止に係る注意喚起 ・ 安否情報の確認のため、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板を利用すること。
応急復旧活動段階の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の安否情報（避難所別の被災者氏名等の確認状況等） ・ 給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（ライフライン設備の被災状況及び復旧見通し、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等） ・ 災害廃棄物の処理、収集に関する情報。 ・ 治安状況や犯罪予防に関する情報。
支援の受け入れに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等）

関する広報	・ 義援金、救援物資の受け入れに関する情報
被災者に対する広報	・ 被災者への相談サービスの開設状況 ・ 罹災証明書の交付に関する情報 ・ 小中学校の授業再開等の情報 ・ 生活再建資金の貸し付けに関する情報
その他必要事項	・ 自主防災組織や自治会等への依頼事項

エ 庁内及び関係機関への連絡

総務部総務班は、災害情報、被害状況の推移等を、各部連絡員を通じて職員に周知するとともに、各部に対して措置すべき事項及び伝達事項を連絡する。

また、必要に応じて、関係機関等に災害情報を提供する。

オ 災害報道

災害時においては、余震や津波情報等を迅速に伝達するとともに、情報の混乱からパニックを防止することも大切である。

また、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい生活情報をより速く、的確に伝えることで心の落ち着きを取り戻し、社会的混乱を最小限にとどめることが必要である。

特に、放送による災害報道は、広範囲かつ迅速に伝達されるため、町は、災害時の情報伝達に積極的に活用する。

(ア) 報道機関への発表

町は、報道機関に対し、災害の規模等に応じて定期的又は随時に被害状況、応急活動状況等の必要事項を発表するとともに、積極的に資料を提供する。

a 災害に関する情報の報道機関への発表は、災害情報、被害状況、応急活動状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、速やかに実施する。

b 発表は、原則として総務部秘書広報班が実施する。なお、必要に応じ、各部において発表する場合は、あらかじめ総務部秘書広報班に発表事項及び発表場所について連絡するものとし、発表後は、速やかにその内容について報告するものとする。

c 町は、報道機関に対して災害に関する情報を発表した場合は、発表後、速やかにその内容を県（災害対策本部）へ報告する。

(イ) 放送機関に対する要請

a テレビ、ラジオを通じた広報は、県を通じて放送機関に要請する。

b ケーブルテレビ、コミュニティーFMを通じた広報は、直接要請する。

放送機関	連絡先
新川広域圏事務組合ケーブルテレビ (みらーれTV)	入善町上野2793-1 TEL 0765-74-9321, FAX 0765-74-9322
株式会社新川コミュニティ放送 (ラジオ・ミュー)	黒部市三日市20番地 黒部市国際文化センターコラーレ内 TEL 0765-57-3311, FAX 0765-57-3355

カ 災害記録の作成

町は、大規模な災害又は特異な災害と認められるとき、若しくは長期間にわたり日常生

活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集・保存に努めるとともに、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。住民等が撮影した写真等についても、当該住民の了承を得て活用する。

キ 障がい者及び外国人に対する広報

(ア) 障がい者に対する広報

聴覚障がい者に対する広報は、FAX、チラシの直接配布等により実施する。

(イ) 外国人に対する広報

外国人に対する広報は、語学ボランティア等の協力を関係機関に要請し、広報文を翻訳したチラシの作成・配布、ホームページへの掲載、拡声器での街頭広報等により実施する。

(2) 広聴活動

ア 活動体制

町は、被災者のための相談所を設けるなど、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡しながら適切な処理に努める。

イ 相談窓口の開設等

町は、県及び関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、必要に応じ、専用電話・FAX、専任相談職員の配置等、災害の状況に応じた相談窓口を設置する。

(3) 大雨洪水警報等に関する広報文例

大雨・洪水等の気象警報及び避難指示等の発令時において、迅速に住民に警戒又は避難を呼びかけるため、次の文例を参考にして広報する。

ア 警戒時

(チャイム)

こちらは、入善町です。ただいま、大雨洪水警報が発表されました。低地の浸水、河川の増水、土砂崩れなどに厳重に警戒してください。(繰り返し)

(チャイム)

イ 発災時

(チャイム)

こちらは、入善町です。大雨の影響で町内に土砂崩れ、低地の浸水、河川の増水などの被害が出ています。現在、大雨洪水警報が発表されています。引き続き、厳重に警戒してください。(繰り返し)

(チャイム)

ウ 応急対策時

(ア) 高齢者等避難

(チャイム)

こちらは、入善町です。ただ今〇時〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を出しました。お年寄りなどの避難に時間がかかる方は、直ちに避難場所へ避難してください。その他の方も避難の準備をしてください。できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。(繰り返し)

(チャイム)

(イ) 避難指示

(チャイム)

こちらは、入善町です。ただ今〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。直ちに避難場所へ避難してください。〇時間後には△川の水位が堤防高を超えるおそれがあります。

できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。(繰り返し)

(チャイム)

第5節 災害救助法の適用

町内の被害が一定の基準以上、かつ、応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を要請し、県と緊密な連携の下、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法の規定に基づく救助は、知事が実施するものとし、町長が補助する。ただし、知事から委任された救助事務については、町長が実施する。

1 災害救助法適用に関係する被害情報の収集と判断

(1) 被害情報の収集

町は、住家被害等の災害救助法適用に係る被災世帯の世帯数、被害状況を収集する。

(2) 災害救助法適用申請要否の判断

町は、災害救助法施行令の適用基準を満たすか否かを判断する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準
(1) 町における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が50世帯以上であること。
(2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、町の被害世帯数が25世帯以上であること。
(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

【災害救助法適用基準表】

人 口	被害世帯数 基準 1 号	被害世帯数 基準 2 号
15,000人以上 30,000人未満	50世帯	25世帯

※全壊、全焼、流失等により住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

※資料6-1 災害救助法適用基準

【（参考）被害状況認定基準】

①滅失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも の、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達 した程度のもの
②住家の半壊、半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元どおり再使用できる程度 のもの、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未 満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が住家時価の20%以上50% 未満のもの
③住家の床上浸水、 土砂の堆積等	上記①、②に該当しないものであって、浸水がその床に達した程度のも の、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない 状態になったもの
④世帯	生計を一にしている実際の生活単位
⑤住家	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造物の 集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており日常生活に必要な設備を 個々に有しているものについては、それぞれを1住家として扱う。

3 災害救助法適用申請と運用

(1) 災害救助法適用の県への申請

大規模な災害が発生し、町における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、知事に対し被害状況を報告し、災害救助法の適用申請を行う。

なお、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、直接、内閣府に対して緊急報告を行う。

(2) 救助の種類・期間

ア 救助の種類及び期間については下表のとおりである。災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、町は、その補助機関として活動する。なお、災害救助法第13条第1項及び富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）第16条の規定に基づき、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を町長が行うこととされたときは、当該救助の実施に関する事務を処理する。

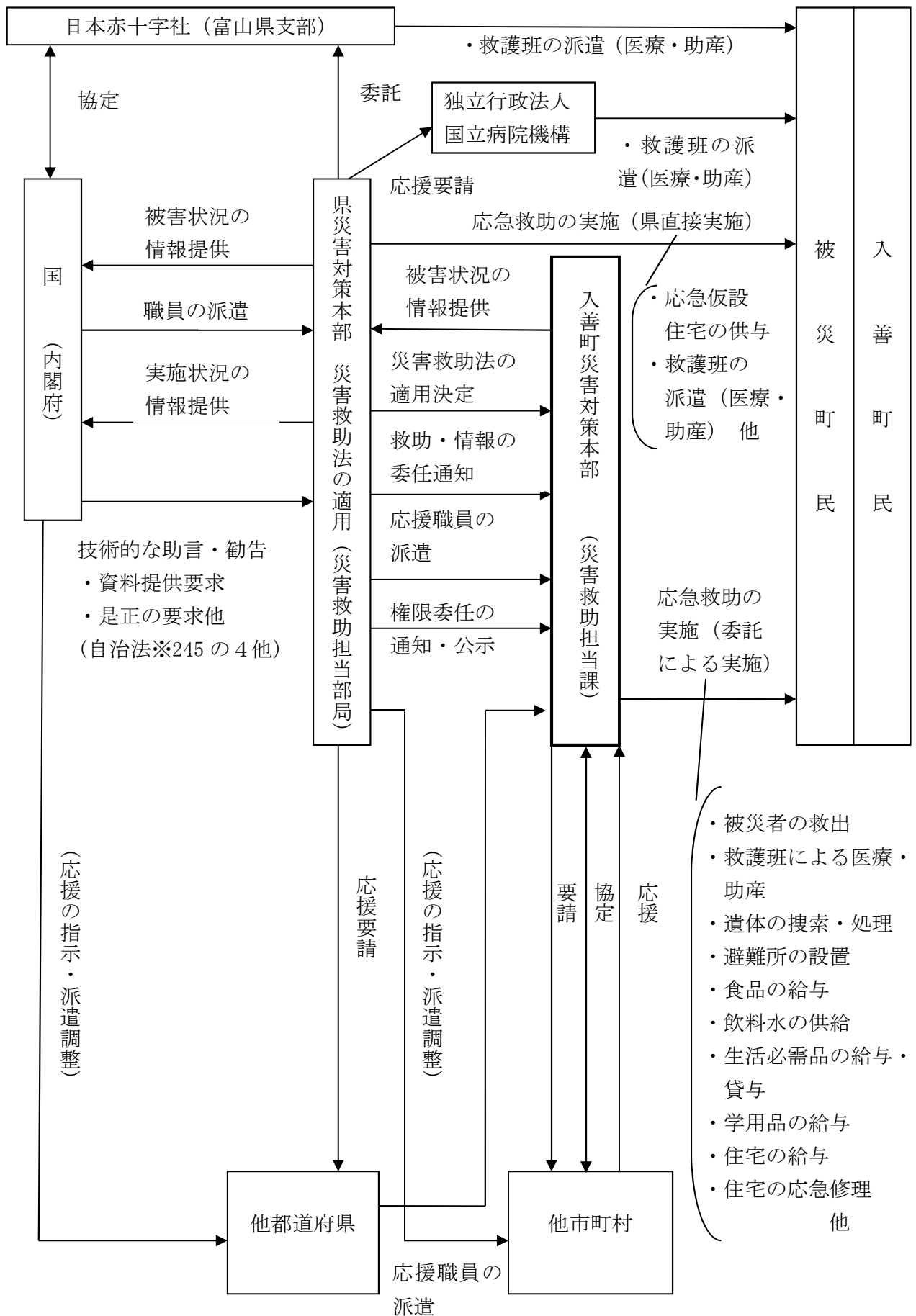
イ 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、町長が救助を開始し、事後、知事に報告する。

【救助の種類・期間】

救助の種類	期間
避難所の供与	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工、 完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	災害発生から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分べんした日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から1月以内
学用品の給与（教科書） （文房具及び通学用品）	災害発生の日から1月以内 災害発生の日から15日以内
埋葬	災害発生の日から10日以内
死体の捜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる（令第3条第2項）。また、医療、助産、遺体の処理（遺体の洗浄・縫合等）については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

【災害救助法による応急救助の実施概念図】



(3) 救助の実施状況等の把握及び報告

災害救助法に基づく救助を実施した場合は、その実施状況等を次のとおり把握し報告する。

ア 救助実施記録日計票の作成

町は、救助の実施を行う各部に「災害救助の実務」（災害救助実務研究会監修）に記載された救助実施様式を、救助の種類ごとに配布する。

救助実施様式の配布を受けた各部は、所定の事項を記入し、毎日、災害対策本部に報告する。

イ 救助日報の作成

町は、救助実施様式を取りまとめて救助日報（「災害救助の実務」による。）を作成し、適時県に報告する。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ※資料6-2 災害救助日報 | ※資料6-3 避難所開設状況 |
| ※資料6-4 避難所供与者名簿 | ※資料6-5 食料給与状況 |
| ※資料6-6 食料給与簿 | ※資料6-7 飲料水供給状況 |
| ※資料6-8 生活必需品受払簿 | ※資料6-9 生活必需品給与状況 |
| ※資料6-10 生活必需品受領書 | ※資料6-11 被災者救出状況 |
| ※資料6-12 救護隊活動状況 | ※資料6-13 病院診療所医療実施状況 |
| ※資料6-14 助産状況 | ※資料6-15 死体捜索状況 |
| ※資料6-16 死体処理状況 | ※資料6-17 埋葬状況 |
| ※資料6-18 学用品給与状況 | ※資料6-19 応急仮設住宅状況 |
| ※資料6-20 住宅応急修理状況 | ※資料6-21 障害除去状況 |
| ※資料6-22 輸送状況 | ※資料6-23 要員雇上げ状況 |
| ※資料6-24 ボランティア活動状況 | |

4 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない場合においては、災害の状況により、必要に応じて町長の責任において救助を実施する。

第6節 広域応援要請・被災者受入計画

災害発生後、概括的な被害状況等を迅速に把握し、町だけでは十分な応急・復旧活動を実施することが困難と判断したときは、法令及び応援協定等に基づき、速やかに応援要請を実施する。なお、応援要請に当たっては、受入体制に不備が生じないよう十分配慮する。また、他の市町村が被災したときには、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

1 広域応援要請

(1) 応援要請

応援要請に関する事務は、総務部総務班が処理することとし、応援が必要と判断した各部

各班は、総務部総務班にその旨を申し出る。

ア 災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請（他市町村長への要請）

町長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、次の事項を示して応援を求める。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員、物資等
- (ウ) 応援を必要とする場所及び期間
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) 応援の受入地
- (カ) その他応援に関し必要な事項

イ 災害対策基本法第68条の規定に基づく応援要請（知事への要請）

町長は、町域に係る災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を示して応援を求める。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由
- (イ) 応援を必要とする人員、物資等
- (ウ) 応援を必要とする場所及び期間
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) 応援の受入地
- (カ) その他応援に関し必要な事項

ウ 自衛隊の災害派遣要請

本節「2 自衛隊の災害派遣要請」(P135)に掲載する。

エ 公共的団体、民間団体等に対する要請

町長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体等に協力を要請する。

(2) 消防応援要請

ア 消防相互応援協定に基づく応援要請

町及び消防は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県内の他の消防に対し、次の事項を示して応援要請を速やかに行う。

町及び消防は、自らの消防力のみでは対応できないときは、他の消防に応援、支援を要請するものとする。

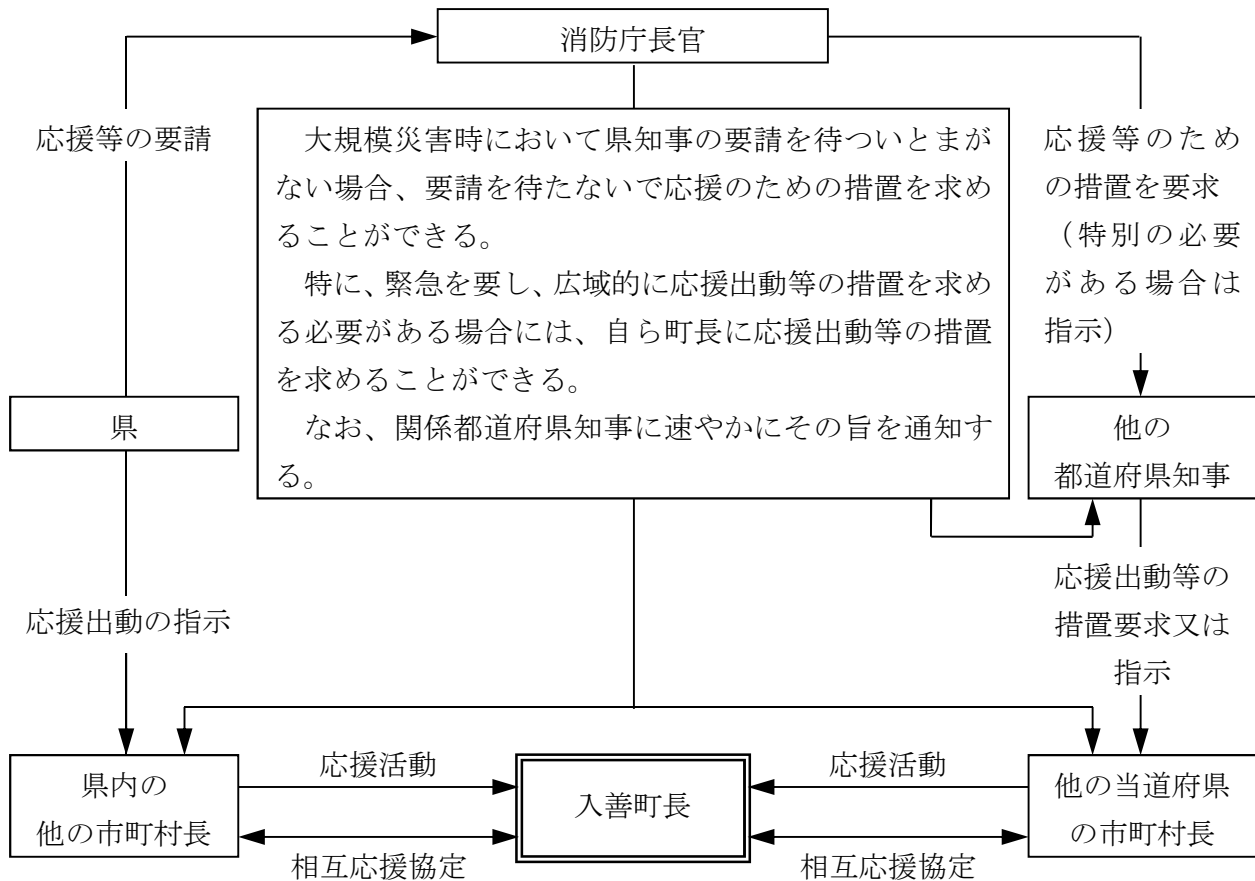
なお、緊急消防援助隊の出動要請を行うときには、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。

また、当該事務は、消防部で処理することとし、応援が必要と判断した各部各班は、消防部にその旨を申し出る。

- (ア) 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況
- (イ) 応援要請日時、必要応援部隊
- (ウ) その他の情報（必要資機材、装備等）

（参考）県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、「富山県市町村消防相互応援協定」を締結している。

【大規模災害時における緊急の広域消防応援フロー】



(3) 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

町長は、災害応急活動の実施において必要があると判断したときは、災害の状況、派遣を要請する理由、希望する活動内容及び活動範囲、ヘリポートの位置等必要な事項を明らかにして、県防災航空センターに県消防防災ヘリコプターの派遣を要請する。また、派遣要請をしたときは、次により活動拠点を確保する。

ア 災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。

(ア) 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できる臨時ヘリポート等を早急に確保する。

(イ) 臨時ヘリポートは、あらかじめ定めてある臨時ヘリポートの中から必要と思われる地区において、避難場所と重複しないよう調整しながら確保する。

イ 臨時ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

(4) 応援協定締結市町村に対する応援要請

町長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、応援協定締結市町村に対し、相互応援協定に基づき応援を求める。要請の事務は、総務部総務班が処理することとし、応援が必要と判断した各部各班は、総務部総務班にその旨を申し出る。なお、消防活動については、特に迅速な対応が必要であるため、消防部が直接要請し、その旨を災害対策本部室に報告する。

(5) 応援の受け入れ

ア 連絡体制の確保

応援を受け入れる場合、所管する部は連絡責任者を指定し、総務部総務班との連絡体制を確保する。

イ 受入拠点の指定

総務部総務班は、応援を受け入れるとき、公園等を受入拠点として指定する。また、応援職員の宿舎を公共施設等に確保するよう努め、町で確保が困難な場合は、県災害対策本部等の協力を求めて確保する。

ウ 活動の調整

応援活動の調整は、各部の連絡責任者が窓口となっていく。

エ 応援活動における担当の業務

担当の業務は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 火災防御活動

(イ) 水防活動

(ウ) 人命救助

(エ) 負傷者の搬送

(オ) 遺体の捜索・収容

(カ) 給食・給水

(キ) 防疫

(ク) その他緊急を要する業務

オ 経費の負担

応援に要した費用は、原則として、町で負担する。

(6) 職員の派遣及びあっせんの要請

ア 趣旨

災害応急対策又は災害復旧のため町長が必要と認めた場合に、指定地方行政機関又は指定公共機関の長、知事に対して、主として長期にわたる身分の異動を伴う職員の派遣及びあっせんに要請するものである。

イ 手続

各部各班からの要請を踏まえ、総務部総務班が町長の承認を得て派遣要請・あっせん要請を行う。

(7) 警察官の出動要請

各部各班は、警察官の出動を要請する場合には、災害対策本部室（総務部総務班）を通じ入善警察署長に対し、出動を要請する。本部室に要請を依頼するいとまがない場合は、当該部班において直接要請し、その旨を本部室に報告する。

なお、大規模災害に即応でき、かつ、高度の救出救助能力と自活能力を持つ災害対策専門の「広域緊急援助隊」があり、本部室は必要に応じ、この部隊の派遣を要請する。

(8) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動要請

町長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請を行う。

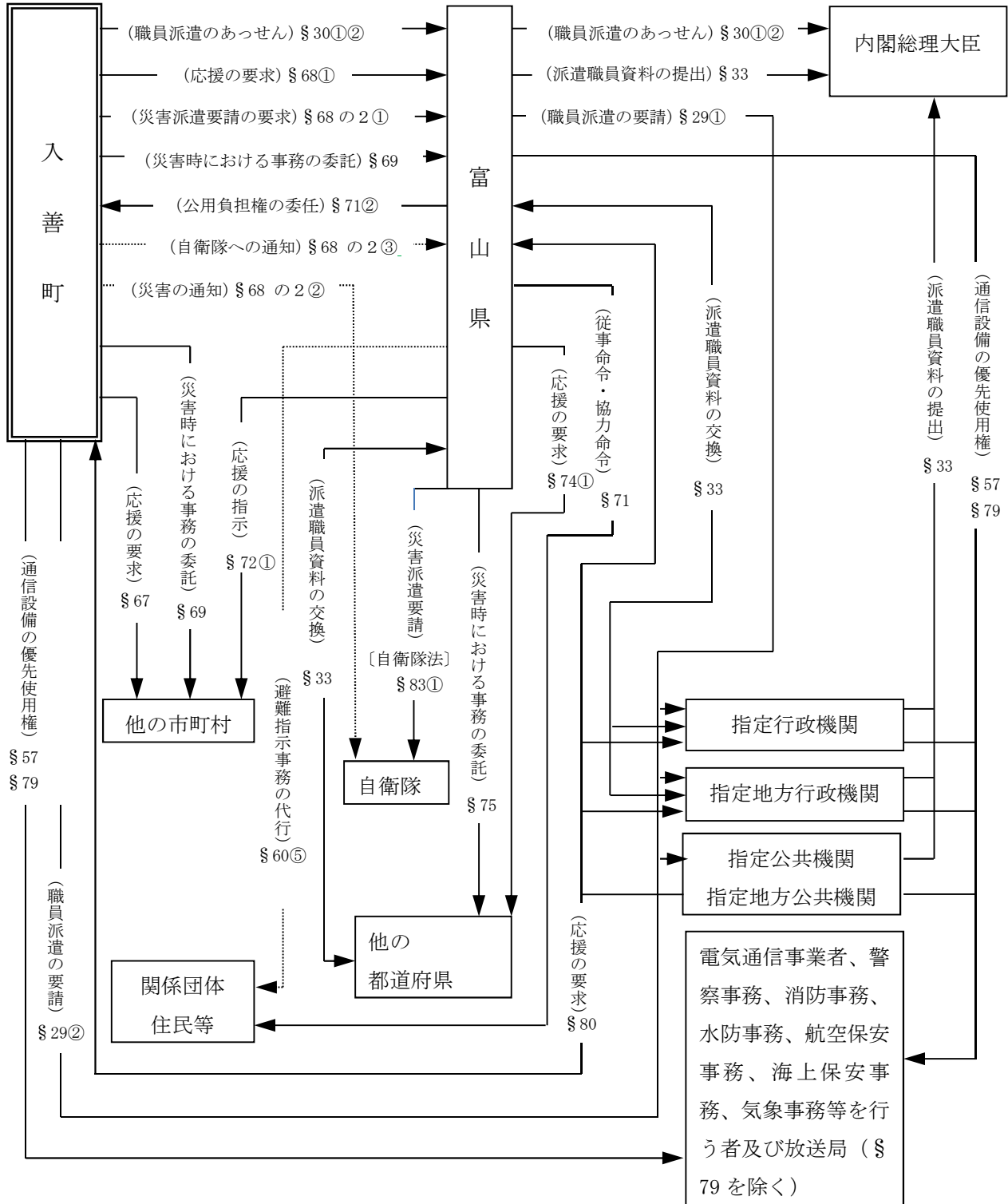
※緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）：大規模な自然災害に際して、被災自治体からの要請に基づき、被災状況の把握、被害の発生・拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に

対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている派遣隊。

(9) 相互応援・協力

町長は、知事、他市町村長等から応援又は協力を求められたときは、災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を実施する。

【災害時の応援協力体制（災害対策基本法）】



※ §は「災害対策基本法第〇条」を示す。

2 自衛隊の災害派遣要請

(1) 災害派遣要請依頼の基本方針

町長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(2) 災害派遣の活動内容

区分	活動の内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤は、関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の警戒	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの警戒又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(3) 災害派遣要請の依頼手続

町長が災害派遣要請の必要性を認めたとき、総務部総務班は、知事（防災・危機管理課）に対して文書により災害派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達する。

なお、町長が不在等の場合で連絡が取れないときは、副町長がその権限を代行する。

また、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通知し、事後、速やかに所定の手続きを行う。

※資料13-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

【通知先】

自衛隊区分	所在地	電話番号	活動内容
陸上自衛隊 第14普通科連隊長	〒921-8520 石川県金沢市 野田町1-8	076-241-2171	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊 舞鶴地方総監部総監	〒625-8510 京都府舞鶴市 字余部下1190	0773-62-2250	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊 第6航空団司令	〒923-8586 石川県小松市 向本折町戊267	0761-22-2101	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

(4) 災害派遣部隊の受け入れ

ア 受入体制

(ア) 被災地に自衛隊を速やかに到着させるため、誘導業務を警察官等に要請する。

(イ) 作業に必要な資材を確保し、自衛隊が作業を速やかに開始できるよう、次の基準により計画を立てる。

- a 作業箇所及び作業内容
- b 作業の優先順位
- c 作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所
- d 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(ウ) 自衛隊の作業中は連絡員を同行させ、作業状況を把握するとともに、随時、町長に報告する。

(エ) 自衛隊の作業が1日を越えて実施されるときは、宿泊及び食料計画等により作業が円滑に進むよう配慮し、次の活動拠点を確保する。

- a 宿舎（テント設営敷地を含む。）
- b 資機材置場、炊事場
- c 駐車場
- d ヘリコプター離着陸場

イ 派遣部隊到着後の措置

総務部総務班は、各部各班と連携し、派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、効果的に作業が進められるよう派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、調整の上必要な措置を講ずるとともに、到着後、県に次の事項を報告する。

- (ア) 派遣部隊の長の官職氏名
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (エ) 作業内容及び進ちょく状況

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、災害派

遣要請の依頼手続に準じて撤収要請を行う。

※資料13-2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

(6) その他

ア 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

- (ア) 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の保有する装備品に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱水費、電話料、入浴料等
- (エ) 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた損害の補償
- (オ) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議する。

イ 自衛隊派遣ヘリポート及びベースキャンプ地

(ア) 活動拠点の確保

活動拠点は、被災地近くの公園、グラウンド等とし、面積は、連隊（1千人規模）で約15,000㎡、師団（約1万人程度）で約140,000㎡以上の地積が必要とされている。

(イ) ヘリコプターの離着陸要領

ヘリコプターは、風に向かって約10度～12度の上昇角で離着陸する。通常は、垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりはしない。

(ウ) ヘリコプターの離着陸場選定基準

- a 地面は堅固で傾斜6度以内
- b 四周にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの地積があれば良い。

(エ) 場外離着陸場

※資料10-7 ヘリポート

※資料10-8 ヘリポートの準備

第7節 救助・救急活動

集中豪雨、台風等のときには、風水害により、早急に救助・救急を必要とする事象が多数発生することが予想される。

このため、消防、警察、自衛隊、海上保安部、DMAT、施設等の管理者、防災関係機関等は緊密な連携を図りながら必要に応じて合同調整所を設置して、救助・救急活動を迅速に行う。また、自治会、町内会及び自主防災組織の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

1 救助活動

(1) 情報の収集・伝達

消防部は、119番通報、住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供等により、被災状況を早期に把握し、救助態勢を整え、収集した被災情報を防災

関係機関に連絡する。

(2) 救助の対象及び応援要請等

ア 救助の対象

救助の対象は、災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者とし、同時に多数の救助救急活動を要する場合は、被災の程度、傷病者の発生の程度に応じて優先順位を決定する。

イ 関係機関等への応援要請

町長は、災害が甚大なとき、あるいは同時に発生したとき、消防部により救助が困難なときは、県、警察、隣接の消防機関及び自衛隊に応援要請を行い、また、NPO法人全国災害救助犬協会等のボランティア団体や住民、事業所・企業等が組織する自主防災組織等にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は、緊密に連携し、迅速かつ的確、計画的な救助活動を行うものとする。

ウ 警戒区域の監視

災害の発生と同時に警戒区域を設定し、消防団員、警察官等により区域内の監視に努め、救助活動の迅速化を図る。

(3) 救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合には、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

(4) 自主防災組織等の活動

ア 自主防災組織及び自衛消防隊は、まず、自分たちの住んでいる地域又は事業所・企業内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、消防部に連絡するものとする。

イ 被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防部に協力するものとする。

(5) 実働組織間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

2 救急活動

消防部等は、災害時に大量に発生する傷病者に迅速かつ的確な応急処理を施し、必要に応じてドクターヘリなどのヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。また、自治会、町内会、自主防災組織等は、できる限り応急手当を行い、救急活動に協力するものとする。

(1) 自治会、町内会等による応急手当

自治会、町内会、自主防災組織及び消防団等は、救急関係機関等が到着するまでの間、止血、心肺蘇生法（AEDを含む。）等の応急手当を行い、被害の軽減に努めるものとする。

(2) 情報の収集

消防部等は、傷病者の発生状況、病院等受入体制、通行可能な道路等について、速やかに

その実態を把握し、救急体制を整える。

(3) 救急体制

ア 救急隊は、消防法施行令第44条の規定に基づき、救急車1台及び救急隊員3名をもって構成する。

イ 搬送は、原則として、消防部が行う。ただし、消防署の救急車が対応できない場合は、町が確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、県に応援を要請する。

ウ 救急隊員は、トリアージにより負傷者の状況に応じた応急措置を行う。

※トリアージ (Triage) : 多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める方法

(4) 医療機関との連携

ア 町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、消防部及び医療関係機関と連携の上、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

イ 消防部は、救急医療情報システムを活用して災害時後方医療機関の被災状況や重傷者の受入状況を確認し、迅速かつ的確に負傷者の搬送を行う。

(5) ドクターヘリなどの活用

道路・橋りょうの冠水・流出、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にドクターヘリなどが有効なときは、富山県ドクターヘリをはじめ、県消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを要請する。

ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけで対応できないときは、県を通じて他県、自衛隊及び海上保安部に応援を要請する。

3 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第8節 医療救護活動

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員参集の問題、さらに、交通・通信の途絶による混乱やライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は住民の生命と安全に直接かかわることであり、迅速な活動が要求されるため、町は、県、医療関係機関及び防災関係機関と密接な連携を取りながら被災者の救護に万全を期する。

※資料11-1 医療機関等一覧表

※資料11-2 災害時医療救護用物品の備蓄状況

1 医療救護本部及び救護所の設置・運営

(1) 医療救護班の派遣

町は、把握した情報を基に必要と認める場合は、入善町医師会と連携、協力して災害現場、避難所等に医療救護班を派遣する。

災害救助法が適用されたときは、県の補助機関として県災害対策本部の指示に従い活動する。

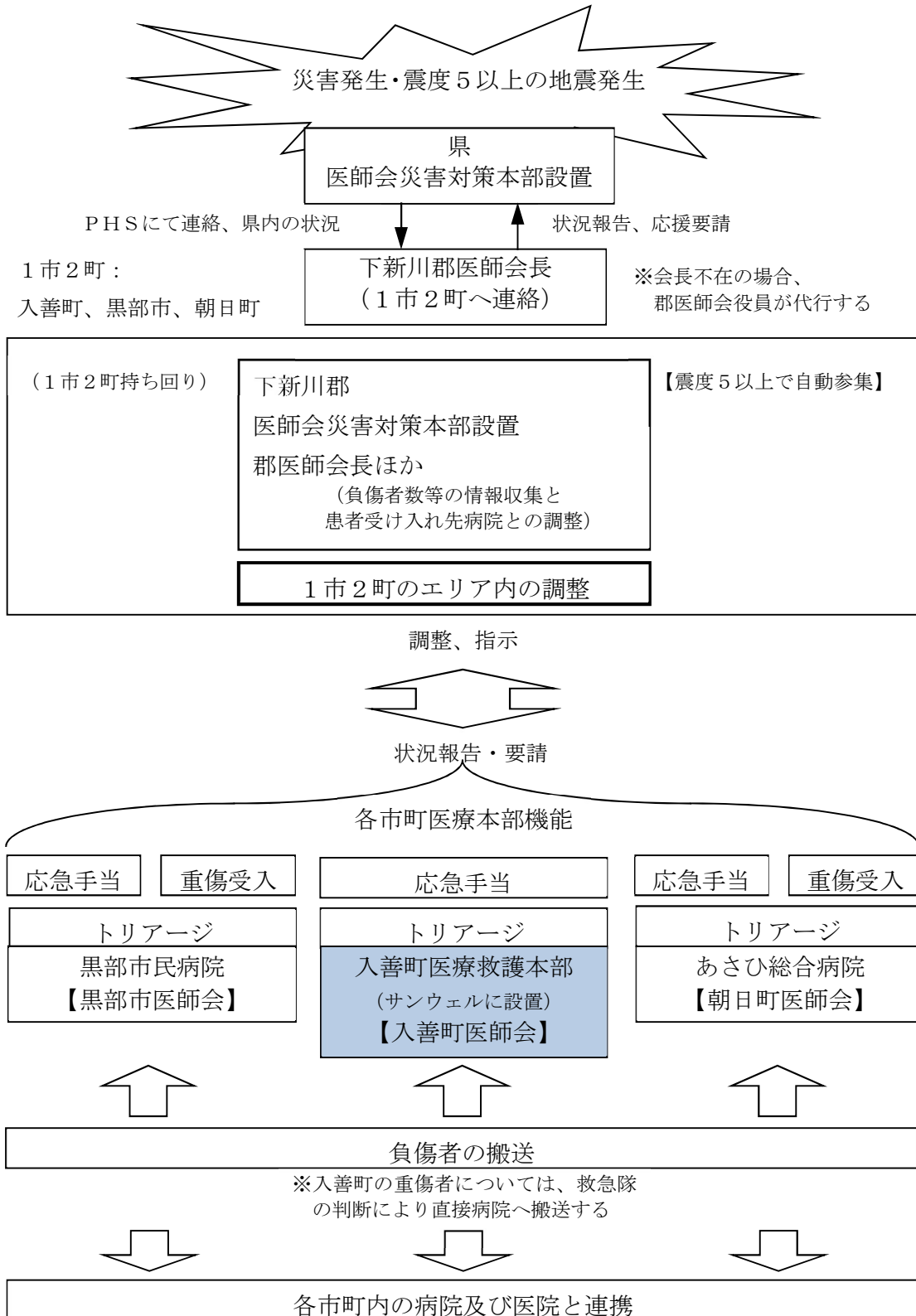
(2) 医療救護本部及び救護所の設置・運営

町は、下新川郡医師会と連携を取り、以下のとおり医療救護本部及び救護所の設置・運営へ協力する。

ア 把握した情報を基に医療救護本部の設置の必要性を判断し、必要と認めるときは、健康交流プラザ・サンウェルに、医療救護本部及び救護所を設置する。

イ 設置した救護所において、負傷者数等の情報収集、県医師会への応援要請、応急手当等を実施する。

【災害時における医療救護体制（下新川郡医師会及び1市2町）】



(3) 他医療救護班の要請

ア 医療救護班の要請

医療・救護活動が、下新川郡医師会及び町だけの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して、他の医療救護班の応援を要請する。

また、医薬品、医療資器材等が町内業者から十分に確保できないときは、県に対し、これらの調達のおっせんを依頼する。

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）の要請

町は、大規模災害時において、町内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、必要に応じて、県に対し、災害派遣医療チームの派遣要請を依頼する。

※災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team. 略称「DMAT（ディーマット）」）：

災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受け、機動性を持つ医療チーム

(4) 保健師等による健康管理

町は、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。中でも、エコノミッククラス症候群、生活不活発病（廃用症候群）、インフルエンザ等の感染症、高齢者の心身機能の低下等について留意する。

(5) 救護所の医療救護活動

医療救護班は、設置した救護所において、次の医療救護活動を行う。

ア 活動内容

- (ア) 初期救急医療（トリアージを伴う医療救護活動）
- (イ) 地域災害拠点病院及び基幹災害拠点病院への移送手配
- (ウ) 医療救護活動の記録
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 救護所の患者受入状況等の活動状況報告

イ 患者等の搬送

町は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材の搬送体制を確保する。また、消防部との連携を図り、広域的な搬送体制を確保する。

ウ 医療救護班の編成

医療救護班は、医師1名、看護師2名、その他2名を基準として編成する。

エ 医療資器材等の供給

町は、救護活動に必要な医療資器材等の調達を行う。

2 後方医療機関への搬送

(1) 後方医療機関への搬送

医療又は助産の処置を行った者のうち、施設等への受け入れを必要と認める場合は、後方医療機関へ搬送する。搬送は、消防部が実施する。

(2) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察に誘導を要請するなど、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町、県に対し傷病者の受け入れについて要請する。

(3) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(4) ドクターヘリなどによる搬送

町は、車両による搬送が困難と認められるときは、ドクターヘリなどによる搬送を検討し、県に要請する。

3 医薬品、医療資器材等の確保

- (1) 町は、住民の在庫備蓄及び取扱業者等の流通備蓄により医薬品、医療資器材等を調達する。
- (2) 必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

※資料11-4 医薬品及び防疫用薬品業者一覧表

4 メンタルヘルスケアの実施

(1) 被災者等のメンタルヘルスケア

町は、精神科医等と連携を取りながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行う。また、被災者が気軽に相談できるよう、避難所においてメンタルヘルスケアのための相談室を開設する。

さらに、災害救援ボランティアや職員等救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分留意する。

(2) 長期にわたるメンタルヘルスケア

被災後は、かなり期間が経過した後においても、心の傷を癒やすことは容易ではないと考えられる。被災から数年間は、医療機関、心の健康センター、厚生センター、児童相談所、学校、職場等が連携し、心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等に対応する専門的な支援を実施するなど、被災住民の心の健康の保持や治療に努める。

※心的外傷後ストレス障がい（Post-Traumatic Stress Disorder、略称「^{ピーティーエスディ}PTSD」）：

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1カ月以上続き、日常生活に支障を来す場合をPTSDという。

ア 外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。

イ その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。

ウ 緊張の強い興奮状態が続く。

第9節 避難活動

集中豪雨、台風等のときには、洪水、地滑り、崖崩れ、高潮等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が生じることが予想される。

町は、住民の生命保護又は被害の拡大防止のために必要と認められる場合は、住民に対して適切に避難指示等を行うとともに、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所への円滑な誘導に努める。

避難の誘導に当たっては、要配慮者の避難を優先する。

1 避難指示及び誘導

避難行動は、準備にかかる時間的余裕が必要であることから、高齢者等避難、避難指示の2段階で発令する。

住民に速やかな立退き避難を促す情報は、避難指示を基本とする。また、住民に速やかな避難を促すにあたり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難指示」には至らないが、災害のおそれがあり、避難を要する状況に

なる可能性があるとは判断される場合には、「高齢者等避難」を発令する。

なお、既に災害が発生または切迫している場合は、命の危険から身の安全を確保するため「緊急安全確保」を可能な範囲で発令する。

(1) 避難指示等の発令時の状況及び住民に求められる行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等の安全を確保できる高さに避難（垂直移動）することもある。

※町は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示等の発令の際には、それに対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。

※災害発生のおそれが段階的に推移しない地震、津波を除く

(2) 発令基準

河川の氾濫、高波、高潮及び土砂災害時における避難指示等の発令判断基準は、本章「第2節 災害未然防止活動の実施（水害・土砂災害対策）」(P99)を参照する。

(3) 避難の指示等の実施責任者

避難指示等の実施責任者は次のとおりである。

町以外の機関による避難指示の発令が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を取り合うものとする。

町は、避難指示等を発令した場合、速やかに知事に報告する。また、避難指示等に関する意志決定に当たり、必要に応じて、県に助言を求める。

【避難指示等の実施責任者（関係法令）】

	実施責任者（関係法令）	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長 (災害対策基本法第56条)	要配慮者等へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき、避難行動の開始を求める。
避難の指示等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立ち退き、立ち退き先の指示及び緊急安全確保措置	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。 〔知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕
	警察官 〔災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条〕 海上保安官	立ち退き、立ち退き先の指示及び緊急安全確保措置 警告 避難の指示	町長が避難のため、立ち退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫していると認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置を取る。
	自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置を取る。

(4) 避難指示等の内容

高齢者等避難、避難指示は、次の内容を明示して行う。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先（場所、施設名）
- ウ 避難指示等の理由
- エ 避難指示等の発令者

オ 避難時の注意事項等（災害危険箇所の所在、災害の概要等）

（5）住民への広報・伝達

避難指示等の広報は、要避難対象地域の住民に対し、防災行政無線、広報車、町ホームページ、ケーブルテレビ、緊急速報メール、入善町緊急情報メール、Lアラート（災害情報共有システム）等あらゆる手段を活用し、伝達する。また、消防団や自主防災組織へ協力を要請し、必要に応じて各家庭に戸別訪問し、内容を伝達する。

要配慮者利用施設が要避難対象地域に含まれる場合、施設に避難指示等の情報の伝達を確認し、避難の状況（施設内避難又は施設外避難）を把握する。

（6）避難誘導

ア 町

町は、避難指示等を行った場合、警察及び消防の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある避難場所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

なお、難指示等は、住民のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝えることに努めるものとする。

また、避難指示が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 消防

（ア）避難指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を、町、警察署に通報する。

（イ）避難が開始された場合は、消防職団員により、避難誘導に当たるものとする。

ウ 警察

町に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導の下に、次により避難させる。この場合、特に高齢者、障がい者を優先して避難を誘導するものとする。

- (ア) 避難誘導に当たっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努めるものとする。
- (イ) 避難場所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡の上、避難場所の秩序維持に努めるものとする。
- (ウ) 避難場所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度の状況を把握して避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずるものとする。

エ 自主防災組織

自主防災組織は、町、消防、警察等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行うものとする。この場合、要配慮者に配慮するものとする。

(7) 警戒区域の設定等

- ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定等の措置を講ずる。
 - (ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
 - (イ) 他人の土地の一時使用等
 - (ウ) 現場の被災工作物の除去等
 - (エ) 住民を応急措置の業務に従事させること。
- イ 上記の場合において、町長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官が、同様の措置を取ることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置を取ることができる。

なお、当該措置を取った場合は、直ちに町長に通知するものとする。

2 避難所、避難道路の運用

(1) 避難所の運用

- ア 町は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置を講ずる。
 - (ア) 避難所の規模及び周辺状況を勘案し、運用に要する職員を配置すること。
 - (イ) 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。
 - (ウ) 疾病者に対し、救急医療を施すため、救護所及び医師を確保すること。
 - (エ) 避難所の衛生保全に努めること。
 - (オ) 避難期間に応じて、食料、飲料水及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること。
 - (カ) 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は避難所への移動を、安全かつ円滑に誘導すること。
- イ 町は、避難所の運用に必要な措置を県に要請することができる。

(2) 避難道路の運用

- ア 避難場所及び周辺道路の交通規制

町は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、警察の協力を得て、次により避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。

- (ア) 避難所内及び同場所への避難に当たる道路は、駐車禁止とする。
- (イ) 避難場所周辺の幅員3.5m未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。
- (ウ) 上記以外の道路についても、車両の通行抑制をするため、一方通行や通行禁止の交通規制をする。
- (エ) 避難路に当たる道路で信号機の減灯、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため、警察官の配置を要請する。

イ 幹線避難路の確保

町は、避難を容易にするため、職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物を除去する。

3 避難所の開設・運営

避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配布を行うため、避難所を開設し、受け入れる必要がある。

- ※資料8-1 「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」関係（一覧表・施設概要）
- ※資料8-2 指定避難所位置図
- ※資料8-5 福祉避難所
- ※資料12-1 住民避難施設（学校）

(1) 避難受け入れの対象者

- ア 避難指示等による避難者
- イ 災害により住家に被害を受け、居住の場所を失った者又は居住に不安を持つ者
- ウ 災害により自立した生活を行うことができない状況にある者

(2) 実施責任者等

ア 実施責任者

町は、本部長の指示に基づき、避難所を開設し、避難者の受け入れと保護を行う。

イ 避難所の管理責任者

町は、職員の中から避難所の管理責任者を定め、避難所の運営、施設の維持管理のため、現地へ派遣する。

(3) 避難所の開設

ア 町は、必要に応じて町内の学校、公共建物等を避難所として開設し、住民等に対し、周知徹底を図る。

また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、避難所として開設する。

イ 町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

ウ 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）、警察、消防等の関係機関に連絡する。また、県及び町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。

- エ 避難所を設置したときは、避難所管理要員を置く。
- オ 避難所の開設期間は、災害救助法の規定により災害発生の日から7日以内とする。
ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。
- カ 避難所を開設した場合、自主防災組織、自治会、避難住民等の協力を得て、避難者名簿を作成する。なお、避難者名簿は、避難者への食料、生活必需品等の配布や、住民からの安否の問い合わせ等に対応するために必要となる。
- キ 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- ク 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(4) 避難所の運営

- ア 避難所の運営は、避難所運営委員会を設置して行うものとする。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させるとともに、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護に当たる。
また、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡を取り、保安全管理に十分留意する。
町は、各避難所の適切な管理運営を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- イ 避難所管理要員は、避難所に受け入れされている避難者の人数、氏名、安否情報、生活必需物資の需給状況、その他避難者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により、災害対策本部へ連絡する。
災害対策本部は、住民の避難状況を地区別、避難所別に取りまとめ、県災害対策本部へ電話、電子メール等により連絡する。
また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。
- (ア) 避難者名簿
 - (イ) 物資管理簿
 - (ウ) 避難所状況報告
 - (エ) 避難所設置に要した支払証拠書類
 - (オ) 避難所設置に要した物品支払証拠書類
- ウ 避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、災害時には、避難所管理責任者の調整の下、校長の指導により運営業務に協力するものとする。
- エ 町は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。
また、避難の長期化等、必要に応じて、プライバシー確保の状況、入浴施設設置の有無

及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

オ 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方及び性的少数者の視点等への配慮に努める。

特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

カ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

キ 町及び県は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあつせん、国家公務員宿舎の借上げ等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

ク 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(5) 被災者の他地区への移送

ア 町

(ア) 町が用意した避難所に被災者を受け入れできない場合には、町長は、県に対し、被災者の他市町村への移送について要請する。

(イ) 被災者の他市町村への移送要請をした場合、町長は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送に当たる引率者を添乗させる。

(ウ) 移送された被災者を受け入れする避難所の運営は、移送元の町が行い、被災者を受け入れた市町村は、運営に協力するものとする。

イ 県及び受入市町村

(ア) 被災市町村から被災者の移送の要請があった場合、県は他市町村と協議の上、被災者の移送先を決定するものとする。

(イ) 知事は、移送先の決定後、直ちに移送先の市町村長に対し、避難所の開設を要請し、受入体制を整備させるものとする。

(ウ) 県から被災者の受け入れを指示された市町村長は、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備するものとする。

(エ) 被災者の移送方法については、県が市町村の輸送能力を勘案して定めて実施するものとする。

(6) 避難住民の心得

住民は、避難所の管理運営について、管理責任者の指示に従い、管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境の下で避難生活ができるよう努めるものとする。

(7) 経費の負担

ア 費用の範囲

(ア) 賃金職員雇上費

- (イ) 消耗機材費
- (ウ) 建物等の使用謝金
- (エ) 器物の借上費又は購入費
- (オ) 光熱費
- (カ) 仮設トイレ等の設置費

イ 負担方法

避難所の設置を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は町が負担する。

(8) 避難所の標準設備等

町は、避難所の開設が3日以上に及ぶときには、次の事項を参考に設備等の充実に努め、各部各班及び関係機関は、それに協力するものとする。

【避難所の標準設備等】

○屋内特設コーナー	<input type="checkbox"/> 広報広聴コーナー <input type="checkbox"/> 避難所救護コーナー（保健室等） <input type="checkbox"/> 情報連絡室（無線、電話、FAX、パソコン等）	<input type="checkbox"/> 更衣室
○屋外スペース	<input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 給水タンク用地 <input type="checkbox"/> 資機材置き場	<input type="checkbox"/> 仮設トイレ用地 <input type="checkbox"/> 簡易焼却場 <input type="checkbox"/> 仮設風呂場 <input type="checkbox"/> 掲示板設置場所
○資機（器）材等	<input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 日用品（タオル、歯ブラシ等） <input type="checkbox"/> 扇風機 <input type="checkbox"/> 仮設トイレ（車イス対応型含む。） <input type="checkbox"/> 簡易シャワー・仮設風呂 <input type="checkbox"/> 掲示板 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 間仕切り用パーティション	<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ <input type="checkbox"/> ネット <input type="checkbox"/> 被服 <input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> ストーブ・暖房機 <input type="checkbox"/> 給水タンク <input type="checkbox"/> 簡易焼却炉 <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> 炊き出し備品 <input type="checkbox"/> 車イス <input type="checkbox"/> 乾燥機 <input type="checkbox"/> 畳・カーペット <input type="checkbox"/> 電源設備

4 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては富山県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、富山県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することとする。

5 避難行動要支援者の安全確保

要配慮者のうち避難行動要支援者は、災害時において、自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害時に要配慮者が置かれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の避難行動要支援者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

(1) 在宅の避難行動要支援者の安全確保

ア 在宅の避難行動要支援者の安全確保

- (ア) 町は、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、避難行動要支援者名簿及びマップに基づき、避難行動要支援者の援護及び救護を行う。
- (イ) 町は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅に取り残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、本人の同意を得て、必要に応じ避難場所への誘導を行う。
- (ウ) 町は、避難行動要支援者の態様に応じ、手話、筆談、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫する等、情報伝達手段について配慮する。
- (エ) 自主防災組織等は、災害時に、家族や近隣住民、消防団等との連携を図り、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努めるものとする。

イ 要配慮者の生活支援

(ア) 福祉避難所の設置

町は、避難行動要支援者を受け入れ、日常生活に支障なく避難生活を送ることができるようにするための「福祉避難所」を、社会福祉法人等の協力を得て設置する。福祉避難所に受け入れる対象者は、避難行動要支援者及びその介護者等(家族を含む)とする。また、福祉避難所において避難行動要支援者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。

※資料8-5 福祉避難所

(イ) 社会福祉施設への緊急入所

町は、居宅や避難所で生活することが困難な高齢者や障がい者に対し、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、社会福祉施設への緊急入所の措置を講ずる。町内の施設で対応できない場合には、県に対して、社会福祉施設への緊急入所の協力を要請する。

(ウ) 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

町は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するための相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。また、見えるラジオ、デジタル放送対応テレビ等の視聴覚障がい者のための情報提供手段の整備に努める。

(エ) 要配慮者の実態調査とサービス提供

町は、県の協力を得て、居宅や避難所において、被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健、医療、福祉等の関係機関や民間病院、介護事業者等との連携の下に必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

また、必要に応じて、県及び被災していない県内市町村に対して、関係職員等の派遣を要請するものとする。

(2) 社会福祉施設等における入所者の安全確保

ア 入所者の安全確保

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ策定した災害応急計画等に従い、災害時に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行うものとする。また、必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行うものとする。

イ 被害状況の報告

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ町及び県と定めた手順に従い、町又は県へ被害状況の報告を速やかに行うものとする。

ウ 入所者の移送

施設の損壊等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、町は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。また、町内の施設で対応できない場合には、県に対して、社会福祉施設等への受入協力を要請する。

エ 支援要請

被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請するものとする。また、町は、必要に応じて、県、被災していない県内市町村等に対し、関係職員等の派遣を要請する。

※資料12-3 福祉施設一覧表

(3) 学校・幼稚園・保育所における生徒・児童・幼児の安全確保

ア 被災状況の把握

町は、在校（園）中及び保育中の災害時、速やかに教育・保育関係施設の被害状況及び生徒・児童・幼児の安全確保の状況について、校（園）長及び所長等を通して、又は自ら調査する。

イ 生徒・児童・幼児の保護

生徒・児童・幼児が在校（園）中及び保育中に災害が発生したときは、以下の方針により、あらかじめ定められた学校、幼稚園、及び保育所の防災計画などに従い、保護に努めるものとする。

(ア) 学校、幼稚園及び保育所の対応

- a 校（園）長及び所長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たるものとする。
- b 学校、幼稚園及び保育所の施設内並びに通学路の危険箇所の点検、う回路の設定等を早急に行うものとする。
- c 生徒・児童・幼児については、教職員・施設職員の指導の下にPTA等の協力を得て引率し、全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、幼児・心身障がい児については、学校、幼稚園及び保育所において、保護者又は代理人に引き渡すものとする。また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒・児童・幼児のうち引き渡し又は帰宅ができない者については、状況を判断し、学校、幼稚園及び保育所において保護するものとする。
- d 施設内において、災害が発生したときは、生徒・児童・幼児の安全を確認し、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動に努めるものとする。

(イ) 教職員の対処、指導基準

- a 災害時は、生徒・児童・幼児を教室・保育室等に集める。

- b 生徒・児童・幼児の避難誘導に当たっては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- c 学級担任等は、出席簿等を携行し、学校本部又は幼稚園、保育所の各本部の指示により、所定の場所へ誘導し、退避させる。
- d 心身障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- e 生徒・児童・幼児の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。
- f 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒・児童・幼児については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- g 生徒・児童・幼児の安全を確保した後、学校本部又は幼稚園、保育所の各本部の指示により防災活動に当たる。

ウ 臨時休校（園）・休所等の措置

町は、施設の被害又は生徒・児童・幼児、教職員の被災の程度によっては、校（園）長及び所長との協議の上、臨時休校（園）及び休所等の措置を講ずる。

（4）外国人の支援対策

ア 外国人の救護

町は、地域の自治会、町内会、自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。また、必要に応じて、県及び被災していない県内市町村に対して、関係職員等の派遣を要請する。

イ 外国人への生活支援

（ア）外国人への情報提供

町及び県は、報道機関の協力の下に、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行うものとする。

（イ）避難所における相談体制の整備

町は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

（5）精神保健対策

災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

（6）宿泊者の安全確保

ア 宿泊施設の被害状況・営業状況の把握

町は、町内の宿泊施設の被害状況、営業状況の把握に努める。各宿泊施設は、宿泊者に人的被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防部に通報するものとする。

イ 宿泊者の安全確保

宿泊者の安全確保については、一次的には各宿泊施設の責任において万全を期すものとする。避難所等において支援が必要な場合には、各宿泊施設は町に支援を要請し、町は可能な限りの支援に努める。

6 飼養動物の保護等

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が想定される。

町は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずる。

(1) 飼養されていた家庭動物の保護等

ア 被災地域における動物の保護及び収容

飼い主の分からない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、県獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

イ 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主と共に避難所に避難した家庭動物については、町は「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、県、動物愛護団体等と協力して、飼い主と共に避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) 危険動物の逸走対策

危険動物が飼養施設から逸走した場合は、町は、県をはじめ、飼養者、警察その他関係機関と連携して状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

第10節 交通規制・輸送対策

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速かつ的確に実施するために、陸上交通網の確保はもとより、航空機及び船舶の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

1 緊急輸送の対象活動及び優先順位

緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、人命救助、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

【対象活動及び優先順位】

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 被害の拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	(第1段階の続行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、飲料水等の輸送 ・ 被災者の移送 ・ 応急復旧 	(第1、第2段階の続行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

2 輸送手段の確保

(1) 自動車による輸送

ア 輸送車両の調達

(ア) 町有車両

災害対策本部を設置した場合には、効率的な輸送体制を確保するために、総務部企画財政班が町有車両（消防機関の車両及び各部課の特殊車両を除く。）を集中管理し、最大限の有効活用を図る。

各部各班において、車両を必要とするときは、総務部企画財政班に配車要請を行う。

(イ) その他車両の調達

町有車両のみでは、災害応急対策に必要な車両が確保できない場合には、次の順序で借り上げを行うほか、県、自衛隊等に車両の応援を要請し、輸送車両の確保に努める。

- a 官公署及び公共団体の車両等
- b 民間輸送業者の車両等
- c その他自家用車両等
- d 自衛隊の車両等

イ 緊急通行車両の確認手続

総務部企画財政班は、災害対策基本法第76条の規定に基づく交通規制が行われた場合には、入善警察署長に申し出て、緊急輸送に必要な車両の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び同標章を収受する。

なお、災害発生直後の緊急時には、事前届出車両を活用するなど、円滑な確認事務に努める。

ウ 燃料等の調達

総務部企画財政班は、輸送車両用の燃料又は消耗機材の調達が困難な場合は、民間業者等へ協力を依頼し、調達先の確保に努める。

(2) 県消防防災ヘリコプターによる輸送

県消防防災ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、本章「第6節 広域応援要請・被災者受入計画」(P130)により要請する。

(3) 鉄道による輸送

町は、道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、JR西日本等に協力を要請し、輸送を実施する。

(4) 船舶による輸送

町は、道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、船舶による輸送が適当であると認めたときは、船舶の所有者又は管理者に協力を要請し、輸送を実施する。

3 輸送拠点等の確保

(1) 物資輸送拠点の確保

災害の状況、避難所としての利用状況等を勘案して、物資輸送拠点を確保する。

(2) 災害対策用ヘリポートの確保

災害対策用ヘリポートを必要に応じて確保する。

4 緊急交通路の確保

大規模な災害時には、大量の放置車両や立ち往生車両の発生により、消防・救助、物資輸送などの応急対策等に支障が生じる恐れがあることから、緊急車両等の通行を確保するため、国・県・警察との連携を図りながら対応する。また、必要に応じて町道の通行確保を行う。

(1) 放置車両等の移動

道路管理者及び漁港管理者は、緊急の必要があると認めるときは、緊急車両の通行を確保するため、道路区間の指定を行い、運転者等に対し車両の移動等を命ずるものとする。なお、運転者がいない場合等には、道路管理者及び漁港管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

この場合において、道路管理者及び漁港管理者は、やむを得ない必要があるときには、他人の土地の一部を使用できるほか、竹木等障害物の処分を行える。

(2) 緊急交通路接続道路の確保

町は、県が指定し確保する緊急通行確保路線に接続する道路を確保するため、必要に応じて応急復旧工事を実施する。

※資料10-5 緊急輸送道路一覧表

(3) 代替路線の確保

緊急交通路が使用不能となった場合は、町道、農道、林道等、指定道路に代わるべき道路を確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対し応援を要請する。

5 輸送活動の実施

(1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難

(ア) 避難命令に基づき避難する住民の輸送

(イ) 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

イ 医療及び助産における輸送

(ア) 患者等を救護所、病院、産院等に入院又は通院させる場合の輸送

(イ) 医療救護班に関する人員及び医薬品並びに衛生材料等の輸送

ウ 被災者の救出

(ア) 救出された被災者の輸送

(イ) 救出のために必要な人員、資材等の輸送

エ 飲料水の供給

(ア) 飲料水の輸送

(イ) 飲料水を確保するために必要な人員及び飲料水の供給に必要な機械、器具、資機材等の輸送

オ 行方不明者の捜索

行方不明者捜索のために必要な人員及び資材等の輸送

カ 遺体の収容（埋葬を除く。）

- (ア) 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置並びに検案のための人員等の輸送
- (イ) 遺体の処理のための衛生材料等の輸送
- (ウ) 遺体発見場所から一時安置所までの移送
- (エ) 遺体の移動に伴う死体そのものの輸送
- (オ) 遺体を移送するための人員の輸送

キ 救援用物資の輸送

- (ア) 被服、寝具その他の生活物資の支給のための輸送
- (イ) 炊き出し用食料等の輸送
- (ウ) 学用品支給のための輸送
- (エ) 救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送
- (オ) その他被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資の輸送

(2) 輸送の期間

輸送の期間については、災害救助法の規定に基づき、救助の種類ごとに実施が認められている期間とする。ただし、救助の種類ごとの期間が、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

1 飲料水の供給

飲料水の調達は、町が災害時における流通備蓄の提供を受ける協定を結んでいる協定企業より確保した飲料水及びボトルウォーターにより行うこととし、それでもなお、飲料水の確保が困難な場合は、近隣市町及び県からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、医療機関等を中心に行う。

(1) 飲料水の確保

町は、次のとおり飲料水を確保する。

- ア 災害時、その地区の断水世帯数及び断水が一時的なものか長期にわたるものか等を的確に判断し、応急給水の対策を立てるとともに、正確な情報を断水地区の住民に広報する。
- イ 住民の飲料水の確保対策として、拠点給水、運搬給水等を行うほか、住民の備蓄水等により対処する。
- ウ 断水地区の状況を把握し、必要水量、給水車の必要台数等を算定する。

(2) 飲料水の調達

飲料水については、町が災害時における流通備蓄の提供を受ける協定を結んでいる協定企業の提供により確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

ア 町が実施する対策

- (ア) 建設部が、上水道施設の被災状況を確認し、飲用可能な飲料水を確保する。
- (イ) 停電等により地下水源から揚水できない場合は、自家発電装置を借り上げて揚水し、飲料水を確保する。また、浄水機により各水系の上流部で応急取水した表流水、プール等の貯留水を浄水し、飲料水として利用する。
- (ウ) 町だけで対応が困難な場合は、相互応援協定による近隣市町からの応急給水により調

達する。

(エ) 流通備蓄の協定企業からの提供を受け、避難者に供給する。

イ 住民が実施する対策

住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

(3) 飲料水の供給

町は、断水世帯、避難所、医療機関等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

ア 町が実施する対策

(ア) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。

(イ) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。

(ウ) 給水用具の確保を行う。

(エ) 災害のために飲料水が得られない被災者に対し、飲料水を供給する。

(オ) 応急飲料水以外の生活用水についても、必要最小限度の供給を図る。

(カ) 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

(キ) 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

※資料9-3 町有給水機器材

イ 飲料水の供給対象者

災害のために現に飲料水を得ることができない者

ウ 給水の基準

災害発生後は、1人1日3リットルを目標とした給水を行い、順次1人1日20リットルを目標に増量する。

【給水目標（参考）】

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小必要な水量
災害発生から15日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から18日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から25日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

エ 給水の順位

避難所、学校給食、医療機関等を優先して給水する。災害の状況によっては、一般住民に対しても給水拠点を定めて給水する。

オ 給水の方法

水道施設が被災し、断水している場合には、給水タンクにより、避難所、給水拠点等で給水する。

カ 応援要請

被災の規模により町での給水活動が困難となる場合には、相互応援協定等に基づき給水車等による応援給水を受ける。また、日本水道協会富山県支部水道災害相互応援要綱に基づき、近隣市町へ応援を要請し、応急給水を受ける。

被災規模が広範囲に及ぶなど県内市町村での給水活動等が困難と予想される場合には、日本水道協会中部地方支部災害時応援に関する協定及び相互応援協定書に基づき、他の

県支部長及び日本水道協会の他の地方支部長への応援を要請し、県外市町村から応急給水を受ける。

2 食料・生活必需品の供給

災害発生後の被災地区における食料・生活必需品の調達及び供給に当たっては、被災地の状況をいち早く把握し、備蓄食料、生活必需品等を被災者に対して供給する。

また、相互応援協定等に基づき、食料・生活必需品等の調達供給活動を行うとともに、災害救援ボランティア、その他の民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

(1) 食料品等の調達

被災地の状況をいち早く把握し、国の災害救助用米穀等が供給されるまでの間、町及び県の備蓄食料により対応する。また、相互応援協定等の協定に基づき、食料等の調達活動を行う。

ア 活動体制

町は、給食の必要数量を把握し、食料の調達配給を実施する。

イ 食料の供給

町は、民間企業との間で災害時における流通備蓄の提供を受ける協定を結んでおり、協定企業からの食料の提供を受け、避難者に供給する。

ウ 県、近隣市町及び相互応援協定締結市町村への要請

町は、自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、総務部総務班を通じて、県、近隣市町及び相互応援協定締結市町村に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

エ 北陸農政局富山県拠点への要請依頼

災害の程度が甚だしく、災害救助用米穀の供給に関する知事の指示が受けられない等の事情により、町長が必要と認めた場合には、町長から、北陸農政局富山県拠点に、災害救助法発動期間中の災害救助用米穀について緊急引き渡しを要請依頼する。

(2) 炊き出しによる食料の供給

町は、被災地の状況をいち早く把握し、関係機関と連携を取り合って活動する。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

※資料9-1 炊飯調理施設一覧表

ア 活動体制

(ア) 町は、各避難所の管理責任者を通じて、避難者に食料を供給する。

(イ) 各避難所では、赤十字奉仕団、自治会、町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、炊き出しを実施する。

(ウ) 炊き出しは、ライフラインに支障がない場合、保育所給食調理室、学校給食施設等で実施する。

イ 炊き出し食料の供給基準

(ア) 供給の対象

供給の対象は次のとおりとする。ただし、e及びfは、災害救助法の対象ではない。なお、食料の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、要配慮者には優先的に供給する。

a 避難所に受け入れされた者

- b 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- c 旅館、ホテル等の宿泊者、一般家庭の来訪者等
- d 社会福祉施設の入所者等（ライフラインの支障により施設で調理できない場合に限る。）
- e 被災地において救助作業、応急対策、復旧作業に従事する者
- f その他特に町長が食料供給を必要と認めた者

(イ) 供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、実情によって乾パン及び麦製品とする。

物資名		必要量
主食	米	※1人1日600g
	粉ミルク	1人1日140g
副食	漬物、梅干し	1人1日60g
	つくだ煮、缶詰	1人1日90g
調味料	みそ	1人1日30g
	しょうゆ	1人1日30cc
	塩	1人1日20g

※被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対しての米は、1人1日900g

ウ 住民が実施する対策

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

エ 経費の負担

(ア) 費用の範囲

a 主食費

- (a) 米穀販売業者及び北陸農政局等から購入した米穀
- (b) 給食提供業者から購入した弁当等
- (c) 一般の食料品店等から購入したパン、乾パン、うどん、インスタント食品等

b 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限がない。

c 燃料費

品目、数量等については制限がない。

d 雑費

器物の使用謝金又は借上費のほか、おにぎりを包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費

(イ) 負担方法

炊き出しその他による食料の供与を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は町が負担する。

(3) 生活必需品の調達

ア 活動体制

町は、生活必需品等の必要数量を把握し、生活必需品等を調達する。

イ 調達方法

町は、備蓄物資、町内の業者からの購入等により必要な物資を調達・確保する。

必要量を満たせない場合は、総務部総務班を通じて、県、近隣市町及び相互応援協定締結市町村に対して生活必需品の供給について要請する。

ウ 留意事項

寒冷期における毛布、長期の避難生活における下着、紙おむつ、生理用品等、不足することで被災者の心身に大きな負担となる生活物資については、最優先に調達、確保を行う。

(4) 生活必需品の供給

町は、避難施設等の生活必需品の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を必要に応じ、関係機関、ボランティア団体等の協力を得ながら、被災状況等に応じて迅速かつ的確に支給又は貸与する。

特に、要配慮者については、優先的に支給又は貸与するなど十分配慮する。

ア 支給又は貸与の対象者

(ア) 災害により住家に被害を受けた者等

住家の被害程度は、全焼、全壊、半焼、半壊、流失等及び床上浸水であって、床下浸水又は非住家の被害を受けただけの者は対象とならない。

(イ) 生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 支給又は貸与の方法

町は、自治会、町内会、民生・児童委員、赤十字奉仕団等の協力を得て、物資の支給又は貸与を実施する。

ウ 衣料、生活必需品の内容

次の4種類を目安とするが、個々の品目については、各人の状況に応じ、現に必要とするものを支給する。

(ア) 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(イ) 日用品

せっけん、歯ブラシ、歯みがき粉、バケツ、トイレトペーパー等

(ウ) 炊事道具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等

(エ) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

第12節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策

1 廃棄物等処理対策

災害発生後は、建築物の倒壊、焼失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が想定される。このため、廃棄物の処理計画に基づき、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理し、住民衛生の確保、地域環境の保全を図っていく。

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(1) し尿処理

ア 仮設トイレの設置場所及び数量の把握

町は、収集した下水道、し尿処理施設等の被害情報を基に、必要な仮設トイレの設置場所及び数量を把握する。

イ 仮設トイレの確保・設置

町は、レンタル業者から借り上げ、避難所等の必要な場所に設置する。

ウ し尿の収集、運搬及び処理

町は、仮設トイレのし尿の収集・運搬を、し尿処理業者に依頼し、し尿処理施設において処理する。

エ 衛生指導

町は、仮設トイレの使用に関して、衛生指導が必要な場合、厚生部住民環境班により、指導を行う。

オ 広報

町は、水洗トイレの使用制限等の必要な情報を広報する。

カ 応援要請

町は、し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県及び他市町村に対して広域的な支援の要請を行う。

※資料11-6 一般廃棄物処理施設

(2) ごみ処理

ア ごみ処理の方針

(ア) 集積場所

町は、通常集積場所のほか、避難所等にシート掛け等により、生活環境の保全を図った仮設ごみ集積場の設置を指導する。

(イ) 分別

町は、処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物、不燃物の分別徹底について、住民に広報するとともに、避難所の管理責任者に周知する。収集は可燃物を優先する。

(ウ) 応援要請

町は、ごみ処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県及び他市町村に対して広域的な支援の要請を行う。

イ ごみの搬入先

(ア) 可燃物

エコぼ〜と

(イ) 不燃物・粗大ごみ

宮沢清掃センター

(ウ) 混合物及び処理困難物（タイヤ、バッテリー、ガスボンベ等）

指定された保管場所

(エ) 一時保管所

グラウンド、公園、河川敷等の中から選定した場所

(オ) その他

町は、必要に応じ民間の処分場又は県内市町村に協力を要請する。

※資料11-6 一般廃棄物処理施設

(3) 災害廃棄物の処理

災害時には、次のような災害廃棄物が発生するが、その処理については、環境面に配慮しながら、それぞれ次のように行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

ア 災害により使用できなくなった家具、畳等

(ア) 仮置場の決定

町は、公用地又は住民生活に影響の少ない場所の中から、災害廃棄物の仮置場を選定する。

(イ) 仮置場への搬入

町は、災害廃棄物（家具、畳等）の仮置場への搬入を町内の清掃業者等に要請する。

町内の業者で対応できない場合は、他市町村等に応援を要請する。

(ウ) 仮置場からの搬出

町は、適当な時期に仮置場の災害廃棄物（家具、畳等）を中間処理施設へ搬出する。

中間処理施設への搬出が困難な場合は、処分地のあつせん、運搬等を県に要請する。

イ 損壊、焼失による建築物廃材

損壊、焼失による建築物廃材は、原則、現場で分別保管するものとし、町は、緊急に撤去を要するものから、順次処理業者に処理を委託する。

ウ 被災建築物の解体に伴うアスベスト対策

町は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省）に基づき、被災建築物の解体の際に、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用された被災建築物の解体、収集、運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう処理業者に指導する。

エ 広域的な支援・協力の確保

生活ごみ、解体廃棄物、災害廃棄物、残がい物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、総務部総務班を通じて、（一社）富山県構造物解体協会との協定に基づく協力を要請するほか、県に対して広域的な支援の要請を行い適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

県は、他市町村、（一社）富山県産業資源循環協会等に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行うものとする。

オ 廃棄物処理の代行

国は、大規模災害が発生した時は、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例区域内の市町長から要請があり、かつ、当該市町における災害廃棄物処理の実施態勢、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性などを勘案し、必要があると認められる場合には、災害廃棄物の処理を市町に代わって実施する。

2 防疫・食品衛生対策

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握、健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導及び栄養改善

対策等の活動を行う。

町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(1) 防疫活動

ア 防疫体制の確立

町は、被災地における感染症の発生状況を迅速に把握し、防疫体制を確立する。

防疫用薬剤及び器具等の確保については、町内業者等から調達する。

イ 感染症対策

(ア) 疫病調査を行い、被災地における感染症の発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を行い、有症者には救護所での受診を指導する。

(イ) 手洗い等の衛生指導及び逆性せっけん液の配布等を行う。

(ウ) 事前に医療機関の収容力を確認し、感染症が発生したときは感染患者及び保菌者を搬送し、治療させる。

(エ) 感染症発生箇所の消毒実施又は施設管理者への指導を行う。

(オ) 防疫上必要と認める場合、知事の指示、命令に従い、臨時の予防接種を実施する（ワクチン等の確保を迅速に行い、時機を逸しないよう措置する）。

(カ) チラシ、立て看板、広報車等による広報を実施するとともに、県に対し報道機関等を通じた広報を要請する。

(キ) 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ウ 消毒の実施

町は、被災により環境衛生条件が低下し、感染症の発生又はそのおそれがある場合は、施設管理者等に指導するとともに、次に掲げる地域から優先して消毒を実施する。なお、消毒の実施に当たっては、法令の定めに従い行う。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等

(ア) 下痢患者、有熱患者が多発している地域

(イ) 避難所のトイレ、その他の不衛生になりがちな場所

(ウ) 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

(エ) 飲料水確保場所

(オ) 災害廃棄物仮置場、応急し尿処理場所

(カ) ねずみ族、昆虫等の発生場所

※資料11-3 防疫用機器

※資料11-4 医薬品及び防疫用薬品業者一覧表

エ 住民及び事業所の役割

防疫活動の実施に当たっては、地域住民、事業所及びボランティアと協力し、地域の衛生活動に当たる。

オ 厚生センター等への協力要請

防疫活動が、町だけの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して厚生セン

ター等の応援を要請する。

また、防疫用薬剤及び器具等が町内業者等からの調達では確保できない場合は、県に対しこれらの調達のあっせんを依頼する。

(2) 保健衛生指導

ア 衛生活動

(ア) 被災者に対する衛生指導

町は、避難所等の被災住民に対し、台所、トイレ等の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等を指導する。

(イ) 食中毒の防止

町は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、給食施設等に対する食品衛生監視指導を実施する。

(ウ) 飼い犬の管理

町は、犬による人及び家畜への被害発生を防止するため、狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。

(エ) 家庭動物の保護

災害時には、飼主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

イ 保健活動

町は、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の保健状態の把握、エコノミークラス症候群、生活不活発病（廃用症候群）、インフルエンザ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

また、必要に応じて、精神科医や保健師等によるメンタルヘルスケアを実施する。

(3) 栄養指導対策

町は、地区衛生組織その他関係機関の協力を得て、被災者の栄養確保を図るために次の活動を行う。

ア 炊き出しの栄養管理指導

町及び関係機関が設置した炊き出し調理現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。なお、在宅食事療法が必要な高血圧、糖尿病の者及び要配慮者に対しては、食事指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

ウ 食生活相談者への相談・指導の実施

被災生活の中で、健康維持のための食品や低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食等の特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

エ 集団給食施設への指導

状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導する。

第13節 警備活動

災害時には、一時的に社会生活上に大きな混乱が生ずることが予想され、さらに、時間の経過とともに、被災者の不安、生活必需品の買い占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が想定される。

1 警察との連携

被災地域における治安の維持と住民の安全を図るため、以下に掲げる警察が行う警備活動に対し、関係各部各班は、連携を強化するとともに、必要な情報提供等の協力を行う。

(1) 被害実態の把握

(2) 被災者の救助救護

- (3) 危険箇所の実態把握及び警戒
- (4) 避難の指示、警告及び誘導
- (5) 行方不明者の捜索（相談所の開設含む。）及び遺体の検視
- (6) 被災地等における交通の安全の確保
- (7) 被災地等における犯罪の予防及び取り締まり
- (8) 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
- (9) 関係機関が行う災害復旧活動に対する援助活動

2 消費生活の安定

災害後の消費生活の安定を図るため、必要に応じて次のような活動を行う。

- (1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視
町は、定期的に物価を監視するため、県と連携して生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。
- (2) 消費生活相談所の開設
町は、消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。
- (3) 大規模小売店舗及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
町は、大規模小売店舗、ガソリンスタンド、公衆浴場等生活に密着した店舗等の営業状況を把握する。
- (4) 消費生活に関する広報
町は、住民に正確な情報を提供するため、定期的に消費生活に関する広報を実施する。

第14節 遺体の捜索、処理、埋葬及び火葬

大規模な災害時、多数の死傷者が生じるおそれがある。

町は、災害により死亡者が発生したときは、警察、消防、医師会、日本赤十字社富山県支部、自衛隊等と緊密な連携を取りながら、遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

1 行方不明者及び遺体の捜索

- (1) 行方不明者の捜索
 - ア 行方不明者の届け出の受理は、町が取り扱う。届け出の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録した書面をもって通知する。
 - イ 捜索は、町職員、消防署員、消防団員、警察官、海上保安部員、自衛隊員等により捜索隊を編成して実施する。
また、必要があるときは、NPO法人全国災害救助犬協会等に協力を求め、災害救助犬の出動を要請する。
- (2) 遺体捜索
 - ア 行方不明者の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

イ 遺体の捜索活動に当たっては、警察、消防団、伏木海上保安部及び自衛隊と協力し、必要な機械器具を借り上げ、捜索隊を編成して実施する。

また、必要により自治会、町内会、自主防災組織等の協力を得る。

(3) 応援の要請

町だけでは捜索の実施が困難であり、近隣市町の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、県及び近隣市町並びに遺体漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して要請する。

ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 応援を要請する人員又は舟艇、器具等

(4) 安否不明者等の氏名等の公表

富山県の「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、県災害対策本部（富山県地域防災計画に定める災害対策本部）が設置された大規模な災害発生時であって、円滑な捜索・救助活動のために安否不明者の氏名等を公表する緊急性が認められる場合は、例外として家族の同意が得られない状況であっても、住民基本台帳の閲覧制限がない氏名等の個人情報を必要最小限の範囲で県がとりまとめて公表する。

町は、安否不明者の家族等に氏名公表に係る意向と住民基本台帳情報を確認し、県に報告する。

被災者区分ごとに、下表のとおり家族等の同意などを確認し、公表の可否を決定する。

被災者区分	住民基本台帳の 閲覧制限 ※1	家族等の同意	公表・非公表	公表・非公表の理由
安否不明者 (公表範囲は、氏名、住所(大字まで)、年齢、性別の範囲内)	制限なし	同意	公表	人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと認められるため (救出・救助活動に資する場合)
		<u>個人情報保護条例に定める緊急時には同意確認せず</u> ※2		
	制限あり	—	非公表	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
死者 (公表範囲は、氏名、住所(大字まで)、年齢、性別の範囲内)	制限なし	同意	公表	
		不同意※3		
	制限あり	—	非公表	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付を制限されている

ことをいう。

※2 「緊急時のため同意確認せず」にて公表した後に、家族等から不同意の申し出があった場合は、その時点から非公表とする。

※3 非公表であっても「居住市町村名」「年代」「性別」等、個人が特定されない情報は公表する。

「安否不明者」とは、行方不明者となる疑いのある者とする。

「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

2 遺体の処理

遺体の収容及び処理は、警察に協力を要請して実施する。また、必要に応じ、町内の医師、自治会、町内会、自主防災組織等に協力を求める。

(1) 処理の内容

ア 遺体の洗淨、縫合、消毒の処置

遺体識別等のための処置であり、原則として、医療救護班が実施し、遺体の撮影等により、身元確認の措置を講ずる。

イ 遺体の一時保存

原則として、町内診療機関に一時保存するものとするが、遺体の身元識別のために相当の時間を要し、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができないときは、体育館等の公共施設を利用する。公共施設における保存場所の不足又は収容が困難なときは、寺院等の施設を借り上げ、埋・火葬するまで保存する。適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。また、納棺用品、ドライアイス等を確保する。

ウ 検案

原則として、医療救護班が実施する。必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の検案等の協力を要請する。

警察官、海上保安部員が遺体を発見し、又は発見の届け出を受けたときは、検視その他所要の措置を講ずる。

エ 変死体の届け出

変死体については、直ちに警察署に届け出をし、検視後遺体の処理に当たる。

(2) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として、遺族、親族に連絡の上、遺体を引き渡す。

(3) 身元不明遺体の取り扱い

身元不明遺体については警察、伏木海上保安部と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、警察、県歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

3 遺体の埋・火葬

(1) 実施方法

遺体の埋・火葬は、死亡者の遺族又は縁故者が正規の手続きにより行うことを原則とするが、遺族等の引き取り手がない場合、又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急

措置として町が埋・火葬を行う。

なお、その場合において次の点に留意する。

ア 事故等による遺体については、警察、伏木海上保安部から引き継いだ後、処理する。

イ 身元不明者の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、応急的処理程度の仮埋葬を行う。

ウ 漂着した被災遺体等のうち、身元が判明しないものについては、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定に準じて処理する。

（2）火葬施設

遺体の火葬所は、新川広域圏事務組合東部斎場とする。ただし、遺体の数が極めて多い場合及び交通事情の混乱等から速やかな火葬を実施することが困難な場合は、近隣市町の施設に協力を要請又は臨時に設ける施設で実施する。

※資料11-5 火葬施設

4 災害救助法による実施基準

富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）に示される遺体の搜索、遺体の処理、埋葬の実施基準は、次のとおりである。

（1）遺体の搜索

ア 搜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ 搜索の費用及び期間

費用：舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

期間：災害発生の日から10日以内。ただし、知事宛てに申請し、内閣総理大臣に協議の上、その同意が得られた場合は、延長できる。

（2）遺体の処理

ア 処理の対象

災害の際死亡した者について遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

イ 処理の方法

次の範囲内において行う。

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（イ）遺体の一時保存

（ウ）検案

ウ 遺体処理の費用及び期間

費用：1体当たり3,400円以内（富山県災害救助法施行規則別表第1のとおり）

期間：災害発生の日から10日以内。ただし、知事宛てに申請し、内閣総理大臣に協議の上、その同意が得られた場合は、延長できる。

（3）遺体の埋・火葬

ア 埋・火葬の対象

災害の際死亡した者について、遺体の応急的処理程度のものを行う。

イ 埋・火葬の方法

原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

- a 棺（附属品を含む。）
- b 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- c 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋・火葬の費用及び期間

費用：1体当たり 大人210,200円以内 小人168,100円以内

（富山県災害救助法施行規則別表第1のとおり）

期間：災害発生の日から10日以内。ただし、知事宛てに申請し、内閣総理大臣に協議のうえ、その同意が得られた場合は、延長できる

5 協定の活用

県は、大規模災害で多数の犠牲者が出た場合に、身元不明遺体や親族がいない犠牲者らの埋葬を迅速に行うため、全日本葬祭業協同組合連合会（全葬連）及び県葬祭事業協同組合と協定を締結している。

町は、埋葬や火葬が困難な場合、県へ要請を行い、以下について全葬連の協力を得るものとする。

- (1) 葬儀場の紹介
- (2) 遺体の搬送
- (3) 葬祭用品（棺、骨つぼ、遺体保存用のドライアイス等）の提供
- (4) 安置施設の提供

第15節 ライフライン施設の応急復旧対策

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともに、高度化、複合化しており、また、住民の依存度も著しく高まっている。

こうしたライフライン施設が被災した場合、まちの機能に多大な被害を与え、住民生活にも深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン関係機関は、災害時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、できる限り早急な応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するものとし、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

1 電力・ガス・通信施設の応急対策

(1) 応急対策の基本方針

電力、ガス、通信にかかわる各事業者は、それぞれの災害時対応計画に従い、被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。町は、事業者からの要請があったときは、その応急対策に可能な限り協力する。

(2) 災害時の連絡体制

ア 連絡職員の災害対策本部への受け入れ

災害対策本部は、必要に応じて各事業者に対して職員の派遣を要請するなど、随時連絡が取れる体制を確保する。連絡職員が派遣される場合は、災害対策本部室等に所要のスペースを確保する。

イ 被害発生時の通報

各事業者は、人身にかかわる二次災害が発生するおそれのあるとき、又は発生したときは、災害対策本部又は消防部に通報するものとする。

(3) 被害状況・応急対策の進ちょく状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進ちょく状況について、適宜、報道機関、広報車、チラシ、ホームページ等を用いて住民に広報するものとする。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮するものとする。

なお、報道機関に情報提供する場合は、総務部との連携を図るよう努めるものとする。

(4) 町の支援

各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施するとき、又は住民向けの広報を行うときは、事業者からの要請に基づき、災害対策本部及び関係各部各班は、応援隊の集結場所の紹介・あっせん、広報車両の貸し出し等を行い、迅速な応急対策を支援する。

災害の発生時には、電力、ガス、通信にかかわる各事業者は、直ちに被害調査及び復旧作業を行うとともに、復旧の状況及び見通しを各関係機関に報告するものとする。

2 上水道施設の応急対策

町は、可能な限り飲料水を確保し、円滑に応急給水を行う。また、応急復旧についても、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画を立て、早期に復旧を完了し、正常給水に努める。

(1) 応急給水対応

町は、災害時においても必要最小限度の給水を確保するよう努める。また、給水に当たっては、全ての被災者に対して等しく配給しなければならないが、中でも人命救助を担う医療機関への給水については、最優先されるよう配慮する。

また、被害の状況に応じて県に対し、他の市町村からの支援、協力について必要なあっせん、指導及び要請を依頼する。

(2) 応急復旧対応

町は、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から応急給水拠点までの流れを優先して復旧する。次に、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を行うよう努める。

また、被害が甚大な場合は、日本水道協会富山県支部水道災害相互応援要綱に基づき近隣市町へ応援を要請し、応急復旧等を受ける。

被災規模が広範囲に及ぶなど県内市町村での給水活動等が困難と予想される場合には、日本水道協会中部地方支部災害時応援に関する協定及び相互応援協定書に基づき、日本水道協会の他の県支部長及び日本水道協会の他の地方支部長に対する応援を要請し、県外市町村から応急復旧等を受ける。

※資料9-2 町営簡易水道及び専用水道等一覧表

3 下水道施設の応急対策

(1) 応急復旧対応

町は、災害時は、直ちに下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動に当たっては、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

ア 被害状況の調査及び点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を行うとともに、二次災害の発生のおそれがある施設など緊急度の高い施設から、順次、重点的に実施する。

イ 応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定に当たっては、①応急復旧の緊急度、②応急復旧工法、③応急復旧資機材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。

ウ 二次災害防止の緊急措置

施設の被災による二次災害を防止するため、次のとおり遅滞なく適切な措置を講ずる。

(ア) 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没等による道路交通の支障及びマンホール等からの汚水の溢水に対する措置

(イ) 処理場・ポンプ場施設

- a ポンプ設備の機能停止に対する措置
- b 停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置
- c 池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置
- d 塩素ガス、消化ガス、燃料、薬品等危険物の漏えいに対する措置

4 他部局との連携

応急復旧に当たっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に進ちよく状況を確認するなど、整合性を保ちながら進める。

第16節 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋りょう、河川、漁港及び鉄道等の公共施設は、道路交通、物資運輸など社会活動を営む上で極めて重要な役割を担っており、こうした施設が風水害により損壊した場合は、救急救助、救援救護活動及び緊急輸送活動等に重大な支障を来すことになる。このため、こうした公共施設等の速やかな応急復旧措置を講ずる。

1 公共土木施設等

公共土木施設が被災した場合、速やかに被害状況を把握し、県及び関係機関と連携し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずる。

(1) 道路・橋りょう

災害が発生したときは、各道路管理者は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、う回道路の選定等、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール及び広報を行う。被災道路、橋りょうについては、周辺住民の安全を確保した上で応急復旧対策を実施するとともに、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後の本格的な復旧作業に着手する。

ア 応急措置

町道の亀裂、陥没等の損壊、倒壊物等及び落橋などによる通行不能箇所について調査し、速やかに応急措置を実施する。

イ 応急復旧対策

被害を受けた町道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復することで、救急救助・救援救護活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。

なお、作業は、町が選定した緊急通行確保路線における障害物除去を最優先に行うものとし、その後、一般町道の復旧作業を行う。

(2) 河川

災害により堤防等に被害を受けた場合には、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急復旧対策の実施に努めるとともに、排水に全力を尽くすものとする。

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所又は被害を生ずるおそれのある状況等については、直ちに河川管理者に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 海岸

町は、海岸施設が波浪等により被害を受けたときは、国及県が行う応急復旧措置に協力する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。

ア 堤防の決壊

イ 堤防の決壊のおそれがあるもの

ウ 護岸、樋管の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(4) 漁港

町は、波浪、高潮、漂流物などにより、水域施設、外郭施設、係留施設等の漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、国、県及び関係機関と協力して速やかに応急復旧措置を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。

ア 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

イ 輸送施設の破壊で、これによって当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの

ウ 漁港の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

エ 外郭施設の破壊で、これを放置した場合、著しく被害を生じるおそれがあるもの

(5) 農林業用施設

農道・林道の亀裂、陥没等の損壊、農業用排水路の埋そく、ため池堤体の決壊、山腹水

路の溢水や滑落など、特に住宅・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫（しゅんせつ）等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施するものとする。

2 鉄道施設

災害時において、多数の人員を輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、各交通機関は、迅速かつ的確な応急措置を次のとおり実施するものとする。

(1) 災害対策本部の設置

被害の発生が予想される時、又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な体制を整えるものとする。

(2) 緊急出社要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

(3) 情報収集・連絡体制

緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害情報の早期収集に努めるものとする。

(4) 危険防止措置

乗務員は、線路の浸水、土砂崩れ等の災害が発生するおそれがあるときは、徐行運転、運転の一時停止又は出発の見合わせ等の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 駅構内等の秩序の維持

駅舎等の破損（倒壊）、停電、出火等に伴う混乱の防止、秩序の維持を図るため、駅構内、列車内等における犯罪の予防、旅客及び公衆の適切な整理・誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客及び公衆の安全を確保するものとする。

(6) 輸送の確保

不通区間が生じた場合、自動車等による代替輸送の確保に努めるものとする。

(7) 資機材及び車両の確保

鉄道復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について、生産者、工事業者等の在庫量の確認を行い、緊急に確保するものとする。

(8) 応急復旧

早期運転再開を期するため、災害復旧に先立ち、実施可能な範囲で、工事業者に出勤を求めるなどの必要な措置を講ずるとともに、応急復旧工事を実施するものとする。

第17節 農林水産業の応急対策

被害状況の早期かつ的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾患の発生、まん延防止のための防除、倒木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農業対策

被害を受けた作物の技術指導は、県及び農業団体等の協力を得て実施するとともに、病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

(1) 被害情報の収集、報告

町は、新川農林振興センター、みな穂農業協同組合、新川地域農業共済組合等関係機関と連携を取り、被害状況の早期かつ的確な把握を行う。

(2) 災害技術対策

町は、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を、新川農林振興センター、みな穂農業協同組合等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

(3) 住民の実施する対策

ア 住民は、町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、新川農林振興センター、みな穂農業協同組合等関係機関の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施する。

イ 住民は、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

(4) 農業用排水路

町は、農業用排水路の水門操作について、速やかに土地改良区等管理団体に依頼する。

※資料3-5 ダム水門等一覧表

(5) 畜産対策

災害により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、被害状況を県に報告するとともに、被害の拡大を防除するため、新川農林振興センター、みな穂農業協同組合、新川地域農業共済組合等関係機関と連携して、次の措置を講ずる。

ア 家畜の避難

家畜の避難は、家畜飼育者等において実施するものとする。町は、家畜を避難させる必要を認める場合には、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指示する。

イ 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となった場合には、町は、県、飼料販売業者等に対し、必要数量の確保、供給について要請を行う。

ウ 家畜の疫病予防、衛生管理

県東部家畜保健衛生所の指示に従い、次の措置の実施に協力する。

(ア) 畜舎の消毒等の実施

(イ) 家畜伝染病予防のための緊急予防注射の実施

(ウ) 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分

エ 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行う。ただし、町が早急に適切な処理を行う必要があると認める場合、県の関係部局と連携を取り、所有者に処理するよう指示する。

2 水産業対策

町は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

(1) 漁港施設

漁港施設等に被害が生じた場合、県及び入善漁業協同組合等と連携を図りながら応急措置を実施する。

(2) 船舶等

漁船等の転覆による船舶燃料等の流出、引火、拡散等について、県、伏木海上保安部及び入善漁業協同組合等と連携して、防止対策を実施する。

また、流出した漁業用資機材や転覆・流出船の処理対策についても協力して対応する。

3 林業対策

森林内の倒木については、二次被害の拡大防止のため速やかに処理するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(1) 被害情報の収集、報告

町は、森林組合等の協力を得て、森林の被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導等必要な措置を講ずる。

(2) 住民の実施する対策

住民は、町等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

第18節 応急住宅対策

災害によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、被災世帯の調査、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理、公営住宅等のあっせんを実施し、住民生活の安定に努める。

1 建物の被害認定調査

災害時には、災害の被害認定基準に基づく被害調査を行い、罹災証明書を交付する。罹災証明書は、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理あるいは被災者生活支援法の適用や支援金の支給の判断材料となるなど、各種被災者支援策と密接に関連している。

町は、遅滞なく罹災証明書を交付できるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(1) 判定基準

罹災証明書を発行するにあたっての家屋被害の判定は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、調査を行う。

(ア又はイのいずれかによって判定を行う)	全壊	半壊			
		大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
ア 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ面積に占める割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 70%未満	10%以上 20%未満
イ 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 50%未満	10%以上 20%未満

(2) 調査活動

町は、関係機関等の協力を得てチームを編成し、住家の被害調査を実施し、町内の被災状況を把握する。

(3) 被害状況調書（被災者台帳）の作成

町は、調査結果に基づき、速やかに被害状況調書（被災者台帳）及び被害状況調書一覧表を作成する。

※資料5-2 被害状況調書（被災者台帳）

※資料5-3 被害状況調書一覧表

2 応急仮設住宅の確保

(1) 住家の被害調査

町は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び被災住宅に対する応急処理に必要な事項を調査し、県に報告する。

ア 被害認定基準に基づく被害状況

イ 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項

ウ 住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ 応急仮設住宅建設に当たっての支障事項等

オ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設の目的

災害救助法が適用された災害により、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者に応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

イ 建設用地

町は、あらかじめ応急仮設住宅建設候補地を定めておく等、建設用地の確保に努める。

ウ 設置戸数

被災世帯が必要とする戸数を設置する。

エ 建設の規模及び費用

1戸当たりの建設面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準のとおりとする。

なお、高齢者、障がい者のための訪問介護事業等を利用しやすい構造及び設備を備えた

福祉仮設住宅を設置する。

オ 建設の時期

原則として、災害発生の日から20日以内に着工する。

カ 建設工事

(ア) 応急仮設住宅の建設は、所定の基準により、知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、知事から委任されたときは、町長が実施する。

(イ) 町及び県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会等に対して協力を要請するものとする。

キ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(3) 入居者の選定

ア 入居者資格

- (ア) 住家が全焼、全壊又は流出した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者
 - a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者
 - c 特定の資産のない母子・父子世帯
 - d 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障がい者
 - e 特定の資産のない勤労者
 - f 特定の資産のない小企業者
 - g a～fに準ずる経済的弱者
- (エ) 被災者の状況によっては、入善町における住民登録の有無を問わないものとする。

イ 入居者の選定

- (ア) 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を得て行うものとする。ただし、知事から委任されたときは、町長が実施する。
- (イ) 選定に当たっては、障がい者や高齢者を優先的に入居させるとともに、民生委員の意見を参考にする。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町の協力を得て、県営住宅の管理に準じて県が行うものとする。ただし、知事から委任されたときは、町長が実施する。

3 被災住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理

ア 修理の目的

災害救助法が適用された災害により、住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に、居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

イ 修理の範囲及び費用

居室、炊事場及びトイレ等、日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準のとおりとする。

ウ 修理の時期

原則として、災害発生の日から1カ月以内に完了させる。ただし、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

エ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応急修理の対象者

ア 給付対象者の範囲

次の（ア）及び（イ）の両方に該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

（ア）住家が半焼、半壊した者で、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

（イ）自らの資力では住家の応急修理ができない者で、次のいずれかに該当する者

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない失業者
- c 特定の資産のない母子・父子世帯
- d 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障がい者
- e 特定の資産のない勤労者
- f 特定の資産のない小企業者
- g a～fに準ずる経済的弱者

イ 対象者の選定

応急修理の対象者は、被災者の資力、生活条件について町が調査し、それに基づき、県が選定するものとする。ただし、知事から委任されたときは、町長が実施する。

4 公営住宅等のあっせん

応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合等を考慮し、町は、応急仮設住宅の計画策定と同時に、次の住宅に関する空き部屋等の情報を収集し、状況によってはあっせんを行う。

- (1) 町営住宅、県営住宅等公営住宅
- (2) 民間アパート等賃貸住宅
- (3) 企業社宅、保養所等

第19節 教育・文化財対策

教育施設は、多くの生徒・児童・幼児を受け入れする施設であり、災害時には生徒・児童・幼児の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、災害時の応急教育計画に基づき、避難誘導活動を実施する。

また、災害により、学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となったときは、教育施設の確保や教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。

※資料12-1 住民避難施設（学校）

1 応急対策

(1) 緊急時の対策

ア 校（園）長は、被災状況に応じた適切な緊急避難の指示を与えるものとする。

イ 校（園）長は、生徒・児童・幼児、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校（園）長は、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の態勢を確立するものとする。

- エ 校(園)長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行うものとする。
- オ 応急教育の実施計画については、知事又は町教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び生徒・児童・幼児に周知徹底を図るものとする。

(2) 生徒・児童・幼児の健康対策、精神保健対策

ア 応急処置・感染症対策

養護教諭その他の教職員等は、けが人の手当て、心肺蘇生法等を施し、医師に引き継ぐまで応急手当てをするものとする。

また、患者の受け入れ施設の確保、隔離受け入れ施設、救急医療施設及び救急医薬品の確保に努めるものとする。

さらに、食中毒発生防止のため、給食従事者は衛生の徹底に努めるものとする。

イ 臨時健康診断

学校医との連携を密にして、必要に応じて臨時健康診断を行うものとする。

ウ 生徒・児童・幼児の心身の健康観察、心の健康相談

学校医、臨床心理士、養護教諭及びOB教職員は、援助実施計画を策定し、特に保護者と連携を図りながら、相談者の問題が解決されるまで継続的に相談活動を行うものとする。

エ 要配慮者への援護

対象生徒・児童・幼児の障がいの種類により、次のような配慮を行うものとする。

(ア) 聴覚障がい児の場合、手話通訳者等による情報提供

(イ) 病弱者・重度心身障がい児の場合、人工透析、吸入、心臓管理、空調管理など可能な医療態勢の提供

2 応急教育の実施

(1) 教育施設の確保

町は、教育施設の被災により、授業が長時間にわたって中断することを避けるため、次のとおり施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動を図る。

イ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ 校舎の修理が不可能な場合は、プレハブ校舎等を設置し、又は被災を免れた社会教育施設、体育施設その他の公共施設を利用して授業の早期再開を図る。

エ 避難所として開設されている教育施設については、災害対策本部、避難住民、自治会、町内会等と十分な協議の上、教育施設の確保を図る。

(2) 教職員の確保

災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次のとおり教職員を確保するものとする。

ア 校(園)長は、学校(幼稚園)で掌握した参集教職員の人数等を、知事又は町教育委員会に報告するものとし、町教育委員会は、県教育委員会に報告する。

イ 通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校(幼稚園)に参集した教職員をもって授業が行える体制を整えるものとする。

ウ 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障のある場合、町教育委員会は、県教育委員会との連携の下に、学校(幼稚園)間等の教職員の応援を要請するとともに、非常勤講

師等の任用などを行う。

エ その他、県と連絡を密に取り、必要な措置を講ずる。

(3) 臨時休校（園）等の措置

町は、施設の被害又は生徒・児童・幼児、教職員の被災の程度によっては、校（園）長と協議の上、臨時休校（園）等の措置を講ずる。

また、臨時休校（園）等の対応策として、夏休み等長期休業中の振替授業等による授業時間の確保や教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等の実施について、校（園）長と適宜協議する。

3 学用品の支給

(1) 支給対象者の把握

ア 支給対象者

災害によって被害を受けた生徒・児童・幼児で、学用品を喪失又はき損し、就学に支障のある者

イ 支給対象者の把握

町は、校長と緊密な連絡を取り、支給対象となる生徒・児童・幼児数及び応急教育に必要な学用品等についてその種類、数量を把握する。

(2) 学用品の調達

ア 調達

被災した学校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、原則として県が一括購入したものを配分する。また、他の市町村に使用済教科書の供与を依頼する。

イ 災害救助法の適用上の留意点

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品が支給されるが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び程度により、町は、同法の基準に沿った学用品を支給する。

(3) 学用品の支給

ア 支給方法

(ア) 教科書は、学年別、使用教科別に支給対象名簿を作成して配分する。

(イ) 学用品は、小、中学校別に配分計画書を作成して配分する。

イ 支給品目

(ア) 教科書及び教材

a 文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書

b 準教科書として使用されているもの（テキスト等）

c ワークブックとして利用されているもの（補充問題集等）

(イ) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、絵筆、画用紙等）

(ウ) 通学用品（運動靴、雨傘、カバン、学用靴等）

4 通学路等の危険防止

学校（幼稚園）の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生した場合は、校（園）長は、その危険防止について適切な指導を行い、周知徹底を図るものとする。

5 学校給食施設の措置及び活用計画

一定の地域あるいは学校の校舎が被害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実行不可能になった場合は、次に掲げる事項について特に留意する。

- (1) 他の給食施設・設備の活用対策
- (2) 給食物資、飲料水及び作業員の確保対策
- (3) 近隣の給食実施校による給食の援助
- (4) 医薬品の確保及び食中毒の予防対策
- (5) 感染症対策
- (6) 給食施設を被災者の炊き出し用に使用した際の代替措置

6 教育施設及び体育施設における応急対策

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設の長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全な措置を講ずる。また、被災時においては、教育施設及び体育施設が災害応急対策のための避難所等に利用される場合が多いので、町は被害状況の把握に努めるとともに、その応急修理等、速やかに適切な処置を行う。

※資料12-2 社会教育施設一覧表

7 保育所における措置

- (1) 臨時休所等
 - ア 臨時休所、早退等の措置を保育所長に指示する。
 - イ 保育所長は、臨時休所の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。
 - ウ 保育所長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知するとともに、入所児を安全に保護者に引き渡す。
- (2) 被害状況調査及び復旧

町は、保育所の被害状況を調査し、安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。
- (3) 応急保育

町は、災害の規模、保育所の被害の程度を把握した上で、園児の安全を確保して応急保育を実施する。
- (4) 保育所給食の応急対応

保育所の調理施設が使用不用となった場合には、他の給食施設、設備を活用するなど、学校給食に準じた措置を講ずる。

※資料12-3 福祉施設一覧表

8 文化財の保護

災害時における文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、町は、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

※資料12-4 文化財一覧表

(1) 被害報告

国、県及び町指定の文化財が被害を受けた場合は、その所有者及び管理者は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告する。

(2) 応急対策

ア 文化財に被害が生じた場合は、その所有者又は管理者は、被害の拡大防止に努めなければならない。

イ 国、県及び町指定の文化財が被害を受けた場合には、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図るものとする。

ウ 町は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第20節 応急公用負担

町長は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、及び収用し、若しくは住民等を応急措置の業務に従事させるなどの必要な措置を講ずる。

1 応急公用負担等の応急措置の内容

町長は、災害対策基本法第64条、第65条及び第71条の規定に基づく応急公用負担等について、次の措置を講ずることができる。

(1) 町内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

(2) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去その他必要な措置を講ずることができる。

(3) 町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

(4) 知事が行う従事命令等の権限を委託された場合は、その委託された公用負担等の処分を行うことができる。なお、この場合は、法第81条の規定に基づき、公用令書を交付して行う。

(5) 町長又はその職権を行うことができる者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、警察官、海上保安官及び自衛官は、前記の(1)～(3)について町長の職権で行うことができる。

2 応急公用負担の手続等

(1) 土地、建物等の所有者等権原を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知するも

のとし、所有者等が不明な場合は、町又は警察署、伏木海上保安部の事務所若しくは災害派遣を命じられた自衛隊の派遣事務所に必要な事項を掲示する。

- (2) 除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から14日間、町又は警察署、伏木海上保安部の事務所若しくは災害派遣を命じられた自衛隊の派遣事務所に返還に必要な事項を掲示する。
- (3) 保管した工作物等が、滅失し、又は破損するおそれがあるとき、若しくは保管に費用、手数料がかかるときは、その工作物を売却し、その代金を保管することができる。
- (4) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担する。
- (5) 未返還工作物は、公示の日から6月を経過しても返還することができないときは、保管者にその所有権が帰属する。

3 公用令書の交付

町長又は知事は、災害対策基本法第71条の規定に基づく処分について、公用令書を交付して行う。

4 損害補償、損失補償等

損害補償、損失補償等その他必要な事項については、災害対策基本法に基づいて実施する。

第21節 義援金品の受付・配布

大規模な災害が発生した場合には、町及び町社会福祉協議会は、県、日本赤十字社富山県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等と連携を図りながら、寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受け入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援金品の募集

- (1) 災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとし、募集に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ、一般住民に呼び掛ける。
- (2) 義援品については、避難所の管理責任者等を通じて被災住民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく、広報等により募集を行う。
- (3) 町は、義援金品について、集積、配分を円滑に実施するために次の点に留意し、各関係機関を通じて依頼・公表する。
 - ア 一般からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズが一見して分からない物品、古着及び保存性のない物品等は受け付けないこと。
 - イ 義援品については、適切な品目、数量を確保することができる事業所・企業からの援助を積極的に受け入れること。

2 義援金品の受付

町に寄託された義援金品は、町の窓口で受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、避難所等で直接受け入れる。受け入れが困難なときは、仮受け後、町に引き継ぐ。義援金品の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

3 義援金品の保管

義援金については、義援金専用口座を開設して保管し、寄託者名、金額等を受付簿に記入するとともに、定期的に本部長に報告する。義援品については、交通及び連絡に便利な公共施設に保管する。その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

4 義援金品の配分

災害応急対策を実施する上で現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部員会議で協議の上、有効に活用する。義援金の配分については、町、県、日本赤十字社富山県支部、町社会福祉協議会等で構成する義援金配分委員会を設け、災害規模に応じた配分率及び配分方法を決定し、被災者に対し、公平を期するとともに、円滑に配分を行う。その際、県の義援金配分方式に従うものとする。

第22節 火山応急対策

防災関係機関は、火山の噴火等による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において住民、登山者、観光客等の生命、身体及び財産を保護するための事前措置、救助その他の必要な措置を図るものとする。

なお、本節で定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の他節に準じた対策を講じるものとする。

1 噴火警報等の発表基準

気象庁は、火山に関する警報・予報等を次の基準により発表する。

(1) 噴火警報・予報

ア 噴火警報

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

気象庁が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に観光客、登山者等の入山規制や避難指示等の防災対応をとることができ、火山災害の軽減につながる。なお、観光客、登山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、市町村は噴火警戒レベルに応じて立入規制等を行うものとする。

弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応 (※)	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) または噴火警報	居住地域及び それより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 過去1万年以内になし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 【過去事例】 過去1万年以内になし
警報	噴火警報 (火口周辺) または火口周辺警報	火口から居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備。	・地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する、居住地域に影響しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に影響しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。 【過去事例】 約1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火 ・警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5km以内の範囲となります。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。 住民は通常の生活。	・地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。 【過去事例】 明確な記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、活発な噴気活動が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。 住民は通常の生活。	・火山活動は静穏。 ・火山性地震が時折発生。 ・地獄谷で噴気・地熱活動。

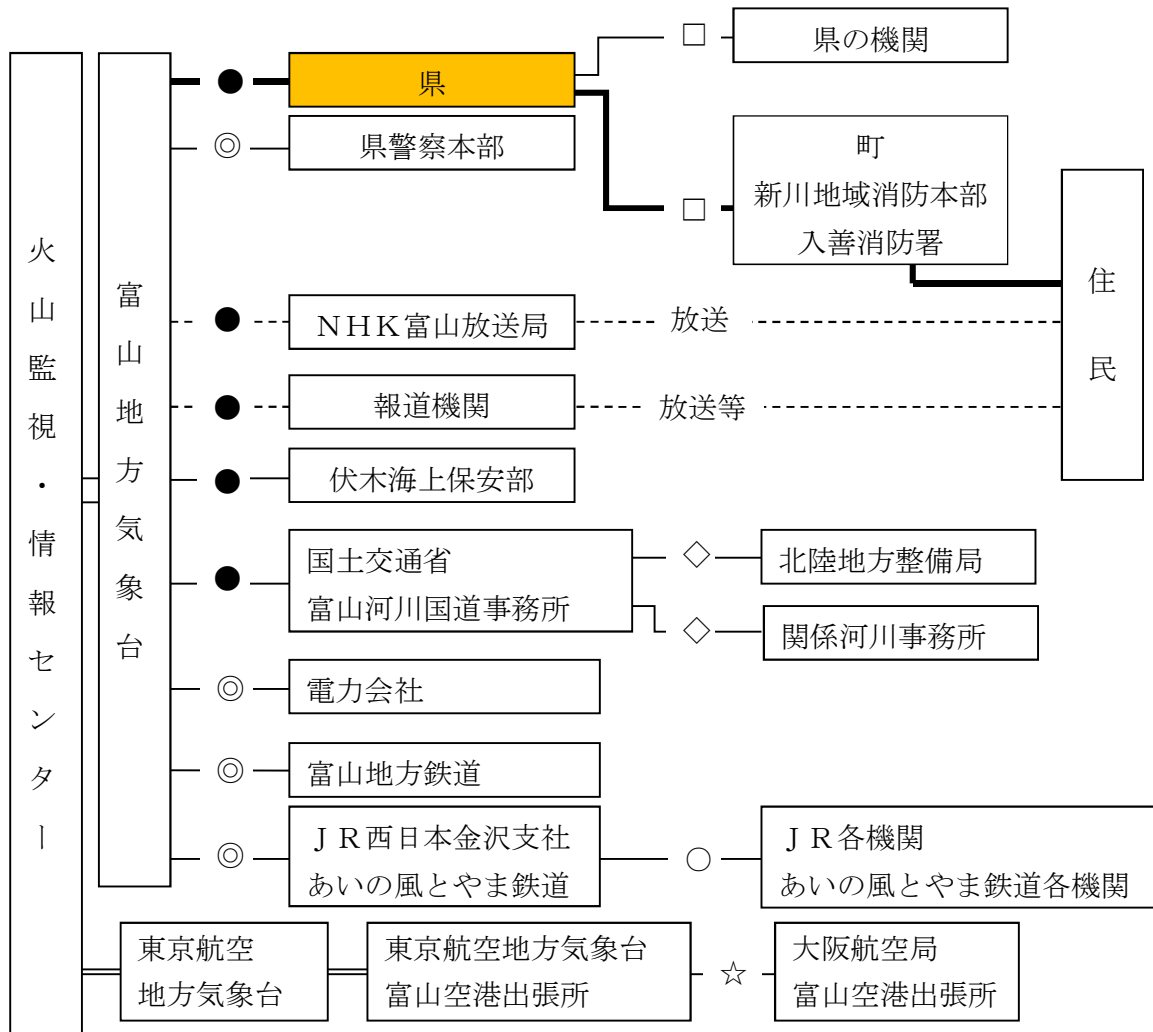
注) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。

注) 「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きな噴石をさす。

注) 中部山岳国立公園立山・地獄谷では、平成24年から地獄谷内の歩道が通行止めとなっている。

2 噴火警報等の伝達系統

弥陀ヶ原に係る噴火警報及び噴火予報の伝達系統は、次のとおりとする。



凡例	——	法令（活動火山対策特別措置法等）による通知系統
	-----	法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統
	——	地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統
	====	気象官署間の伝達系統
●		防災情報提供装置
◎		防災情報提供装置（Fネット）
○		専用電話・FAX
◇		無線電話・FAX
□		富山県総合防災情報システム
☆		飛行場場内提供装置
	■	法令により、気象官署から火山情報を受領する機関

3 住民への広報

弥陀ヶ原に係る噴火警報及び噴火予報が発表されたときは、必要に応じて、住民の避難や入山規制等の措置が取られるが、町は、県及び防災関係機関と連携しながら、住民への情報提供に努める。

第3章 風水害復旧対策

第1節 住民生活安定のための緊急対策

防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、人心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧対策を実施し、住民生活安定のための緊急措置を行うものとする。

1 被災者の生活確保

被害を受けた住民が、被災から速やかに再起することができるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸し付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

また、これらによる被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、町は被災後、早期に罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付する。

町は、県の支援を得ながら、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(1) 生活相談

ア 被災者の要望の把握

町は、県と連携し、被災者の要望把握を専門に行う職員を避難場所及び避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、被災者の要望を集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、複数の避難所を巡回するチームを設けて要望の把握に当たる。

イ 生活相談の実施

町は、被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、その内容を関係機関に連絡するなど、積極的に広聴活動を実施するものとする。

また、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、避難所等の窓口に一本化した被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部局に連絡し、早期解決を図る。

ウ 各種相談窓口の設置

町は、県と連携し、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いことから、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

- (ア) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (イ) 家電製品の取り扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- (ウ) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）

- (エ) メンタルヘルスケア（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
 - (オ) 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
 - (カ) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
 - (キ) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
 - (ク) 消費（物価、必需品の入手等）
 - (ケ) 教育（学校）
 - (コ) 福祉（身体障がい者、高齢者、児童等）
 - (サ) 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
 - (シ) 廃棄物（ごみ、災害廃棄物、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
 - (ス) 金融（生活資金の融資等）
 - (セ) 税（徴収猶予及び減免等）
 - (ソ) ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）
 - (タ) ガス消費機器の取り扱い等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）
 - (チ) 災害復旧に関する見通し（一時帰宅、農地・道路等災害復旧計画等）
- (2) 罹災証明書の交付
- 租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅資金の貸し付け等の際し、災害によって被災したという証明が必要となるので、被災世帯に対して、遅滞なく罹災証明書を交付する。
- ア 交付手続き
- 罹災証明書の交付申請が被災者からあった場合、被害状況調書（被災者台帳）等に基づき交付する。確認できないものについては、申請者の立証資料等に基づき交付する。
- なお、火災に関するものは消防部で取り扱う。
- イ 証明の範囲
- 災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。
- (ア) 住家、住家以外の建物の被害
 - a 全壊、全焼
 - b 流出
 - c 大規模半壊
 - d 中規模半壊
 - e 半壊、半焼
 - f 床上浸水、床下浸水
 - g 一部損壊
 - (イ) 人的被害
 - a 死亡
 - b 行方不明
 - c 負傷
 - (ウ) その他の物的被害
 - ※資料5-2 被害状況調書（被災者台帳）
 - ※資料5-3 被害状況調書一覧表
 - ※資料5-4 罹災証明書
- (3) 義援金、救援物資の取り扱い
- 本編第2章「第21節 義援金品の受付・配布」（P182）を準用する。

(4) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

【制度の概要】

区分	概要	根拠
①災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、町が、国、県、町（1/2、1/4、1/4）の三者の負担の下に500万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条
②災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障がいを受けた者に対して、町が、国、県、町（1/2、1/4、1/4）の三者の負担の下に250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第8条
③災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条

ア 災害弔慰金

町は、入善町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年入善町条例第42号）に基づいき、暴風豪雨等の自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(ア) 支給となる災害

- a 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- b 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- c 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び上記bと同等と認められる特別の事情がある場合の災害
- d 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(イ) 支給額

- a 生計維持者 500万円
- b その他の者 250万円

(ウ) 支給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届け出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

イ 災害障害見舞金

(ア) 支給対象者

町は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、次に規定する障がいがある者を対象に、災害障害見舞金を支給する。

- a 両眼が失明した者
- b そしゃく及び言語の機能を廃した者
- c 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する者
- d 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する者
- e 両上肢をひじ関節以上で失った者
- f 両上肢の用を全廃した者
- g 両下肢をひざ関節以上で失った者
- h 両下肢の用を全廃した者
- i 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が、上記 a～h と同程度以上と認められる者

(イ) 支給額

- a 生計維持者 250万円
- b その他の者 125万円

ウ 災害援護資金

(ア) 貸付対象者及び貸付限度額

町は、条例の定めるところにより、県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸し付けを行う。

(5) 災害見舞金等の支給

ア 災害見舞金

知事は、自然災害によって、住家が全壊、半壊した世帯に対して見舞金を支給する。

(ア) 対象災害

- a 県内に災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- b aと同等の被害と知事が認めた災害

(イ) 支給額

- a 全壊世帯 10万円
- b 半壊世帯 5万円

イ 住宅災害見舞金

町は、要綱の定めるところにより、災害によって、住家が全壊、半壊、一部損壊等となった世帯に対して見舞金を支給する。

(6) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、その生活の再建を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

ア 制度の対象となる自然災害

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項の規定

により同条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなるものを含む。)が
発生した市町村の区域に係る自然災害

- (イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- (ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (エ) 上記(ア)又は(イ)に規定する市町村の区域を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)の区域に係る自然災害
- (オ) 上記(ア)～(ウ)に規定する市町村の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)の区域に係る自然災害
- (カ) (ウ)又は(エ)に規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村(人口10万人未満に限る。)の区域であって、5(人口5万人未満の市町村にあっては、2)世帯以上の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

イ 制度の対象となる被災世帯

- (ア) 住宅が全焼した世帯
 - (イ) 住宅が半焼し、世帯又は住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること等の事由により、やむを得ず当該住宅を解体した世帯
 - (ウ) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続する等、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - (エ) 住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

ウ 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 イ(ア)に該当	解体 イ(イ)に該当	長期避難 イ(ウ)に該当	大規模半壊 イ(エ)に該当
複数(2人以上)世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
単数(1人)世帯	75万円	75万円	75万円	37万5千円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
複数(2人以上)世帯	200万円	100万円	50万円
単数(1人)世帯	150万円	75万円	37万5千円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、複数世帯では合計で200(又は100)万円、単数世帯では合計で150(又は75)万円

エ 支援金の支給申請

	基礎支援金	加算支援金
申請時の添付書類	罹災証明書、住民票等	住宅の購入や賃借等の契約書等
申請期間	災害発生日から13月以内	災害発生日から37月以内

オ 実施機関

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）

(7) 生活福祉資金の貸し付け

災害により被害を受けた低所得世帯における速やかな自立更生のために、県社会福祉協議会が民生委員、町社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸し付けを行う。なお、被害の程度に応じて両資金の重複貸付も可能である。

ア 災害を受けたことにより臨時に必要な経費

(ア) 貸付対象者

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

(イ) 貸付限度額

150万円以内

(ウ) 償還期間

6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

(エ) 利率

無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%

イ 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費

(ア) 貸付対象者

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

(イ) 貸付限度額

250万円以内

(ウ) 償還期間

6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

(エ) 利率

無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%

(8) 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入れのための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、町は国に対し無償借受等の申請を行う。

2 中小企業、農林漁業者に対する支援

(1) 中小企業者の復興資金の確保

被災した中小企業者の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるよう、措置を講ずるものとする。

(2) 農林漁業者の復興資金の確保

災害により損害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融資並びに既存貸付期限の延長措置等についてあっせんを行い、農林漁業の生産力の維持・増進と経営の安定を図れるよう、措置を講ずるものとする。

3 税の徴収猶予及び減免等

被災者に対して税の徴収猶予、減免等の措置を講じ、被災者の生活の安定、早期立ち直りに努めるものとする。

(1) 徴収猶予

町長は、災害の発生又は被災により、住民が町税を納付期限までに納入できないと認められる場合は、町税条例に基づいて徴収を猶予するものとし、国税及び県税については、それぞれの機関に徴収の猶予を要請するものとする。

(2) 減免

町長は、被災で生活保護法が適用された者又は生活が著しく困難となった者で町長が認めた者に対しては、町税条例に基づいて減免を行い、国税及び県税についても減免の措置が講ぜられるよう努めるものとする。

第2節 激甚災害の指定

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けするため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努めるとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

1 激甚災害に関する調査

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮し、災害状況等を取りまとめて県に報告する。災害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

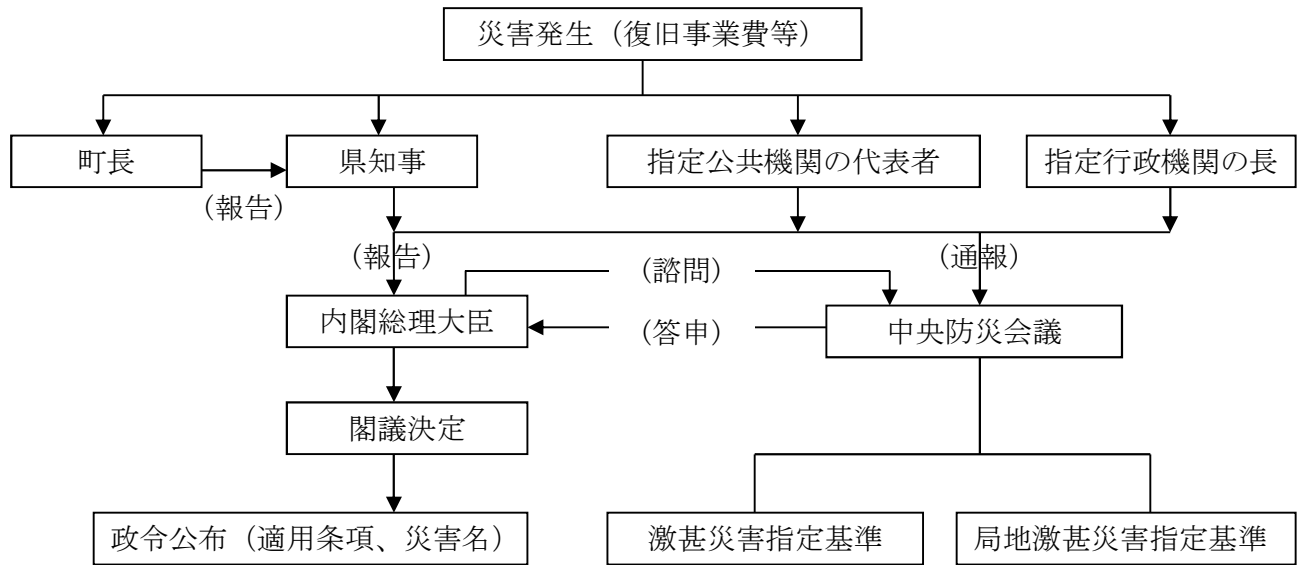
- (1) 災害の発生
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対し、取られた措置
- (6) その他必要な事項

県は、町からの調査報告を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定条件を満たす場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに激甚法に基づく調査を実施し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

2 激甚災害指定の手続

県は国の機関と連絡をとり、激甚災害指定の手続を取る。

【激甚災害の指定手続】



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月ごろに手続を行う。

3 特別財政援助の交付（申請）手続

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金の交付手続を行う。

4 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は資料16-1のとおり。

※資料16-1 激甚災害の指定基準

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧に併せて、災害の再発生防止のため必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、人心の安定及び経済的・社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。

1 災害復旧計画の策定等

(1) 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

町は、公共土木施設の被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関が連携して復興計画

を策定する。

(2) 災害査定の促進

町は、復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画を立て、災害査定が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に災害査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用

(1) 緊急調査の実施

被害が甚大又は広範囲に及ぶ等特別な災害が発生した場合は、必要に応じて県を通じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

(2) 災害アドバイザー制度の活用

被害が甚大又は広範囲に及ぶ等特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（大規模災害時の専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。

3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用

(1) 特定大規模災害時における代行制度の活用

著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害等を受けた場合は、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事をを行う。

(2) 県管理道路及び町道

指定区間外の国道、県道及び町道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事をを行う。

(3) 県管理道路と密接な関連を有する道路

町が管理する道路（指定区間外の国道、県道及び町道のうち県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合においては、必要に応じて県による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事をを行う。

第3編 火災編

第1章 火災予防対策

第1節 防災まちづくり

災害に強いまちにするためには、市街地の構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。

町は防災まちづくりを推進するため、「入善町都市計画マスタープラン」など、まちづくりの方針と連携を図りながら、建築物の耐震不燃化をすすめ、市街地大火の防止対策を主要目的とした各種施策を展開する。

1 防災ブロックの形成

町は、甚大な被害をもたらす市街地大火から住民の生命と財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において、延焼遮断帯で囲まれたブロックを形成し、各ブロック内での防災機能の向上と併せて、安全で住みよいまちづくりを目指す。

(1) 延焼遮断帯の整備

町は、延焼火災に対する方策として、帯状の都市施設である道路、河川、鉄道及び公園（緑道）を骨格とし、必要に応じて、建築物の不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。

(2) 防災ブロックの形成

防災ブロックとは、延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備することにより、市街地全体としての防災機能の向上を図るものである。

町は、防災ブロックが段階的かつ効果的に形成されるよう、国、県及び関係機関と、綿密な連携を図るものとする。

2 防災空間の整備拡大

大規模な火災時において、避難者の安全確保のための避難路や避難場所として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「火災に強いまちづくり」の基本的課題である。

また公園、緑地、道路等は、火災の延焼を阻止するだけでなく、避難場所や地域の防災活動の拠点などの防災空間として活用することができる。そのため町は、防災空間として、公園・緑地、道路等の整備を推進し、町全体の安全性の向上に努めるとともに、道路については、災害時の代替性を確保した交通体系の整備を行うこととする。

(1) 公園・緑地の整備

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。

このことから、公園・緑地の整備促進に努めるとともに、園内において耐火性に優れた植

裁帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。

(2) 道路の整備

道路は、火災の延焼を防止する防火帯としての役割を果たすとともに、避難、救援、消防活動などの災害対策活動の実施上極めて重要な施設である。このため、幹線道路をはじめとする町内の道路について、整備促進に努める。

(3) 河川、海岸の整備

河川、海岸は、火災時には避難場所や地域の防災活動の拠点として、市街地における貴重なオープンスペースとなる。このため、河川、海岸において、救援・輸送活動の支援に資するための防災活動拠点の整備など防災対策を考慮した整備の促進に努める。

(4) 漁港の整備

漁港に近い区域は、大規模火災時には、時間的経過に応じた種々の土地利用の要請に柔軟に対応しやすい空間を有している。このため、地域の復旧・復興を幅広く支援する防災拠点として活用、整備促進に努める。

3 建築物の不燃化の促進

町は、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の不燃化を促進する。

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物については、防災避難上の各種の措置の徹底を図るよう努める。

4 市街地の再開発

住宅密集市街地の防災対策が必要な地域を再開発し、耐震・耐火建築物の建設と道路、公園、上下水道、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強く安全で快適なまちづくりを促進する。

(1) 市街地再開発事業

既成の市街地のうちで、低層の木造建築物が密集し、防災上や有効な土地利用という点でも不健全な地域においては、市街地再開発事業により細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建替え、併せて公共広場などの公共施設を確保するよう努める。

(2) 住宅市街地総合整備事業

既成市街地において、耐火建築物を中心とした安全で快適な拠点住宅地の形成や防災上危険な密集市街地の整備改善など、住宅市街地総合整備事業により市街地の再生を推進するよう努める。

(3) 土地区画整理事業

地域危険度が高く公共用地率が極めて低い木造密集市街地等において、土地区画整理事業により都市基盤施設の整備を図ることによって、地域環境を改善し、災害に強いまちづくりを進める。

また、市街地化が進みつつある周辺部においては、スプロール化を未然に防止するため、

土地区画整理事業の導入を促進し、道路、公園等の都市基盤の整備を先行的に行うことにより、良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指すよう努める。

(4) 大規模盛土造成地【地震・津波災害編用】

県及び町は、大規模盛土造成地の位置や、規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第2節 予防行政の充実強化

1 防火管理の徹底

消防は、消防法第8条の規定が適用される防火対象物の管理について権限を有する者に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成とそれに基づく消火・通報・避難訓練の実施等を指導し、防火管理の徹底を図るものとする。

2 消防用設備等の設置促進及び維持の適正化

消防は、防火対象物の関係者に対し、火災が発生した場合の、早期発見、初期消火、適切な避難により、被害の軽減と人命の安全を確保するため、適正な消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的な点検等の実施により、常時有効に機能するよう維持管理の適正化を指導するものとする。

3 防火対象物の点検及び報告

消防は、一定の防火対象物について、防火対象物点検資格者による定期的な点検及びその結果の報告を行わせ、一定の防火基準に適合する場合には「防火優良認定証」又は「防火基準点検証」を表示させる。

また、防火対象物定期点検報告制度の対象外の施設については、自主的な点検を行わせ、「防火自主点検済証」を提示させる。

※資料3-8 防火対象物一覧表

4 消防同意の厳正な運用

消防は、建築許可等における消防同意の厳正な運用を図るものとする。

5 予防査察の徹底

消防は、火災予防のため、計画的かつ継続的に予防査察を実施するものとし、消防法令に違反しているものに対しては、改善指導等を行い、違反の是正を徹底する。

また、一般住宅に対しても、火災予防運動期間等を利用するなどにより「防火診断」等を実施し、火災予防の周知徹底を図るものとする。

第3節 林野火災予防対策

1 林野火災に強い地域づくり

- (1) 町、富山森林管理署及び県は、防火林道、防火森林の整備等を実施する。
- (2) 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

2 広報活動の充実

町、県及び防災関係機関は、林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、農山間住民、小中学校生徒等を対象として広報活動を実施することとし、駅、役場、学校、林道及び登山口にポスター、警報板等を配備するほか、テレビ、ラジオ、有線放送、新聞等の報道機関を通じて、林野火災予防意識の啓発を図る。

3 予防体制の強化

町、県、富山森林管理署、森林組合及び消防等防災関係機関は連絡調整を図り、林野火災予防のための適切な資機材の配置、管理を含め、効果的な予防体制を確立するものとし、特に次の事項に重点を置き実施するものとする。

- (1) 森林レクリエーション施設の設置者、又は管理者は、休憩所の吸殻入れや炊飯場所における簡易防火施設等を整備するものとする。
- (2) 町は、異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適正に行う。
- (3) 林業関係者、消防等は密接な連携の下に、消防訓練、研究会等を開催し、地域の実情に即した予防対策を講ずるものとする。
- (4) 町、県及び防火関係機関は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化するものとする。

第4節 大火危険気象に対する予防措置

1 火災警報の発表

町長は、火災予防上危険であると認められる気象状況にある場合は、必要に応じて消防法第22条の規定により火災警報を発する。

町長は、火災警報を発表又は解除した時は、速やかに関係機関に周知するとともに、県知事に報告しなければならない。

2 消防機関の警戒措置体制の確保

消防は、警戒措置体制の確保に努めるものとし、火災警報が発表された場合に行う消防機関の警戒計画をあらかじめ定めておくものとする。

3 防火対象物の警戒

町長及び消防は、防火対象物の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防に出動を要

請するほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等、火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合、著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物、又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

※資料3-8 防火対象物一覧表

4 消防機関の点検整備と災害時の出動体制

消防は、消防機械の点検整備をするとともに、災害時の出動体制を確立するものとし、所要の計画をあらかじめ定めておくものとする。

5 火災発生防止の緊急措置

消防は、住民に火災発生防止の啓発を図るため、予防広報計画、特別予防査察実施計画をあらかじめ定めておくものとする。

第5節 防災活動体制の整備

第2編（風水害編）第1章「第4節 防災活動体制の整備」（P55）を準用する。

第6節 救援・救護体制の整備

第2編（風水害編）第1章「第5節 救援・救護体制の整備」（P66）を準用する。

第7節 防災行動力の向上

第2編（風水害編）第1章「第6節 防災行動力の向上」（P81）を準用する。

第2章 火災応急対策

第1節 火災警報等の伝達

気象、火災に関する警報等の発表内容、基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図るものとする。

1 火災気象通報

富山地方気象台が消防法第22条第1項の規定により、知事に通報する火災気象通報の実施基準は、同気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

2 火災警報の発表

町長は、消防法第22条の規定により町域を対象として、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じて、火災警報を発表するものとする。

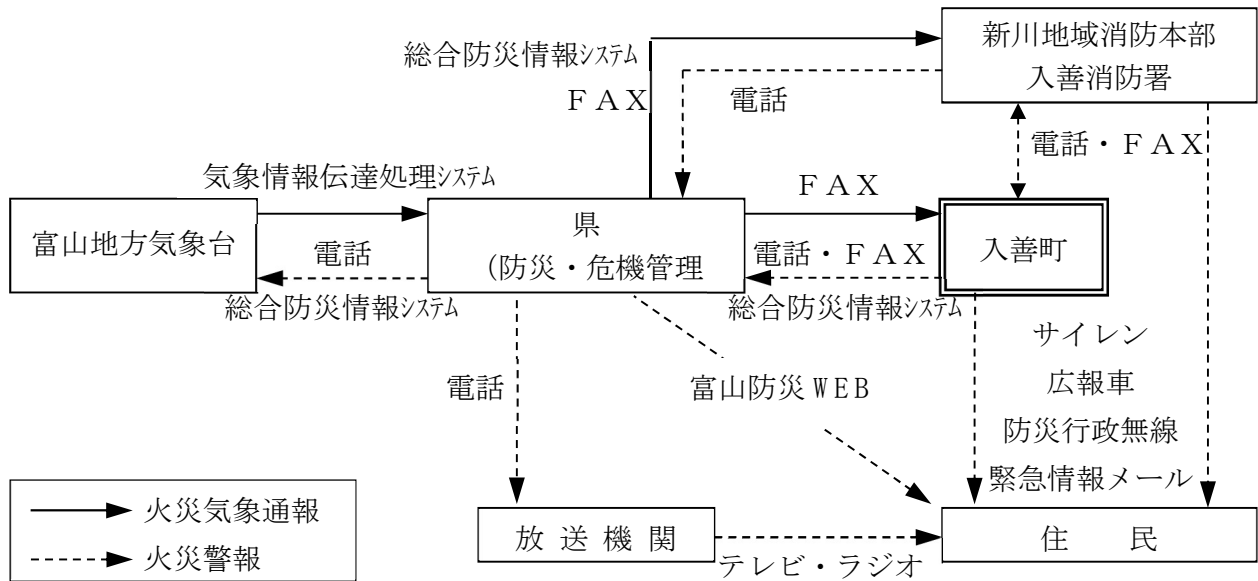
3 伝達体制

(1) 町長は、火災警報を発したとき又は解除したときには、消防と連携し、電話、FAX、防災行政無線、サイレン呼鳴、広報車等により住民及び関係機関に周知徹底を図る。

また、総合防災情報システムにより県（防災・危機管理課）に連絡するものとし、併せて火災警報発表時の管内の気象状況を電話又はFAXにより連絡するものとする。

(2) 伝達系統は次のとおりである。

【火災警報等連絡系統図】



第2節 応急活動体制

大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれがある場合は、町、消防及び消防関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、町は、災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 町の活動体制

町長は、町域に大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれのある場合には、防災関係機関や県及び他市町村などの協力を得て、災害応急対策を実施する。このため、必要に応じて、災害対策本部を設置する。

(1) 職員の動員体制

ア 動員体制基準

第2編（風水害編）第2章第3節「1 職員の動員体制」（P106）を準用する。

(2) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置

町長は、収集された情報により多数の死傷者、避難者が発生している場合又は林野火災が広範囲に延焼拡大している場合で、必要と認めるときは、直ちに災害対策本部を設置し応急対策に当たるものとする。

イ 組織

災害対策本部の組織については、第2章第3節「2 災害対策本部の設置」（P108）に定める組織を準用する。

2 災害救援ボランティアの受け入れ

第2編（風水害編）第2章第3節「3 災害救援ボランティアとの連携」（P116）に定める内容を準用する。

第3節 情報の収集・伝達

町、消防及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

1 被害状況等の収集・伝達活動

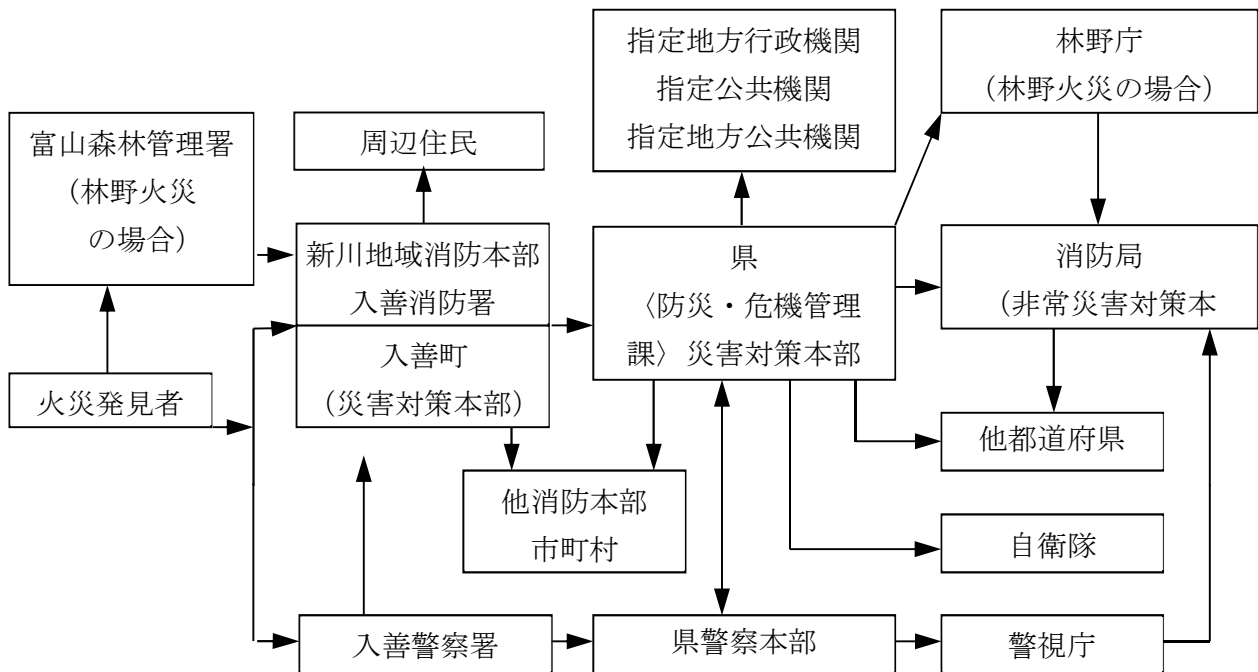
被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

(1) 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。

【火災被害情報等の収集・伝達系統図】



※資料7-1 入善町防災行政無線局一覧表

(2) 被害情報等の伝達手段

町及び防災関係機関は、次の手段により被害情報等を伝達する。

ア 被害情報等の伝達は、富山県防災行政無線・電話・FAXのうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。

イ インターネットの活用等についても有効に活用できるよう体制の整備を図るものとする。

(3) 被害状況の報告

ア 町

町及び消防は、町内に被害が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県災害対策本部に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部に報告する。

イ 事業者の活動体制

林野火災が発生したときは、林業関係事業者は、消防、警察等との連携を図り初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

2 通信連絡体制

消防は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、応急活動を円滑に遂行する。

3 広報活動

人心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を住民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

住民への情報提供に当たっては、総務部秘書広報班が担当し、記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

(1) 広報の内容

ア 被災者への情報

防災関係機関は、被災者家族等のニーズを十分把握し、火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供するものとする。

イ 住民への的確な情報

防災関係機関は、住民に対し、火災の状況、安否情報、道路交通規制等の状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

(2) 防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行うものとする。

(3) 関係機関の応援協力

ア 報道機関は、防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための資料提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

ウ 各報道機関は、災害時には相互の連絡体制の強化に配慮する。

第4節 消火活動

木造建物の密集地域やフェーン現象下で火災が発生した場合、その延焼拡大により多くの人命の危険が予想される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所等は可能な限りの初期消火を行う。

一方、消防は全機能をあげて延焼の拡大防止、避難の安全確保に努める。

1 住民の活動

火災が発生した場合は、住民はまず身の安全を確保し、消火器等で初期消火を行うとともに、速やかに消防に通報し、隣人に大声で助けを求める。

また、火災を発見したときは、速やかに消防に通報するとともに、可能な限り初期消火に協力するものとする。

2 自主防災組織、事業所の活動

(1) 自主防災組織の活動

ア 火災が発生したときは、消防に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポンプ等を活用し、水路、消火栓等あらゆる消防水利を活用して、初期消火活動に当たる。

なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。

イ 消防が到着したときは、協力して消火活動に当たる。

(2) 事業所の活動

ア 従業員は火災を発見した場合、事業所内の警備員室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

また、ガスの供給遮断や、油類等の流出の防止等必要な防災措置を講ずる。

イ 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物への引火等、火災が拡大すると判断される場合は、付近の住民に避難を呼びかける。

ウ 必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導に当たっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

3 消防機関の活動

消防は、火災状況を把握すると同時に、効率的な消防活動を行い、早期鎮圧と延焼阻止に努める。

※資料8-4 消防組織・消防力一覧表

(1) 新川地域消防本部の活動

ア 火災発生状況の把握

新川地域消防本部は、住民からの通報、消防防災ヘリコプター等からの情報提供により、火災の概括的な状況を早期に把握し、防災関係機関に連絡する。

イ 職員の参集体制等

新川地域消防本部は、火災の延焼拡大に備え職員の参集基準を明確にするなど職員参集

体制を確立する。

ウ 消防活動

新川地域消防本部は、消防団と協力しながら把握した情報をもとに火災の種類、規模に応じ、迅速かつ効率的な消防活動を行う。

- (ア) 火災が延焼拡大し、個々の消防隊では対応できない場合は、部隊を集中運用するなど効果的な消火活動を展開し、人命の確保と重要地域の防御に当たる。
- (イ) 火災が延焼拡大し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難路や避難場所の確保等避難者の安全確保対策を優先的に実施する。
- (ウ) 人命救助事象が発生した場合は、消火活動に優先して救助活動に当たる。
- (エ) 工場、危険物貯蔵施設等から出火した場合又は既に同施設等が延焼している場合においては、住民の立入禁止、住民の避難誘導の安全措置を講ずるとともに、周辺地域の延焼阻止など被害の拡大防止のため、消防力の集中運用により鎮圧を行う。

(オ) 延焼阻止線

延焼火災を阻止するため、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して延焼阻止線を設定する。

(カ) 重要施設に対する消火活動

火災が延焼拡大しているときは、避難者の受入施設、救護物資の集積場所、病院等の救護施設、応急復旧に直接必要な防災対策の中核機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設等、重要施設及びその周辺区域に対して重点的な消火活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は地域に密着した消防として、管轄区域の被災情報の収集、出火防止等の住民指導のほか、火災その他の災害に対して現有装備を効果的に活用して消防活動に当たる。

ア 出火の防止

火災の発生と同時に付近の住民に対し、出火の防止と初期消火の呼びかけを行う。

イ 情報収集活動

自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、入善消防署等に伝達する。

ウ 消火活動

消火活動あるいは避難道路、避難場所確保のための消火活動を行う。

エ 救助救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

オ 避難方向の指示

避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等の確かな情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

4 消防応援要請

第2編（風水害編）第2章第6節「1 広域応援要請 （2）消防応援要請」（P131）を準用する。

第5節 林野火災応急対策

1 林野火災の消火活動体制

(1) 新川地域消防本部の消火活動体制

ア 消火活動

新川地域消防本部は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によりその変化に応じた措置を取る必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、次の事項を検討して最善の方策を取るものとする。

- (ア) 部隊等の出動区域、順路等
- (イ) 携行する消防資機材
- (ウ) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (エ) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (オ) 応急防火線の設定
- (カ) 消防資機材及び救急資機材の確保と補給方法

イ 消防相互応援

新川地域消防本部は、林野火災の拡大に伴い新川地域消防本部のみで消火できないと判断したときは、消防相互応援協定に基づき、他市町村に対して速やかに応援を要請する。

(2) 空中消火活動体制

新川地域消防本部は、林野火災が発生し、偵察及び空中消火活動が必要と認めるときは、県消防防災ヘリコプターによりこれを実施し、さらに必要な場合は広域応援要請等を行い、応援機関等との連携を図り消火活動を行うものとする。

また、新川地域消防本部は県の支援を受け、空中消火用水利や消火剤等の手配及びヘリコプターの離着陸場等の受入体制の整備を行うものとする。

ア 県消防防災ヘリコプターによる空中消火活動

新川地域消防本部は、林野火災が発生し、空中消火活動等が必要と認めるときは、県に消防防災ヘリコプターによる空中消火活動等を要請する。

イ 広域航空消防応援

新川地域消防本部は、大規模な林野火災が発生し、必要な場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、県を通じて消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請を行う。

ウ 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第6節 災害救助法の適用

第2編（風水害編）第2章「第5節 災害救助法の適用」（P126）を準用する。

第7節 広域応援要請・被災者受入計画

第2編（風水害編）第2章「第6節 広域応援要請・被災者受入計画」（P130）を準用する。

第8節 救助・救急活動

第2編（風水害編）第2章「第7節 救助・救急活動」（P137）を準用する。

第9節 医療救護活動

第2編（風水害編）第2章「第8節 医療救護活動」（P139）を準用する。

第10節 避難活動

第2編（風水害編）第2章「第9節 避難活動」（P143）を準用する。

第11節 交通規制・輸送対策

第2編（風水害編）第2章「第10節 交通規制・輸送対策」（P153）を準用する。

第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第2編（風水害編）第2章「第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給」（P156）を準用する。

第13節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策

第2編（風水害編）第2章「第12節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策」（P160）を準用する。

第14節 警備活動

第2編（風水害編）第2章「第13節 警備活動」（P164）を準用する。

第15節 遺体の捜索、処理、埋葬及び火葬

第2編（風水害編）第2章「第14節 遺体の捜索、処理、埋葬及び火葬」（P165）を準用する。

第16節 ライフライン施設の応急復旧対策

第2編（風水害編）第2章「第15節 ライフライン施設の応急復旧対策」（P168）を準用する。

第17節 公共施設等の応急復旧対策

第2編（風水害編）第2章「第16節 公共施設等の応急復旧対策」（P170）を準用する。

第18節 応急住宅対策

第2編（風水害編）第2章「第18節 応急住宅対策」（P174）を準用する。

第19節 教育・文化財対策

第2編（風水害編）第2章「第19節 教育・文化財対策」（P177）を準用する。

第3章 火災復旧対策

第1節 住民生活安定のための緊急対策

第2編（風水害編）第3章「第1節 住民生活安定のための緊急対策」（P186）を準用する。

第2節 激甚災害の指定

第2編（風水害編）第3章「第2節 激甚災害の指定」（P192）を準用する。

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

第2編（風水害編）第3章「第3節 公共土木施設の災害復旧計画」（P193）を準用する。

第4編 事故災害編

第1章 海上災害対策

第1節 海上災害予防対策

1 海上交通の安全確保

海上災害の発生防止のためには、海上交通の安全確保が基本である。このため、町は、伏木海上保安部をはじめ、防災関係機関と連携し、各種施策を推進する。

(1) 海上交通の安全に関する情報の充実

ア 町は、船舶などの海上交通の安全に資するため、富山地方気象台より海上風・海霧等の気象状況、波浪・海面水温等の水象状況及び地震・津波等の状況についての情報並びに気象・高潮・波浪等に関する予警報等の通知を受けた場合には、迅速かつ適切に漁業協同組合等との連携を図り、事故の防止に努める。

イ 小型船舶を運航する者は、船舶運航の安全を確保するため、通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 船舶の安全な運行の確保

町及び防災関係機関は、船長等に対して船舶の安全運行を確保するため、発航前点検の励行、操練の適切な実施等について、指導を強化していくものとする。

(3) 海上防災思想の普及

町は、伏木海上保安部と連携し、船長等に対して、海難防止、海上災害防止に関する海難事故防止講習会等への参加を呼びかけ、海上防災思想の普及に努める。

(4) 海上交通環境の整備

漁港管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

(5) 事故対策の推進及び各種データの保存

ア 町は、再発防止のため、伏木海上保安部が実施する海上災害防止に関する調査研究に協力する。

イ 漁港管理者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

2 防災活動体制の整備

第2編（風水害編）第1章「第4節 防災活動体制の整備」（P55）を準用する。

3 救援・救護体制の整備

海上災害予防対策として、発災直後から、まず、人命の安全確保を最優先におき、捜索活動体制の整備、救助・救急活動体制の整備及び消防力の強化を推進し、被害の可能な限りの軽減に努めるものとする。

(1) 捜索・救助・消火体制の整備

ア 消防は、次の事項において伏木海上保安部と情報を交換するとともに、適切な合同訓練を実施して連携を図り、消防体制の整備に努める。

(ア) 資機材の保有状況

(イ) 消火活動要領及び連絡周知系統の作成

(ウ) 必要資機材の整備の促進

イ 消防は、海上災害用消防用機械・資機材の整備促進に努める。

また、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

(2) 医療救護体制の整備

第2編（風水害編）第1章第5節「2 医療救護体制の整備」（P69）を準用する。

4 危険物等防除体制の整備

船主等の防除責任者は、大規模な危険物等の流出が生じた場合に速やかに海上回収を図り、沿岸への漂着を阻止するため、また、漂着した危険物等を除去するために回収資機材等の備蓄、整備等の防除体制の整備を図るものとする。

町は、県及び伏木海上保安部と連携し、大量の危険物等が広範囲に漂着した場合に備え、必要に応じて除去資機材の備蓄等を図る。また、必要に応じて、防災関係機関の応援及びボランティアの受け入れのための体制整備を図る。

(1) 防災資機材の整備及び備蓄等

町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、必要に応じ、漂着油の除去等に必要な資機材の整備を図る。

また、関係機関における危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況の把握に努めるとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制の整備を図る。

(2) ボランティアの受入体制の整備

第2編（風水害編）第1章第5節「4 災害救援ボランティア活動の支援」（P78）を準用する。

5 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

(1) 防災訓練の実施

町は、伏木海上保安部、警察、消防等が実施する危険物等の大量流出を想定した訓練に積極的に参加するとともに、町内の自主防災組織、漁港管理者等の参加を呼びかける。

(2) 実践的な訓練と事後評価

ア 伏木海上保安部等の防災関係機関が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間等の様々な条件設定が、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

イ 訓練後には評価を行って、課題を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

第2節 海上災害応急対策

周辺海域において船舶の座礁、接触、衝突及び沈没等による災害並びにこれらの災害による大量の流出油事故及び流出油の火災が発生した場合、「富山県沿岸排出油等防除協議会」に基づく関係機関相互の緊密な連携の下に、災害の種類、規模及び態様に応じた人命救助や消火活動等の的確な対策を講ずる。

また、地震、津波、その他の災害によって、同様の対策が必要となった場合も、本計画に準じた対策を実施する。

1 町の活動体制

大規模な海上災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、町、消防、警察及び防災関係機関は、一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、また、危険物等が大量に流出した場合には、その防除に努め、被害を最小限にとどめるよう努力するものとする。

このため、町、県及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

(1) 責務

町は、町域付近の海上に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、法令、県地域防災計画及び本計画に定めるところにより、伏木海上保安部、県、他市町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する機能を最大限に発揮して、応急対策を実施する。

(2) 活動体制

ア 町は、被害規模の状況により、災害対策本部を設置し、応急対策に必要な職員を配置する。

イ 町は、災害対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる動員体制及び服務に対する基準を定める。

ウ 町は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、新川地域消防本部及び防災関係機関に通報する。

エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常動員体制や情報連絡体制を整備する。

2 危険物等の大量流出に対する応急対策

船舶等からの大量の危険物等が流出した場合、まず、原因者が防除活動の一義的責任を負うのが原則であるが、大量の危険物等が広範囲に漂流、漂着した場合には、漂着状況の把握やその回収に大量の労力と資機材が必要になるため、これらの防除活動を原因者の処理のみに依存したのでは、その被害を局限することが困難である。

したがって、大量の危険物等が流出し、沿岸への漂着、水産資源の汚染、環境破壊等が予想される場合は、伏木海上保安部、県、町、防災関係機関、関係団体等は、必要に応じ、一体となって速やかに防除活動を実施し、危険物の拡散を最小限度に抑えるとともに、沿岸に漂着した危険物等の除去及び回収に係る措置を講ずるものとする。

(1) 町の措置

- ア 危険物等の漂流、漂着、又は危険物等火災に対処するため、町域付近の海面の巡回監視を実施するものとする。
- イ 危険物等が漂流又は漂着するおそれのある地域住民に対し、危険物等の状況を広報し、火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を呼びかけるとともに、危険物等火災が沿岸に及ぶおそれのある場合には、避難指示等を行い、海岸が著しく汚染されるおそれのある場合には、必要に応じ、除去等の必要な措置を講ずる。

(2) 漁港、海岸及び河川管理者の措置

- ア 危険物等の漂流、漂着又は危険物等の火災に対処するため、所管区域の巡回監視を実施するものとする。
- イ 危険物等により、漁港等の機能に何らかの影響が出る又は海岸が著しく汚染されるおそれのある場合には、必要に応じ、町と協議調整を図りながら防除、除去等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 消防、警察の措置

消防及び警察は、危険物等が大量流出した場合、必要に応じ、警戒活動等を行うとともに、避難誘導活動等を行う。

(4) 災害救援ボランティアの受け入れ

第2編（風水害編）第2章第3節「3 災害救援ボランティアとの連携」（P116）に定める内容を準用する。

3 二次災害等の防止活動

(1) 二次災害の防止

ア 海上交通の安全の確保

伏木海上保安部は、海上災害の現場付近における船舶の航行安全確保に努めるものとする。

- (ア) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報については、船舶への情報提供を行うものとする。
- (イ) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、誘導を行うものとする。
- (ウ) 海上災害の発生により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。
- (エ) 海難船舶又は漂流物、沈没物及びその他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、及びその他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告若しくは指導するものとする。

イ 気象情報の伝達

富山地方気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪、海面水温等水象の状況を観測し、これらに関する状況、あるいは予報及び警報の情報を発表するものとする。

(2) 治安の維持

伏木海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努めるとともに、必要に応じ、巡視船艇により、犯罪の予防、取締りを行うものとする。

(3) 風評被害の防止

県及び関係団体は、市場調査等を実施し、安全な水産物の安定的供給の確保（汚染魚の流通の防止等）に努め、積極的に情報提供を行い、風評被害の防止に努めるものとする。

第3節 海上災害復旧対策

1 公共施設の復旧事業

町及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧作業を行うものとする。

復旧に当たっては、可能な限り、復旧予定時期を明示するものとする。

また、環境に配慮しつつ、必要な措置を講じるものとする。

第2章 航空災害対策

第1節 航空災害予防対策

1 防災活動体制の整備

第2編（風水害編）第1章「第4節 防災活動体制の整備」（P55）を準用する。

2 消火・救援・救護体制の整備

（1）消火体制

第2編（風水害編）第1章第5節「1 消防力の強化 （2）消火体制等の整備」（P67）を準用する。

（2）救助・救急体制

第2編（風水害編）第1章第5節「1 消防力の強化 （3）救助・救急体制の整備」（P68）を準用する。

（3）医療救護体制の整備

第2編（風水害編）第1章第5節「2 医療救護体制の整備」（P69）を準用する。

（4）緊急輸送活動体制の整備

ア 道路管理者及び警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

イ 警察は、発災時において、交通規制が実施された場合の車両運転者の取るべき措置等について、周知を図るものとする。

第2節 航空災害応急対策

本町及びその周辺において航空機災害が発生した場合、町及び関係機関は、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

なお、災害対策本部を設置しない場合で、避難所の開設等の対策を講ずる必要がある場合は、第2編（風水害編）第2章第3節「2 災害対策本部の設置 （3）組織」（P109）に定める分掌事務に従って、関係各課及び入善消防署が活動する。

1 災害情報の収集・伝達

町、県及び防災関係機関は、航空災害の発生に際し、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、迅速かつ的確な災害情報の収集、伝達に努め、災害状況の実態を的確に把握するものとする。

2 消火・救助・救急活動

- (1) 消防は、負傷者の救助・救急活動及び消火活動を実施する。
- (2) 消防は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するとともに、消防活動の円滑化を期するため、警察等の防災関係機関と連携して必要に応じ警戒区域の設定等を行う。
- (3) 必要な場合は、緊急消防援助隊等の応援を要請する。

3 交通規制

町及び消防は、警察と協議の上、災害現場に通じる道路及び周辺道路の通行の一時的な禁止又は制限を行う。

4 身元の確認等

多数の死者が発生した場合の身元確認等については、第2編(風水害編)第2章「第14節 遺体の捜索、処理、埋葬及び火葬」(P165)に準ずる。

5 災害広報の実施

人心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施への協力を求めるため、町は、被害の状況、応急対策の実施状況について広報活動を行う。住民への情報提供に当たっては、県等と協議し、また、窓口を一元化し、適時適切に正確な情報を提供するよう努める。

第3章 鉄道災害対策

第1節 鉄道災害予防対策

1 鉄道交通の安全確保

鉄道災害の発生防止のためには、鉄道交通の安全確保が基本である。このため、鉄道事業者をはじめ防災関係機関は、鉄道交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を推進するものとする。

(1) 鉄道交通の安全に関する防災知識の普及

踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

(2) 鉄道施設・設備の整備・充実等

大規模鉄道事故の防止のため、軌道・踏切等の施設の保守点検を適切に実施するとともに、設備の整備・充実を図るなど、鉄道施設周辺の安全を確保するものとする。また、被害が更に拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講ずるものとする。

2 防災活動体制の整備

第2編（風水害編）第1章「第4節 防災活動体制の整備」（P55）を準用する。

3 消火救援・救護体制の整備

(1) 消火体制の整備

ア 鉄道事業者の体制

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制整備に努めるとともに、消防との連携強化に努めるものとする。

イ 消防機関等の体制

第2編（風水害編）第1章第5節「1 消防力の強化（2）消火体制等の整備」（P67）を準用する。

(2) 救助・救急体制の整備

ア 鉄道事業者の体制

(ア) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難誘導等を行うための体制整備に努めるとともに、消防との連携強化に努めるものとする。

(イ) 鉄道事業者は、公安委員会、その他の関係機関の協力の下に、事故災害時の応急活動に必要となる人員、又は応急資機材等の輸送車両の整備に努めるものとする。

イ 消防機関等の体制

第2編（風水害編）第1章第5節「1 消防力の強化（3）救助・救急体制の整備」（P68）を準用する。

(3) 医療救護体制の整備

第2編（風水害編）第1章第5節「2 医療救護体制の整備」（P69）を準用する。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

ア 道路管理者及び警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の管理体制を整備するものとする。

イ 警察は、発災時において、交通規制が実施された場合の車両運転者の取るべき措置等について、周知を図るものとする。

4 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

(1) 防災訓練の実施

ア 鉄道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察、消防をはじめとする町の防災訓練に、積極的に参加するものとする。

イ 鉄道事業者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 鉄道事業者及び町が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間等の様々な条件設定が、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

イ 訓練後には評価を行って、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第2節 鉄道災害応急対策

大規模鉄道事故が発生した場合は、迅速に被害状況等を把握し、救助・救急活動を行うものとする。また、鉄道事業者は、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保するものとする。

1 情報の収集・伝達及び連絡体制

大規模鉄道事故が発生した場合には、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関等に伝達することが災害応急対策を実施する上で重要である。そのため、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にするなど、情報収集・連絡体制を確保するものとする。

2 活動体制及び応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するため、各関係機関は速やかに活動体制を整えるものとする。

(1) 鉄道事業者が実施する対策

ア 被害拡大防止措置

(ア) 関係列車の非常停止の手配

(イ) 乗客の避難

イ 活動体制の確立

(ア) 職員の非常招集

(イ) 情報収集連絡体制の確保

(ウ) 対策本部の設置

(2) 広域応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、町は、広域応援を要請し、また、他の市町村からの要請に応じて応援を行う。

ア 町は、町内で鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他市町村に応援を求める。

イ 町は、他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

(3) 自衛隊派遣要請

町は、鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により、必要があれば直ちに、第2編（風水害編）第2章「第6節 広域応援要請・被災者受入計画」（P130）を準用し、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 消火・救助・救急活動

町、県及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して、互いに連携し、迅速な救助・救急・消火活動に努めるものとする。

(1) 町が実施する対策

町は、第3編（火災編）第2章「第4節 消火活動」（P204）、並びに第2編（風水害編）第2章「第7節 救助・救急活動」（P137）及び「第8節 医療救護活動」（P139）を準用する。

(2) 鉄道事業者が実施する対策

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う救助・救急活動及び初期消火活動に可能な限り協力するよう努めるものとする。

4 代替交通手段の確保

大規模鉄道事故が発生したときには、鉄道利用者の生活に支障のないよう、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に、努めるものとする。

5 関係者等への情報伝達活動

町、鉄道事業者及び防災関係機関は、災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、これらの情報を正確かつきめ細かに提供するものとする。また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも、随時、情報の提供を行うものとする。

(1) 被災者家族等への情報伝達活動

町、鉄道事業者及び防災関係機関は、相互に緊密な連絡を取り合いながら、鉄道事故の状況、安否情報、受入医療機関の状況を常に把握し、家族等に役立つ情報を適切に提供するものとする。また、このために必要な人員を配置し、報道機関等の協力を得ながら、随時、情報の更新を行うものとする。

(2) 一般住民への情報伝達活動

鉄道事業者は、鉄道の運行状況など、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。

第4章 道路災害対策

第1節 道路災害予防対策

1 道路交通の安全確保

道路災害の発生防止のためには、道路交通の安全確保が基本である。このため、道路管理者をはじめ防災関係機関は、道路交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を推進するものとする。

(1) 道路交通の安全に関する情報の充実

ア 気象情報の伝達

道路管理者は、富山地方気象台による気象等に関する情報を有効に活用するため、富山地方気象台と協力して、情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

イ 異常現象の発見及び情報提供

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制整備を図るものとする。

ウ 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応などの防災知識の普及を図るものとする。

(2) 道路施設等の整備

ア 道路施設の整備

(ア) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

(イ) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図るものとする。

(ウ) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

(エ) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を、計画的かつ総合的に実施するものとする。

(3) 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施するものとする。

(4) 各種データの整備保存

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

2 防災活動体制の整備

第2編（風水害編）第1章「第4節 防災活動体制の整備」（P55）を準用する。

3 消火救援・救護体制の整備

（1）消火体制の整備

第2編（風水害編）第1章第5節「1 消防力の強化 （2）消火体制等の整備」（P67）を準用する。

（2）救助・救急体制の整備

第2編（風水害編）第1章第5節「1 消防力の強化 （3）救助・救急体制の整備」（P68）を準用する。

（3）医療救護体制の整備

第2編（風水害編）第1章第5節「2 医療救護体制の整備」（P69）を準用する。

（4）危険物の除去体制の整備

町、道路管理者、県及び消防は、事故車両からの危険物の流出時に的確な除去活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

（5）緊急輸送活動体制の整備

第4編（事故災害編）第3章第1節「3 消火救援・救護体制の整備 （4）緊急輸送活動体制の整備」（P219）を準用する。

4 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

（1）防災訓練の実施

ア 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図るものとする。

イ 道路管理者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

（2）実践的な訓練の実施と事後評価

ア 道路管理者、町及び県が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間等の様々な条件設定が実践的なものとなるよう工夫するものとする。

イ 訓練後には評価を行って、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 道路災害応急対策

自然災害・事故等が発生した場合は、迅速に被害状況等を把握し、救助・救急活動を行うものとする。また、必要に応じ、う回道路の選定、交通規制等の災害応急対策を行うことで、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行うものとする。

1 情報の収集伝達及び通信体制の確保

道路災害が発生した場合には、被害状況を迅速かつ的確な把握し、関係機関等に伝達することが、災害応急対策を実施する上で重要である。そのため、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にするなど、情報収集、連絡体制を確保するものとする。

- (1) 道路管理者は、巡視の結果等について、災害の発生又はそのおそれがある場合、速やかに各関係機関へ通報するものとする。
- (2) 町は、巡視の結果や通報等により入手した情報について、富山県防災行政無線等を活用して、速やかに県及び関係機関へ通報する。
- (3) 道路管理者は、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努めるものとする。

2 消火・救助・救急活動

消火・救助・救急活動の実施については、第3編(火災編)第2章「第4節 消火活動」(P204)並びに第2編(風水害編)第2章「第7節 救助・救急活動」(P137)及び「第8節 医療救護活動」(P139)を準用する。

3 応急活動の実施

自然災害・事故等が発生したときには、緊急車両等の通行を確保するため、国・県・警察と連携を図りながら速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施して、被害を最小限にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

- (1) 道路管理者及び漁港管理者は、緊急の必要があると認めるときは、緊急車両の通行を確保するため、道路区間の指定を行い、運転者等に対し車両の移動等を命ずるものとする。なお、運転者がいない場合等には、道路管理者及び漁港管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

この場合において、道路管理者及び漁港管理者は、やむを得ない必要があるときには、他人の土地の一部を使用できるほか、竹木等障害物の処分を行える。

また、路上障害物除去、緊急交通路確保等の応急活動を実施するものとし、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、う回道路の設定等の措置を執るとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供するものとする。

- (2) 町は、町内の道路施設(橋りょう等を含む。)の被害について、速やかに県に報告し、警察等各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

4 関係機関との協力体制の確立

関係機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施できる体制を確立する。

- (1) 町は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、相互に協力して、効率的な人員、資材の運用に努める。
- (2) 関係機関は、パトロール等による巡視の結果や通報等の情報を速やかに町等へ通報するものとする。また、町等から入手した情報を道路復旧に活用するなど、より効率的な災害応急

対策活動体制の確立に努めるものとする。

5 関係者等への情報伝達活動

道路管理者は、道路災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、これらの情報を正確かつきめ細かに提供するものとする。また、報道機関の協力を得ながら、随時、被災者家族や、地域住民等への情報提供について更新を行うものとする。

6 道路施設（橋りょう等を含む。）の応急復旧活動

道路管理者は、道路交通の早期回復のため、道路施設（橋りょう等を含む。）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施するものとする。

道路管理者は、パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行い、その工法等については、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して、適切な方法を選択するものとする。

第3節 道路災害復旧対策

1 道路施設の復旧事業

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定時期の明示

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第5章 危険物等災害対策

第1節 危険物等災害予防対策

石油類等の危険物、高圧ガス等の貯蔵又は取り扱いについては、その不備が直ちに災害の原因になり得ることや、災害を拡大させる要因となることから、関係事業者、町、新川地域消防本部及び県は、災害発生防止のための対策を積極的に推進するものとする。

1 危険物施設等の安全性の確保

(1) 危険物施設

危険物施設において、火災や漏えいが発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、町及び新川地域消防本部は、県の立入検査に協力し、危険物施設の維持管理や危険物の貯蔵、取扱基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、漏えい等の防止に努める。

※資料3-9 類別危険物製造所

ア 町、新川地域消防本部及び県等の措置

(ア) 保安確保の検査及び指導

県は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取り扱いの方法が消防関係法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じて、危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。町及び新川地域消防本部は県の検査・指導等に協力する。

(イ) 危険物輸送の安全化

町、新川地域消防本部、県及び警察は、危険物の移送、運搬車両について、常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、標識の掲示、消火器の設置等を徹底するとともに、移動タンク貯蔵所については、危険物取扱者の乗車、免状の携帯及び移送に関する基準の遵守を、並びに運搬車両については、運搬容器、積載方法及び運搬方法の技術上の基準の遵守を徹底するなど、危険物輸送における災害防止に努めるものとする。

イ 危険物施設の管理者等の措置

(ア) 施設の安全確保

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防関係法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて、定期点検を実施し、基準に適合しない場合には、速やかに補修、交換を行うなど、施設の安全確保に努めるものとする。

(イ) 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程の内容を常に見直し、事業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保などに努めるものとする。

(ウ) 防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化に努めるものとする。

(2) 高圧ガス製造事業所等

高圧ガスの製造事業所や貯蔵所において、爆発や毒性ガス漏えい等の事故が発生した場合には、周辺地域の公共の安全に大きな影響が生じるおそれがある。

このため、高圧ガスの製造及び貯蔵等関係施設の適正な維持・管理や、高圧ガスの取扱基準の遵守等について、関係団体との連携協力により、自主保安体制の推進を図り、高圧ガスによる事故の未然防止に努めるものとする。

※資料3-10 液化石油ガス製造事業所

※資料3-11 液化液化石油ガス特定供給施設等及び工業用消費施設

※資料3-12 液化石油ガス販売所

※資料3-13 一般高圧ガス製造事業所

ア 町及び新川地域消防本部の措置

町及び新川地域消防本部は、県が実施する高圧ガス関係施設の保安検査や立入検査に協力する。

イ 事業所の措置

(ア) 施設の保全と設備管理

事業所の長は、高圧ガス施設が構造基準等に適合するよう維持・管理及び定期自主点検を実施するとともに、老朽化対策や設備改善を積極的に推進し、高圧ガス施設の安全性向上に努めるものとする。

(イ) 自主保安体制の確立

事業所の長は、危害予防規定の内容を常に見直し、事業実態に適合したものとするよう努めるとともに、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施して、安全意識の高揚を図るなど、自主保安体制の確立に努めるものとする。

また、隣接事業所との相互応援協定等の相互協力の促進に努めるものとする。

(ウ) 防災資機材の整備

事業所の長は、高圧ガスの種類や量に応じた消火薬剤、保護具等防災資機材の整備に努めるものとする。

(エ) 通信設備の確保

事業所の長は、緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線、その他の方法による緊急連絡体制を整備し、伝達手段の確保に努めるものとする。

(オ) 運転の緊急停止

大規模な製造事業所においては、異常警報器等と連動し、危険度に応じて関係機器等を自動遮断するシステムの導入に努めるものとする。

(カ) 防災活動

事業所の長は、災害に対応した緊急操作、行動等のシステム化を進めるとともに、定期的な操作訓練及び防災訓練等を実施し、二次災害の防止に努めるものとする。

(3) 火薬類消費事業所等

火薬類の消費場所や火薬庫において事故が発生した場合には、周辺地域の公共の安全に大きな影響が生じるおそれがある。

このため、火薬類の関係施設の適正な維持・管理や取扱基準の遵守等について、関係団体との連携協力により、自主保安体制の推進を図り、火薬類による事故の未然防止に努める。

ア 町の措置

町及び新川地域消防本部は、県が実施する火薬庫等の関係施設の保安検査や立入検査に協力する。

イ 事業所の措置

(ア) 施設の保全と設備管理

事業所の長は、火薬庫等が構造基準等に適合するよう維持・管理及び定期自主点検を実施するとともに、老朽化対策や設備改善を積極的に推進し、関係施設の安全性向上に努めるものとする。

(イ) 自主保安体制の確立

事業所の長は、保安教育計画を定め、計画に従って従業員に保安教育を行うとともに、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施して、安全意識の高揚を図るなど、自主保安体制の確立に努めるものとする。

(ウ) 通信設備の確保

事業所の長は、緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線、その他の方法による緊急連絡体制を整備し、伝達手段の確保に努めるものとする。

(エ) 防災活動

事業所の長は、災害に対応した事故想定訓練を実施するなど、二次災害の防止に努めるものとする。

(4) 毒物劇物取扱施設

ア 毒物劇物取扱施設における予防対策

毒物劇物の多量保有施設に損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、災害予防対策を講じなければならない。

毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法令により予防対策が指導されている。また、前二法により規制を受けない施設については、次の事項を重点として、立入指導を強化する。

(ア) 毒物劇物の屋外貯蔵タンクについては、事故発生時の流出を防止するため、防液堤あるいは貯留槽等の設置措置を推進する。

(イ) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止規程の制定等の自主災害防止対策を推進する。

イ 学校における予防対策

学校においては、理科実験等に使用する化学薬品などの毒劇物を所有しており、これらの化学薬品類の漏えいにより、火災や有毒ガスが発生して被害が拡大されるおそれがあるため、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるものとする。

(ア) 化学薬品類の容器及び収納棚等の転倒落下の防止

(イ) 容器の破損等による化学薬品類の飛散の防止

(ウ) 混合混触発火性物品の近接貯蔵の禁止

(エ) 化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底

(オ) 初期消火用資機材の整備

(5) ガスパイプライン施設

ガスパイプライン施設において、漏えいや火災が発生した場合には、周辺地域へ多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、町は、必要に応じて、県の立入検査に協力し、ガスパイプライン施設の維持管理や取扱基準の遵守等について指導を徹底し、ガスパイプライン施設からの出火、漏えい等の防止に努める。

ア 保安確保の検査及び指導

県は、ガスパイプライン施設の位置、構造、設備の状況及び取り扱いの方法が、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令に定められた基準に適合しているか否かについて、立入検査を実施し、ガスパイプライン施設の所有者、管理者又は占有者に対し、必要に応じて、災害防止に関する助言又は指導を行うものとする。町は、県の検査・指導等に対し、必要に応じて協力する。

イ ガスパイプライン施設の管理者等の措置

ガスパイプライン施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて定期点検を実施し、基準に適合しない場合には、速やかに補修、交換を行うなど、施設の安全確保に努めるものとする。

(6) 防災知識の普及

町、新川地域消防本部、県及び事業者等は、住民に対し、危険物安全週間や防災関連行事を通じて、その危険性を周知するとともに、災害発生時に取るべき行動や避難場所及び避難所での行動など、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。

その際は、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(7) 再発防止対策の実施

町、新川地域消防本部、県及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、その結果を踏まえて、再発防止対策を実施するものとする。

(8) 各種データの整備保存

町、新川地域消防本部、県及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

2 防災活動体制の整備

第2編（風水害編）第1章「第4節 防災活動体制の整備」（P55）を準用する。

3 消火・救援・救護体制の整備**(1) 消火体制等の整備**

第2編（風水害編）第1章第5節「1 消防力の強化（2）消火体制等の整備」（P67）を準用する。

(2) 救助・救急体制の整備

第2編（風水害編）第1章第5節「1 消防力の強化（3）救助・救急体制の整備」（P68）を準用する。

(3) 医療救護体制の整備

第2編（風水害編）第1章第5節「2 医療救護体制の整備」（P69）を準用する。

(4) 危険物等の防除体制の整備

ア 町及び県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

イ 町及び県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等の防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

ウ 町及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備するものとする。

(5) 避難誘導體制の整備

第2編（風水害編）第1章第5節「3 指定緊急避難場所及び指定避難所・生活救援物資等の確保」（P70）を準用する。

(6) 緊急輸送活動体制の整備

第4編（事故災害編）第3章第1節「3 消火救援・救護体制の整備（4）緊急輸送活動体制の整備」（P219）を準用する。

4 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

(1) 防災訓練の実施

ア 消防、警察及び海上保安部は、様々な危険物災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

イ 自主防災組織、消防・警察等防災関係機関及び住民は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

ウ 訓練の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 自主防災組織、町及び県が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を等の様々な条件設定が実践的なものとなるよう工夫するものとする。

イ 訓練後には評価を行って、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第2節 危険物等災害応急対策

危険物等災害が発生した場合、被害が広範囲にわたるおそれがあるため、県をはじめとする各関係機関と連携し、応急対策を実施するものとする。

1 災害情報の収集・伝達

危険物等災害への対応を効果的に実施するため、関係機関相互の密接な連携の下、危険物の種類、性状、量、拡散状況等について、できるだけ正確かつ詳細な情報の入手に努めるとともに、関係機関との情報の共有化を図るものとする。

2 災害応急活動体制の確立

(1) 災害対策本部の設置

町は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策を推進にするための総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知する。

なお、災害応急活動体制については、第2編(風水害編)第2章「第3節 応急活動体制」(P106)を準用する。

(2) 現地合同調整所等の設置

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、町、事業者、県、警察、消防、自衛隊、DMATその他防災関係機関と必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同調整所等を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など各防災関係機関との調整を行う。

現地合同調整所等の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とし、各防災関係機関は本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

3 危険物等の漏えい・拡大防止活動

(1) 大量の危険物を有する危険物施設

災害時、危険物の火災、漏えいが考えられる。その場合、従業員はもとより大量の危険物を有する危険物施設の周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づいた予防規程等が定められ、防災体制が強化されているが、災害時における被害を最小限に抑えるため、関係機関相互の緊密な連携の下に、災害の種類、規模、態様に応じた的確な応急対策を講ずる必要がある。

ア 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、火災、流出等の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、予防規程等に基づき、直ちに危険物の取扱作業を中止し、初期消火活動、危険物の流出防止の対策を講ずるとともに、速やかに消防に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急処置を行うものとする。

イ 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、状況に応じて、消防等関係機関と密接な連携を図り、危険物の回収、拡散防止、救助救急、消火、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止するものとする。

ウ 町、消防及び警察等は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民に、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行うものとする。

(2) 高圧ガス製造事業所等

高圧ガスの製造事業所、貯蔵所及び消費事業所において、高圧ガスの漏えい等の事故が発生した場合、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

このため、事故が発生した場合には、事業所においては、危害予防規程等に定められた防

災体制を直ちに発動するとともに、関係機関相互の緊密な連携の下、事故の種類、規模、態様等に応じた的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。

ア 事業所の長は、高圧ガスの漏えい等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、危害予防規程等に基づき、直ちに高圧ガスの取り扱い作業を中止し、可燃性ガスによる爆発や火災の初期消火活動、毒性ガスの除害活動を講じるとともに、速やかに県及び関係官署に通報し、二次災害防止のための施設の点検等の応急措置に努めるものとする。

イ 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署と連携しながら、高圧ガスの回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努めるものとする。

ウ 町、県及び関係官署は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民等の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行うものとする。

(3) 火薬類消費事業所等

火薬類の消費場所や火薬庫において、火薬類の事故が発生した場合、作業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

このため、事故が発生した場合には、事業所においては、危害防止規程等に定められた防災体制を直ちに発動するとともに、関係機関相互の緊密な連携の下、的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。

ア 事業所の長は、火薬類による事故が発生し、若しくは火薬類が危険な状態となった場合には、直ちに火薬類の取り扱い作業を中止し、初期消火活動や負傷者等の救出活動の対策を講じるとともに、速やかに県及び関係官署に通報し、二次災害防止のための施設点検等の応急措置に努めるものとする。

イ 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署と連携しながら、火薬類の回収、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努めるものとする。

ウ 町、県及び関係官署は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民等の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行うものとする。

(4) 毒物劇物取扱施設

毒物劇物保管施設で事故が発生した場合、毒物劇物が飛散し、流出又は地下に浸透し、保健衛生上、周辺地域住民に対して大きな被害を与えるおそれがある。

このため、事故が発生した場合、施設の責任者は、関係機関相互の緊密な連携の下、的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。

ア 施設の管理者は、毒物劇物による危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危害を防止するための必要な措置を講じるとともに、町、消防、警察に通報するものとする。

イ 施設の管理者は、消防、警察と連携し、負傷者の救出、避難措置、警戒区域の設定及び交通規制等の災害拡大を防止するための措置を講じるものとする。

(5) 学校における毒物劇物取扱対策

化学薬品等毒物劇物を取り扱う学校が、災害により被害を受けた場合、二次災害の防止を図るため、次のような応急対策を講ずる。特に被害の拡大が予想される場合には、専門技術者の応援を求めるとともに、児童、生徒及び周辺住民の避難など、迅速かつ適切な措置を実行する必要がある。

ア 毒物劇物の散逸、飛散、流出、混合の防止に努めるものとする。

イ 毒物劇物の保管場所に近づく者がいないよう、ロープ張りや立看板の設置等、注意を喚起

する措置を取るものとする。

ウ 職員等の身の安全が確保できる範囲で、初期消火活動を行うものとする。

(6) ガスパイプライン施設

ガスパイプライン施設において、漏えいや火災が発生した場合には、周辺地域へ多大な被害が生ずるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づいて予防規程が定められ、防災体制が強化されているが、被害を最小限に抑えるため、関係機関相互の緊密な連携の下、災害の種類、規模、態様等に応じた的確な応急対策を講ずる必要がある。

ア ガスパイプライン施設の管理者は、漏えい、火災等の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、予防規程等に基づき、直ちに流出防止の対策を講ずるとともに、速やかに消防に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急処置を行うものとする。

イ ガスパイプライン施設の管理者は、状況に応じて、消防と密接な連携を図り、救助・救急、消火、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止するものとする。

ウ 町、消防及び警察等は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行うものとする。

4 大気汚染に関する情報の伝達

町は、微小粒子状物質（PM_{2.5}）や、光化学オキシダント等の大気汚染に関する注意報等が発表された場合には、注意喚起のため、必要に応じて、防災行政無線等により、住民に周知伝達する。

※PM_{2.5}…大気中に浮遊している2.5マイクロメートル（1マイクロメートルは、1mmの1千分の1）以下の小さな粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系及び循環器系への影響が懸念されている。

第3節 危険物等災害復旧対策

1 公共施設の復旧事業

町及び県は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定時期の明示

町及び県は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

3 環境への配慮

町及び県は、復旧に当たり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第6章 原子力災害対策

第1節 総則

1 計画の目的

富山県と隣接する石川県、新潟県には、志賀原子力発電所（石川県志賀町）及び柏崎刈羽原子力発電所（新潟県柏崎市・刈羽村）が所在している。町は、志賀原子力発電所から約70km、また、柏崎刈羽原子力発電所から約110kmの距離に位置している。

原子力事故災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、事前対策、応急対策及び中長期対策を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

3 隣接県にある原子力発電所の概要

（1）計画の前提となる原子力発電所の概要

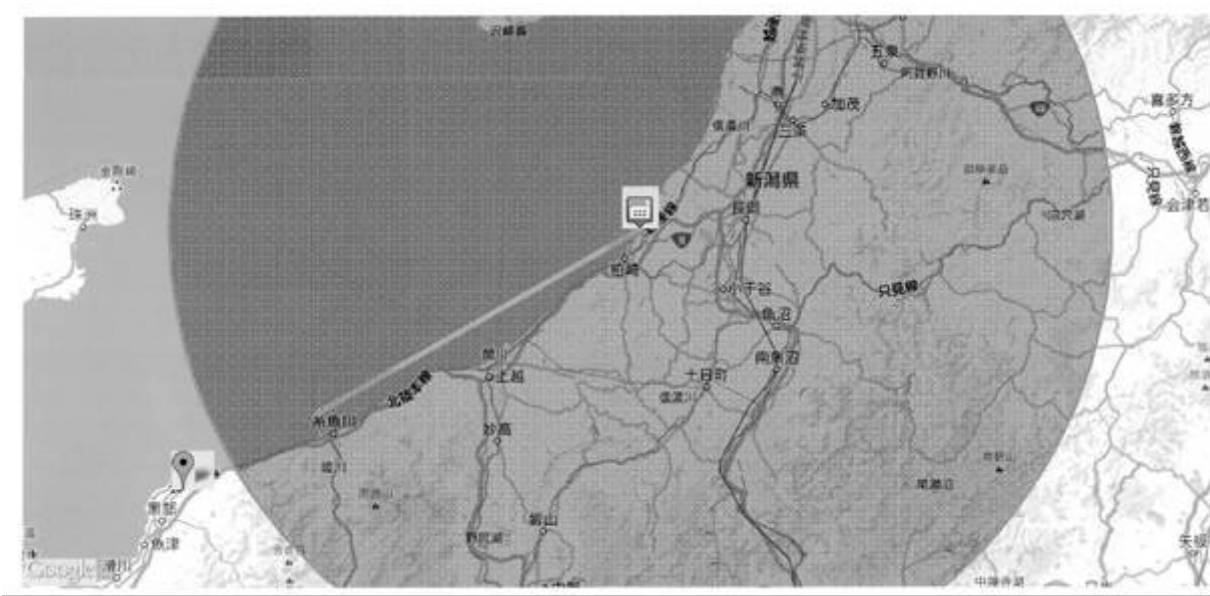
富山県と隣接する石川県には、北陸電力志賀原子力発電所が所在しており、町からは約70kmの距離に位置している。

富山県地域防災計画（原子力災害編）においては、原子力災害対策指針の緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の考え方を踏まえ、志賀原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を、原子力施設からおおむね30kmとしている。

町は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：原子力施設からおおむね半径5km圏）や緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設からおおむね30km圏）には含まれていない。

志賀原子力発電所からおおむね30km圏（UPZ）内に位置する県内の区域は、氷見市のみとなっている。

【柏崎刈羽原子力発電所から100 kmの範囲】

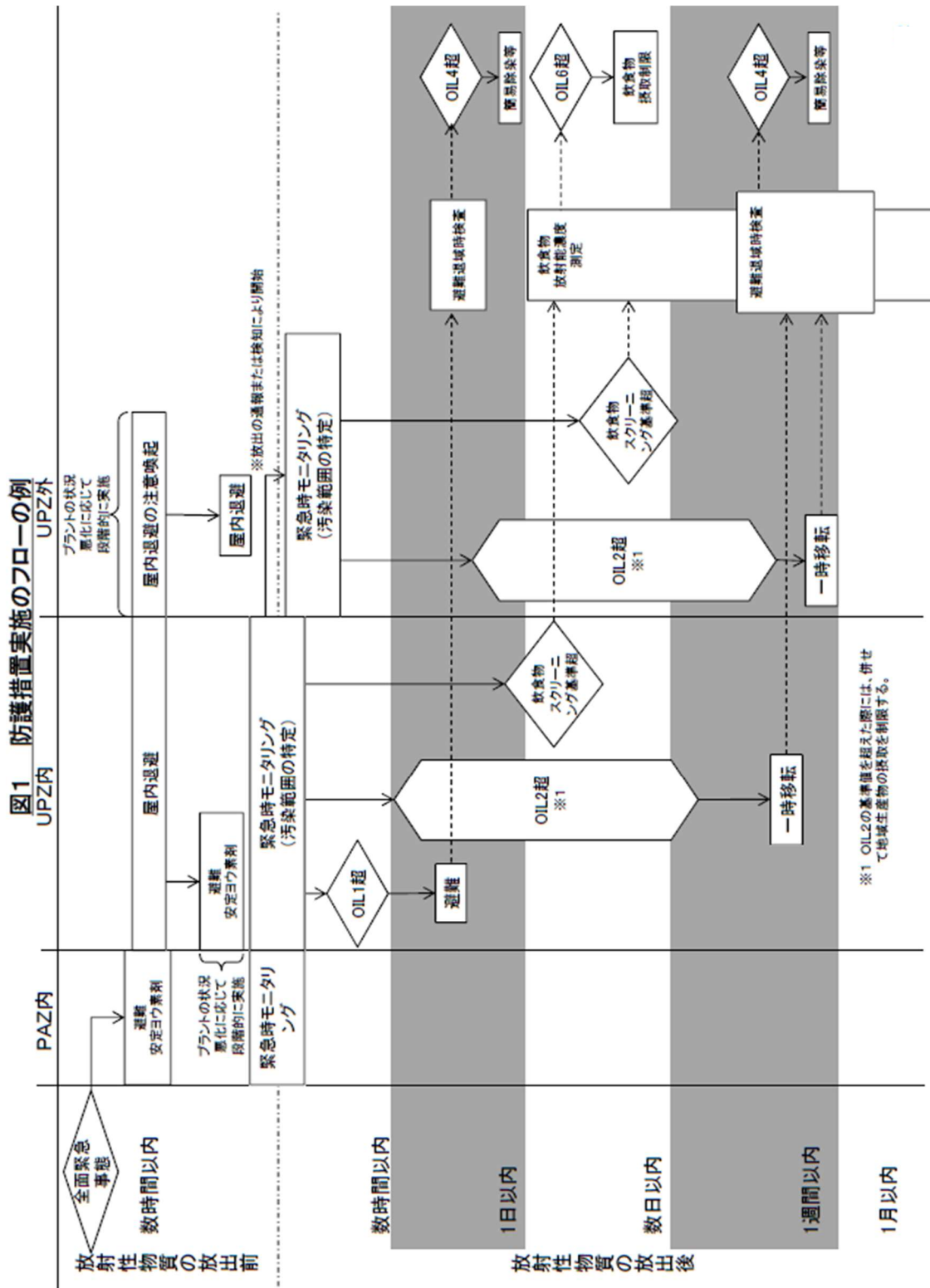


4 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、国の原子力対策指針を踏まえ、緊急事態への対応について、検討しておくこととする。

なお、原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等は、次のとおりである。

【防護措置の実施のフロー図】



【原子力事業者・地方公共団体・国が採ることを想定される措置等】

			P A Z (概ね5 k m)				U P Z (概ね5 ~30 k m)				
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング		
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	○要員参集 ○情報収集、連絡体制の構築	○国へ通報	○敷地境界のモニタリング	—	—	—	—		
		地方公共団体	○要員参集 ○情報収集、連絡体制の構築	○住民等への情報伝達 ○自治体への情報提供	○平常時モニタリングの強化	【避難】 ○要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	○要員参集 ○情報収集、連絡体制の構築	—	○平常時モニタリングの強化		
		国	○要員参集 ○情報収集、連絡体制の構築 ○現地派遣の準備	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○モニタリング情報の収集、分析 ○緊急時モニタリングの準備	【避難】 ○自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	○自治体への参集要請	○報道機関等を通じた情報提供	○モニタリング情報の収集、分析 ○緊急時モニタリングの準備		
	全面緊急事態に該当する場合を除く。	施設敷地緊急事態(原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、)	原子力事業者	○要員追加参集	○国及び自治体へ通報	○敷地境界のモニタリング	—	—	○自治体へ通報	—	
			地方公共団体	○要員追加参集 ○国及び他の自治体に応援要請	○住民等への情報伝達 ○今後の情報について住民等への注意喚起	○緊急時モニタリングの実施	【避難】 ○要援護者等の避難の実施 ○避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ○安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	○要員参集 ○情報収集、連絡体制の構築	○住民等への情報伝達 ○今後の情報について住民等への注意喚起	○緊急時モニタリングの実施	
			国	○要員追加参集 ○現地派遣の実施 ○現地追加派遣の準備	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○緊急時モニタリングの実施及び支援 ○緊急時モニタリングの指示 ○モニタリング情報の収集、分析	【避難】 ○自治体に要援護者等の避難を指示 ○自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ○自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	—	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○緊急時モニタリングの実施及び支援 ○緊急時モニタリングの指示 ○モニタリング情報の収集、分析	
		全面緊急事態(原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。)	原子力事業者	原子力事業者	○要員追加参集	○国及び自治体へ通報	○敷地境界のモニタリング	—	—	○自治体へ通報	—
				地方公共団体	○要員追加参集	○住民等への情報伝達	○平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ○避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ○住民等への安定ヨウ素剤に服用指示	○国及び他の自治体に応援要請	○住民等への情報伝達	○緊急時モニタリングの実施
				国	○要員追加参集 ○現地追加派遣の実施	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○緊急時モニタリングの実施及び支援 ○緊急時モニタリングの指示 ○モニタリング情報の収集、分析	【避難】 ○自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ○自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	○現地追加派遣の準備	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○緊急時モニタリングの実施及び支援 ○緊急時モニタリングの指示 ○モニタリング情報の収集、分析
			地方公共団体	地方公共団体	○要員追加参集	○住民等への情報伝達	○平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ○避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ○住民等への安定ヨウ素剤に服用指示	○国及び他の自治体に応援要請	○住民等への情報伝達	○緊急時モニタリングの実施
				国	○要員追加参集 ○現地追加派遣の実施	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○緊急時モニタリングの実施及び支援 ○緊急時モニタリングの指示 ○モニタリング情報の収集、分析	【避難】 ○自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ○自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	○現地追加派遣の準備	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○緊急時モニタリングの実施及び支援 ○緊急時モニタリングの指示 ○モニタリング情報の収集、分析
				国	○要員追加参集 ○現地追加派遣の実施	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○緊急時モニタリングの実施及び支援 ○緊急時モニタリングの指示 ○モニタリング情報の収集、分析	【避難】 ○自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ○自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	○現地追加派遣の準備	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○緊急時モニタリングの実施及び支援 ○緊急時モニタリングの指示 ○モニタリング情報の収集、分析

UPZ外（概ね30km） ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。				
防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
—	—	—	—	—
—	○要員参集 ○情報収集、 連絡体制の 構築	—	—	【避難】 ○要援護者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
—	○自治体への参集要請	○報道機関等を通じた情報提供	○緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ○自治体に要援護者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
—	—	—	○緊急時モニタリングの準備及び支援	—
【避難】 ○屋内退避準備	○要員参集 ○情報収集、 連絡体制の 構築	○住民等への情報伝達 ○今後の情報について住民等への注意喚起	—	【避難】 ○要援護者等の避難受入れ ○避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
【避難】 ○自治体に屋内退避準備を指示	○自治体への参集要請	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○モニタリング情報の収集、分析 ○緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ○自治体に要援護者等の避難受入れを指示 ○自治体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
—	—	—	○緊急時モニタリングの実施及び支援	—
【避難】 ○屋内避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ○安定ヨウ素剤の服用指示（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ○避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）	○要員参集 ○情報収集、 連絡体制の 構築	○住民等への情報伝達	—	【避難】 ○避難の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ○避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力
【避難】 ○自治体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【安定ヨウ素剤】 ○自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ○自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）を指示	○自治体への参集要請	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○モニタリング情報の収集、分析 ○緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ○自治体に避難の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ○自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力を要請

			PAZ（～概ね5 km）※1				UPZ（概ね5～30 km）		
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング
O I L	O I L 1	事業者 原子力	-	-	-	-	-	○国及び自治体への通報	-
		共団体 地方公	-	-	-	-	-	○住民等への情報伝達	○緊急時モニタリングの実施
		国	-	-	-	-	-	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○モニタリング情報の収集、分析 ○緊急時モニタリングの実施及び支援
	飲食物に係るスクリーニング基準	事業者 原子力	-	-	-	-	-	○国及び自治体への通報	-
		共団体 地方公	-	-	-	-	-	○住民等への情報伝達	○緊急時モニタリングの実施
		国	-	-	-	-	-	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○モニタリング情報の収集、分析 ○緊急時モニタリングの実施及び支援
	O I L 4	事業者 原子力	-	-	-	-	-	○国及び自治体への通報	-
		共団体 地方公	-	-	-	-	-	○住民等への情報伝達	-
		国	-	-	-	-	-	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	-
	O I L 2	事業者 原子力	-	-	-	-	-	○国及び自治体への通報	-
		共団体 地方公	-	-	-	-	-	○住民等への情報伝達	○緊急時モニタリングの実施
		国	-	-	-	-	-	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○モニタリング情報の収集、分析 ○緊急時モニタリングの実施及び支援
	O I L 6	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-
		共団体 地方公	-	-	-	-	-	○住民等への情報伝達	○個別品目の放射性物質の濃度測定を実施
		国	-	-	-	-	-	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集、分析 ○個別の放射性物質の濃度測定を実施

※1…緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提

防護措置	UPZ外 (概ね30km～)				
	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
—	—	—	—	—	—
【避難】 ○避難の実施	—	—	—	【避難】 ○(近) 避難の実施	【避難】 ○(遠) 避難の受入れ
【避難】 ○避難範囲の決定 ○自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示	—	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	—	【避難】 ○避難範囲の決定 ○(近)自治体に避難の実施を指示	【避難】 ○(遠)自治体に避難受入れを要請
—	—	—	○緊急時モニタリングの実施及び支援	—	
【飲食物摂取制限】 ○個別品目の放射性物質の濃度測定	—	○住民等への情報伝達	—	—	
【飲食物摂取制限】 ○放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ○自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	—	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○モニタリング情報の収集、分析 ○緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ○放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ○自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	
【避難退域時検査及び簡易除染】 ○避難退域時検査及び簡易除染への協力	—	—	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ○避難退域時検査及び簡易除染への協力	
【避難退域時検査及び簡易除染】 ○避難退域時検査及び簡易除染の実施	—	○住民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ○避難退域時検査及び簡易除染の実施	
【避難退域時検査及び簡易除染】 ○避難退域時検査及び簡易除染の指示	—	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ○避難退域時検査及び簡易除染の指示	
—	—	—	○緊急時モニタリングの実施及び支援	—	
【一時移転】 ○一時移転の実施	—	○住民等への情報伝達	—	【一時移転】 ○(近)一時移転の実施	【一時移転】 ○(遠)一時移転の受入れ
【一時移転】 ○一時移転範囲の決定 ○自治体に一時移転の実施を指示	—	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○モニタリング情報の収集、分析 ○緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ○一時移転範囲の決定 ○(近)自治体に一時移転の実施を明示	【一時移転】 ○(遠)自治体に一時移転の受入れを要請
—	—	—	—	—	
【飲食物摂取制限】 ○飲食物摂取制限の実施	—	○住民等への情報伝達	○個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ○飲食物摂取制限の実施	
【飲食物摂取制限】 ○摂取制限品目の決定 ○自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	—	○自治体への情報提供 ○報道機関等を通じた情報提供	○個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集、分析 ○個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ○摂取制限品目の決定 ○自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	

5 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域

原子力災害対策重点区域については、原子力災害対策指針において、以下のように示されている。

「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。」

(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

原子力災害対策指針によれば、「PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、EAL※に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放射量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。

(2) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

原子力災害対策指針によれば、「UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL※に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね30km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。

※EAL…【Emergency Action Level：緊急時活動レベル】

原子力発電所において事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するため用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態をいう。EALレベルについては、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき各原子力発電所で発生し得る異常や事故を分類、整理し、緊急事態区分ごとの判断基準として、各原子力事業者が具体的に定める必要がある。

※OIL…【Operational Intervention Level：運用上の介入レベル】

防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などより求めたレベルをいう。

一般的に、OILは包括的判断基準（個々の防護措置の実施によって予想される線量あるいは既に受けてしまった線量によって表わされる判断基準）に相当する計測可能な値として導き出されるが、平成25年2月に改定された原子力災害対策指針においては、東京電力福島第一原発事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適当か否かなどという観点から、当面運用できるものとして設定された。今後、IAEA等の国際機関による防護措置の体系の検討状況も踏まえ、必要に応じて指針の改定を行うとされている。

6 町における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域

町は、原子力災害対策指針に位置づけられている予防的防護措置を準備する区域（PAZ：原子力施設からおおむね半径5 km圏）や緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設からおおむね30 km圏）には含まれていない。

しかしながら、町においては、必要に応じて避難者の受け入れをはじめとした原子力防災対策を実施し、住民等への情報伝達、避難者の受け入れ等に係る対策を検討する。

第2節 原子力災害事前対策

原子力災害による被害並びに住民等の健康の保護及び不安の軽減を図るため、町及び防災関係機関等が実施する平常時における原子力災害事前対策について定める。

1 活動体制

町及び防災関係機関等は、以下に掲げる項目について、連携して、共通認識の下、緊急事態の進展に応じて活動できる体制を整備する。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を行うため、体制を整備する。

(1) 通信連絡体制の整備

県は、国、立地県にある石川県災害対策本部及び防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備するものとする。

町は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、国及び県と協力し、緊急時における行政情報放送及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、必要に応じ車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

町及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連絡

町及び県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協

議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(5) 移動通信系の活用

町及び県は、関係機関と連携し、携帯電話、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

3 通信手段の確保

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に係る諸設備の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

(1) 通信手段・経路の多様化

ア 防災行政無線の確保・活用

町は、国及び県とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図る。

イ 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。

ウ 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワーク等の活用を図る。

エ 災害時優先電話等の活用

町及び県は、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、運用方法等について習熟しておく。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

オ 通信輻輳の防止

町及び県は、関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。また、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、北陸総合通信局と調整を実施する。

カ 非常用電源等の確保

町及び県は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）の整備に努め、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水への対応を考慮して設置等を行うものとする。

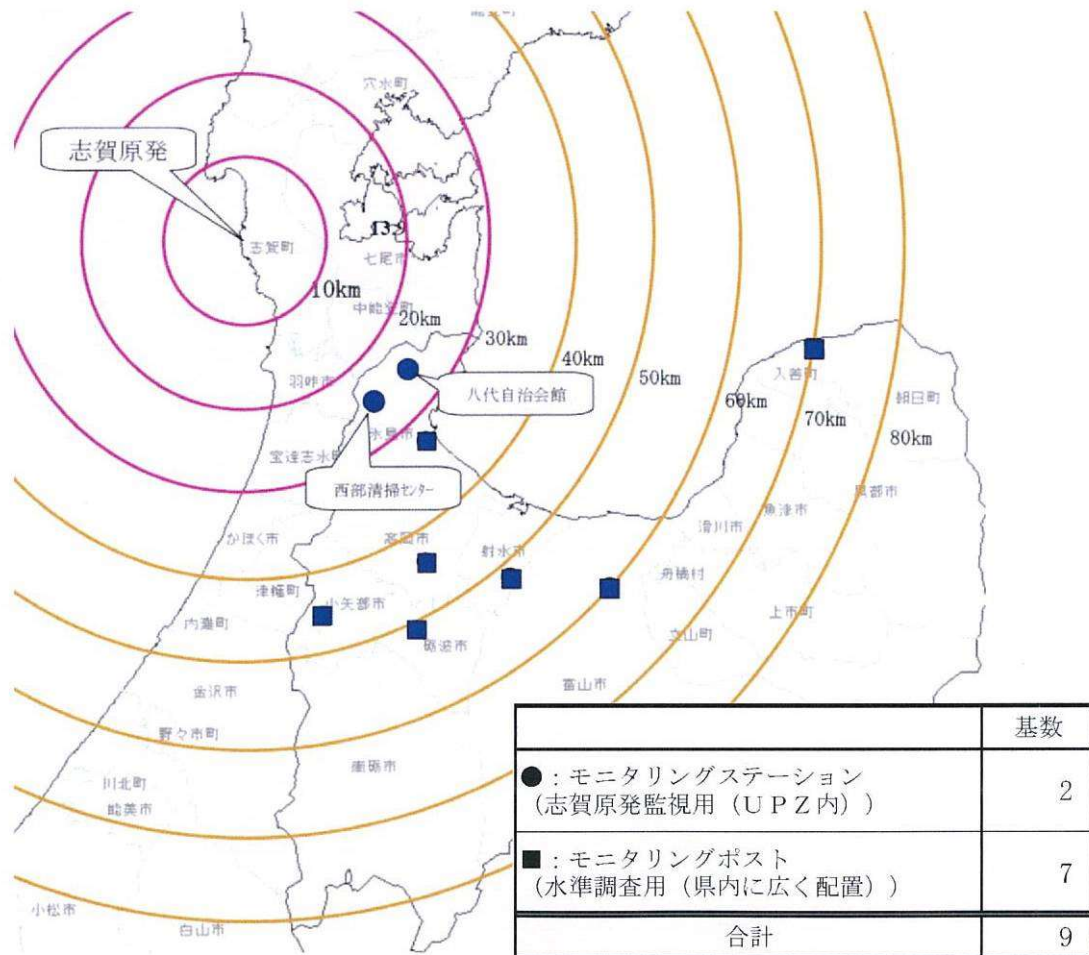
キ 保守点検の実施

町及び県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

4 環境放射線モニタリング体制の整備

緊急時モニタリングを実施するために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会、関係省庁）、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

町は、国、県が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。



(1) 平常時におけるモニタリング

町は、県内における環境及び食品・水道水の放射性物質の状況を把握するため、平常時より県が実施している、環境中及び食品・水道水中のモニタリング（以下「モニタリング」という。）について協力し、随時モニタリング情報の提供を受ける。

ア モニタリング体制等の整備

県は、平常時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備し、維持管理を行うものとする。

町は、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力する。

イ 平常時におけるモニタリング

県は、平常時より、空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行い、町は県より随時モニタリング情報の提供を受ける。

5 避難場所、避難退域時検査及び簡易除染実施場所の整備

町は、学校及び公民館等の公共的施設を、避難場所や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の実施場所として、指定する。

町は、避難場所の指定に当たって、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者等に十分配慮する。また、国及び県の協力の下、広域避難に係る市町村間の協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

町は、避難場所や避難退域時検査及び簡易除染等の実施場所として指定した建物について、必要に応じ、衛生管理等、避難者の生活環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、避難所等閉鎖後の除染措置を検討しておく。

また、町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、町は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努めるものとする。

6 防災知識の普及等

町は、国、県及び関係機関と協力して、必要な助言を受け、放射線及び原子力に関する知識の普及啓発に努める。

(1) 放射線に関する知識の普及

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ウ その他必要と認める事項に関すること。

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア 防災広報

- (ア) 原子力災害とその特性に関すること。
- (イ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (ウ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。
- (エ) その他必要と認める事項に関すること。

イ 防災教育

町及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

ウ 住民相談体制の整備

県は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

7 防災訓練等の実施

町、県及び防災関係機関は連携して、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を実施するものとする。

第3節 原子力災害応急対策

原子力災害による被害を軽減するため、志賀原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、町等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

1 活動体制

県は、志賀原子力発電所における事故を覚知した場合は、直ちに情報収集活動等を開始して、必要な体制を取るとともに、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合又は知事が必要と認めた場合は、県災害対策本部を設置するものとする。

町は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて、災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

2 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、志賀原子力発電所からの放射性物質の放出による県内の環境に対する影響を監視し、又は食品に対する影響等を把握するため、志賀原子力発電所における事故の覚知以降、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制（以下「緊急時モニタリング」という。）に切換えるものとする。町は、県が実施する緊急時モニタリングについて協力し、随時モニタリング情報の提供を受ける。

ア 緊急時におけるモニタリング体制

(ア) モニタリングの強化

県は、原子力発電所における事故を覚知した場合は、緊急時モニタリングを実施するものとする。

(イ) 放射能濃度の測定・放射性物質の検査

県は、県災害対策本部の下で、国の指示等を踏まえながら、空間放射線量や環境試料の測定、食品・水道水中の放射性物質の検査を行うものとする。町は、県が実施する緊急時モニタリングに協力する。

イ 環境モニタリングの結果の公表

県は、緊急時モニタリングの結果については、その都度、報道機関にプレスリリースを行うとともに、県のホームページにより公表を行うものとする。町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し行政情報放送、広報誌等により公表・周知を図る。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

ア 県が行う県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、町は県と協力して、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

イ 県が行う緊急時モニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、原子力災害対策指針の定める値若しくは基準値を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、町は県と協力して、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染県産農林水産物等の採取、

出荷制限等必要な措置を講ずる。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

県が行う水道水の放射性物質検査の結果、当該水道水に含まれる放射性物質が水道事業者等の管理目標値を超えた場合は、水道事業者等に対し、超過原因の究明、再検査の実施、水道利用者への周知等を要請するものとし、町はこれに協力する。また、超過が継続すると見込まれる場合は、他の水源への振替、摂取制限等を水道事業者等に要請し、町はこれに協力するとともに、住民に対し行政情報放送、広報誌等により公表・周知を図る。

(4) 除染対策

緊急時モニタリングにより基準を超える空間放射線量が確認され、住民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、関係者は簡易な除染など状況に即した適切な措置を講ずる。

3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきこと等の指示を行うこととなっている。

町及び県は、県への影響が懸念される場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、県に対して原災法第15条の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して指示を行う。

(1) 住民への注意喚起

町は、県と協力して、原子力災害の富山県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

(2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、内閣総理大臣の指示に従い、町に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示を行うものとし、屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

なお、複合災害等の発生により、国との連携が取りにくい場合など、町及び県が独自の避難の必要性の判断を行った上で、町が災害対策基本法の規定に基づいて、避難指示を出す。

イ 町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行った上で、住民を屋内退避又は避難させる。また、県は住民等の避難誘導に当たっては、町と協力し、住民等に向けて、避難場所や避難退域時検査及び簡易除染等の実施場所、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努める。

ウ 県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行うものとする。

また、町は、県と協議の上、市町村の区域を越えて避難する者を受け入れる。

エ 県は、避難者の受け入れ対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図るものとする。

オ 町及び県は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等、必要な事項に関するマニュアルの策定に努める。

4 緊急医療活動の実施

町は、必要に応じて、県が行う避難者の健康相談、身体汚染検査及び除染等に協力する。

5 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等への広報

町及び県は、放射性物質及び放射線による影響は五感には感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

(2) 実施方法等

町及び県は、住民等への情報提供に当たっては国と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にして、あらかじめ分かりやすい例文を準備し、電気通信事業者と連携した緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）など多様なメディア等の利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、下記の項目について、繰り返し伝達する。

ア 異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容

イ 空間放射線率の計測値等の周辺環境情報及び今後の予測

ウ 各区域あるいは集落別の住民の取るべき行動の指示

(3) 情報提供に当たっての配慮

町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射線核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者及び所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

(4) 多様な情報手段の活用

町は、情報伝達に当たっては、防災行政無線、防災ラジオ、広報車等による広報のほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報提供に努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(5) 避難状況（避難所及び連絡先）の把握

町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場以外に避難した場合等には、災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力する。

(6) 住民相談の実施

県は、総合的な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努め、町はこれに協力する。

(7) 風評被害の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、町産農林水産物や町内事業所が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

第4節 原子力災害中長期対策

住民の生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後、放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

1 制限措置等の解除

(1) 各種指示の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示するものとする。町は、住民に対しその旨を伝達する。

(2) 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、汚染県産農林水産物等の採取、出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に対し指示するものとする。また、県は町と協力し、解除実施状況を確認するものとする。

2 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表するものとする。町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し行政情報放送、広報誌等により公表・周知を図る。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

県は、国、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業を促進するものとし、町はこれに協力する。

3 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

町は県と連携して、避難場所及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

(2) 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等が受けた影響について調査するものとする。

(3) 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

4 被災者等の生活再建等の支援

(1) 被災者の生活再建等に向けた支援

町は、国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティーの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

(2) 被災者の自立に対する援助、助成措置

町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、出来る限り総合的な相談窓口を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(3) 被災地域の総合的な復旧・復興対策の機動的、弾力的な推進の手法の検討

町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

5 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく、農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等がされるよう、広報活動を行う。

6 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

7 心身の健康相談体制の整備

町は、国及び県と連携し、国による放射性物質汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき行う、住民等への心身に対する健康調査を実施できる体制を整備する。

また、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、メンタルケア等も含めた健康状態を把握するため、長期的な健康評価を実施し、将来の潜在的な健康影響に関する住民の不安を軽減する。

第5編 地震・津波災害編

第1章 地震・津波災害予防対策

第1節 防災まちづくり

災害に強いまちにするためには、市街地の構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。町は、災害に強いまちづくりを推進するため、「入善町都市計画マスタープラン」など、まちづくりの方針に基づき、各種施策を展開する。

1 防災ブロックの形成

第3編（火災編）第1章第1節「1 防災ブロックの形成」（P195）を準用する。

2 防災空間の整備拡大

第3編（火災編）第1章第1節「2 防災空間の整備拡大」（P195）を準用する。

3 建築物の耐震不燃化の促進

町は、防災上重要な施設及び一般住宅等の耐震性の向上並びに不燃化を促進する。

(1) 建築物の火災耐力の向上促進

第3編（火災編）第1章第1節「3 建築物の不燃化の促進」（P196）を準用する。

(2) 建築物の耐震化

ア 建築物の耐震性確保

(ア) 防災活動の拠点となる建築物の耐震性確保

町は、震災時において、消火・避難誘導・情報伝達等の防災活動の拠点となる庁舎、消防署、被災者の受入施設となる学校、体育館、公民館等の公共建築物の安全性を向上するため、老朽化の兆候が認められる場合場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるとともに、新築、改築時においては、非構造部材を含む耐震性能の一層の確保に努める。

昭和56年以前に建築された町有施設については、計画的かつ総合的に耐震改修を進めるため、入善町耐震改修促進計画を促進するとともに、重要度、建築時期等を考慮して、順次、耐震診断を実施し、耐震改修を進め、耐震性能の向上に努める。

また、防災活動の拠点となる建築物については、震災後においても機能が確保できるよう、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備、消防用設備等の耐震性能の向上に努める。

a 被災時に拠点となる施設及び救護施設については、平成27年度末までに耐震化率を95%以上とする。

b 住民の避難場所及び避難所として使用される施設及び要配慮者利用施設は、既に

耐震化率が100%となっている。

(イ) 公共建築物等の耐震性確保

高齢者、障がい者、乳幼児等が入（通）所している各種福祉施設、介護保険施設や社会教育施設の管理者は、施設の耐震診断を行い、必要に応じて補強し、耐震性の向上に努めるものとする。

a 多くの者が集まる集客施設については平成27年度末までに耐震化率を95%以上とする。

b 比較的滞在時間の長い施設及びその他の特定建築物は、既に耐震化率が100%となっている。

(ウ) 住宅の耐震性能の向上

地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、人命や財産を守るため、町は県及び関係団体と連携し、住宅の耐震性向上のため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を行うとともに、耐震化の普及啓発を図る。

イ 落下物・ブロック塀対策の推進

地震発生時には、多くの落下物やブロック塀の倒壊が発生し、死傷、道路障害物発生の大きな要因となる可能性がある。また、自動停止したエレベーター内から脱出、避難できない可能性もある。

そのため、町は県と連携し、建築物における外壁材落下や天井材等の非構造部材の崩落等の落下物対策、ブロック塀、自動販売機及び家具の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者や施工業者に対して指導啓発に努める。

(3) 耐震性向上の支援措置

町は、入善町耐震改修促進計画に基づき、県と連携して、耐震診断や耐震改修を促進するため、耐震化に取り組む住民に対して支援を行う。また、耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修への助成制度、融資制度や税の特例措置について広報するとともに、さらなる耐震化に向けた新たな施策の展開を検討する。

県独自の助成制度	・木造住宅耐震診断支援事業
県独自の融資制度	・富山県住みよい家づくり資金融資
町が県と連携して行う助成制度	・木造住宅耐震改修支援事業
住宅・建築物に係る耐震改修促進税制 (特例措置)	・所得税の特例措置 ・固定資産税の特例措置

(4) 耐震化に関する啓発及び知識の普及

ア 相談窓口の設置

町は、建築物の耐震化に関する相談窓口を設置するとともに、建築関係団体で構成する「とやま住まい情報ネットワーク」が行う「とやま住宅相談所」と連携を図りながら、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要など、耐震化へ向けての普及啓発に努める。また、建築物防災週間等の各種行事やイベントの際には、住民だけでなく、建築関係団体等に対しても、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について、普及啓発を図る。

イ 適切な情報提供

町は、耐震診断や耐震改修を促進するためのパンフレット等を作成し、耐震化の重要性について周知を図る。また、出前講座や広報誌、町ホームページ等を活用し、耐震化に関

する適切な情報の提供に努める。

4 市街地の再開発

第3編（火災編）第1章第1節「4 市街地の再開発」（P196）を準用する。

第2節 都市基盤等の安全性の強化

地震被害の軽減を図るためには、都市機能を支える道路、鉄道、河川等の各種施設や電力、水道、ガス、通信等のライフライン施設の耐震化、安全性強化を進めることが必要である。また、地震においては、落下物による被害、擁壁・がけ等の崩壊、土砂災害等による被害、地盤の液状化による被害等が発生するおそれがあり、その安全性が求められている。

こうした、地震による被害の防止・軽減のために、町、県及び防災関係機関は、都市基盤の安全性強化に努めるものとする。

1 公共土木施設等の安全性強化

公共土木施設等は、都市機能の根幹をなすものであり、震災時における緊急輸送等、復旧の基本となるものである。

このため、町は、国、県及び関係機関と連絡調整を密にし、公共土木施設等のバランスの取れた整備促進に努めるとともに、耐震性強化を推進する。構造物・施設等の耐震設計に当たっては、施設の重要度を考慮して整備するものとし、緊急通行確保路線における橋りょうなど、特に重要な施設については、地震時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。

また、既存の施設が、地震時においてもその機能を発揮できるよう、計画的・効率的な維持管理を図るとともに、必要な修繕や更新を進める。

(1) 交通施設の整備

ア 道路施設

道路は、災害時における住民の避難、消防・医療活動、緊急物資の輸送、火災の延焼防止等の多様な機能を有している。町は、地震発生時においても、その機能を発揮できるようにするため、次により、耐震性に配慮した施設設備を推進することで、交通機能の確保に努める。

(ア) 道路は、定期的に点検を行い、緊急通行確保路線など緊急度の高い箇所から、順次耐震補強工事を実施する。

(イ) 橋りょうは、緊急通行確保路線等の重要な箇所から計画的に耐震対策を推進する。

(ウ) 冬期間における交通確保については、雪害対策施設の耐震化に配慮するとともに、除雪体制の強化に努める。

イ 鉄道施設

鉄道は、大量輸送機関であることから、地震による被害が生じた場合には、多数の死傷者が発生する事故に結び付くおそれがある。このため、鉄道事業者は、定期的な安全点検を実施するとともに、耐震基準に応じた施設の改良整備を進め、人命の安全確保に努めるものとする。

ウ 漁港施設の整備

地震が発生し、陸上輸送に重大な支障が生じた場合、緊急物資や復旧用資機材の輸送拠点として、漁港施設は重要な役割を果たす。このため、町は、地震に強い港づくりを進めることとし、耐震性の強化に努める。また、必要に応じて、液状化対策の実施に努める。

(2) 河川、海岸等の整備

本町は、黒部川によって形成された扇状地の上に市街地や集落が点在しているため、ひとたび破堤すれば洪水が扇状に拡散し、浸水被害が拡大することが予想されるため、河川の災害防止対策は重要な課題である。

また、沿岸部は、富山湾特有の地形から、津波が発生した場合には重大な災害に結び付くおそれがある。

このようなことから、地震による水害等から住民の生命・財産等を守るため、町、県、国及び関係機関は、堤防・護岸等の耐震強化及び津波に対する安全性の確保に努めるものとする。

ア 河川の整備

- (ア) 堤防・護岸の亀裂や沈下等を早期に発見するため、町は、県及び国に対して、河川巡視等に基づく、堤防の伐木、除草を実施し、日常の管理を十分に行うよう求めていく。
- (イ) 地震に起因する堤防の沈下によって、生じる浸水被害を防止するため、耐震性が不足している河川構造物については、緊急度の高いものから、順次、対策を講じるよう求めていく。

イ 農業用排水施設の整備

農業用排水施設の被災は、下流域の住宅や公共施設にも被害をもたらすおそれがあるため、耐震性の不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化により機能の低下や脆弱化が進んだ施設等について、計画的に整備改修するよう求めていく。

(3) 土砂災害の防止

土砂災害は、発生を事前に想定することが困難であり、また、発生した場合には、一瞬にして大きな被害を及ぼすおそれがあるため、町は、災害の発生が想定される危険箇所（土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）において、国及び県と連携して、砂防、地滑り防止、急傾斜地崩壊防止などの防災対策の推進に努めるものとする。

ア 急傾斜地の安全対策

- (ア) 町は、県及び関係機関と連携しながら、危険区域の巡視を行い、崩壊防止施設の点検及び崖崩れ等による危険の早期発見に努める。
- (イ) 豪雨や地震に伴う崩壊により、多数の住民に危害が及ぶと想定される危険区域については、県が指定する「急傾斜地崩壊危険区域」である旨の現地掲示板等を設置するとともに、パンフレットや広報誌等を活用して住民への周知を図る。
- (ウ) 町及び県は、危険度の高い箇所から、順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適正な管理に努めるものとする。
- (エ) 急傾斜地崩壊危険区域内における災害の発生が予想される場合には、避難計画に基づいて避難し、情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助など、災害を防止するために必要な警戒避難体制を取るものとする。

イ 土石流、山地災害、地滑り等の防止

(ア) 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所では、治山、砂防、地滑り対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、住民に対して、これらの危険箇所の周知に努める。

(イ) 危険箇所に雨量計やその他の監視施設を設置するなど、観測・情報基盤の整備や、警戒避難体制の確立を図ることで、土砂災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地滑り防止施設の適正な管理、補修に努めるものとする。

(ウ) 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し発生するため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤の整備など、地域一帯の総合的な対策を進めるものとする。

なお、これらの危険箇所のうち、危険度が高く、近隣に住宅や公共施設が多い箇所については、順次、指定地に編入し対策工事を実施するよう、県に要請する。

ウ 土砂災害防止法に基づく対策の推進

土砂災害から人命を守るため、町は、県と連携して、土砂災害の危険度が高い区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等の対策を進める。

第3節 ライフライン施設等の安全性強化

第2編（風水害編）第1章「第3節 ライフライン施設等の安全性強化」（P48）を準用する。

第4節 津波に強いまちづくり

津波による被害を軽減するためには、海岸保全施設の整備を進めるとともに、津波に強いまちの形成を進める必要がある。また、避難関連施設の整備を進めるとともに、建築物の安全性を高めるほか、ライフライン施設の機能や危険物施設等の安全確保を図る必要がある。

1 海岸保全施設等の整備

(1) 海岸保全施設の基本的考え方

町、県及び国は、一定程度の津波の高さに対応できる海岸堤防、防波堤、水門等の海岸保全施設、漁港施設、河川堤防等の河川管理施設及び海岸防災林等の整備を推進するとともに、各施設については、地震・津波発生後も防御機能を維持するため、耐震点検や津波に対する耐力点検を実施し、必要があれば補強・改修を行い、耐震性・津波耐力の確保を図るものとする。

また、町、県、国及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備を推進するとともに、内陸への浸水を防止する機能を有する道路盛土等を有効活用するものとする。

さらに、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう、あらかじめ必要な対策を取るとともに、効果を十分に発揮できるように、適切な維持管理を行うものとする。

(2) 海岸保全施設の整備

海岸保全施設、河川河口の堤防は、いったん地震により被災し、その後、津波の来襲を受

けて損壊が拡大した場合、住民の生命・財産に重大な被害を及ぼすことが想定される。また、海岸保全施設等は、津波で越流した場合でも、家屋等の倒壊までの時間を長くしたり、全壊に至る可能性を減ずる効果が期待できることから、地震や津波に備えるため、次の事項について検討する。

- ア 耐震性の不足している構造物の強化
- イ 低地盤地域における液状化対策
- ウ 一定の高さの津波に対応した海岸保全施設の整備（かさ上げ、粘り強い構造）
- エ 保安林の指定及び海岸防災林の造成

2 津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

ア 徒歩避難を原則とした対策の構築

町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実状を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指していく。

富山県海岸で津波が発生した場合には、短時間で入善海岸に到達すると予想されていることから、おおむね5分程度で避難ができるようなまちづくりを目指す。ただし、震源地によっては、津波到達時間が極めて短くなるため、地形的条件や土地利用の実態など、地域の実状により、対応が困難な地域については、避難方策を十分に検討する必要がある。

国及び県が実施した、津波災害の危険性がある区域に関する基礎調査の結果を踏まえ、町は、津波浸水予測区域を設定した防災マップを作成し、住民に広報するとともに、施設整備、警戒避難体制、土地利用を有機的に連携した津波防災対策を推進する。

また、浸水の危険性が低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等の整備、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化の推進等により、津波に強いまちの形成を図る。なお、各事業の実施に当たっては、効果的・効率的に行われるよう配慮する。

イ 地域防災計画と都市計画等の連携

町は、地域防災計画と都市計画等の相互の有機的な連携を図るため、関係各課が参画する形で計画作成を行うなど、本町の津波の特徴を踏まえたまちづくりを目指す。また、都市計画等を担当する職員に対して、浸水想定区域図等を用いた防災研修を行い、日常の計画行政の中に防災の観点が反映されるように努める。

※資料3-4-1 入善町防災マップ

※資料3-22 津波シミュレーションの浸水想定図

ウ 津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域及び災害危険区域の指定

県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。

また、町及び県は、津波による危険が著しい区域に対し、人的被害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じるものとする。

町は、公共施設、要配慮者利用施設等については、できるだけ浸水の危険性の少ない場

所に立地するよう努める。やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災力を強化するよう指導するとともに、中長期的には浸水の危険性の少ない場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等の災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

エ 減災のための総合的な取り組みの推進

町、県及び国は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、海岸部に立地している施設の被害の軽減と、そこに従事する者等の安全確保の観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備、その他避難対策の強化など、減災のための総合的な取り組みを進めるものとする。

(2) 避難関連施設の整備

ア 避難場所及び避難所の整備

町は、避難場所及び避難所の整備に当たり、県が実施した津波シミュレーション調査の結果や、富山湾の津波の特徴を踏まえ、避難場所が津波からの緊急避難先として利用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を、津波からの緊急の避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

また、緊急の避難場所は、災害時には、自衛隊や消防機関などの活動拠点となる可能性が高いことから、住民と防災関係機関が活用する場所の配置等について配慮する。

イ 避難路、避難階段等の整備

町、県及び国は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

(3) 建築物の安全化

町、県、国及び施設管理者は、ショッピングセンター、駅、観光施設、その他不特定多数の者が利用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波被害からの安全性を確保できるよう、特に配慮するものとする。

(4) ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障をきたすとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県及び国並びに防災関係機関は、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等を進め、代替性の確保を図るものとする。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、津波被害の想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

また、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。さらには、自ら保有するコンピュータシステムやデー

タのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを推進するものとする。

(5) 危険物施設等の安全確保

町及び県は、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設などの危険物施設等について、津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

(6) 災害応急対策等への備え

町は、津波が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民一人ひとりの防災力の向上を図る。

第5節 防災活動体制の整備

第2編（風水害編）第1章「第4節 防災活動体制の整備」（P55）を準用する。

第6節 救援・救護体制の整備

第2編（風水害編）第1章「第5節 救援・救護体制の整備」（P66）を準用する。

第7節 防災行動力の向上

第2編（風水害編）第1章「第6節 防災行動力の向上」（P81）を準用する。

第8節 文教・文化財施設等災害予防

第2編（風水害編）第1章「第7節 文教・文化財施設等災害予防」（P91-2）を準用する。

第9節 防災営農・漁業体制の確立

第2編（風水害編）第1章「第8節 防災営農・漁業体制の確立」（P91-3）を準用する。

第10節 調査研究

第2編（風水害編）第1章「第10節 調査研究」（P93）を準用する。

第2章 地震・津波災害応急対策

第1節 応急活動体制

地震・津波により大規模な災害が発生した場合、町は、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめる必要がある。

このため、町は、県、防災関係機関及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急活動を実施する。

1 職員の動員体制

(1) 動員基準

職員の動員基準は、原則、次のとおりとする。

動員段階	動員の時期	動員の内容
待機体制	1 町内で、震度3の地震が発生したとき。 2 津波注意報（1m）が発表されたとき。 3 総務課長が必要と認めたとき。	1 通常の組織をもって警戒に当たる体制で、限られた少数の担当職員により、地震情報等の収集、伝達を行うとともに、連絡系統の確認及び通信機器類の点検を行う体制とする。 2 第1動員体制に移行できる体制とする。 【参集職員の範囲】 総務課、建設課、入善消防署
第1動員体制 （準備体制）	1 町内で、震度4の地震が発生したとき。 2 津波警報（3m）が発表されたとき。 3 町長が必要と認めたとき。	1 情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 2 第2動員体制に移行できる体制とする。 【参集職員の範囲】 災害対策本部員（特別職、全課長、入善消防署長）、総務課、保険福祉課、元気わくわく健康課、がんばる農政課、キラキラ商工観光課、建設課、住まい・まちづくり課、教育委員会事務局、入善消防署
第2動員体制 （警戒体制）	1 町内で、震度5弱又は5強の地震が発生したとき 2 大津波警報（5m、10m、10m超）が発表されたとき。 3 町長が必要と認めたとき。	1 情報収集、連絡活動及び災害応急対策を実施する。 2 状況によって、第3動員体制に直ちに切り替えができる体制とする。 【参集職員の範囲】 災害対策本部員（特別職、全課長、入善消防署長）、本庁職員全員、入善消防署

動員段階	動員の時期	動員の内容
第3動員体制 (非常体制) 災害対策本部 の設置	1 町内で、震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報（5m、10m、10m超）が発表されたとき。 3 全域にわたり災害が発生するおそれがあるとき、又は被害が甚大と予想され、あるいは、これらの災害が発生したとき。 4 町長が必要と認めたとき。	1 災害応急対策に万全を期すため、全職員が参集し、事態に即応した業務に従事する。 【参集職員の範囲】 全職員、入善消防署

(2) 動員体制の確立

第2編（風水害編）第2章第3節「1 職員の動員体制 (2) 動員体制の確立」(P107)を準用する。

(3) 参集場所等

第2編（風水害編）第2章第3節「1 職員の動員体制 (3) 参集場所等」(P107)を準用する。

(4) 参集時の留意事項

第2編（風水害編）第2章第3節「1 職員の動員体制 (4) 参集時の留意事項」(P107)を準用する。

(5) 動員の伝達

ア 勤務時間内における動員

総務課長は、震度3以上の地震が発生したとき、又は、災害に関する情報を覚知したときは、各課へ庁内放送等により動員を伝達する。

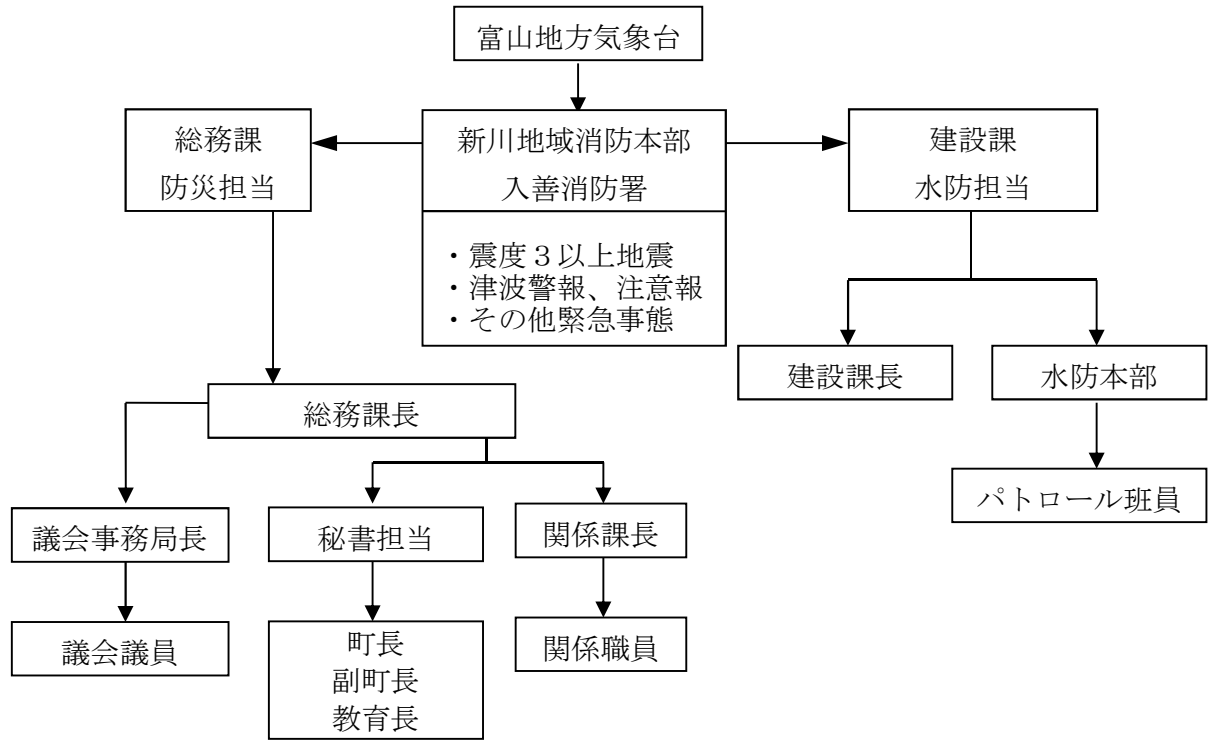
関係課長は、動員基準に基づき、あらかじめ指定した職員を配備し、災害対策に従事させる。

イ 勤務時間外における動員

職員は、震度3以上の地震が発生したとき、又は、災害に関する情報を覚知したときは、動員基準により自主参集する。

総務課長は、必要に応じ、職員緊急連絡メール等で職員に一斉連絡するほか、次の緊急連絡システムにより、伝達する。

【勤務時間外における緊急連絡系統】



(6) 動員配備の調整

第2編（風水害編）第2章第3節「1 職員の動員体制 (6) 動員配備の調整」(P108)を準用する。

2 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、次の基準により、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置する。

組織	設置基準
災害対策本部	1 町内で、震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動設置） 2 災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。 3 激甚な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 4 町長が応急対策の必要があると認めたとき。

(2) 設置場所

第2編（風水害編）第2章第3節「2 災害対策本部の設置 (2) 設置場所」(P109)を準用する。

(3) 組織

第2編（風水害編）第2章第3節「2 災害対策本部の設置 (3) 組織」(P109)を準用する。

(4) 災害対策本部の廃止基準

第2編（風水害編）第2章第3節「2 災害対策本部の設置（4）災害対策本部の廃止基準」（P116）を準用する。

(5) 設置・廃止の通知等

第2編（風水害編）第2章第3節「2 災害対策本部の設置（5）設置・廃止の通知等」（P116）を準用する。

3 地震発生時における応急活動の流れ

大規模な地震発生後の各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務は次のとおり。

(1) 庁舎、職員等の被災状況の把握

ア 庁舎の被災状況の把握（地震発生直後）

庁舎の被災状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握を行い、停電時においても、可能な限り、速やかに把握する。

イ 職員の被災状況の把握

勤務時間内の地震発生の場合、直ちに職員及び庁舎内の外来者の負傷状況等を把握し、応急手当や避難誘導を行う。

勤務時間外の地震発生の場合、職員の参集状況等から安否不明の者を掌握する。

(2) 災害応急活動

地震・津波災害時の主な災害応急活動を、次のとおり時系列別に示す。

ア 第1段階（地震発生後、おおむね30分以内）

- 災害対策本部の設置（人命最優先での対応を指示）
- 職員の動員配備
- 庁舎被災状況の把握
- 通信の確保
- 地震・津波情報の収集・伝達・広報
- 被災状況の調査・情報収集
- 被害情報の全体像を県に報告（第1報）

イ 第2段階（2時間以内）

- 災害対策本部会議の開催（応急対策等を随時決定）
- 自衛隊・広域応援の要請、受入準備
- 災害協定締結先への応援要請
- 災害救助法の適用申請
- 消防・救急・救出活動
- 避難所の開設・運営
- 医療救護活動
- 広報・報道対応
- 町全体の被災状況の把握

ウ 第3段階（24時間以内）

- 避難者の概数、食料等物資の必要量の把握
- 避難行動要支援者の安全確保
- 文教対策
- ライフライン、公共土木施設等の状況調査、応急措置
- 二次災害防止対策
- 緊急輸送道路の確保、交通規制

エ 第4段階（72時間以内）

- 食料、飲料水及び生活必需品の確保・供給
- 給水活動
- し尿及び廃棄物の収集処理
- 被災建築物の応急危険度判定
- 住家の被害調査・住宅対策
- 罹災証明書の交付（遅滞なく交付すること。）
- 災害救援ボランティアとの連携
- 防疫
- 遺体の処理、埋葬及び火葬

オ 第5段階（3日目以降）

- メンタルヘルスケア対策
- 被災生活再建支援
- 義援金品等の受付

4 災害救援ボランティアとの連携

第2編（風水害編）第2章第3節「3 災害救援ボランティアとの連携」（P116）を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

町は、地震・津波情報、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に県及び防災関係機関に情報を提供する。

1 被害情報等の収集・伝達活動及び系統

第2編（風水害編）第2章第4節「1 被害情報等の収集・伝達活動及び系統」（P119）を準用する。

2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動

町は、県及び関係機関との連携の下、地震及び津波に関する情報を、迅速かつ確実に収集・伝達し、応急対策を効果的に実施する。

（1）地震に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。

地震動警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り、素早く発表されるものである。

また、地震発生後、約2分で震度3以上を観測した地域名と発生時刻が震源情報として発表され、その後、地震の発生時刻、震源地、マグニチュード、各地域の震度、地震活動の状況などを含む地震情報が発表される。震度3以上が観測された場合には、大きな揺れが観測された震度観測点のある市町村名も併せて発表される。また、震度については、より詳細な情報が随時発表される。

ア 地震動警報・予報（緊急地震速報）

区分	内容	用いる名称
地震動特別警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表。このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」
地震動警報		
地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報（予報）」

※地震動予報は高度利用者向けに配信されるものであり、一般に発表されるものではない。

※緊急地震速報は平成25年8月より、予想される地震動の大きさが震度6弱以上の場合は、府県予報区域及び細分区域を地区単位とし「特別警報」として位置付け、発表される。

イ 地震情報

種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の揺れの発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を追加
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表
その他	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

※資料3-23 気象庁震度階級関連解説表

(2) 津波に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する津波に関する情報は、以下のとおりである。

ア 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に、津波警報又は津波注意報が発表される。また、大津波警報は「特別警報」として位置付け、発表される。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。 人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

イ 津波情報

津波警報・注意報が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等が発表される。

区分	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達時刻や予想される津波の高さを発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

ウ 津波予報

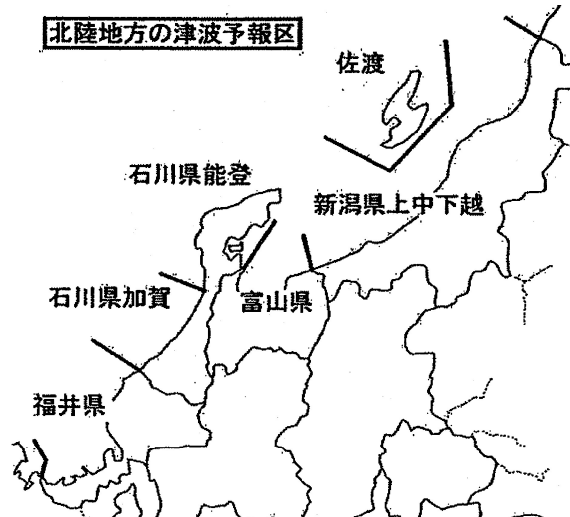
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表される。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

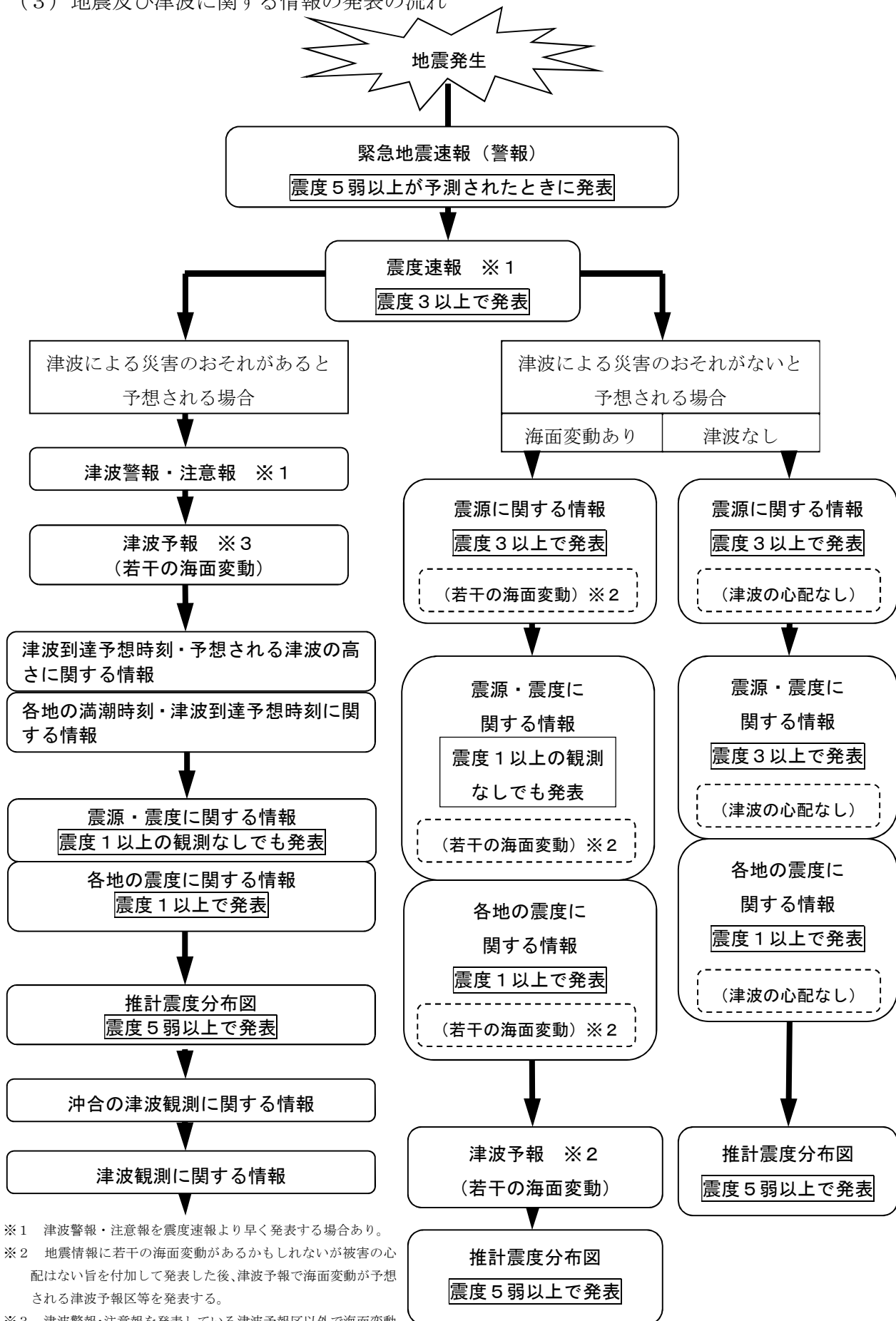
エ 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	区域	津波予報担当気象官署
富山県	富山県	気象庁本庁



(3) 地震及び津波に関する情報の発表の流れ



※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
 ※3 津波警報・注意報を公表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

(4) 情報の伝達

ア 津波に関する情報の伝達

津波に関する情報は、危険地域に対して迅速に周知する必要があるため、関係機関は、「津波警報等伝達系統図」により、迅速かつ的確に伝達するものとする。

また、津波警報・注意報の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機等を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティーFM放送を含む。）、インターネット、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急連絡メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(ア) 富山地方気象台及び関係機関は、「津波警報等伝達系統図」により伝達する。

(イ) 県は、「富山県総合防災情報システム」により、町及び新川地域消防本部に伝達する。

(ウ) NHK富山放送局は、NHK放送センター又は富山地方気象台から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。

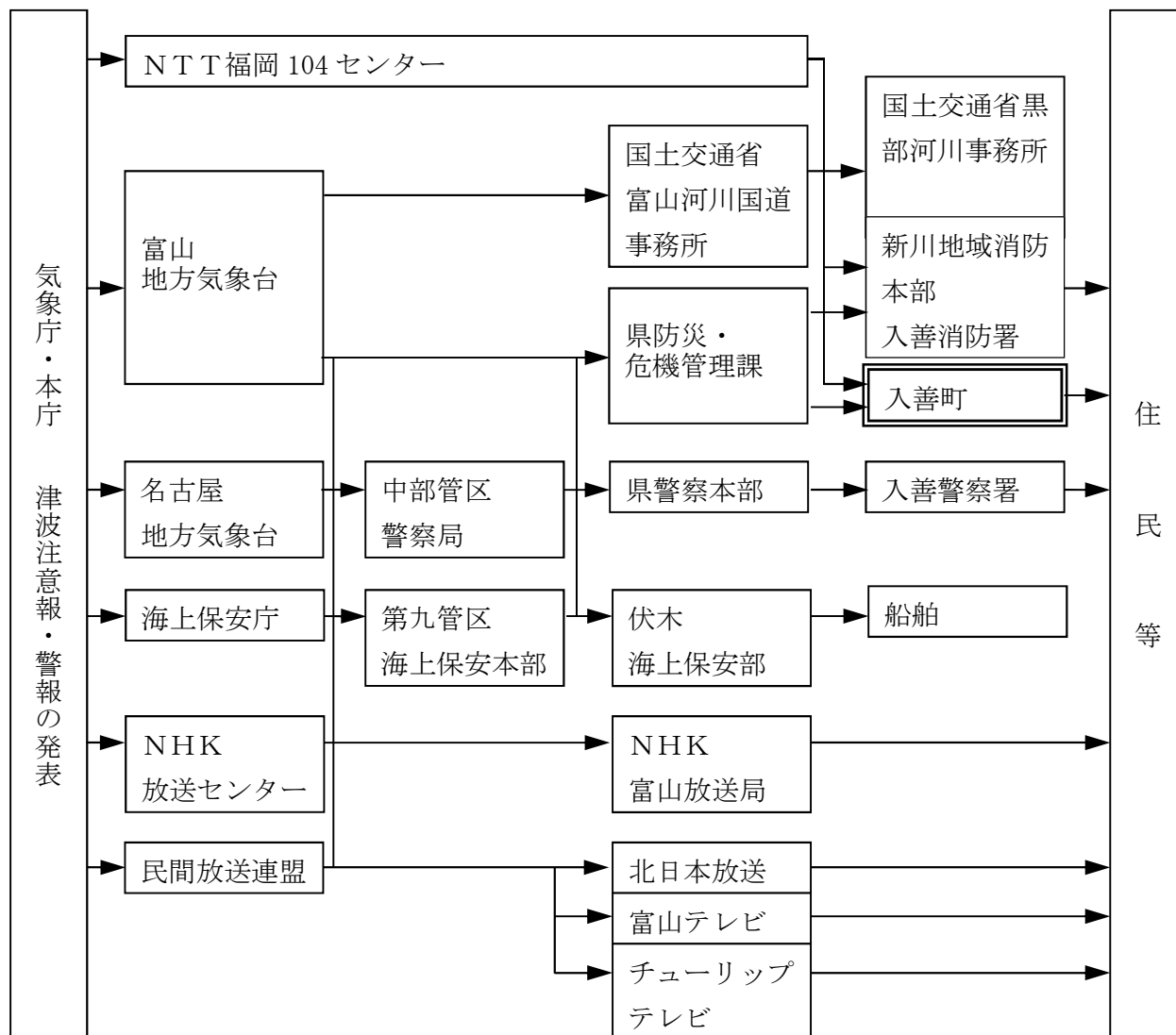
その他の放送機関は、富山地方気象台から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。

(エ) 県警察本部は、中部管区警察局等から通知があったときは、警察専用通信施設により、警察署、交番等に伝達するものとし、併せて町にも通知する。

(オ) 伏木海上保安部は、第九管区海上保安部又は富山地方気象台から通知があったときは、無線設備又は巡視船艇により航行中及び港内船舶に伝達する。

(カ) 町は、防災行政無線や広報車等により、住民等へ周知するとともに、関係機関への伝達を行う。

【津波警報等伝達系統図】



イ 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報の伝達は、津波に関する情報の伝達に準じて実施する。

- (ア) 県は、「富山県総合防災情報システム」により、町及び新川地域消防本部に伝達する。
- (イ) 放送機関は、富山地方気象台等から地震に関する情報の連絡を受けたときは、直ちに放送を行う。
- (ウ) 町は、受信した情報を必要に応じ、直ちに住民等に周知するものとする。緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機等を含む。）をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(5) 緊急地震速報を見聞きしたときの行動

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかないため、その短い間に身を守るための行動を取る必要がある。

また、この短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座に分かるよう専用の音（報知音）を覚えておくことが重要である。

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。 ・あわてて外に飛び出さない。 ・無理に火を消そうとしない。 	
人が大勢いる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の係員の指示に従う。 ・落ち着いて行動し、あわてて出口に走り出さない 	
自動車運転中	<ul style="list-style-type: none"> ・あわててスピードを落とさない。 ・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。 ・急ブレーキはかけず、緩やかに速度を落とす。 ・大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。 	
鉄道やバスなどに乗車中	<ul style="list-style-type: none"> ・つり皮や手すりにしっかりつかまる。 	
エレベーター内	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの階で停車させて、すぐに降りる。 	
屋外にいるとき	街中	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の倒壊等に注意する。 ・看板や割れたガラスの落下に注意する。 ・丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。
	山やがけ付近	<ul style="list-style-type: none"> ・落石や崖崩れに注意する。

(6) 水防法に基づく津波に係る水防警報

ア 水防警報の発表

水防警報は、洪水、津波又は高潮により、災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う旨を警告するものであるが、災害が津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

津波警報が発表される等必要と認めるときは、対象海岸及び河川について、津波に係る水防警報を発表し、町は、消防団員の安全を確保した上で水防活動に当たる旨を警告する。また、出動する団員は、津波災害時の「消防団活動・安全管理マニュアル」に基づき、自らの命を守ることを最優先とし、活動にあたるものとする。

イ 水防警報の種類、内容及び発表基準（津波に関するもの）

津波に係る水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき

※資料3-2 水防警報河川及びその区域

※資料3-3 水防警報海岸及びその区域

(7) 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

ア 緊急調査

重大な土砂災害の急迫した危険があるときにおいては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が、緊急調査を行うものとする。

イ 土砂災害緊急情報の通知及び周知

町は、国又は県の緊急調査結果に基づき、避難指示の発令を判断するとともに、住民に周知するため必要な措置を講ずる。

(ア) 町への通知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場合においては、町長に対し通知するものとする。

(イ) 住民への周知

町は、県と連携し、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する住民に説明を行う。

また、土砂災害緊急情報の通知を受けた旨、ホームページ等で住民への周知を図る。

3 広報・広聴

第2編（風水害編）第2章第4節「2 広報・広聴」（P122）を準用する。

第3節 災害救助法の適用

第2編（風水害編）第2章「第5節 災害救助法の適用」（P126）を準用する。

第4節 広域応援要請・被災者受入計画

第2編（風水害編）第2章「第6節 広域応援要請・被災者受入計画」（P130）を準用する。

第5節 救助・救急活動

第2編（風水害編）第2章「第7節 救助・救急活動」（P137）を準用する。

第6節 医療救護活動

第2編（風水害編）第2章「第8節 医療救護活動」（P139）を準用する。

第7節 消火活動

第3編（火災編）第2章「第4節 消火活動」（P204）を準用する。

第8節 避難活動

大規模な地震が発生したときには、家屋の倒壊、延焼火災の拡大、津波、地滑り、崖崩れ、噴泥（水）等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が生じることが予想される。

町は、住民の生命保護又は被害の拡大防止のために必要と認められる場合は、適切に避難指示を行うとともに、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所への円滑な誘導に努める。

避難の誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難を優先する。

1 避難指示及び誘導

第2編（風水害編）第2章第9節「1 避難指示及び誘導」（P143）を準用する。

2 津波に関する避難指示及び誘導

(1) 避難指示

町は、次の基準により津波時における避難指示の発令を判断する。なお、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

また、日本から遠く離れた場所で発生した遠地地震による津波の発生が予想される場合においても、津波時の避難の必要性を判断し避難指示の発令を検討する。

【津波災害時の避難指示等発令判断基準】

発令内容	判断基準
高齢者等避難	<p>高齢者等避難は発令しない。</p> <p>※基本的には、避難指示のみを発令する。</p>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。（ただし、避難の対象区域が異なる。） ・ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
※遠地地震の場合	<p>【遠地地震の場合の避難情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の中で、日本から遠く離れた場所で発生した地震による津波の到達予想時刻等の情報が発表された場合は、高齢者等避難の発令を検討する。

(2) 避難誘導

町は、避難指示をした場合は、警察、消防及び自主防災組織等との連携協力により、避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、要配慮者や観光客等の一時滞在者について配慮する。

なお、津波警報が発表され、津波が到達するまで猶予がないと考えられる場合には、人命

優先の観点から、避難誘導や防災対応に当たる者も安全な高台等に避難するものとする。

3 津波からの避難

(1) 基本的な考え

津波からの避難は、強い揺れや長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、自らの判断で迅速にできるだけ高い場所に避難することが基本である。

また、東日本大震災における住民の避難行動を見ると、避難するきっかけとして、地域における避難の呼びかけや率先避難が大きな要因であったことから、自ら避難することが他の住民の避難に繋がることを理解し、共に声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となった、避難行動を取ることが重要である。

(2) 避難場所及び避難所の周知

避難場所については、高台などの一時的な避難場所となる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、学校や公民館等などの「避難生活を送るために避難する施設」としての避難所がある。津波発生時に住民等が間違わないよう、両者の違いについて、周知徹底を図るものとする。また、高台等に避難できない場合は、鉄筋コンクリート造等の、できるだけ丈夫な建物の最上部への避難、切迫した状況においては、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに避難（垂直移動）することを周知する。

(3) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、この限りでない。

(4) 住民、船舶に求められる津波からの避難等

ア 住民

(ア) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに津波避難ビルや高台等の安全な場所に避難すること。

また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに安全な場所に避難すること。

(イ) 津波警報や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなく、さらに高い場所へ避難すること。

また、切迫した状況においては、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに避難（垂直移動）すること。

(ウ) 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。

(エ) できるだけ正しい情報を、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて入手すること。

(オ) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。

(カ) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気を緩めないこと。

イ 船舶

(ア) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外（水深の深い広い海域）に待避すること。

また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外に待避し、急いで安全な場所に避難すること。

(イ) できるだけ正しい情報を、テレビ、ラジオ、無線等を通じて入手すること。

(ウ) 港外に待避できない小型船舶については、時間的に余裕がある場合にのみ、高いところに引き上げて固縛するなどの措置を取ること。

(エ) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気を緩めないこと。

4 避難所、避難道路の運用

第2編（風水害編）第2章第9節「2 避難所、避難道路の運用」（P149）を準用する。

5 避難所の開設・運営

第2編（風水害編）第2章第9節「3 避難所の開設・運営」（P150）を準用する。

6 避難行動要支援者の安全確保

第2編（風水害編）第2章第9節「4 避難行動要支援者の安全確保」（P150）を準用する。

7 飼養動物の保護等

第2編（風水害編）第2章第9節「5 飼養動物の保護等」（P153）を準用する。

第9節 交通規制・輸送対策

第2編（風水害編）第2章「第10節 交通規制・輸送対策」（P153）を準用する。

第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第2編（風水害編）第2章「第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給」（P156）を準用する。

第11節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策

第2編（風水害編）第2章「第12節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策」（P160）を準用する。

第12節 警備活動

第2編（風水害編）第2章「第13節 警備活動」（P164）を準用する。

第13節 遺体の搜索、処理、埋葬及び火葬

第2編（風水害編）第2章「第14節 遺体の搜索、処理、埋葬及び火葬」（P165）を準用する。

第14節 ライフライン施設の応急復旧対策

第2編（風水害編）第2章「第15節 ライフライン施設の応急復旧対策」（P168）を準用する。

第15節 公共施設等の応急復旧対策

第2編（風水害編）第2章「第16節 公共施設等の応急復旧対策」（P170）を準用する。

第16節 農林水産業の応急対策

第2編（風水害編）第2章「第17節 農林水産業の応急対策」（P172）を準用する。

第17節 応急住宅対策

第2編（風水害編）第2章「第18節 応急住宅対策」（P174）を準用する。

第18節 教育・文化財対策

第2編（風水害編）第2章「第19節 教育・文化財対策」（P177）を準用する。

第19節 応急公用負担

第2編（風水害編）第2章「第20節 応急公用負担」（P181）を準用する。

第20節 義援金品の受付・配布

第2編（風水害編）第2章「第21節 義援金品の受付・配布」（P182）を準用する。

第3章 地震・津波災害復旧対策

第1節 住民生活安定のための緊急対策

第2編（風水害編）第3章「第1節 住民生活安定のための緊急対策」（P186）を準用する。

第2節 激甚災害の指定

第2編（風水害編）第3章「第2節 激甚災害の指定」（P192）を準用する。

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

第2編（風水害編）第3章「第3節 公共土木施設の災害復旧計画」（P193）を準用する。

第6編 雪害編

第1章 雪害予防対策

第1節 雪害に強いまちづくり

雪に強い都市構造や道路の整備、雪に強い建築物の普及、除排雪体制の充実、交通・気象情報の提供など、雪害に強いまちづくりに向けた総合的な体制の確立を図るため、国・県の助成制度等を有効に活用しながら、次の事業等を推進する。

1 無雪害まちづくり地域事業

地域ぐるみで雪害を克服するための事業を推進する。

2 防災関連施設等整備事業

災害の防止、防災活動の促進を図るため、防災関連施設等の整備を推進する。

3 建築物の耐雪化、無雪化事業

雪害に強い建築物の普及を図るため、建築物の耐雪化を推進する。

4 産業の振興、無雪化等

農林業、商工業の振興等のため、消融雪設備等の整備を推進する。

第2節 雪崩対策等の推進

雪崩及び融雪に伴う土砂災害による被害を未然に防止し、一旦、雪崩が発生した場合の被害軽減を図るため、町、県及び防災関係機関は、雪崩危険箇所等の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、警戒避難体制の確立等の予防措置を推進する。

1 雪崩危険箇所の把握

雪崩危険箇所を把握し、雪崩防止柵等の施設整備に努めるとともに、雪崩発生の危険のある箇所については、広報や標識設置により、関係住民に周知するなどの対策を講ずるものとする。

【雪崩危険箇所の調査対象】

区分	摘要
雪崩危険箇所 (林野庁)	雪崩の発生及び到達の危険性のある山地において、見通し角18度以上の場合で、住宅又は公共施設等に被害を与えたか、与えるおそれのある箇所。
雪崩危険箇所 (国土交通省)	地形から見て、雪崩が発生する危険性のある斜面の平均勾配が18度以上(雪崩危険斜面)、その標高差が10m以上の場合で、住宅5戸以上(公共的建物を含む)又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある箇所。

※資料3-20 雪崩危険箇所(建設)

2 雪崩危険箇所の予防措置

町及び県は、雪崩危険箇所における防止施設の整備等に加え、雪崩危険箇所の公表・周知徹底及び適切な土地利用の誘導を図るなど、雪崩危険箇所の予防措置に努める。

- (1) 町は、県及び関係機関などと協力して、危険箇所等の存在、日常の防災活動、融雪時の対応、雪崩に関する情報等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用し、またハザードマップの作成や、配布に努め、住民への周知徹底を図る。

特に、危険箇所にある要配慮者利用施設に対する周知徹底を図るとともに、情報連絡・警戒避難体制等の整備に努める。

- (2) 町は、当該危険箇所等の巡視を行い、異常現象等の早期発見に努める。また、関係機関と協力して、雪崩災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

3 警戒避難体制の確立

雪崩災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努める。

- (1) 地域特性を考慮した警戒又は避難を行うべき基準(警戒避難基準)の設定
- (2) 予報、警報及び避難指示の伝達方法の周知
- (3) 適切な避難方法、避難場所の選定及び周知
- (4) 危険が増大した場合の避難実施責任者、避難方法、避難場所、伝達方法等

4 融雪期における土砂災害対策

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び山地災害危険箇所等における土砂災害発生の危険性も高い。

各関係機関においては、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図るものとする。

- (1) 危険箇所の定期的な巡視の実施
- (2) 雪崩防止柵等施設の整備による安全の確保

第3節 都市基盤等の耐雪化

雪害の軽減を図り、安定した日常生活、社会経済活動を維持するためには、無雪害まちづくりを進めるとともに、建築物、ライフライン施設、廃棄物処理施設、危険物施設等などの耐雪化を進めることが必要である。また、豪雪時における通信・郵便等の円滑な運営確保も必要である。

さらに、除排雪に伴う河川等の溢水による浸水被害を防止し、円滑な除排雪作業を実施するため、消雪用水の確保等の対策を推進することが求められている。

このため、町、県及び防災関係機関は、これらの雪害予防対策を積極的に推進するものとする。

1 建築物の安全確保

公共建築物や防災上重要な建築物については、必要な耐雪性を確保するとともに、一般建築物においても耐雪性能の向上及び無雪害化を図るものとする。

(1) 公共建築物

ア 文教施設

文教施設は、多数の児童生徒を受け入れする施設であると同時に、災害時には避難施設としても利用されることから、耐雪性能の確保を積極的に図るものとする。

(ア) 校舎等の除雪計画の作成

町は、各学校に対し、事前に個々の建築物の状況等に応じた除雪計画を作成するよう指導する。

学校の積雪許容限度（雪おろし基準）は1.75mとなっている。

イ その他の公共建築物

(ア) 新施設等の耐雪構造化

社会福祉施設、医療施設等の管理者は、新設、増改築に当たっては、余裕ある耐雪構造化の確保を図るとともに、応急計画の作成など十分な雪害対策を講じておくものとする。

(イ) 老朽施設等の点検、補修

社会福祉施設、医療施設等の管理者は、毎年、降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など、事前に十分な雪害対策を講じておくものとする。

(2) 一般建築物

町及び県は、一般建築物の耐雪性の向上のため、建築物の用途、規模、敷地の状況等に応じた建築物の耐雪構造化や消融雪施設の設置、自然落雪方式の採用による雪おろしの省力化等の指導を積極的に推進するものとする。

2 ライフライン施設の耐雪化

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動において欠くことのできないものである。これらライフライン関連施設の雪害予防を図るため、関係機関においては、被害防止策を施すとともに、代替性の確保に努めるものとする。

(1) 上水道施設における雪害予防対策

町は、水道施設の耐雪化を推進するとともに、除排雪等による二次的な被害の防止に努める。

※資料9-2 町営簡易水道及び専用水道等一覧表

ア 施設の耐雪化

積雪、雪崩による施設の破壊、凍結による空気弁・給水栓等屋外施設の破損及び停電による機能停止等の被害が想定されるため、町は、設計、施工時に積雪荷重及び凍結防止設備、予備電源等の耐雪化に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。

また、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、設備の不良箇所を補強する。

イ 除排雪による被害の防止

水源池・消火栓等の施設が除排雪による影響を受けないよう標識又は柵等で注意を喚起するとともに、これらの施設を地下式構造とするなど、施設の保護対策を講ずるものとする。

ウ 応急給水用資機材の整備拡充

町は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の整備拡充を図る。

また、資機材の民間借上げについては、事前に十分協議し、文書による取決めを行う。

※資料9-3 町有給水機器材

エ 支援体制等の確立

豪雪時には、人力、装備、資機材等の全てにおいて、現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、町は、平常時から支援体制及び受入体制を整備する。

オ 図面等の整備

町は、災害復旧活動等を迅速かつ円滑に行うため、平常時から各種の図面、図書類を整備する。

(2) 下水道施設における災害予防対策

町は、下水道施設の耐雪化の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行う。

ア 処理場・ポンプ場の耐雪化

流入水量の増大、低温による処理機能の低下、積雪による施設の損壊、凍結による機器の破損及び停電等が予想されるため、町は適正な運転管理を行うとともに、施設の耐雪化を図る。

(ア) 処理場、ポンプ場の主要構造物は、積雪に耐えられる構造とするとともに、敷地内の除排雪を励行する。

(イ) 積雪時においても、排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努める。

(ウ) 停電・断水対策として、自家発電設備の整備、受電設備の多回線化及び燃料・冷却水等の確保に努める。

イ 管路施設の防護

(ア) 雪の投棄による管路の閉塞や汚水処理能力の低下が予想されるため、町は汚水管路への排雪を防止する。

(イ) 特に重要な幹線については、施設のバイパス化や複数化及び雨水管きよの活用等によるバックアップ機能について検討し、必要に応じて導入を図る。

(ウ) 排水機能を確保するため、町は施設の清掃、浚渫、補修及び改良等に努める。

ウ 防災体制の確立

町は、雪害時の下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等について必要な体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

(3) 電力施設における雪害予防対策（北陸電力）

ア 設備面の対策

電力供給設備においては、降積雪時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については、各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めるとともに、設備改修に当たっては、現行各基準に基づき設計するものとする。

イ 体制面の対策

雪害時においては、迅速、的確な復旧が不可欠であり、日常から組織、情報連絡体制の強化及び資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努めるものとする。

(4) ガス施設における災害予防対策（L P ガス販売店等）

一般家庭におけるL P ガス設備の耐雪性を強化するため、販売店等は、供給体制の確保、安全機器の普及促進に努めるほか、L P ガス消費者に対し、積雪時に取るべき初期行動について、啓発活動を推進するものとする。

ア 安定供給の確保

(ア) 降積雪時におけるL P ガスの安定供給のため、L P ガス容器の大型化、複数化を進め、一般家庭におけるL P ガス設備の供給能力の向上を図るものとする。

(イ) 冬期L P ガス容器配送計画を策定し、円滑な供給体制の確立を図るものとする。

イ 設備の保護対策

(ア) 屋外配管は極力短くし、屋外配管部分は、軒下などの雪の影響を受けにくい場所又は雪面以上となる高い位置に設置する。またゴム管はなるべく使用しないようにする。

(イ) ガス容器、調整器及びメーターは、雪の影響を受けにくい軒下や収納庫に設置する。軒下に設置する場合は、屋根雪の落下防止を行うとともに、容器等の保護をし、危険を発見しやすい場所を選定するものとする。

ウ 安全器具の普及促進

ガス漏れ又は火災防止のため、安全機器の普及促進に努めるものとする。

エ 消費者に対する周知啓発活動

(ア) 消費者に対し、除雪や雪下ろしの際の注意事項や異常時の使用停止等、消費者が取るべき行動についての啓発活動に努めるものとする。

(イ) 冬期間は、暖房等のため部屋が密閉されることが多く、一酸化炭素中毒事故の発生が懸念されるので、部屋の換気や排気筒の損傷の点検等についての周知、啓発に努める。

(5) 通信施設の災害予防対策（N T T西日本）

降積雪時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要であり、公衆通信、専用通信、放送等の施設の耐雪性確保に努めるものとする。

ア 公衆通信

降積雪時においても通信が確保できるよう、設備の耐雪化及び伝送路の多ルート化等

の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずるものとする。

イ 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として極めて有効な方法であり、特に災害時においては重要な役割を果たすことが期待されている。専用通信を設置している各機関は、降積雪時に支障がないよう防災対策を推進するものとする。

3 廃棄物処理施設の耐雪化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の雪による被害を最小限にとどめるとともに、雪害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物を適正に処理することが必要である。

このため、町は新川広域圏事務組合と連携し、一般廃棄物処理施設の耐雪化に努めるとともに、廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備するものとする。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐雪化に努めるものとする。

町は、被災状況により、近隣市町との連携が必要な場合を想定し、廃棄物処理の協力体制を整備する。

※資料11-6 一般廃棄物処理施設

(1) 処理施設の雪害予防対策

ア 一般廃棄物処理施設

積雪による施設の損壊、凍結による機器の破損、停電等が予想されるため、一般廃棄物処理施設の管理者は適切な維持管理を行うとともに、必要な設備、機器の充実に努め、廃棄物処理施設の耐雪化を図るものとする。

イ 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の耐雪化に努めるものとする。

(2) し尿、ごみ等の処理体制の整備

ア 冬期収集体制

町は、住民に対し、積雪期を迎える前のし尿くみ取りの実施を呼びかけるとともに、積雪時におけるごみ収集計画の周知徹底を図る。

イ 処理施設の応急復旧資機材等の整備

一般廃棄物処理施設の管理者は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に際し、速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施するものとする。

ウ ごみ、災害廃棄物等の一時保管場所の確保

豪雪時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、町は、あらかじめ処理計画を作成し、運搬経路、住居地域を考慮したごみ等の一時保管場所を確保しておく。

エ 避難場所等の仮設（簡易）トイレの確保

町は、雪圧による家屋の倒壊、凍結による断水等により、トイレが使用できなくなることが予想されるため、レンタル業者と協定を締結するなど、避難場所等における仮設（簡易）トイレの確保に努める。

(3) 近隣市町との協力体制の整備

町は、豪雪時において、新川広域圏事務組合の処理能力を超えるし尿、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が発生することを想定し、近隣市町との協力体制を整備する。

4 危険物施設等の耐雪化

(1) 危険物施設

雪害により危険物施設において、火災や漏えいが発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、新川地域消防本部は、危険物施設の耐雪化や維持管理、危険物の貯蔵及び取扱基準の遵守等について立入検査等による指導を徹底し、危険物施設からの出火、漏えい等の防止に努める。

また、少量危険物貯蔵取扱所については、新川地域消防組合火災予防条例の規定に基づき指導する。

※資料 3-9 類別危険物製造所

ア 町及び県の措置

(ア) 保安確保の検査及び指導

町は、新川地域消防本部に対し、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取り扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じ、危険物施設の所有者、管理者又は占有者に雪害防止上必要な助言又は指導を行うよう求める。

(イ) 危険物輸送の安全化

町は、県、新川地域消防本部及び警察に対し、危険物の移送、運搬車両について常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、標識の掲示、消火器の設置等を徹底するとともに、移動タンク貯蔵所については危険物取扱者の乗車、免状の携帯及び移送に関する基準の遵守を、並びに運搬車両については運搬容器、積載方法に関する運搬方法の技術上の基準の遵守を徹底するよう求め、危険物輸送における災害防止に努める。

イ 危険物施設の管理者等の措置

(ア) 施設の耐雪化等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、除雪困難な箇所等への融雪装置等の設置、建築構造の耐雪化、配管の凍結防止対策等に努めるものとする。

(イ) 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、災害予防規程等に雪害防止規定を設け、内容を常に見直し、事業実態に合ったものとするとともに、除雪計画を策定し、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施するなど、自主防災体制の確立に努めるものとする。

また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保などに努めるものとする。

(ウ) 防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化や除雪資機材の備蓄に努めるものとする。

(2) 高圧ガス製造事業所等

雪害により、高圧ガスの製造事業所や貯蔵所において、爆発や漏えい等の事故が発生した場合には、周辺地域の公共の安全に大きな影響が生じるおそれがある。

このため、町は、高圧ガスの製造・貯蔵等関係施設の耐雪化や適正な維持・管理、並びに高圧ガスの取扱基準の遵守等について、関係団体との連携協力により自主保安体制の推進を図り、高圧ガスによる事故の未然防止に努める。

※資料3-10 液化石油ガス製造事業所

※資料3-11 液化石油ガス特定供給施設等及び工業用消費施設

※資料3-12 液化石油ガス販売所

※資料3-13 一般高圧ガス製造事業所

ア 町の措置

町は、県が実施する高圧ガス関係施設の保安検査や立入検査に協力する。

イ 事業所の措置

(ア) 屋外設備の耐雪化

- a 屋外配管は極力短くし、又は軒下に設置するなど、雪の影響を受けないようレイアウトに配慮する。また、必要に応じ配管サポートで強化するものとする。
- b 屋外のガス設備は、屋根雪落下や除雪、雪下ろしの衝撃により破損しないよう保護措置を行うものとする。

(イ) 自主保安体制の確立

事業所の長は、災害予防規程等に雪害予防規定を設け、内容を常に見直し、事業実態に適合したものとするよう努めるとともに、除雪計画を策定し、危険予知活動等の安全教育や防災訓練の実施により、安全意識の高揚を図るなど、自主保安体制の確立に努めるものとする。

また、自衛消防隊の隣接事業所との相互応援協定等の相互協力の促進に努めるものとする。

(ウ) 防災資機材の整備

事業所の長は、高圧ガスの種類や量に応じた消火薬剤、保護具等防災資機材や除雪資機材の整備に努めるものとする。

(エ) 通信設備の確保

事業所の長は、緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線、その他の方法による緊急連絡体制を整備し、伝達手段の確保に努めるものとする。

(オ) 運転の緊急停止

事業所の長は、大規模な製造事業所においては、異常警報器等と連動し、危険度に応じて関係機器等を自動遮断するシステムの導入に努めるものとする。

(カ) 防災活動

事業所の長は、災害に対応した緊急操作、行動等のシステム化を進めるとともに、定期的な操作訓練及び防災訓練等を実施し、二次災害の防止に努めるものとする。

(3) 毒物劇物取扱施設

雪害により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、雪害予防対策を講じなければならない。

毒物劇物取扱施設であって、消防法、あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている

施設については、法令により予防対策が指導されている。また、前二法により規制を受けない施設については、次の事項を重点として指導を強化する。

- ア 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため、防液堤あるいは貯留槽等の設置を推進する。
- イ 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止規程を制定させる等の自主災害防止対策を推進する。

5 郵便事業の運営確保

降積雪時における郵政事業の円滑な運営確保は、生活の安定、社会経済活動の上からも重要であるため、町内各郵便局は、次のとおり雪害予防対策を推進するものとする。

- (1) 郵便局舎等の耐雪構造化
- (2) 降積雪時の郵便の配送、取り扱い及び配達の確保を図るための車両、集配施設、用具、並びに人員の整備充実
- (3) 郵便の運送及び集配業務の受託者並びに運送業者に対する運送施設等の整備についての協力要請
- (4) 積雪の著しい地区における運送及び集配の確保計画の作成

6 消流雪用水の確保等

除排雪に伴う農業用排水路等の溢水による浸水被害を防止し、円滑な除排雪作業を実施するため、各種対策を推進する。

- (1) 農業用排水路の整備等
町は、県及び土地改良区等と連携し、農業用排水路への流雪による溢水被害を防止するため、流雪可能な農業用排水路の整備を推進するとともに、施設の点検と冬期の適正な通水管理を行う。

第4節 交通対策

雪による交通障害を排除することは、雪害対策の根幹である。そのため関係機関は、降積雪期における交通確保に関する除排雪計画を積極的に推進するものとする。

1 交通安全対策及び交通流の円滑化対策

- (1) 冬期交通の安全確保の啓発
町、県及び各関係機関等は、冬期の交通事故や交通渋滞の発生を防止するため、スノータイヤ、チェーンの装着、路上駐車禁止など、交通安全の確保対策をラジオ、テレビ、新聞、広報誌等を利用し、啓発するものとする。
- (2) 公共交通の利用促進の啓発
町、県及び各関係機関等は、冬期交通の円滑化を図るため、バス等公共交通の利用促進に

ついて、ラジオ、テレビ、新聞、広報誌等を利用して啓発するとともに、事業所等に対し、協力を呼びかけるものとする。

2 道路交通対策

(1) 雪に強い道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには、除排雪作業を効率的に実施できるような広幅員道路の整備や消流雪施設の整備を進めることが必要である。また、山間地道路においては、雪崩防止柵等の雪崩対策施設の整備を図るほか、狭隘な市街地道路では、その拡幅及びバイパス整備、並びに危険箇所の局部改良等の整備促進が必要である。

町及び県では、具体的な当面の対策として、次のとおり推進するものとする。

ア 交差点の改良整備

右折車線設置等の交差点の局部改良を行い、交通渋滞の解消を図る。

イ 停車帯等の整備

バス停車帯等の整備を行い、バス等大型車両通行の円滑化を図る。

ウ 橋りょうの新設等

橋りょうの新設、架替えを行い、市街地と郊外の交通の分散と交通容量の増大を図る。

エ 堆雪帯の確保及び交通障害箇所等の整備

堆雪帯をもった広幅員道路の整備を進め、除雪による道路幅の狭小化を防止し、通行に十分な道路幅を確保するとともに、山間地等の交通障害箇所の改良を行い、通行の円滑化を図る。

オ 消融雪施設の整備

機械除雪の困難な市街地等の道路において、次の条件に該当する箇所で水源が確保できる場所には、必要に応じて消雪パイプ等を設置する。なお、地下水を水源とする場合は、地域への影響、地下水位の低下を考慮するとともに、河川水の利用も検討する。

(ア) 道路幅員が狭く、家屋が連たんしている除排雪作業の困難なところ

(イ) 橋りょうの取付部や立体交差等で、坂路の勾配が急なところ

(ウ) 橋りょう歩車道

カ 流雪溝の整備

市街地において、道路や屋根雪等の処理が必要で、かつ、地域の住民が管理運営を行える箇所については、流雪溝の整備を進める。

キ 雪崩対策施設の整備

雪崩危険箇所には、雪崩防止柵等の設置を進め、山間地における交通の確保を図る。

ク 吹きだまり障害等の緩和

地吹雪、吹きだまり障害を緩和するため、吹きだまり防止柵の整備を図る。

(2) 除雪用施設及び資機材の整備

町は、各路線や地域の実情に応じ、除雪用施設及び資機材の整備を図る。

ア 除雪機械の整備

除雪機械は、各路線や地域の実情に応じた機種を選定して配備するとともに、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう、民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を

確立しておく。

イ 排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するため、運搬排雪時の雪捨場の確保を図る。

ウ 凍結防止剤の配備

勾配の急な区間等における車両スリップを防止するため、凍結防止剤の配備を行う。

エ 除雪基地等の整備

除雪基地には、除雪機械等を配備するとともに、機械の格納及び凍結防止剤の保管施設、並びに、オペレーターの詰所及び積雪計等の気象観測施設の整備を図る。

※資料10-4 町有建設（除雪）機械

(3) 除雪計画及び安全対策

ア 除雪計画

(ア) 作成方針

町は、次の点に留意し、除雪計画を策定する。

- a 適切な冬期道路交通が確保されるよう、他の道路管理者とも十分連携しながら策定する。
特に、隣接市町との境界にある道路の除雪分担及び交差点除雪の受け持ち等について、十分調整する。
- b 除雪業務分担の決定に当たっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。
- c 計画全般について、関係諸機関と十分に連絡協議し、調整を図る。

3 鉄道交通対策

(1) 除排雪機械及び設備の増強

鉄道事業者は、除排雪機械の能力強化及びポイント消融雪装置等の地上設備の増強を重点とし、冬期輸送の確保を図るものとする。

(2) 除排雪体制の整備及び強化

鉄道事業者は、積雪量等の状況に応じた除排雪車両の出動について使用標準及び出動標準を定め、除雪要員の確保を図るものとする。

(3) 沿線関係者との協力

鉄道事業者は、各関係機関等との協力体制を確立し、降積雪時における安定運行及び事故防止を図るものとする。

ア 踏切事故防止

踏切事故防止のため、踏切除雪については、あらかじめ責任者を定め、除雪体制を強化するとともに、散水式消雪装置の設置推進を図るものとする。

また、踏切事故防止のため、町等を通じて沿線住民に広報しておくものとする。

イ 道路管理者等との協力体制

道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立しておくとともに、雪害による運送の渋滞を防止するため、町、県、警察、地域住民に対し、あらかじめ道路除雪について協力を依頼しておくものとする。

ウ 沿線住民への協力依頼

沿線の樹木の倒壊を防止するため、支障のおそれのあるものを事前に調査し、関係者の協力を得て伐採し、事故防止に努めるものとする。

また、沿線地域住民とのトラブルを防止するため、除排雪、消融雪等について理解と協力を求め、支障が起きないように対策を講ずるものとする。

(4) 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、運行状況の把握と迅速、的確な利用者への情報提供を行うため、情報連絡体制の整備を図るものとする。

ア 内部連絡体制

駅、列車及び保線区との間の情報連絡について、無線・有線設備及び要員等の充実強化を図るとともに、日ごろからの点検整備に努めるものとする。

イ 利用者に対する情報提供

利用者に対する情報サービスについて、電話の開設及び各駅情報係の設置を図るほか、報道機関に対し、事前に協力を要請するものとする。

ウ 無人駅の連絡通報体制

無人駅からの利用者に対する利便を図るため、無人駅連絡装置を導入し、列車運行に乱れがある場合には、旅客不案内の解消を図るものとする。

4 バス交通対策

(1) 除雪体制

町は、道路管理者と協議し、除雪協力体制を確立しておく。

(2) 連絡体制

町は、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供ができるよう、情報収集連絡体制の整備及び報道機関との連携体制の整備を図っておく。

第5節 防災活動体制の整備

第2編（風水害編）第1章「第4節 防災活動体制の整備」（P55）を準用する。

第6節 救援・救護体制の整備

第2編（風水害編）第1章「第5節 救援・救護体制の整備」（P66）を準用する。

第7節 防災行動力の向上

第2編（風水害編）第1章「第6節 防災行動力の向上」（P81）を準用する。

第8節 農林水産業の雪害予防

農林水産業の雪害を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、町、県及び関係機関は、農業団体等と連携を密にし、施設の耐雪化や除融雪体制の整備を促進するとともに、被害防止の指導を徹底する。

1 作目別予防対策

(1) 稲作

育苗施設及び米麦の乾燥調整施設等建物の設計時における積雪許容限度を1.5mとする。

(2) 麦

生産者の組織化及び作付地の集団化を推進するとともに、排水、適期播種等を徹底し、雪害に耐えられるようにする。

(3) 果樹

年最深積雪150cm以下の地域を園地造成の基本とし、樹形の仕立て及び棚強度の確保等、雪害防止対策を次のとおり指導するとともに、的確な降雪情報の伝達及び園地見回りの徹底を図り、計画的な除融雪を促進するものとする。

ア 棚仕立の樹種を栽培するとき

(ア) 棚は、30a以内の単位とする。

(イ) 棚の高さは、1.8m～2.0mとする。

(ウ) 棚の隅柱及び周囲柱は、コンクリート又は鉄材など、強固なものを使用する。

(エ) 棚の周囲線及び周囲柱の上を通る柱線は、ワイヤーを使用する。

(オ) ブドウ棚の支線は、豪雪時に取り外しができるものとする。

イ 立木仕立の樹種を栽培するとき

(ア) 主枝の分岐高は、1.0m以上とする。

(イ) 各主枝ごとに、支柱による下垂防止を行う。

ウ 降雪前対策

(ア) 粗剪定を実施する。

(イ) 枝梢の結束を行う。

(ウ) 支柱及び棚の点検と補強を励行する。

エ 降雪時の対策

(ア) 棚上や枝にたまった雪をふるい落とす。

(イ) 主枝の分岐部分を露出させるため、幹回りの雪踏みを行う。

(ウ) 雪に埋まった枝は、枝先を引き上げ、樹幹下の雪踏みを行う。

(4) 施設園芸用施設

雪害防止対策として、次のとおり指導するものとする。

ア 園芸用施設安全構造基準に基づき、耐雪荷重80kgf/m²に耐え得る強度と屋根雪の落下を考慮した屋根勾配4/10～5/10を目安とした施設の設置を促進する。

イ 降雪時は、可能な範囲で室温を高め、滑落を促進する。

ウ 滑落した雪が軒高以上に堆積しないよう、最大堆雪幅の1.8倍の棟間隔を確保する。

エ 融雪装置や除雪機械等を装備し、速やかな除融雪に努める。

(5) 畜産

畜舎等の耐雪化を促進し、施設周辺の除融雪設備の設置等について指導するものとする。

(6) 水産

漁業協同組合と協力し、道路除雪体制を強化するとともに、漁港施設及び漁港関連道の無雪害化を促進するものとする。

(7) 林産

冠雪害に強い森林構造の施業方法、通直材の生産方法及び特用林産物生産、施設、加工施設の耐雪化等の技術指導等を行うものとする。

2 経営指導等による事前措置

関係機関等と連携して、降積雪対策として次のとおり経営指導の強化を図るものとする。

(1) 農業

- ア 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- イ 除排雪計画の樹立と作業員の事前確保
- ウ 雪害克服に必要な営農資金の計画的造成
- エ 農業共済制度への加入促進

(2) 畜産

- ア 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- イ 除排雪計画の樹立と作業員の事前確保
- ウ 雪害克服に必要な営農資金の計画的造成
- エ 農業共済制度への加入促進
- オ 飼料・資機材等の適切な備蓄
- カ 自衛防疫の強化

(3) 水産

- ア 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- イ 除排雪計画の樹立
- ウ 雪害克服に必要な経営資金の計画的造成

(4) 林産

雪に強い森林を育成するための間伐の促進

第9節 商工業の雪害予防

商工業における雪害の未然防止、拡大防止又は軽減を図るため、降積雪の影響を考慮した地域経済振興対策の推進が必要である。町は、雪に強い商工業の振興と防災体制の強化のため、指導及び助成等を行う。

1 中小企業の雪害対策施設の普及

事業所、工業団地、商業拠点等の無雪化を図るため、消融雪設備、除雪機械等の設置を促進するものとする。

2 生産及び出荷の確保計画

事業所等は、雪による生産力の低下を避けるため、原材料の適正備蓄を図るとともに、冬期の輸送計画を作成しておくものとする。

第10節 文教・文化財施設等災害予防

第2編（風水害編）第1章「第7節 文教・文化財施設等災害予防」（P91-2）を準用する。

第11節 調査研究

第2編（風水害編）第1章「第10節 調査研究」（P93）を準用する。

第2章 雪害応急対策

第1節 予警報の伝達

第2編（風水害編）第2章「第1節 予警報の伝達」（P94）を準用する。

第2節 応急活動体制

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平素から所要の組織及び出動体制を確立しておくとともに、非常の際には、これに基づき動員を命令し、又は要請する場合は、対象者、時期、方法などを明らかにして応急対策に必要な人員を確保しておき、速やかに動員するものとする。

雪害規模、程度、拡大のおそれ等を判断の上、災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部を設置し、総合的な雪害対策を確立するものとする。

1 職員の動員体制

(1) 動員基準

職員の動員基準は、原則、次のとおりとする。

動員段階	動員の時期	動員の内容
第1動員体制 (準備体制)	1 大雪注意報が発表され、危険な状態が予想されるとき。 2 町長が必要と認めたとき。	1 情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 2 第2動員体制に移行できる体制とする。 【参集職員の範囲】 総務課、建設課、入善消防署
第2動員体制 (警戒体制)	1 大雪警報が発表されたとき。 2 降積雪により、町内の一部の地域で被害が発生し、又はその危険性があるとき。 3 町長が必要と認めたとき。	1 情報収集、連絡活動及び災害応急対策を実施する。 2 状況によって、第3動員体制に直ちに移行できる体制とする。 3 災害対策本部の設置検討 【参集職員の範囲】 災害対策本部員（特別職、全課長、入善消防署長）、総務課、保険福祉課、元気わくわく健康課、がんばる農政課、キラキラ商工観光課、建設課、住まい・まちづくり課、教育委員会事務局、入善消防署
第3動員体制 (非常体制) 災害対策本部の設置	1 町内で、大雪特別警報、暴風雪特別警報が発表されたとき。 2 町全域にわたり災害が発生するおそれがあるとき、又は被害が甚大と予想され、あるいは、これらの災害が発生したとき。 3 町長が必要と認めたとき。	1 災害応急対策に万全を期するため、全職員が参集し、事態に即応した業務に従事する。 【参集職員の範囲】 全職員、入善消防署

(2) 動員体制の確立

第2編(風水害編)第2章第3節「1 職員の動員体制 (2) 動員体制の確立」(P107)を準用する。

(3) 参集場所等

第2編(風水害編)第2章第3節「1 職員の動員体制 (3) 参集場所等」(P107)を準用する。

(4) 参集時の留意事項

第2編(風水害編)第2章第3節「1 職員の動員体制 (4) 参集時の留意事項」(P107)を準用する。

(5) 動員の伝達

ア 勤務時間内における動員

総務課長は、大雪、暴風雪等の警報、特別警報が発表され、災害が発生する危険があるとき、又は災害が発生したときは、庁内放送等により、各課へ動員を伝達する。

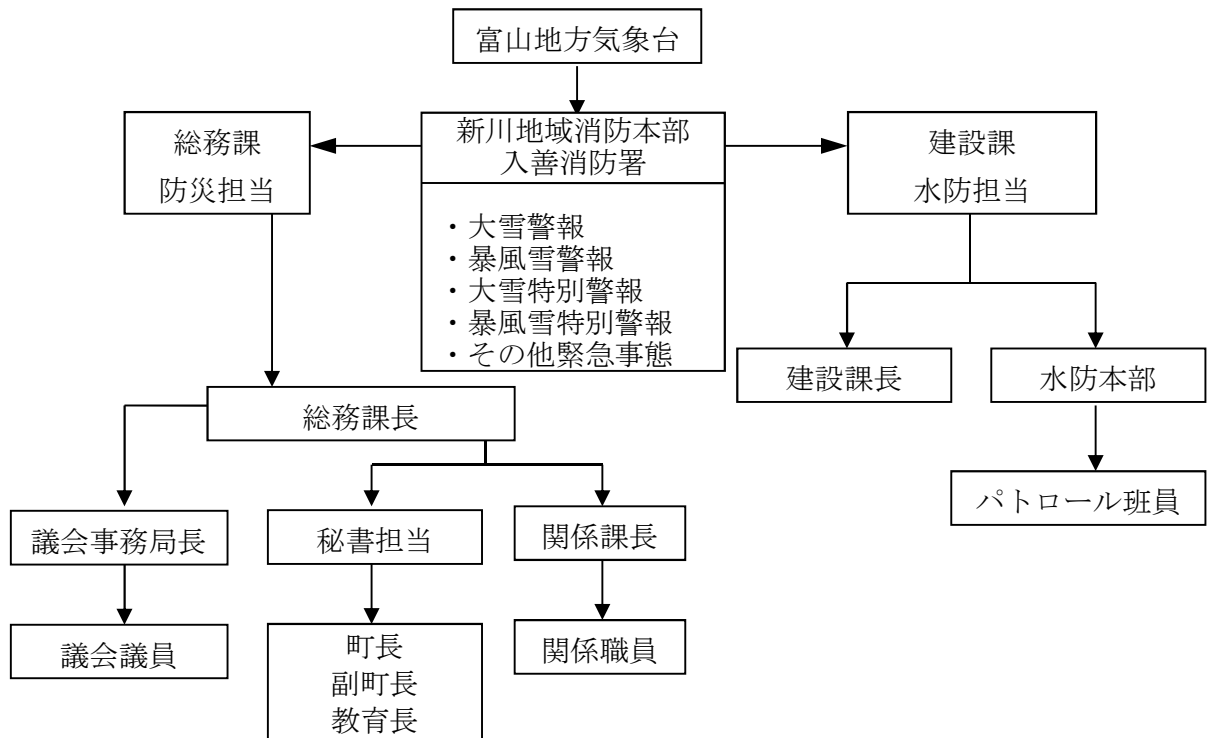
関係課長は、動員基準に基づき、あらかじめ指定した職員を配備し、災害対策に従事させる。

イ 勤務時間外における動員

職員は、大雪、暴風雪等の警報、特別警報が発表され、災害が発生する危険があるとき、又は、災害に関する情報を覚知したときは、動員基準により自主参集する。

総務課長は、必要に応じ、職員緊急連絡メール等で職員に一斉連絡するほか、次の緊急連絡システムにより伝達する。

【勤務時間外における緊急連絡系統】



(6) 動員配備の調整

第2編（風水害編）第2章第3節「1 職員の動員体制 (6) 動員配備の調整」(P108)を準用する。

2 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、次の基準により、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく入善災害対策本部を設置する。

組織	設置基準
災害対策本部	1 大雪特別警報、暴風雪特別警報の一つ以上が発表され、応急対策の必要が認められるとき。 2 災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。 3 激甚な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 4 町長が、応急対策の必要があると認めたとき。

(2) 設置場所

第2編（風水害編）第2章第3節「2 災害対策本部の設置 (2) 設置場所」(P109)を準用する。

(3) 組織

第2編（風水害編）第2章第3節「2 災害対策本部の設置 (3) 組織」(P109)を準用する。

(4) 災害対策本部の廃止基準

第2編（風水害編）第2章第3節「2 災害対策本部の設置 (4) 災害対策本部の廃止基準」(P116)を準用する。

(5) 設置・廃止の通知等

第2編（風水害編）第2章第3節「2 災害対策本部の設置 (5) 設置・廃止の通知等」(P116)を準用する。

3 災害救援ボランティアとの連携

第2編（風水害編）第2章第3節「3 災害救援ボランティアとの連携」(P116)を準用する。

第3節 情報の収集・伝達

第2編（風水害編）第2章「第4節 情報の収集・伝達」(P119)を準用する。

第4節 交通の確保

降積雪や雪崩等により、交通に支障を生じた場合の応急的交通の確保を実施するため、「道路除雪基本計画」、「道路除雪実施計画」に沿って適切な除排雪を実施し、住民の日常生活及び社会経済活動の安定、並びに防災関係機関の実施する救助及び救護活動、応急復旧活動の円滑な遂行を図る。

1 道路除雪基本計画（抜粋）

(1) 目的

本計画は、冬期における住民の日常生活や事業活動に支障を及ぼさないよう町管理道路について適切な除排雪を実施し、安全、円滑な道路交通確保を図ることを目的とする。

(2) 除雪主要幹線

除雪を実施する主要幹線は「除雪計画路線一覧表」の定めるところによる。

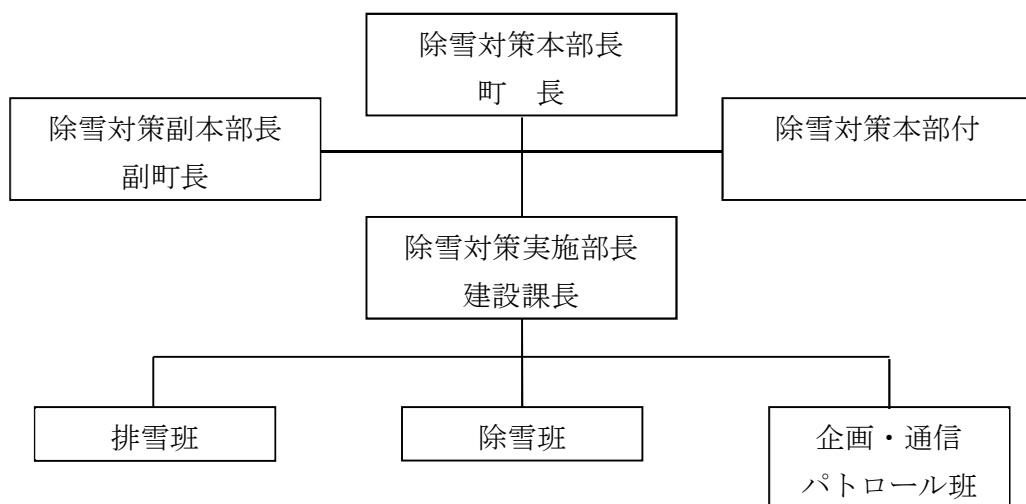
※資料10－9 除雪計画路線一覧表

(3) 除雪体制

ア 構成

建設課に除雪対策本部を設ける。豪雪の場合、必要に応じて除雪基地を設ける。

【除雪対策本部の構成】



イ 活動

除雪対策本部長は、除雪対策副本部長並びに除雪対策実施部長を指揮する。

除雪対策副本部長は、除雪対策本部長を補佐し、除雪対策本部長の事故あるときは、除雪対策実施部長を指揮する。除雪対策実施部長は、除雪対策本部長、除雪対策副本部長及び入善土木事務所長と緊密な連絡の上、有効適正な除雪を実施する。

除雪対策本部長は、除雪の必要を認めたとき、除雪対策本部（建設課）の除雪活動を指示、命令する。

ウ 関係機関の協力体制

(ア) 入善警察署

路上放置物件、違法駐車を取り締まり、交通整理、情報の収集に協力する。

(イ) 新川地域消防本部

冬期間の火災予防について一段と広報に努めるほか、除雪に当たり関係者と協力する。

(ウ) 黒東交通安全協会

交通の安全を確保するため、関係機関等と連絡の上、入善警察署が行う路上放置物件の取り締まりや、交通整理等に協力する。

(4) 除雪区分

主要幹線は交通量を基準とし、路線の性格を勘案して第1種、第2種及び第3種に区分する。各種目の除雪目標は、次のとおりとする。

第1種	二車線幅員確保を原則とするが、状況によっては一車線で待避所を設けるものとする。
第2種	一車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。異常降雪時には、交通不能もやむを得ないものとするが、速やかに交通確保を図る。
第3種	一車線幅員確保を原則とするが、状況によっては一時交通不能もやむを得ないものとする。

(5) 除雪準備

除雪対策実施部長は、「道路除雪基本計画」に基づき、速やかに路線、業務分担の決定、機械の整備を行うとともに、入善土木事務所及び民間団体との協力体制を確立し、かつ、気象観測網及び作業連絡網の組織化を図り、これらを網羅した「除雪実施計画」を策定し、除雪対策本部長の承認を得なければならない。

(6) 除雪出動基準

出動基準は、原則として次の表のとおりとする。ただし、その他特別な事由等により除雪対策本部長、除雪対策実施部長が必要と認めた場合には、出動するものとする。

作業区分	出動基準
新雪除雪	新降雪深10cmをこえ、気象情報等からさらに降雪が予想されるとき。 入善スマートインターは、新雪3cm及び24時間体制で行う。
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通渋滞を引き起こすと判断されるとき。
路面整正	1 路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態となる恐れのあるとき。 2 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。
圧雪処理	1 路面圧の雪厚さが10cmを越えるとき。 2 気温の変化や通行車のかく乱作用など、圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ、交通傷害の原因となる恐れがあるとき。
運搬排雪	拡幅除雪が特に難しい人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断されるとき。

(7) 除雪作業

積雪の状況、その他の原因により、除雪対策実施部長が所属車のみで主要幹線の道路確保を期し得ないと認め、本部長の承認を受けた場合は、民間除雪機械の出動を要請することができる。

(8) 市街地除雪（人家連担地区の除雪）

市街地人家連担地区の除雪は、交通上はもちろん、治安、消防上からも極めて重要であり、また、この地区の除雪のいかんは、除雪計画の遂行を左右するものであり、特に迅速、確実に行うこととする。

ア 雪捨場の選定

市街地除雪は、排雪作業によるところが大きいため、町は、あらかじめ適当な雪捨場を選定し、綿密に排雪計画を立てる。また、雪捨場の選定に当たっては、事前に関係方面と十分な協議を行う。

イ 雪降ろしの後始末励行、除雪協力要請

屋根の雪降ろしの後始末が不十分なため、しばしば除雪機械の運行を不能にするため、沿道の住民に対し、雪降ろしの後始末の励行及び除雪の組織的な協力を要請するとともに、その指導を行う。

ウ 側溝等による雪流し作業

在来側溝、沿道用水等を流雪溝として活用できる場合には、取水、流末処理の現況を綿密に調査し、下流に及ぼす影響を十分考慮の上、沿道住民に対し雪捨てを指導する。

エ ドーザーショベル及び運搬トラック等による排除雪作業

町は、ドーザーショベル及び運搬トラック等は、市街地除排雪作業に優先的に使用するよう計画し、運搬トラック組み合わせにより完全な排雪を図る。

(9) 警察署との協力体制の確立

除雪対策実施部長は、「除雪実施計画」全般について、関係警察署長と十分に協議を行う。除雪実施に当たっては、緊密な連絡をとり、路上放置物件の取り締まり、除雪機械運行に対する交通整理、情報収集等の協力を求める。

(10) 記録及び報告

除雪対策実施部長は、除雪記録を整理しなければならない。特に除雪・積雪状況、除雪作業状況等の写真を整理するとともに、除雪機械の稼働状況、除雪路線の状況等を、随時、除雪対策本部長に報告しなければならない。

(11) 広報活動

除雪対策本部長は、除雪対策実施部長の報告により、広報機関を通じて除雪情報を確実かつ迅速に周知しなければならない。

一般住民に対する除雪協力要請は、必要に応じて、警察、消防、区長等を通じ、また、直接これを行う。

第5節 自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪

豪雪時には、要援護世帯では、生活道路の途絶などによって日常生活が阻害されたり、除排雪の人手が不足したりするため、家屋倒壊などの状態に陥る危険性が高まる。また、防災関係機関

による救助、救援が雪のため阻害されることも予想されるため、地域住民による自主防災活動や地域ぐるみ除排雪の推進を図り、災害応急対策に万全を期する。

1 自主防災活動

自主防災活動は、原則として、自主防災組織の防災計画に基づき、活動するものとするが、おおむね次の活動が期待される。

(1) 情報の収集及び伝達等

自主防災組織は、早く地域内の積雪や被害の状況及び要援護世帯の状況把握など、必要な情報をいち早く収集し、その情報に基づいて適切な判断を行い、要援護世帯への支援、道路啓開や緊急車両通行確保のための除雪の実施、消火班の集結、避難指示の伝達など、適切な活動を行うものとする。

(2) 出火防止及び初期消火

自主防災組織は、降雪前から地域ぐるみで出火防止に心がけ、地域内の家屋からは絶対に火を出さないということを徹底しておくとともに、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって、初期消火及び消防の誘導を行うものとする。

(3) 避難誘導

避難活動においては、自主防災組織が中心的役割を果たすことが期待される。このため自主防災組織は、地域の高齢者、障がい者等の所在を確認しておくとともに、避難に関する情報を正確、迅速に把握することとする。

町長の避難指示が遅延したり、伝達が困難な場合も予想されるので、組織として自主的に判断して避難する場合についても検討しておくものとする。

(4) 救出救護

積雪が多くなると、雪崩、建物倒壊等による負傷者が出て、これらの者を救出救護する必要がある。このような事態になったとき、自主防災組織では状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めるとともに、負傷者に応急手当を施し、必要と認められる場合には速やかに消防等の出動を要請するものとする。

(5) 給食給水

避難者や防災活動に従事している者等の給食給水について、直ちに行えるよう検討しておくものとする。

2 地域ぐるみ除排雪

(1) 地域ぐるみ除排雪の効率的な推進

町は、次の事項について十分な計画、調整の上、地域ぐるみ除排雪の効率的な推進に努める。この場合、自主防災組織と緊密な連携を図る。

高齢者のみの世帯、ひとり暮らし高齢者世帯等においては、雪下ろし、除雪等の作業が困難なことから、日ごろから、声掛け等の取り組みを実施するとともに、地域ぐるみでの支援に努めるよう指導する。

ア 一斉排雪の実施に当たっては、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。

イ 排雪場所や除排雪機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

ウ 一斉排雪を地域住民の総員で実施するためにも、企業が勤労者の休暇を認めるよう理解を求める。

エ 住民に対し、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや、転倒及び屋根雪の落下に注意するよう喚起する。

(2) 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

豪雪時においては、行政と住民組織との情報連絡を密にし、作業連携を図るなど、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した雪対策を推進する。

第6節 災害救助法の適用

第2編（風水害編）第2章「第5節 災害救助法の適用」（P126）を準用する。

第7節 広域応援要請・被災者受入計画

第2編（風水害編）第2章「第6節 広域応援要請・被災者受入計画」（P130）を準用する。

第8節 救助・救急活動

第2編（風水害編）第2章「第7節 救助・救急活動」（P137）を準用する。

第9節 医療救護活動

第2編（風水害編）第2章「第8節 医療救護活動」（P139）を準用する。

第10節 避難活動

第2編（風水害編）第2章「第9節 避難活動」（P143）を準用する。

第11節 交通規制・輸送対策

第2編（風水害編）第2章「第10節 交通規制・輸送対策」（P153）を準用する。

第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第2編（風水害編）第2章「第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給」（P156）を準用する。

第13節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策

第2編（風水害編）第2章「第12節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策」（P160）を準用する。

第14節 警備活動

第2編（風水害編）第2章「第13節 警備活動」（P164）を準用する。

第15節 遺体の捜索、処理、埋葬及び火葬

第2編（風水害編）第2章「第14節 遺体の捜索、処理、埋葬及び火葬」（P165）を準用する。

第16節 ライフライン施設の応急対策

第2編（風水害編）第2章「第15節 ライフライン施設の応急復旧対策」（P168）を準用する。

第17節 公共施設等の応急復旧対策

第2編（風水害編）第2章「第16節 公共施設等の応急復旧対策」（P170）を準用する。

第18節 農林業の被害拡大防止

町は、降積雪時における農林業の被害を防止し、又は被害拡大を防止するため、関係機関、農林業団体等との連絡を密にし、速やかに必要な措置を講ずる。

1 稲作

町は、降積雪情報を迅速に把握し、育苗施設や乾燥調製施設の設計基準を超えた積雪対して、新川農林振興センター等を通じ、除雪の指導徹底を図る。

2 麦

町は、積雪期間が長くなった場合には、新川農林振興センター等を通じ、消雪剤（カーボンブラック）等の散布による消雪を指導促進し、被害の拡大を防止する。

3 果樹

次に掲げる対策について、指導を徹底する。

- (1) 樹冠や棚上の積雪を払い落として踏み固める。
- (2) 枝や棚が埋没した場合、すみやかに雪を落として踏み固める。
- (3) 野ねずみ、野うさぎ、害鳥等の被害を防止するため、樹の根元の雪踏み、枝のわら巻き、鉄砲等での威嚇を行う。

4 施設園芸用施設

次に掲げる対策について、指導を徹底する。

- (1) 降積雪状況を的確に把握し、精力的に除融雪に努める。
- (2) 施設の強度補強に努める。

5 畜産

新川農林振興センター等を通じて、畜産農家を対象とした、雪害予防等の指導を徹底する。

6 林産

特用林産物施設の除雪励行について指導を徹底する。

第19節 商工業の被害拡大防止

町は、降積雪による商品、生産物及び施設の直接的な被害、並びに、原材料、製品等の輸送の停滞等による間接的被害に対する防止対策の促進を図る。

1 輸送手段の確保

町は、生産活動に伴う入出荷及び商品の流通の円滑化を図るため、交通の確保について、関係機関に対し、協力要請を行う。

2 緊急金融措置等による中小企業経営の維持、安定確保

(1) 緊急金融措置

町は、降積雪に関する直接及び間接の被害に起因する中小企業の資金需用に対し、緊急融資の実施及び政府系金融機関の特別融資適用申請等の措置を要請する。

(2) 関係団体に対する要請

町は、商工会等関係団体に対し、必要に応じて中小企業者に対する相談、あっせんを行うなど、きめ細かな対処を図よう要請する。

第20節 応急住宅対策

第2編（風水害編）第2章「第18節 応急住宅対策」（P174）を準用する。

第21節 教育・文化財対策

第2編（風水害編）第2章「第19節 教育・文化財対策」（P177）を準用する。

第3章 雪害復旧対策

第1節 住民生活安定のための緊急対策

第2編（風水害編）第3章「第1節 住民生活安定のための緊急対策」（P186）を準用する。

第2節 激甚災害の指定

第2編（風水害編）第3章「第2節 激甚災害の指定」（P192）を準用する。

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

第2編（風水害編）第3章「第3節 公共土木施設の災害復旧計画」（P193）を準用する。